

1

2

3

4

5

住民記録システム標準仕様書

6

(案)

7

8

令和2年（2020年）5月18日

9

10 凡例

11

12 実務上は、住民・職員への分かりやすさ等の観点から、法令用語でない用語が用いられる
13 ことがあるが、本仕様書の機能要件の記載上は、原則として法令用語を用いている。

14 なお、機能要件の構成は、必ずしも本仕様書のとおりとしなければならないことを意味す
15 るものではなく、本仕様書に従う限り、実務上の使い勝手を考慮してメニューを再構成する
16 ことも可能である。

17 例えば、本仕様書では、「異動」において、上位の分類として「届出」と「職権」の項を
18 設け、「届出」の下位の分類として「転入」、「転居」等の項を設けているが、実装において
19 は、異動事由項目が区別されればそれと異なる順序のメニュー構成とすることも差し支え
20 ない。

21

22

23 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）…………… 法

24 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）…………… 令

25 住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）…………… 規則

26 外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）…………… 旧外登法

27 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年法律第 319 号）……………入管法

28 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法
29 律第 27 号）……………番号法

30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26
31 年政令第 155 号）……………番号法施行令

32 住民票及び除票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関
33 連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和 61 年自治省告示第 15 号）

34 …………… 技術的基準

35 住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日自治振第 150 号等自治省行政局長等から
36 各都道府県知事あて通知）

37 …………… 要領

38 住民基本台帳ネットワークシステム…………… 住基ネット

39 住民基本台帳カード…………… 住基カード

40 コミュニケーションサーバー…………… CS

41 住民記録システム等導入および保守業務調達仕様書（ひな形）

42 （中核市市長会「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」

43 （平成 30 年 5 月～令和元年 5 月）において作成）…………… 中核市市長会ひな形

44

45	目次	
46		
47	第1章 本仕様書について.....	14
48	1. 背景	15
49	2. 目的	16
50	3. 対象	20
51	4. 本仕様書の内容.....	24
52	第2章 業務フロー等.....	27
53	1. 業務フロー	28
54	2. DMM (Diamond Mandala Matrix).....	67
55	3. DFD (Data Flow Diagram).....	75
56	第3章 機能要件	88
57	1 管理項目	89
58	1.1 住民データ.....	90
59	1.2 異動履歴データ.....	125
60	1.3 その他の管理項目.....	131
61	2 検索・照会・操作.....	136
62	2.1 検索	137
63	2.2 照会	142
64	2.3 操作	145
65	3 抑止設定	147
66	4 異動	152
67	4.1 届出	163
68	4.2 職権	179
69	4.3 住民票コードの異動.....	192
70	4.4 個人番号の異動.....	195
71	4.5 外国人住民のみに関係する異動.....	196
72	4.6 異動の取消し.....	202
73	5 証明	205
74	6 統計	216
75	7 連携	219
76	7.1 CS 連携・番号連携.....	220
77	7.2 庁内他業務連携.....	226
78	8 実装してもしなくても良い機能.....	230
79	8.1 コンビニ交付.....	231
80	8.2 本人通知制度.....	233

81	8.3 特別永住者	235
82	9 バッチ	237
83	10 共通	244
84	11 エラー・アラート項目.....	257
85	第4章 様式・帳票要件.....	278
86	20.1 住民票の写し等.....	297
87	20.2 転出証明書等.....	310
88	20.3 住民基本台帳の一部の写し.....	314
89	20.4 住民票コード通知票等.....	316
90	20.5 その他	320
91	20.6 住民基本台帳関係年報の調査様式.....	346
92	第5章 データ要件	347
93	第6章 非機能要件	372
94	第7章 用語	374
95		
96		

97	目次 (詳細)	
98		
99	凡例	1
100	第1章 本仕様書について.....	14
101	1. 背景	15
102	2. 目的	16
103	(1) 目指す姿.....	16
104	(2) 本仕様書の目的.....	17
105	3. 対象	20
106	(1) 対象自治体.....	20
107	(2) 対象分野.....	20
108	(3) 対象項目.....	21
109	デジタル社会を見据えた対応.....	22
110	4. 本仕様書の内容.....	24
111	(1) 本仕様書の構成.....	24
112	(2) 標準準拠の基準.....	24
113	(3) 想定する利用方法.....	25
114	各自治体の調達仕様書の範囲との関係.....	26
115	第2章 業務フロー等.....	27
116	1. 業務フロー	28
117	1.1 住民データ.....	29
118	1.1.2 通称名の管理	29
119	1.1.7 旧氏・通称の管理.....	30
120	3 抑止設定	31
121	3.4 支援措置・申出.....	31
122	3.4 支援措置・通知.....	32
123	4.1.1 転入	33
124	4.1.1 転入	33
125	4.1.1.3 特例転入	34
126	4.1.2 転居	35
127	4.1.2 転居	35
128	4.1.3 転出	36
129	4.1.3 転出・届出.....	36
130	4.1.3 転出・消除.....	37
131	4.1.3 国外への転出	38
132	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出.....	39

133	4. 1. 3. 1	転入通知の受理	40
134	4. 1. 4	世帯変更	41
135	4. 1. 4. 1	世帯変更等	41
136	4. 2. 1	職権記載	42
137	4. 2. 1	職権記載・通知・調査	42
138	4. 2. 1	職権記載・申出	43
139	4. 2. 1. 2	出生・届出	44
140	4. 2. 1. 2	出生・通知	45
141	4. 2. 2	職権消除	46
142	4. 2. 2	職権消除	46
143	4. 2. 2	職権消除・法第 30 条の 50 通知	47
144	4. 2. 2. 1	死亡・届出	48
145	4. 2. 2. 1	死亡・通知	49
146	4. 2. 3	職権修正	50
147	4. 2. 3	職権修正・申出	50
148	4. 2. 3. 2	職権修正・軽微な修正	51
149	4. 2. 3. 3	職権修正・誤記修正	52
150	4. 2. 3. 3	職権修正・誤記修正・法第 30 条の 50 通知	53
151	4. 3	住民票コードの異動	54
152	4. 3. 2	住民票コード変更請求	54
153	4. 3. 2	住民票コード修正	55
154	4. 4	個人番号の異動	56
155	4. 4	個人番号の指定	56
156	4. 4	個人番号の変更・請求	57
157	4. 4	個人番号の変更・職権	58
158	4. 4	個人番号の修正	59
159	4. 5	外国人住民のみに関係する異動	60
160	4. 5. 1、4. 5. 2	第 30 条の 46 転入、第 30 条の 47 届出	60
161	4. 5. 3、4. 5. 4、4. 5. 5	帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出	61
162	4. 5. 3、4. 5. 4、4. 5. 5	帰化、国籍取得・通知、国籍喪失・通知	62
163	4. 6	異動の取消し	63
164	4. 6. 0. 1	異動取消し・通知・調査	63
165	4. 6. 1. 1	異動取消し・申出	64
166	4. 6. 1. 1	転出取消・申出	65
167	5	証明	66
168	5	証明書の交付（住民票の写しの例）	66

169	2. DMM (Diamond Mandala Matrix).....	67
170	0 住民基本台帳.....	67
171	1 管理項目	68
172	2 検索・照会・操作.....	69
173	4 異動	70
174	7 連携	71
175	8 実装してもしなくても良い機能.....	72
176	10 共通	73
177	11 エラー・アラート項目.....	74
178	3. DFD (Data Flow Diagram).....	75
179	1 管理項目	75
180	1.1 住民データ.....	75
181	3 抑止設定	76
182	3.1 異動・発行・照会抑止.....	76
183	3.4 支援措置.....	76
184	4 異動	77
185	4.1 届出.....	77
186	4.2 職権.....	78
187	4.3 住民票コードの異動.....	80
188	4.4 個人番号の異動.....	81
189	4.5 外国人住民のみに関係する異動.....	82
190	4.6 異動の取消し.....	83
191	5 証明	84
192	5.1 証明書記載事項.....	84
193	5.5 発行番号.....	84
194	7 連携	85
195	7.1 CS 連携・番号連携	85
196	7.2 庁内他業務連携.....	85
197	8 実装してもしなくても良い機能.....	86
198	8.1 コンビニ交付.....	86
199	8.3 特別永住者.....	86
200	9 バッチ	87
201	9.2 抑止対象者.....	87
202	9.4 成年被後見人.....	87
203	9.7 住所一括変更.....	87
204	第3章 機能要件	88

205	1	管理項目	89
206	1.1	住民データ	90
207	1.1.1	日本人住民データの管理	90
208	1.1.2	外国人住民データの管理	92
209	1.1.3	個人票／世帯票	94
210	1.1.4	改製	95
211	1.1.5	除票	99
212	1.1.6	空欄	107
213	1.1.7	旧氏・通称	108
214	1.1.8	年月日の管理	109
215	1.1.9	年月日の表示	111
216	1.1.10	世帯主	112
217	1.1.11	続柄	112
218	1.1.12	本籍・筆頭者	113
219	1.1.13	宛名番号・世帯番号	114
220	1.1.14	統合記載欄	115
221	1.1.15	メモ	119
222	1.1.16	支援対象者管理	120
223	1.1.17	郵便番号	122
224	1.1.18	ふりがな	123
225	1.1.19	郵便物送付コード	123
226	1.2	異動履歴データ	125
227	1.2.1	異動履歴の管理	125
228	1.2.2	異動事由	127
229	1.3	その他の管理項目	131
230	1.3.1	入力場所・入力端末	131
231	1.3.2	住居表示・地番管理	131
232	1.3.3	住所辞書管理	132
233	1.3.4	方書管理	133
234	1.3.5	和暦・西暦管理	133
235	1.3.6	公印管理	134
236	1.3.7	交付履歴の管理	134
237	1.3.8	認証者	135
238	2	検索・照会・操作	136
239	2.1	検索	137
240	2.1.1	検索機能	137

241	2. 1. 2	検索文字入力	137
242	2. 1. 3	基本検索	139
243	2. 2	照会	142
244	2. 2. 1	異動履歴照会	142
245	2. 2. 2	交付履歴照会	142
246	2. 2. 3	文字コード照会等	143
247	2. 2. 4	支援対象者照会	143
248	2. 3	操作	145
249	2. 3. 1	処理画面	145
250	2. 3. 2	キーボードのみの画面操作	145
251	3	抑止設定	147
252	3. 1	異動・発行・照会抑止	148
253	3. 2	他システム連携	148
254	3. 3	消除対象者記載	149
255	3. 4	支援措置	149
256	3. 5	住民異動不受理	150
257	4	異動	152
258	4. 0. 1	異動者	153
259	4. 0. 2	異動先世帯、異動による消除	153
260	4. 0. 3	異動日・処理日	155
261	4. 0. 4	世帯主不在となる場合の処理	156
262	4. 0. 5	世帯主変更依頼通知書	156
263	4. 0. 6	本籍入力補助	157
264	4. 0. 7	方書入力補助	158
265	4. 0. 8	審査・決裁	159
266	4. 0. 9	入力確認・修正	161
267	4. 0. 10	一括入力	161
268	4. 1	届出	163
269	4. 1. 0. 1	届出に基づく住民票の記載等	163
270	4. 1. 0. 2	届出日	163
271	4. 1. 0. 3	住民異動届受理通知	164
272	4. 1. 1	転入	165
273	4. 1. 1. 1	転入者情報入力	165
274	4. 1. 1. 2	再転入者	166
275	4. 1. 1. 3	特例転入	167
276	4. 1. 1. 4	未届転入	168

277	4.1.2	転居	168
278	4.1.2.1	同一住所への転居	168
279	4.1.3	転出	169
280	4.1.3.0.1	届出日以降の異動	169
281	4.1.3.0.2	転出先入力	170
282	4.1.3.0.3	転出証明書等	170
283	4.1.3.0.4	特例転入を利用した転出	172
284	4.1.3.1	転入通知の受理	173
285	4.1.3.1.1	転入通知の受理	173
286	4.1.3.1.2	CS から受信した転入通知の受理	174
287	4.1.3.1.3	CS からの受信がない場合の転入通知の受理	175
288	4.1.3.1.4	転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成	176
289	4.1.4	世帯変更	176
290	4.1.4.1	世帯変更等	176
291	4.1.4.2	世帯主変更による続柄設定	177
292	4.1.4.3	事実上の世帯主	178
293	4.2	職権	179
294	4.2.0.1	職権による住民票の記載等	179
295	4.2.0.2	届出の準用	180
296	4.2.0.3	戸籍通知・戸籍の表示の引用	180
297	4.2.0.4	戸籍届出・通知日	181
298	4.2.0.5	申出を受けた職権記載等	182
299	4.2.1	職権記載	182
300	4.2.1.1	住所設定・未届転入	182
301	4.2.1.2	出生	184
302	4.2.2	職権消除	185
303	4.2.2.1	死亡	185
304	4.2.2.2	失踪	186
305	4.2.3	職権修正	186
306	4.2.3.1	修正	186
307	4.2.3.2	軽微な修正	187
308	4.2.3.3	誤記修正	188
309	4.3	住民票コードの異動	192
310	4.3.1	住民票コードの付番	192
311	4.3.2	住民票コードの変更・修正	193
312	4.3.3	住民票コード通知票等	193

313	4.4	個人番号の異動.....	195
314	4.5	外国人住民のみに関係する異動.....	196
315	4.5.1	法第30条の46転入.....	196
316	4.5.2	法第30条の47届出.....	196
317	4.5.3	帰化.....	196
318	4.5.4	国籍取得.....	197
319	4.5.5	国籍喪失.....	198
320	4.5.6	出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除.....	199
321	4.5.7	入管法の住居地届出.....	200
322	4.6	異動の取消し.....	202
323	4.6.0.1	異動の取消し.....	202
324	4.6.1	(申出による)異動の取消し.....	204
325	4.6.1.1	(申出による)異動の取消し.....	204
326	5	証明.....	205
327	5.1	証明書記載事項.....	206
328	5.2	世帯員の並び順.....	208
329	5.3	ふりがな.....	210
330	5.4	方書の記載.....	212
331	5.5	発行番号.....	212
332	5.6	公印・職名の印字.....	213
333	5.7	公用表示.....	214
334	5.8	文字溢れ対応.....	215
335	6	統計.....	216
336	6.1	統計.....	217
337	7	連携.....	219
338	7.1	CS連携・番号連携.....	220
339	7.1.1	CS連携.....	220
340	7.1.1.1	CSへの自動送信.....	220
341	7.1.1.2	整合性確認.....	221
342	7.1.1.3	カード管理状況.....	221
343	7.1.1.4	カード管理システム連携.....	223
344	7.1.2	番号連携.....	223
345	7.1.2.1	個人番号の生成・変更・修正要求.....	223
346	7.1.2.2	符号の取得.....	224
347	7.1.2.3	団体内統合宛名システムとの連携.....	225
348	7.2	庁内他業務連携.....	226

349	7.2.1	地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	226
350	7.2.2	他業務照会	226
351	7.2.3	宛名連携	228
352	7.2.4	戸籍附票システム連携	229
353	8	実装してもしなくても良い機能	230
354	8.1	コンビニ交付	231
355	8.1.1	コンビニ交付サーバ連携	231
356	8.1.2	シリアル番号連携	231
357	8.2	本人通知制度	233
358	8.2.1	登録管理	233
359	8.2.2	画面表示	233
360	8.2.3	通知書出力	234
361	8.3	特別永住者	235
362	8.3.1	切替異動者リスト及び案内作成	235
363	8.3.2	申請受理処理	235
364	8.3.3	切替予定数調査	236
365	9	バッチ	237
366	9.1	バッチ処理	238
367	9.2	抑止対象者	239
368	9.3	除票用データベースへの移行	239
369	9.4	成年被後見人	240
370	9.5	住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	241
371	9.6	無作為抽出・条件指定抽出	241
372	9.7	住所一括変更	241
373	9.8	経過滞在者	243
374	10	共通	244
375	10.1	EUC 機能他	245
376	10.2	アクセスログ管理	248
377	10.3	操作権限管理	250
378	10.4	操作権限設定	251
379	10.5	ヘルプ機能	252
380	10.6	中間標準レイアウト仕様での出力	253
381	10.7	印刷	254
382	10.8	CSV形式のデータの取込み	255
383	11	エラー・アラート項目	257
384	11.1	エラー・アラート項目	258

385	第4章 様式・帳票要件.....	278
386	20.0.1 様式・帳票全般.....	279
387	20.0.2 各項目の記載.....	287
388	20.0.3 異動履歴の記載.....	287
389	20.0.4 異動履歴の記載の修正.....	293
390	20.0.5 備考の記載.....	296
391	20.1 住民票の写し等.....	297
392	20.1.1 住民票の写し.....	297
393	20.1.2 住民票の写し（世帯連記式）.....	304
394	20.1.3 住民票の除票の写し.....	306
395	20.1.4 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書.....	308
396	20.2 転出証明書等.....	310
397	20.2.1 転出証明書.....	310
398	20.2.2 転出証明書に準ずる証明書.....	313
399	20.3 住民基本台帳の一部の写し.....	314
400	20.3.1 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）.....	314
401	20.4 住民票コード通知票等.....	316
402	20.4.1 住民票コード通知票.....	316
403	20.4.2 住民票コード変更通知票.....	318
404	20.4.3 住民票コード修正通知票.....	319
405	20.5 その他.....	320
406	20.5.1 支援措置期間終了通知.....	320
407	20.5.2 世帯主変更通知書.....	322
408	20.5.3 世帯主変更依頼通知書.....	324
409	20.5.4 住民異動届受理通知.....	326
410	20.5.5 転入通知情報取込エラー一覧表.....	328
411	20.5.6 転入通知未着照会書.....	331
412	20.5.7 転入通知未着者一覧.....	333
413	20.5.8 職権記載等通知書.....	335
414	20.5.9 出入国在留管理庁長官通知更新リスト.....	337
415	20.5.10 個人番号カード交付申請書.....	339
416	20.5.11 成年被後見人異動通知.....	340
417	20.5.12 住居表示決定通知書.....	342
418	20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知.....	344
419	20.6 住民基本台帳関係年報の調査様式.....	346
420	20.6.1 住民基本台帳関係年報の調査様式第1表、第1の2表及び第1の3表	

421	346	
422	第 5 章	データ要件 347
423	30.1	データ構造 348
424	30.2	文字 349
425	第 6 章	非機能要件 372
426	第 7 章	用語 374
427		
428		

429

430

431

432

433

434

第 1 章 本仕様書について

1. 背景

435

436

437 自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発
438 注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負
439 担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体を中心に、同一ベンダのシステムを利用
440 する自治体間でもシステムの内容が異なることが多く、LGWAN 等の共通プラットフォーム
441 上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・
442 帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担に繋がっている。

443 また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体
444 の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル
445 化に向けた基盤を整備していく必要がある。

446 そうした問題意識から、自治体行政のデジタル化に向け、自治体の情報システムや様式・
447 帳票の標準化等について、自治体、ベンダ及び国が協力して具体的な検討を行う場として、
448 令和元年（2019年）8月から、総務省において、自治体システム等標準化検討会（座長：
449 庄司昌彦武蔵大学社会学部教授）が開催された。また、更に詳細な議論を行う場として分科
450 会（分科会長：後藤省二株式会社地域情報化研究所代表取締役社長）が開催された。

451 この住民記録システム標準仕様書（以下「本仕様書」という。）は、○回の検討会、○回
452 の分科会及び○回の市区町村・ベンダ意見照会を経て、策定されたものである。

453

2. 目的

(1) 目指す姿

本仕様書が目指す姿は、

「複数のベンダが広域クラウド（※近隣自治体にとどまらない全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿」

とする。

〔各主体にとってのシステム標準化のメリット〕

- 住民・企業等のサービス利用者
自治体に対して異なる手続で実施していた申請等が統一的に実施可能となり、手続の簡素化や合理化が実現する。
- 自治体
限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、自治体のシステム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、本来情報担当職員が行うべき業務に人材を充当できるようになる。また、財政面においては、カスタマイズの抑制、システムの共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理の費用や法令改正時の費用を削減する。
- ベンダ
個別のカスタマイズ要望が減ることにより、個別自治体との調整やカスタマイズのためのプログラミングの負担が減少し、人口減少下で稀少化するシステムエンジニアの人員を AI・RPA 等の攻めの分野に投入し、創意工夫により競争することが可能となる。

さらに、各主体のメリットのみならず、国・国民全体として、事務の迅速化・正確性の向上や、データ利活用の促進等のメリットがある。

(2) 本仕様書の目的

485

486

487 我が国の自治体が中長期的な人口構造の変化に直面する中であっても、住民サービスを
488 維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広域クラウド化等を通じた自治体の職員
489 負担の削減、ベンダの負担の削減やベンダ間での円滑なシステム更改等を通じた自治体の
490 財政負担の削減を進める必要がある。また、デジタル社会において実現・普及する技術を取
491 り入れることで、自治体は、デジタル社会に対応した住民サービスを提供することが求めら
492 れる。

493 それを実現する手段として、システムの標準化を進めることとし、その基礎となる標準仕
494 様書の作成を通じて、以下の3つの目的を実現する。

495

496 (目的1) カスタマイズを原則不要にする

497 今あるカスタマイズの中で、普遍的に有用性が認められるものは標準的に実装すべき
498 機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは実装しない機能とすることで、「人
499 口規模が大きな団体でも、標準準拠パッケージであればカスタマイズなしで支障なく業
500 務が行える」ようにして、カスタマイズを原則不要にする。

501

502 (目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする

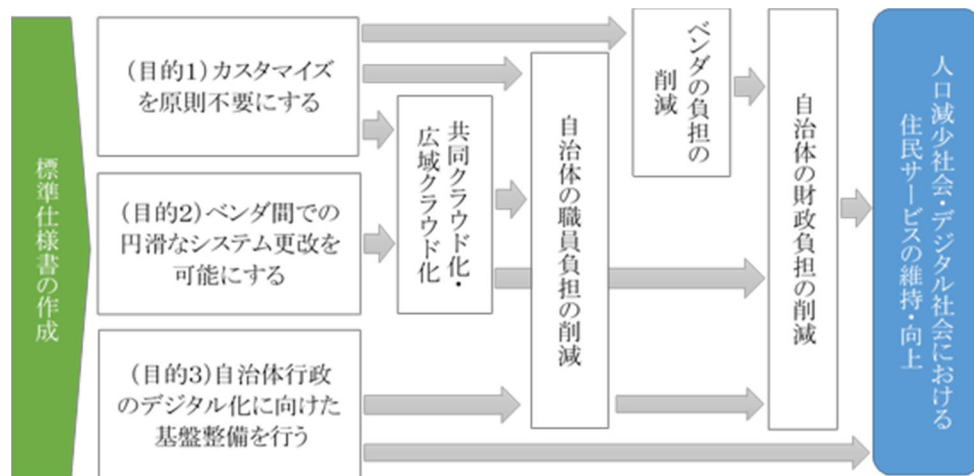
503 ベンダ間共通の標準装備すべき機能やデータの標準等を定めることで、ベンダ移行時
504 の円滑なシステム更改を可能にする。

505

506 (目的3) 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

507 デジタル社会に必要な機能のうち現段階で普遍的に有用性が認められるものを搭載す
508 ることで、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。

509



510

511

512 具体的には、目的1（カスタマイズを原則不要にする）に関して、現時点で実装されてい
513 るカスタマイズのうち、標準的に実装すべき機能と実装しない機能の仕分けを行うことに
514 より、

515

516 ・カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・ベンダ間の調整コストの削減、導
517 入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減

518 ・自治体間の調整コストの削減による、自治体間のシステム共同化の円滑化

519 ・カスタマイズについてのシステムエンジニアのプログラミングの負担の削減

520

521 を、目的2（ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする）に関して、異なるベンダ間に
522 おいて、データの標準や、標準装備すべき機能を定めることにより、

523

524 ・ 現在、ベンダが異なる自治体間も含めた共同クラウド化・広域クラウド化

525 ・ ベンダロックインの防止による健全な競争の促進

526

527 を、目的3（自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う）に関して、デジタル社会に
528 必要な機能を搭載することにより、

529

530 ・ 住民の利便性向上

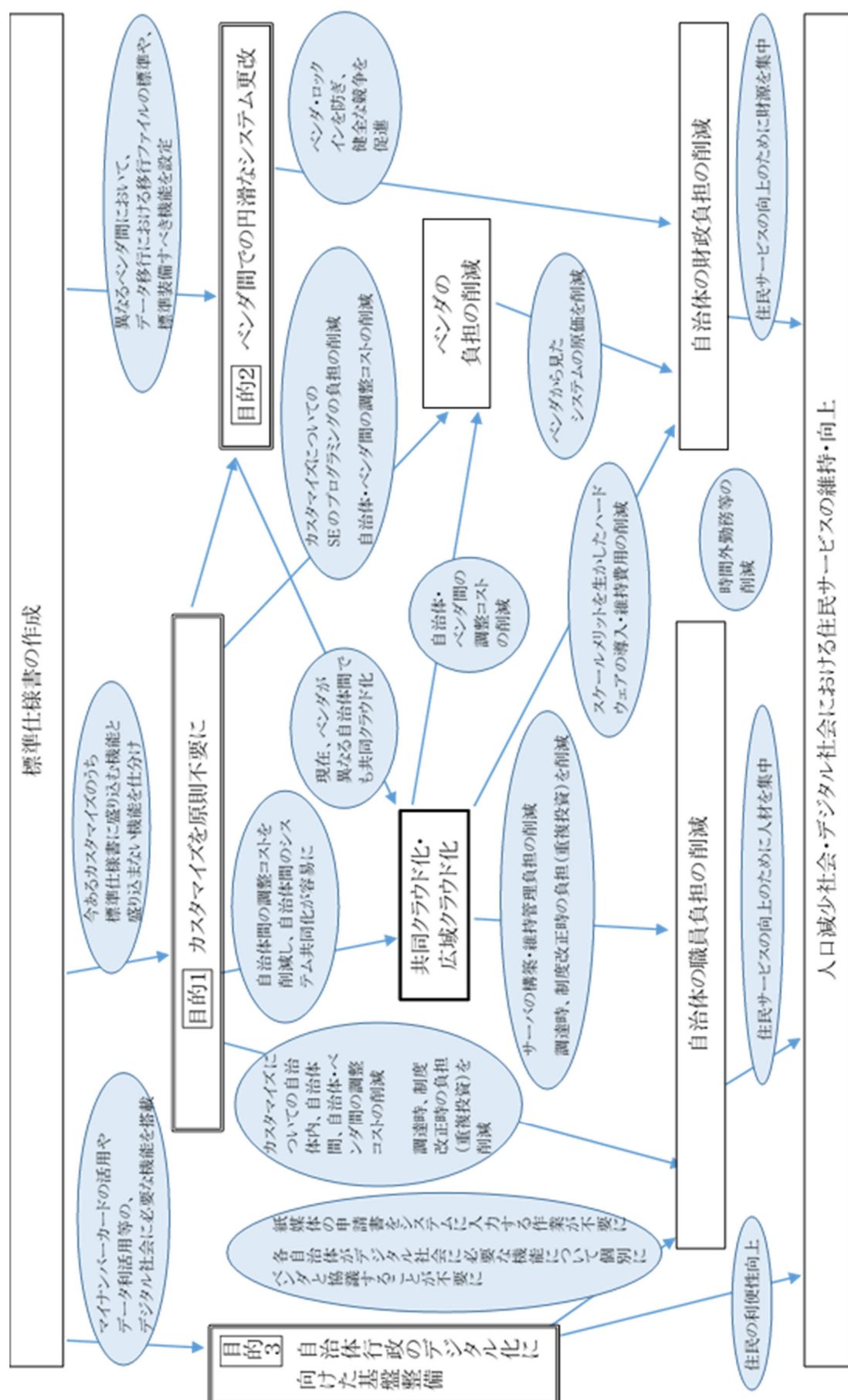
531 ・ 自治体のデータ入力負担の削減

532

533 を目指している。

534

標準仕様書の作成



3. 対象

(1) 対象自治体

本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村とする。

なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区のことであるが、法令で指定都市の区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長と見なされる場合は、法令と同様の扱いとする。ただし、本文中の各項目に記載のとおり、以下の区分に応じて異なる要件としているものもある。

- ・指定都市
- ・中核市等（中核市又は人口 20 万以上の市区（指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）
- ・一般市区町村（人口 20 万未満の市区町村をいう。以下同じ。）

(2) 対象分野

本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様（※）における住民基本台帳ユニットとする。

※ 現在、各府省のシステム標準化の取組は、「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」（令和元年 12 月 19 日経済財政諮問会議決定）に基づき、地域情報プラットフォーム標準仕様のユニットを単位として検討がなされている。

これは概ね住民基本台帳制度上の事務と対応しているが、必ずしも 1 対 1 で対応しているわけではない。例えば、戸籍の附票の管理は住民基本台帳制度上のものだが、地域情報プラットフォーム標準仕様では、住民基本台帳ユニットではなく、戸籍ユニットに位置付けられている。また、印鑑登録については、実態として、住民記録システムと密接に関連しているが、別ユニットであるため、本仕様書の対象外とする。別ユニットのシステムにおいて本来処理されるべき業務を転入・転出等の住民記録システムにおける処理を行う際に併せて行う、いわゆる「総合窓口」機能と考えられるものについても、本仕様書の対象外とする。

一方、入管法に基づく住居地届出や番号法に基づく個人番号カード関係など、住民基本台帳制度上の事務ではないが、本仕様書において実装すべき機能として位置付けているものもある。

566 本仕様書では、標準仕様書の作成の目的として、「今あるカスタマイズの中で、普遍的に
567 有用性が認められるものは標準機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは盛り
568 込まないことで、『人口規模が大きな団体でも、標準準拠パッケージであればカスタマイズ
569 なしで支障なく業務が行える』ようにして、カスタマイズを原則不要にする」ことを挙げて
570 いる。そのため、各自治体における住民記録システムの実態を踏まえ、住民基本台帳制度上
571 の事務以外についての機能であったとしても、住民記録システムの中で一体的に処理され
572 ることについて普遍的に有用性が認められるものであれば、実装すべき機能として盛り込
573 むこととした。また逆に、こうした他業務関係の機能の追加は1つの大きなカスタマイズの
574 要因であり、住民記録システムの中で普遍的に有用性が認められないものについては、実装
575 しない機能として整理することで、カスタマイズを抑止することとした。

576
577
578

579 (3) 対象項目

580

581 本仕様書では、以下の項目について規定する。

- 582 ・機能要件（第3章）
- 583 ・様式・帳票要件（第4章）
- 584 ・データ要件（第5章）（※）
- 585 ・連携要件（第3章及び第5章の一部）（※）
- 586 ・非機能要件（第6章）

587

588 ※データ要件及び連携要件については、令和2年夏以降に自治体システムデータ連携標
589 準検討会等と連携して検討することとしていたが、一部、前倒しで本仕様書に盛り込
590 だものもある。

591

592 以下の項目については原則として規定しない。ただし、カスタマイズの発生源になっ
593 ている場合等についてはこの限りでない。

- 594 ・画面要件
- 595 ・ヘルプやガイドの具体的内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能

596

597 このうち、機能要件、様式・帳票要件及び連携要件は、カスタマイズの発生源になっ
598 ている部分であるため、「2（2）本仕様書の目的」に示した目的1（カスタマイズを原則不要
599 にする）から本仕様書の対象とすることとした。また、機能要件、データ要件及び連携要件
600 は、ベンダ間での円滑なシステム更改を阻害している部分であるため、目的2（ベンダ間で

601 の円滑なシステム更改を可能にする) から本仕様書の対象とすることとした。さらに、目的
602 3 (自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う) から、デジタル社会に必要な機能に
603 ついては、これらの要件の中に反映した。

604

605 なお、様式・帳票要件では、住民記録システムを標準化するという観点から、多くの自治
606 体において住民記録システムから出力する様式・帳票 (例: 証明書、確認票) について規定
607 することとし、多くの自治体において住民記録システムから出力するとは限らない様式・帳
608 票 (例: 住民異動届等の届出書、申請書) については規定しないこととした。

609 また、非機能要件では、自治体を通じて共通して規定すべきもの (例: セキュリティ) に
610 ついては規定し、共通して規定すべきでないもの (例: 研修) については規定しないことと
611 した。したがって、各自治体の情報システムの調達において、本仕様書に規定されていない
612 非機能要件を設けることを妨げるものではない。

613

614 デジタル社会を見据えた対応

615

616 本仕様書は、将来のデジタル社会においてあるべき姿 (電子化・ペーパーレス化) を視野
617 に標準を設定するとしつつも、将来のデジタル社会においてあるべき姿にそのまま即した
618 ものには必ずしもなっていない。例えば、本仕様書において、様々な紙の証明書について規
619 定されているが、バックヤードでのデータ連携が進めば、今後、必要性が低下していくもの
620 と考えられる。また、データ構造や文字についても、直ちにあるべき姿に移行するとせずに、
621 経過措置を設けている。

622 また、将来のデジタル社会を見据えれば、実務やシステムの前提となる制度自体を見直す
623 べきという考え方もありうる。しかし、そうした制度自体の検討については、一朝一夕にで
624 きるものではなく、今回、制度自体の見直しも含めて検討するとすれば、標準化の実現が更
625 に先に延びることになる。また、標準仕様書は、その性質上、多くの自治体に採用されて初
626 めて本来の意味での標準となるものであることから、あまりにも現在の実務から遊離した
627 仕様書となれば、多くの自治体が採用することが困難となり、実効性が失われる。

628 そこで、本仕様書としては、電子化・ペーパーレス化も含め、将来のデジタル社会におい
629 てあるべき姿を視野に入れつつ、現行制度の下で、多くの自治体が支障なく対応できるもの
630 について、できる限り盛り込むこととした。

631

632

4. 本仕様書の内容

(1) 本仕様書の構成

第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容について記載している。

第2章では、第3章で規定する機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能していくかについて自治体及び事業者の共通理解を促すため、それに対応したモデル的な業務フローを示している。ここで示した業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に示す業務フローに寄せることで、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。DMM (diamond mandala matrix)及びDFD (data flow diagram)についても併せて示している。

第3章、第4章、第5章及び第6章では、それぞれ、住民記録システムが備えるべき機能要件、様式・帳票要件、データ要件及び非機能要件について記載している。「(2) 標準準拠の基準」にあるように、これらの章が、パッケージシステムが本仕様書に準拠するための判断基準となるものであり、言わば本仕様書の本体部分である。

第7章では、本仕様書において用いられている用語について、解釈の紛れがないよう、定義している。

(2) 標準準拠の基準

本仕様書の対象は地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニットを基本としており、この対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】【実装しない機能】【実装してもしなくても良い機能】の3類型に分類した。可能な限り3類型のいずれに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実施しない機能と同様のものとして位置付ける。

パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、第3章、第4章及び第5章に規定する【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】及び分類されていない機能をいずれも実装しないことが必要である。【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、

665 実装しなくても、実装した上で自治体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支え
666 ない。

667 また、本仕様書に準拠しているかどうかは、「3（1）対象自治体」で示した指定都市、
668 中核市等及び一般市区町村の類型ごとに判断される。特に明記しない限り、3類型全てに
669 当てはまる要件として記載しており、必要に応じて、「指定都市においては、～～」、「（一
670 般市区町村においては、実装してもしなくても良い。）」のように記載している。

671

672

673 （3）想定する利用方法

674

675 本仕様書については、

676 ・各ベンダが、本仕様書に基づいて、全国的なサービスとして LGWAN 等のクラウド上で
677 パッケージシステムの提供サービスを実施し、

678 ・各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利
679 用する

680 ことが推奨される。

681

682 自治体においては、人口減少による労働力の供給制約の中、システムについて十分な知見
683 がなくても、負担なくシステムを利用できる必要があり、自治体としては、改めて本仕様書
684 に示した個別の要件を一々提示して RFI (request for information)や RFP (request for
685 proposal)、更には Fit & Gap 分析を行って調達するのではなく、単に、本仕様書に準拠してい
686 るパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズをすることなく利
687 用できることを想定している。自治体クラウドを検討する際にも、自治体内・自治体間で一
688 から検討することなく、本仕様書に準拠しているパッケージシステムを共同利用すること
689 を前提に検討することが可能となることを想定している。

690 また、本仕様書は、総務省のほか、指定都市を含む 13 市町村、また、100 以上の自治体
691 に対して住民記録システムの納入実績がある 7 ベンダを含む関係者の関与の下、人口規模
692 に応じて、本仕様書における機能さえあればカスタマイズなしで支障なく業務が行えるよ
693 うになるよう、実装すべき機能と実装しない機能をその理由とともに整理したものである。
694 そのため、自治体内での検討や自治体・ベンダ間の協議の際に、仮に本仕様書における機能
695 と異なる機能が必要ではないかという議論があった場合、限られた人員、財源の中で、果た
696 して当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照する
697 ことで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、という観点から、本仕様書におけ
698 る必要／不要の整理を知るための資料として参照することも想定している。

699 そのほか、制度改正時は、関係者の関与の下、標準仕様書を更新し、それに基づいてベン
700 ダがクラウド上で一括してシステムを更新し、制度改正のたびごとに個々の自治体が個別
701 にベンダと協議して改修を行わなくても対応できるようにすることも想定している。また、
702 新たな技術が開発された場合等デジタル化の進展等に併せて標準仕様書を更新する。

703

704 各自治体の調達仕様書の範囲との関係

705

706 本仕様書を用いることにより、住民基本台帳事務を運用することは可能であり、本仕様書
707 の対象範囲については本仕様書に記載された内容で調達する必要がある。

708 しかしながら、各自治体においては、本仕様書の対象範囲外の機能（総合窓口機能等）や
709 地域情報プラットフォームの別ユニットと併せて調達すること、また本仕様書に規定され
710 ていない非機能要件を設けること等も想定され、各自治体の調達仕様書の範囲と標準仕様
711 書の範囲は必ずしも一致しないと考えられる。この場合であっても、各自治体の情報システ
712 ムの調達において、本仕様書の範囲の業務について本仕様書に記載された内容で調達する
713 限りにおいては、このような対応も許容される。

714 ※ 例えば、オールインワンパッケージを採用している団体は、選挙人名簿や税務等の分
715 野も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の範囲と異なる
716 ことは差し支えない。

717

718

719

720

721

722

723

724

第2章 業務フロー等

1. 業務フロー

725

726

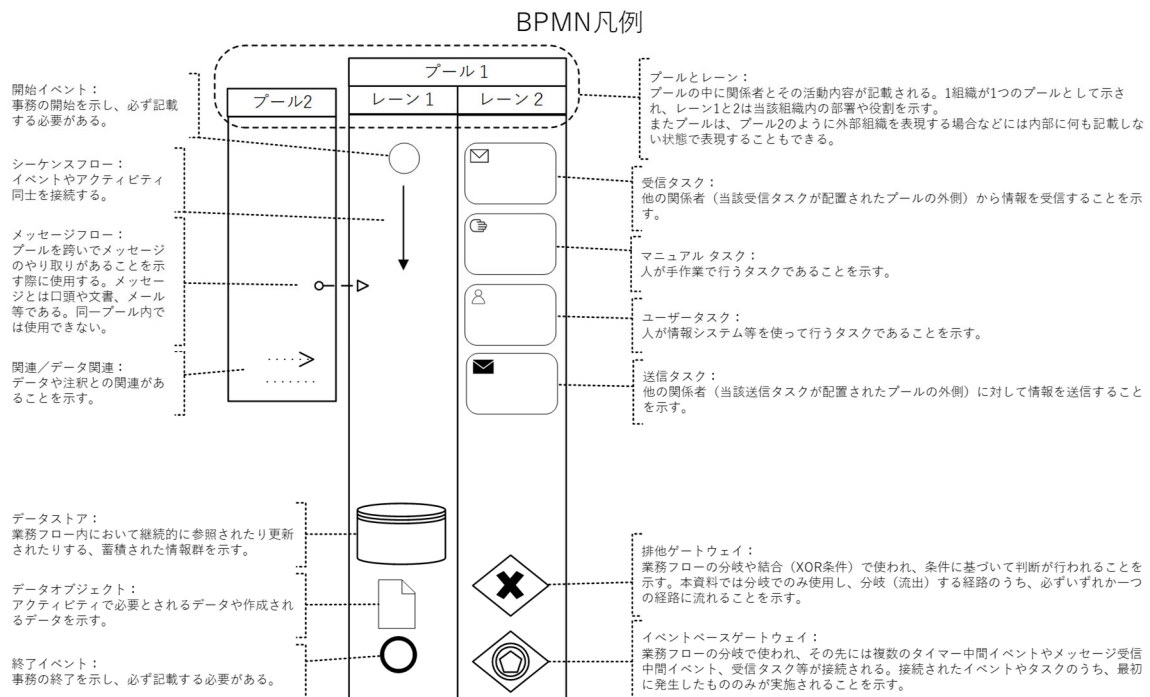
727 本仕様書に業務フローを記載する目的は、本仕様書における機能要件に対応したモデル
728 的な業務フローを示すことにより、自治体及び事業者による共通理解を促すことである。

729 本仕様書に記載する業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するもの
730 ではない。ただし、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業
731 務を行うことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に記載する業務フ
732 ローに改め、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

733 本業務フローの作成に当たっては、地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情
734 報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」（平成 27 年 3 月）を参考
735 に、表記方法の国際標準である BPMN（Business Process Model and Notation）の手法を
736 用いて記述した。

737 なお、本章（第 2 章 業務フロー等）の見出しの番号は、次章（第 3 章 機能要件）の
738 見出しの番号（通し番号）と合致している。

739



740

741

742

743

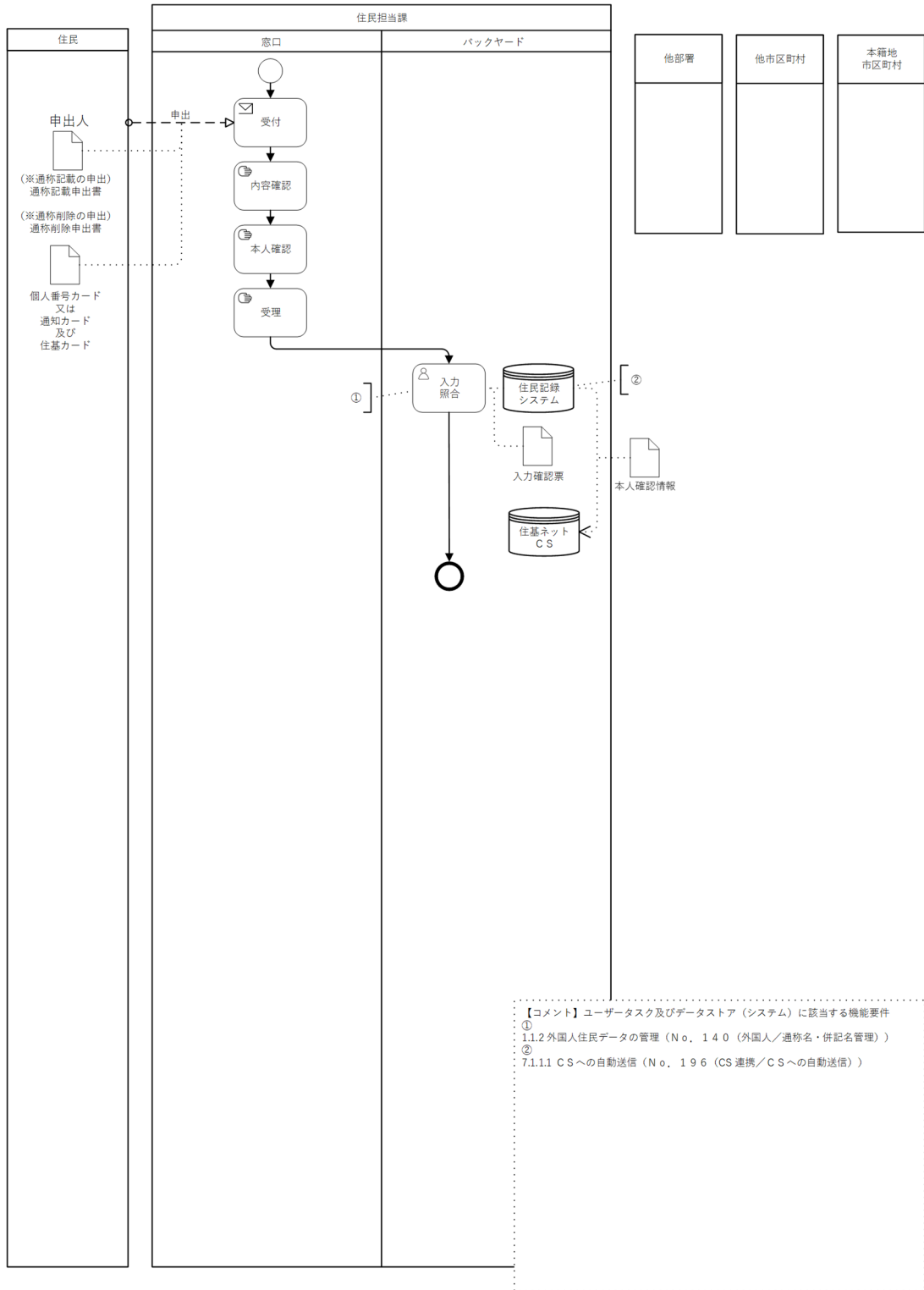
744

745

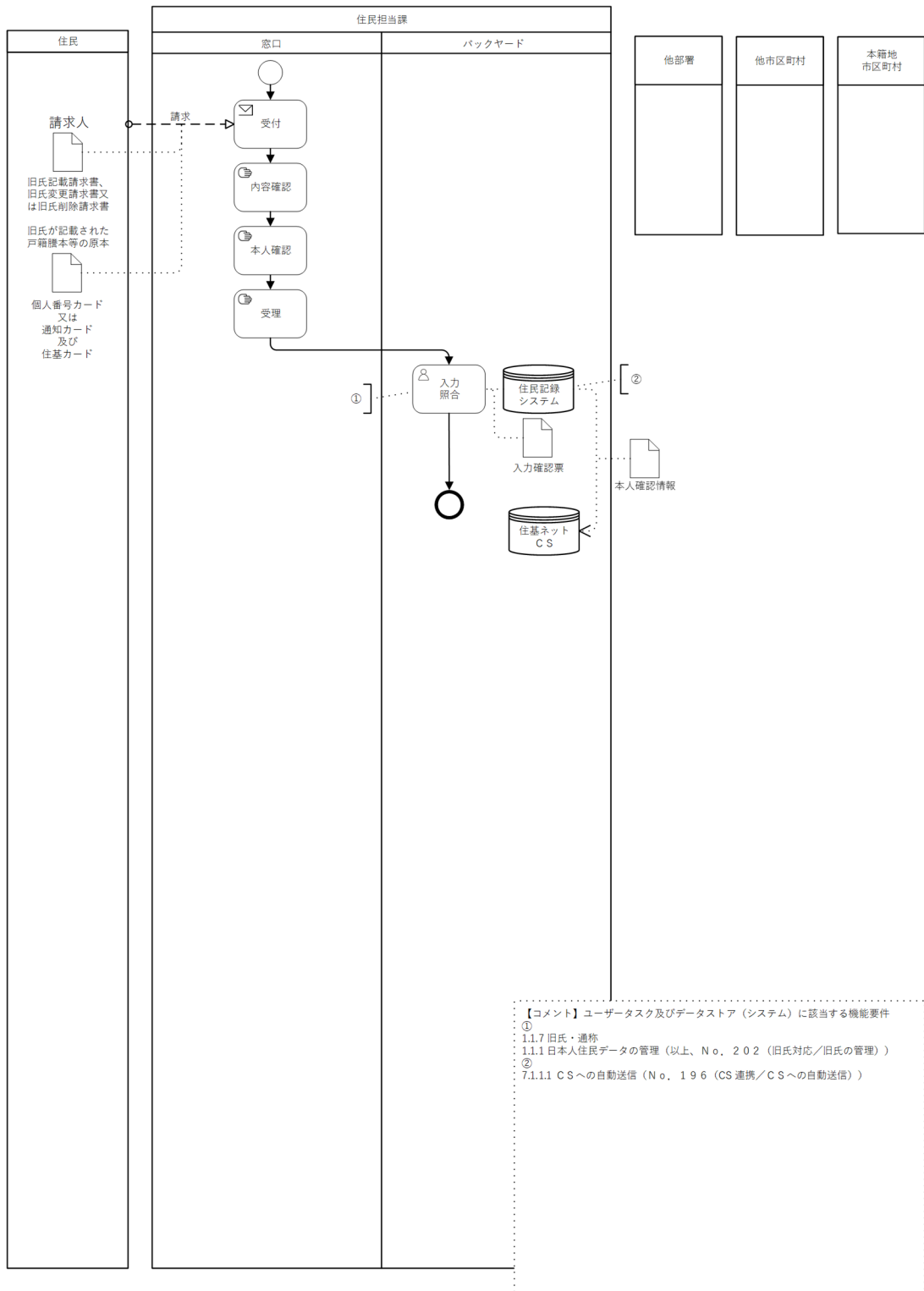
1.1 住民データ

746

1.1.2 通称名の管理

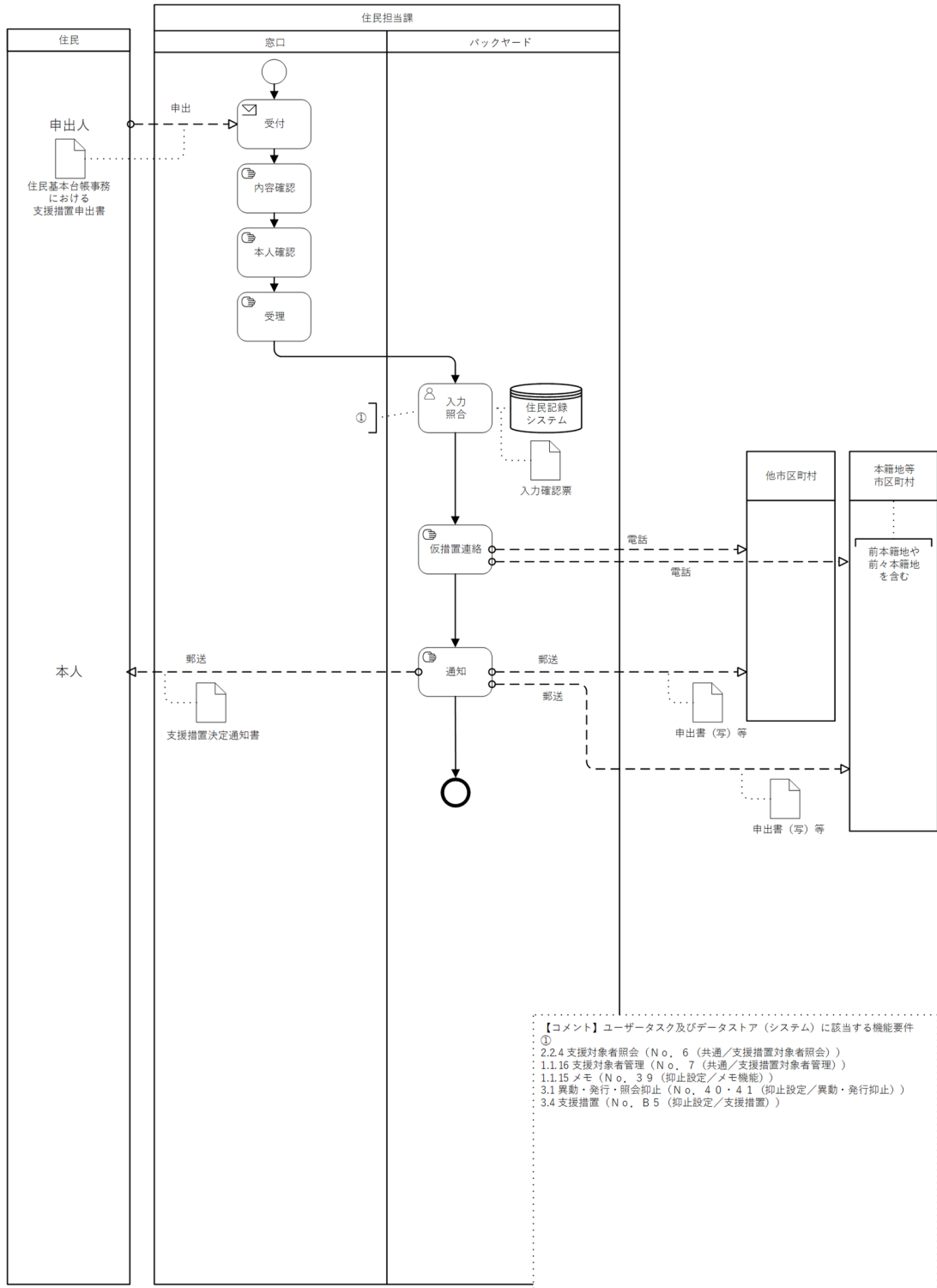


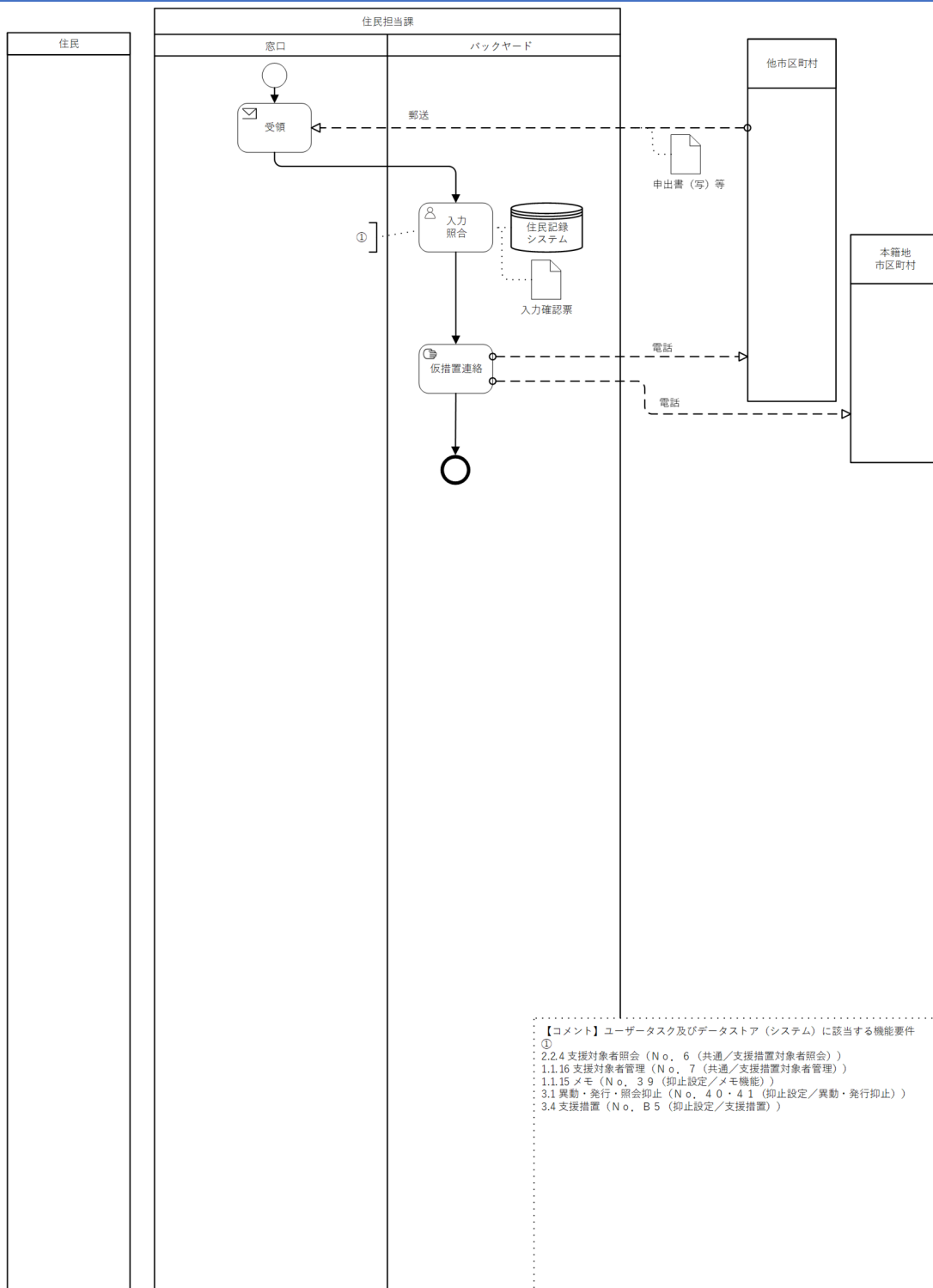
747



3 抑止設定

3.4 支援措置・申出





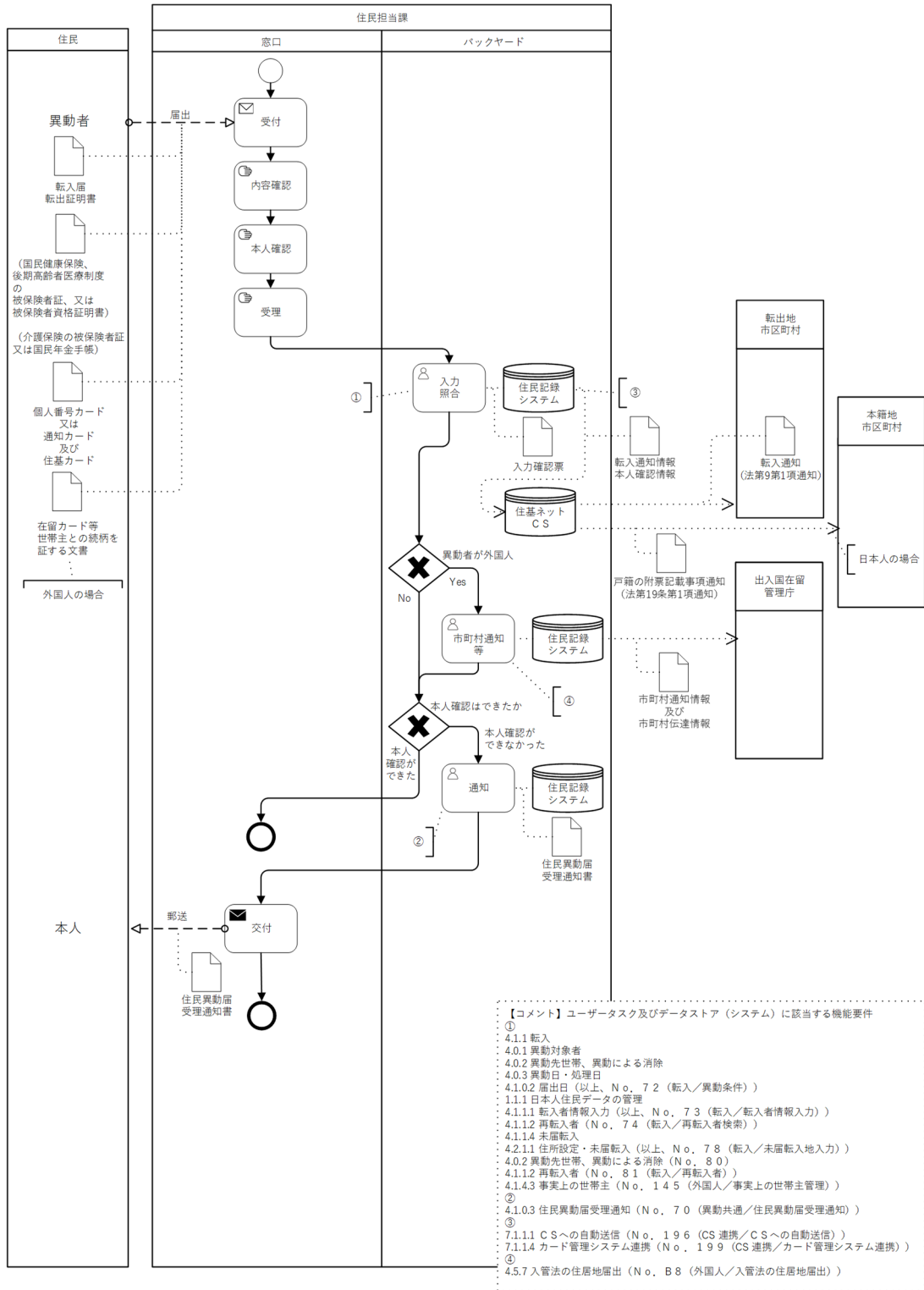
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

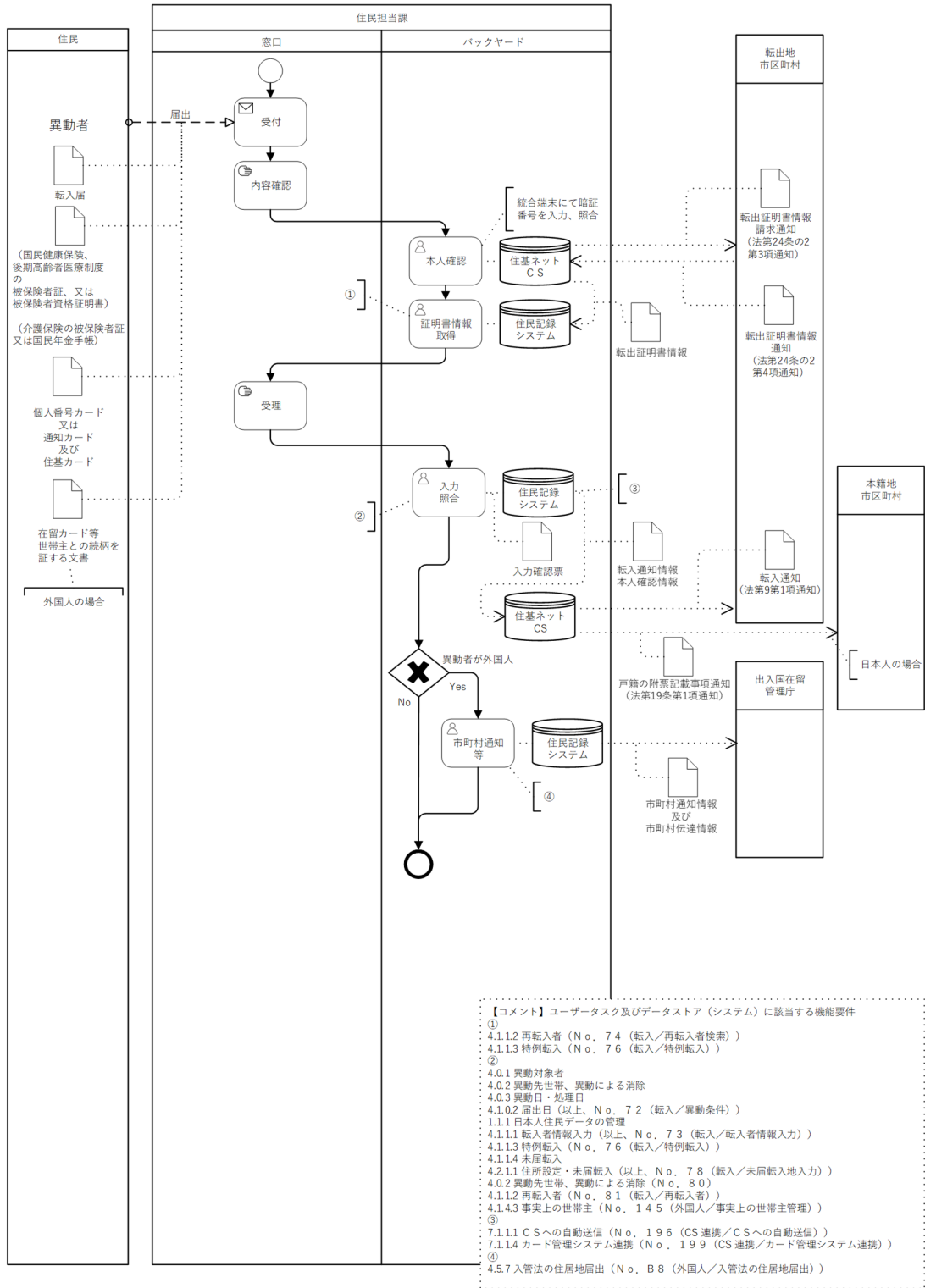
①

- 2.2.4 支援対象者照会（No. 6（共通／支援措置対象者照会））
- 1.1.16 支援対象者管理（No. 7（共通／支援措置対象者管理））
- 1.1.15 メモ（No. 39（抑止設定／メモ機能））
- 3.1 異動・発行・照会抑止（No. 40・41（抑止設定／異動・発行抑止））
- 3.4 支援措置（No. B5（抑止設定／支援措置））

4.1.1 転入

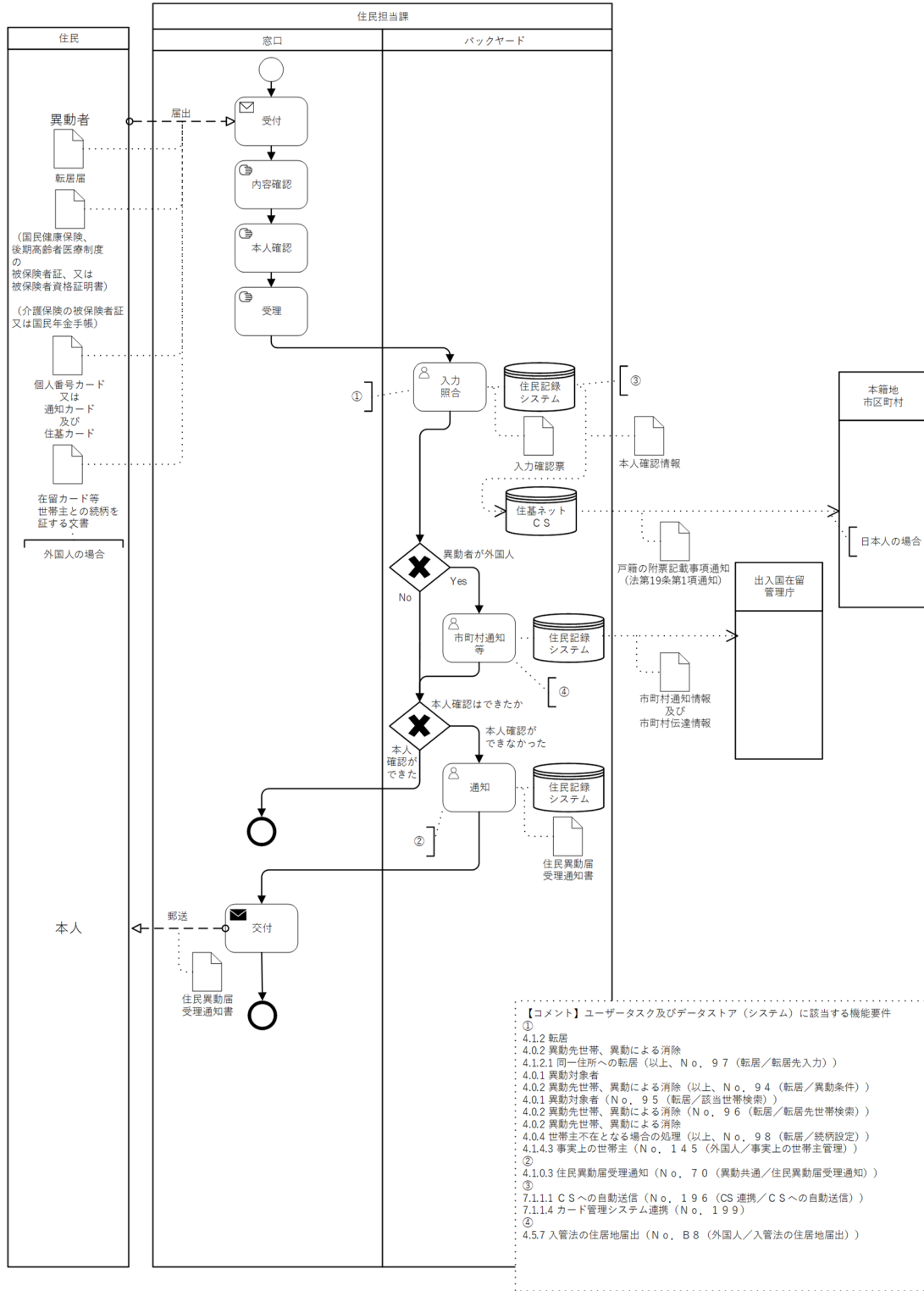
4.1.1 転入





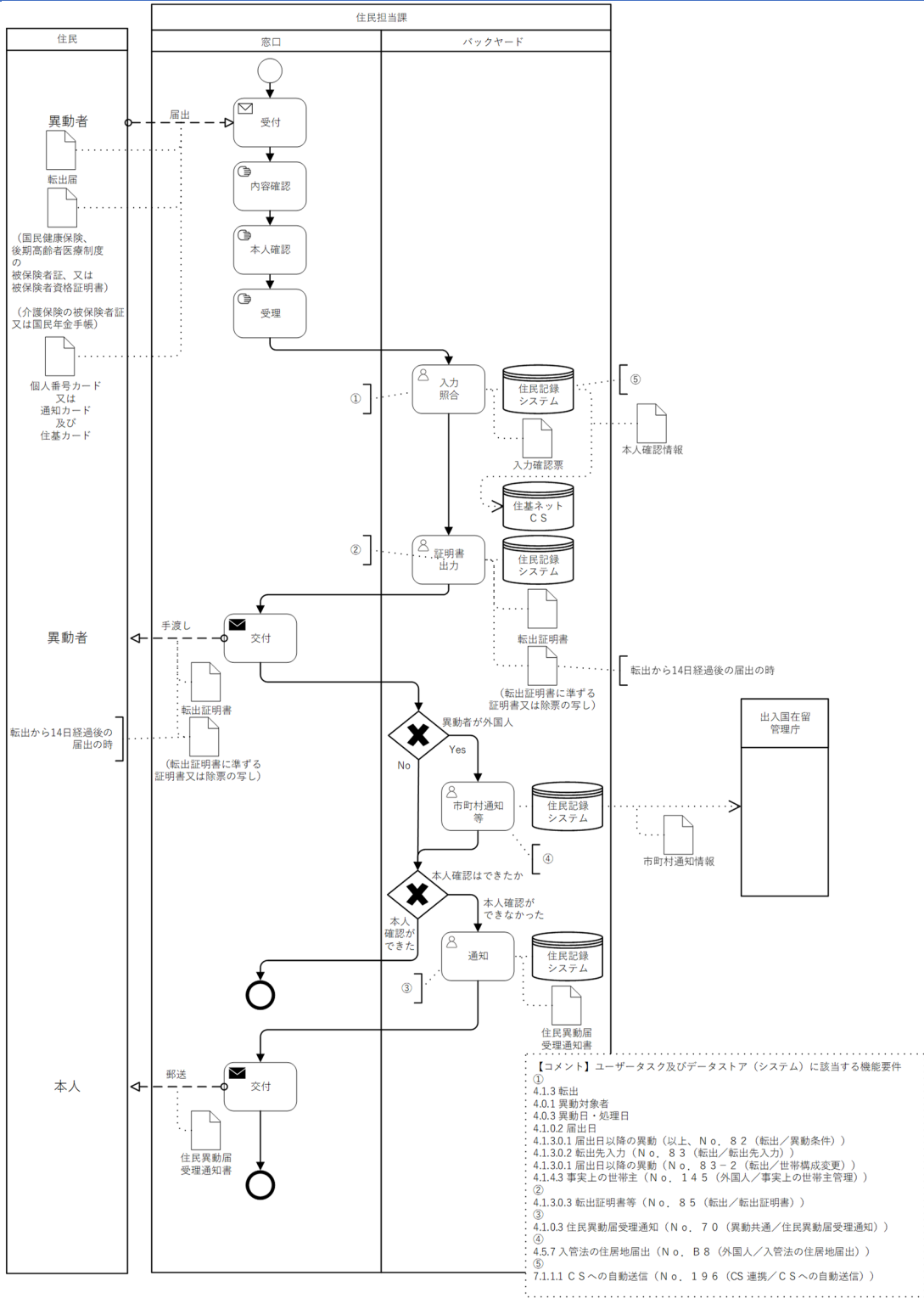
4.1.2 転居

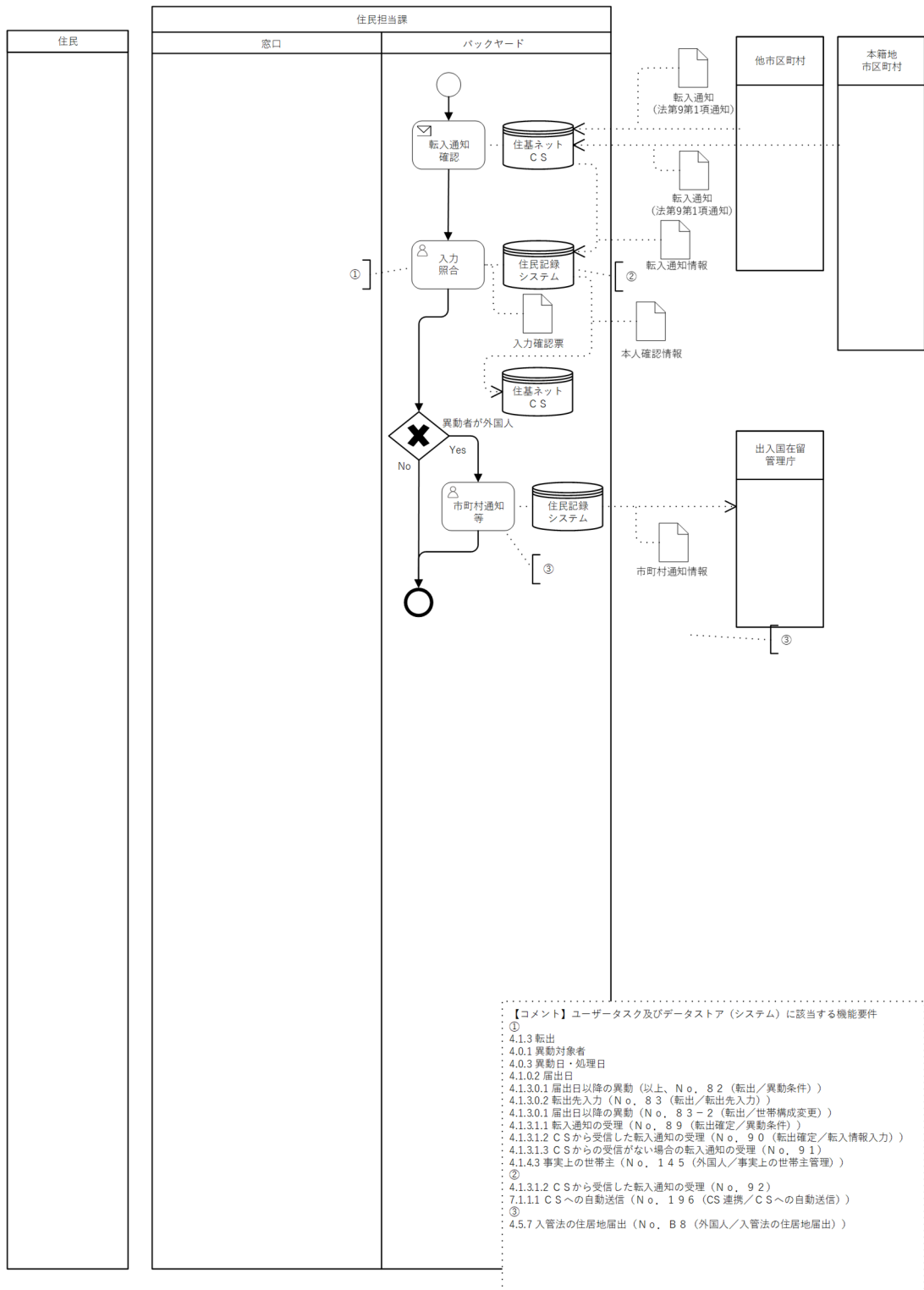
4.1.2 転居

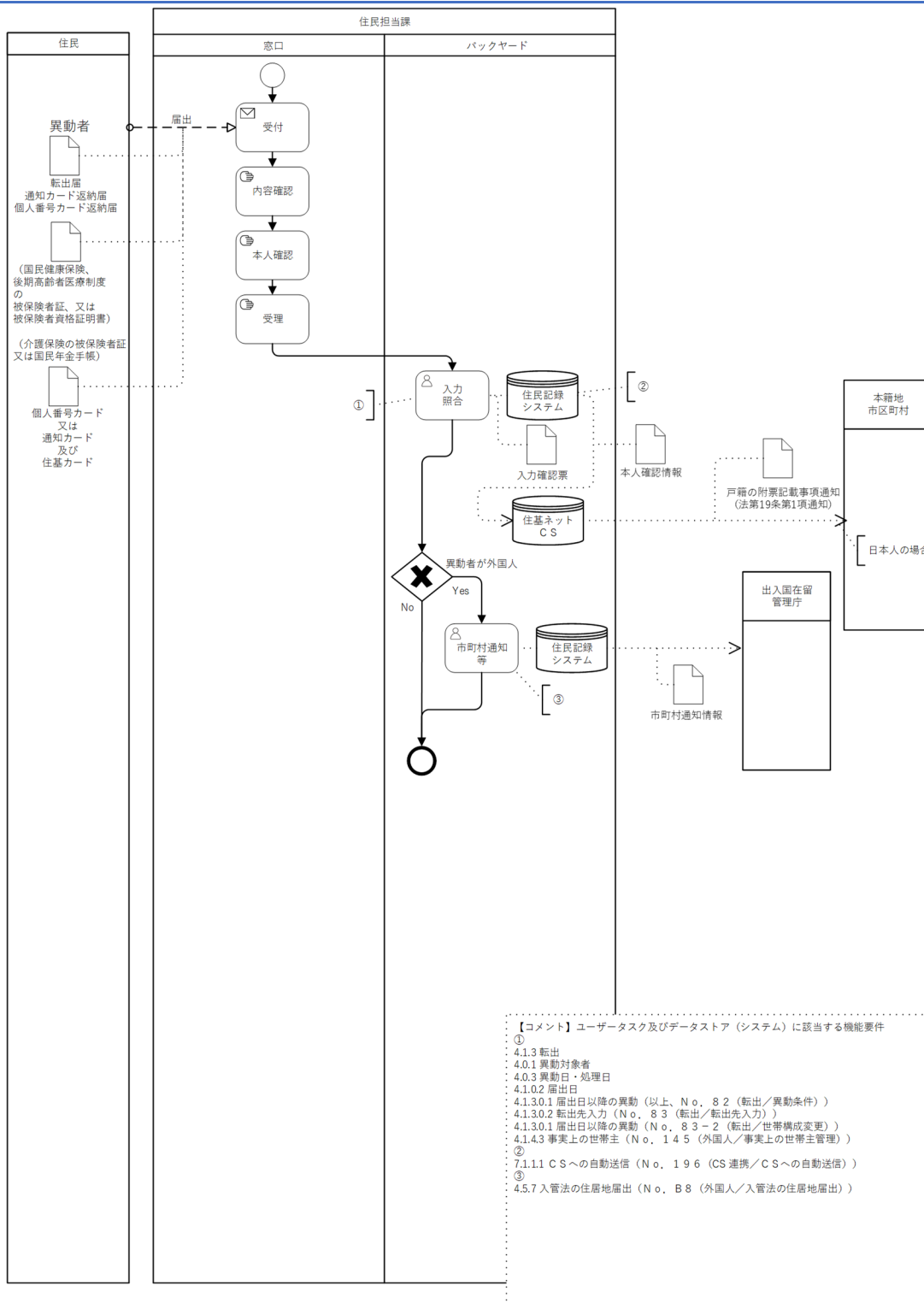


4.1.3 転出

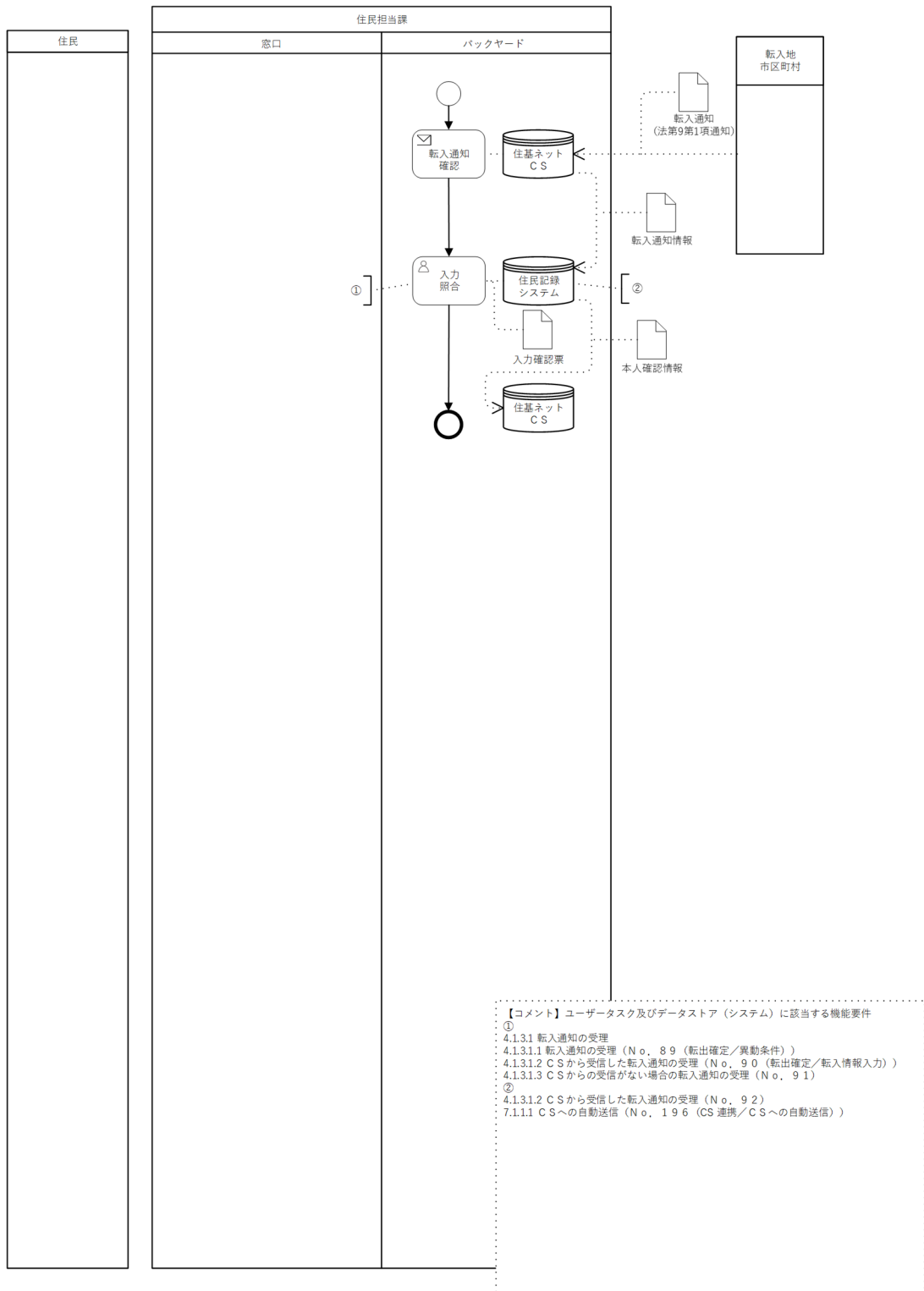
4.1.3 転出・届出







778 4.1.3.1 転入通知の受理

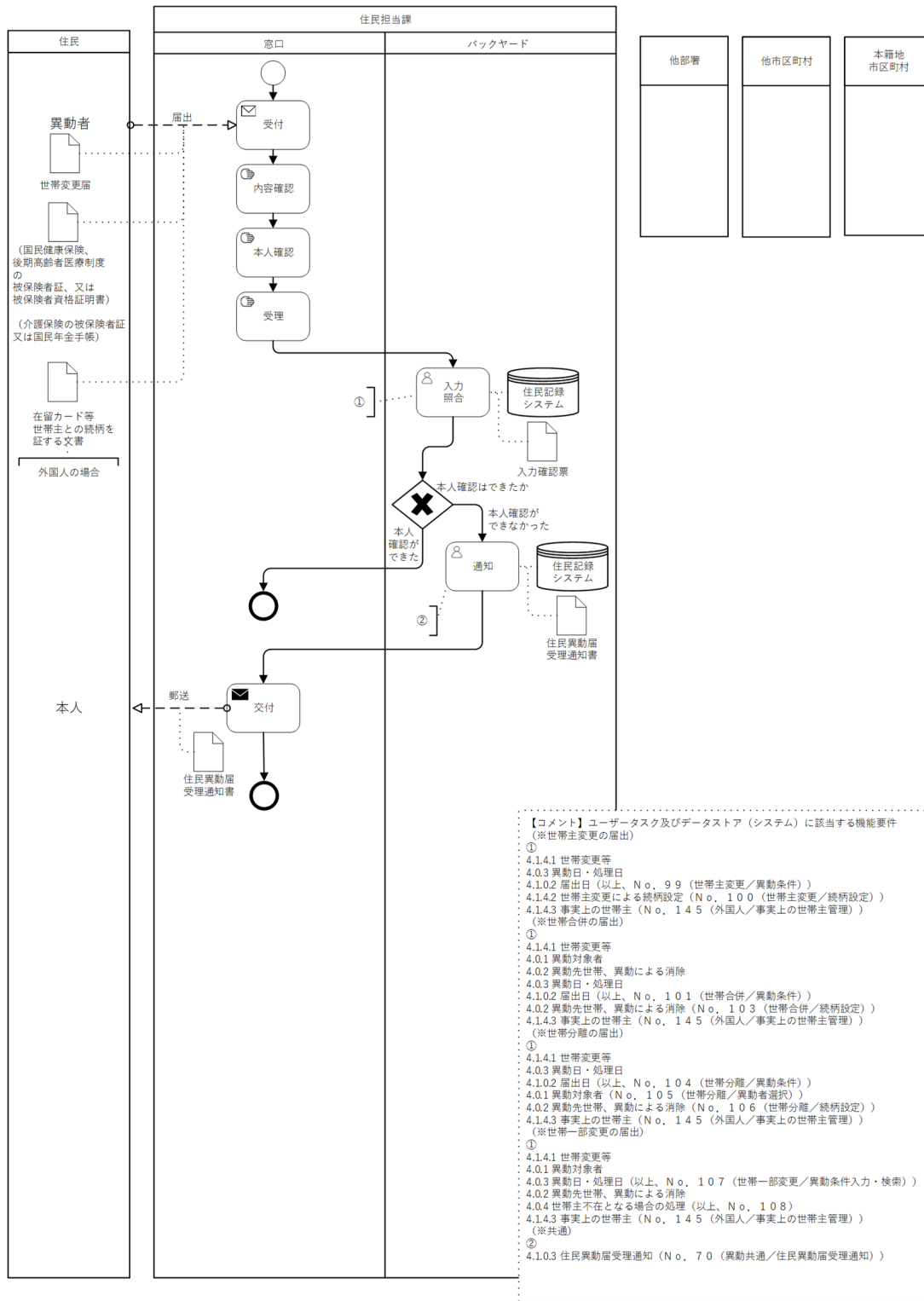


779

780

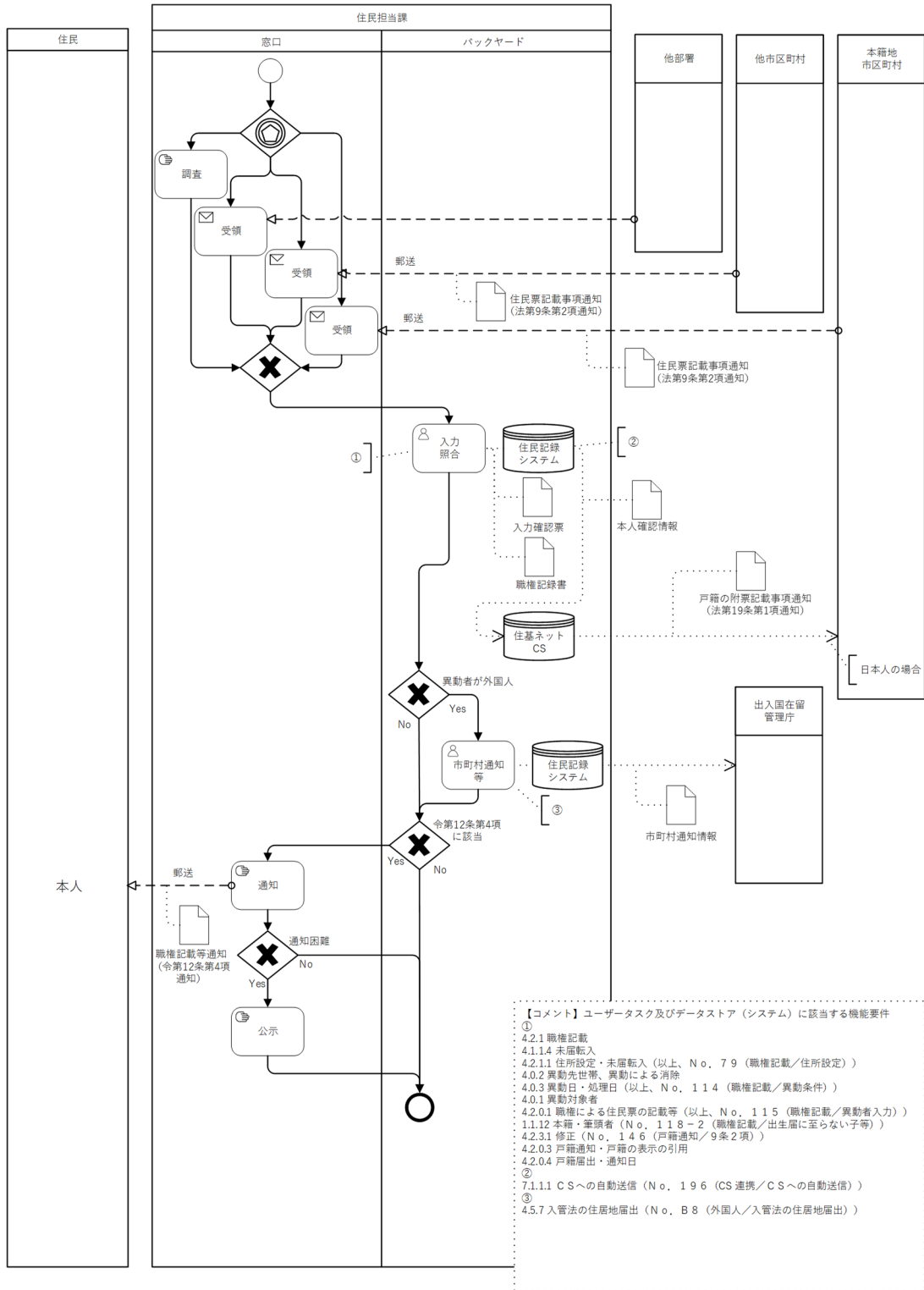
4.1.4 世帯変更

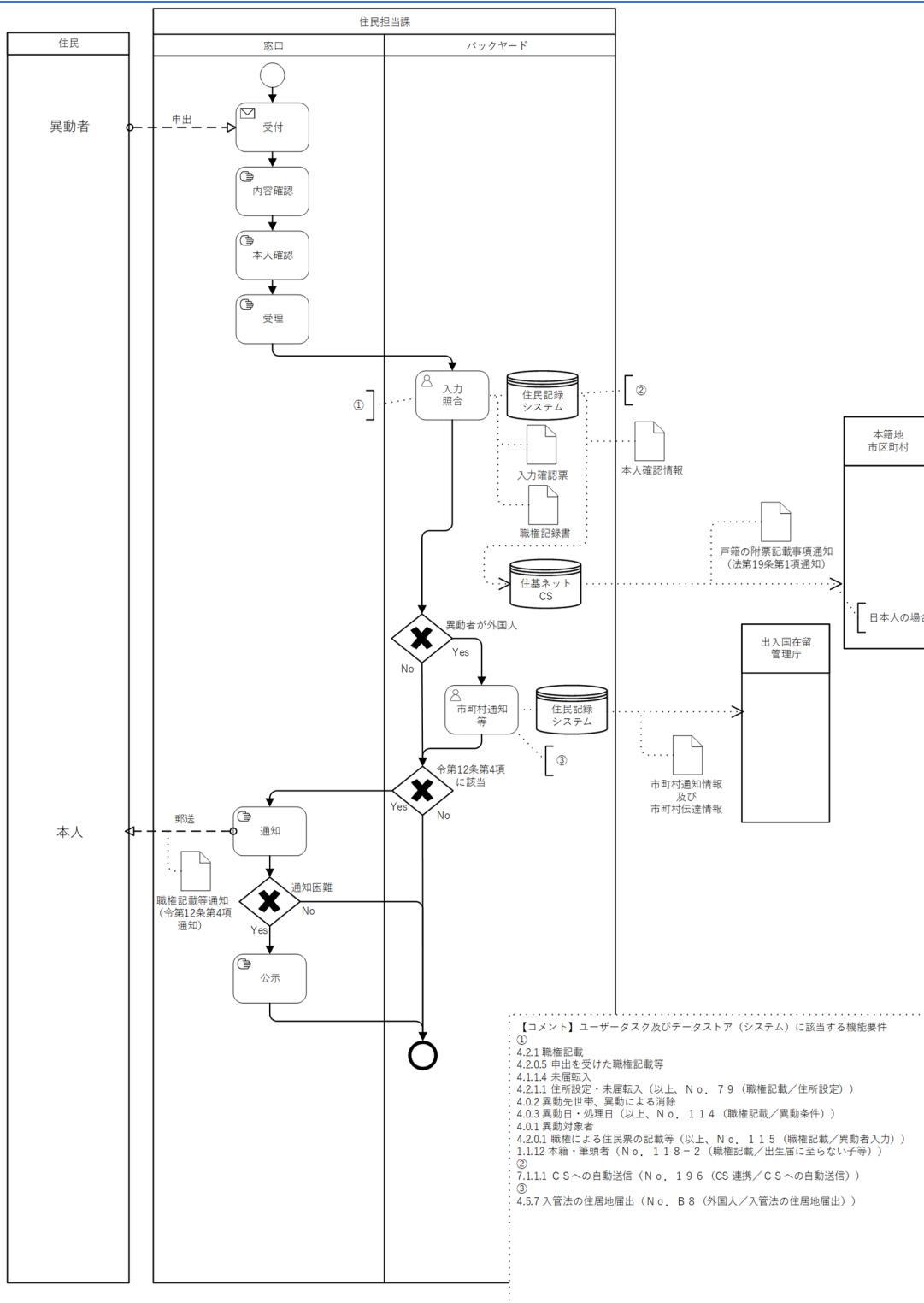
4.1.4.1 世帯変更等



4.2.1 職権記載

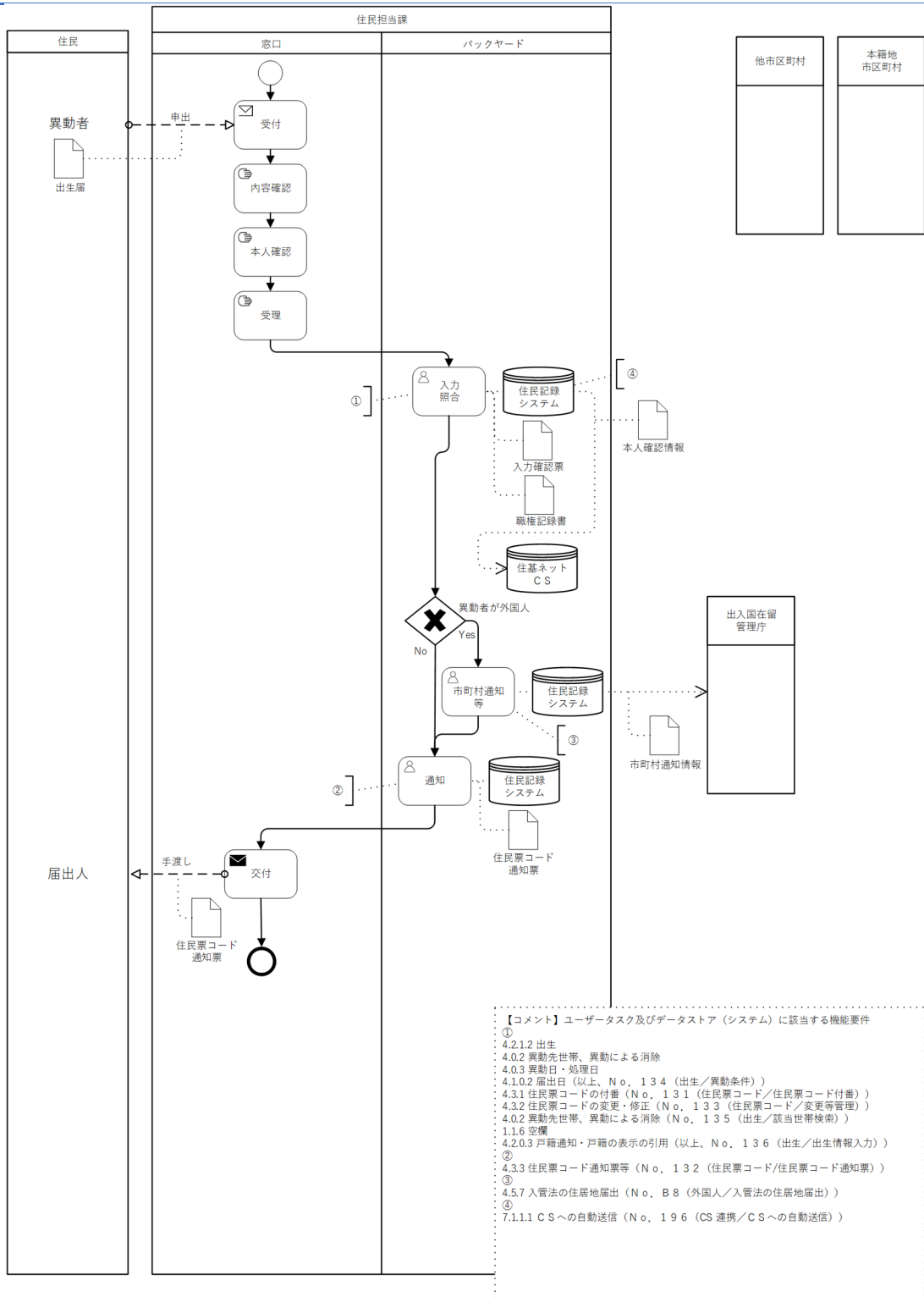
4.2.1 職権記載・通知・調査





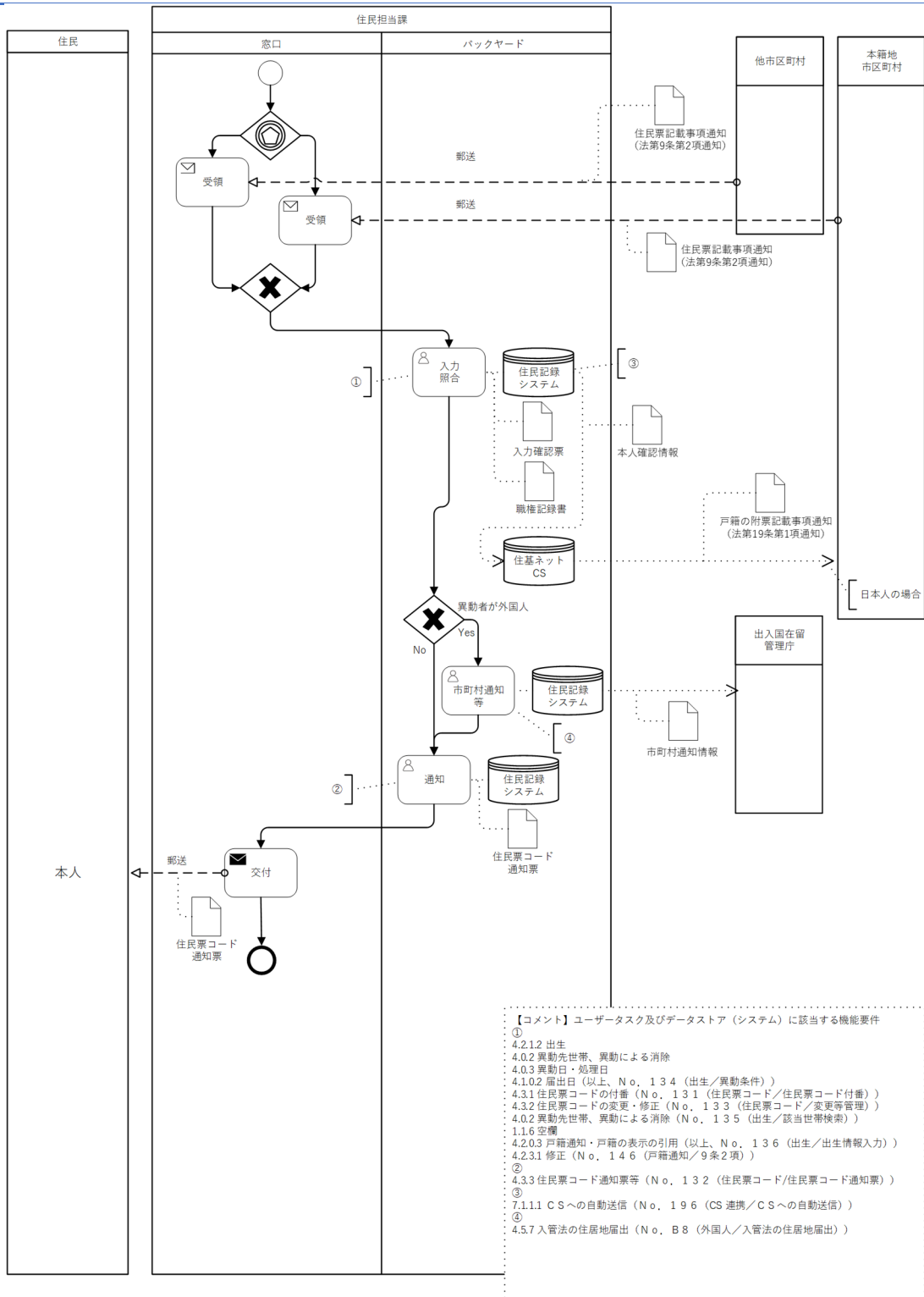
788

789



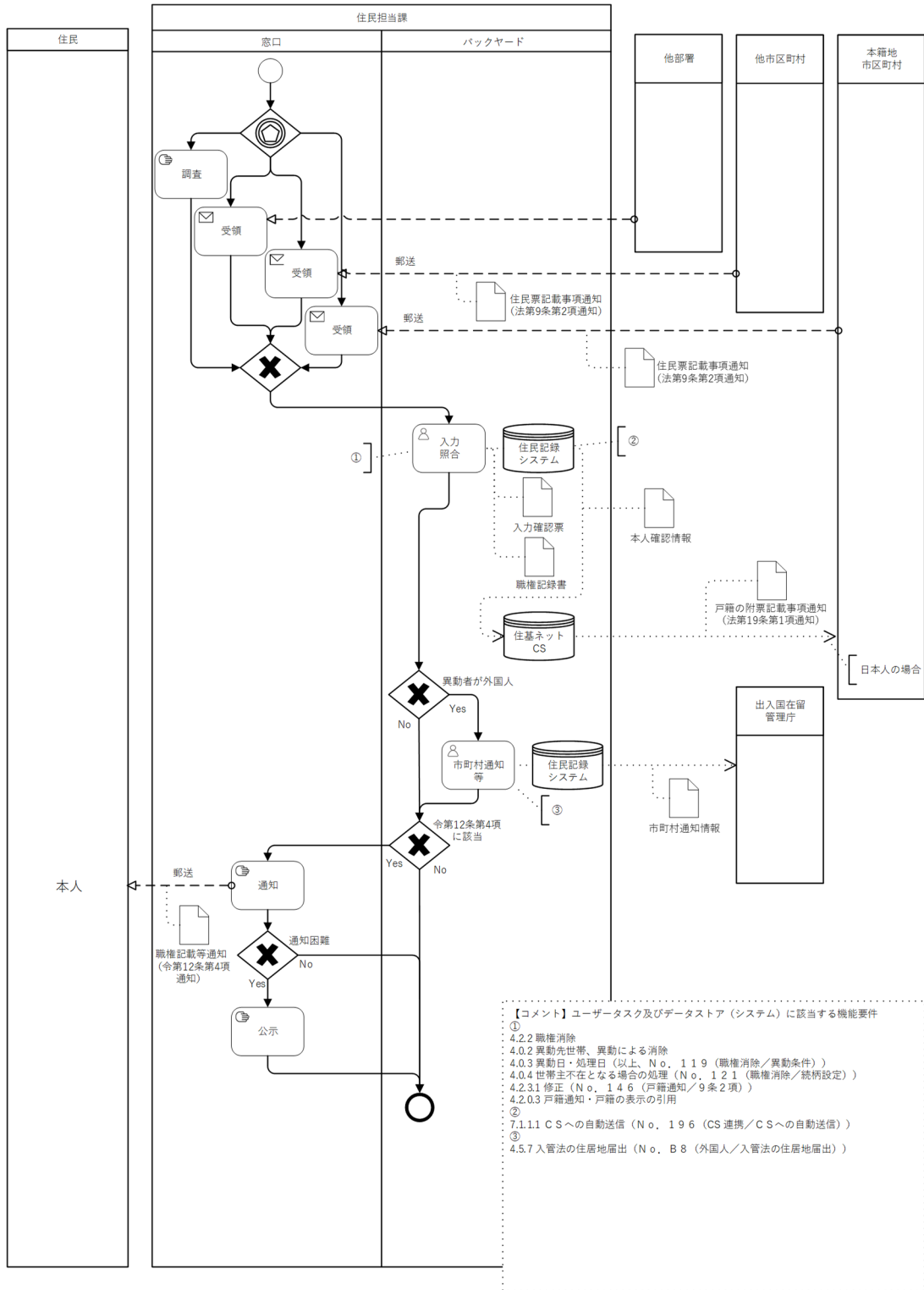
791

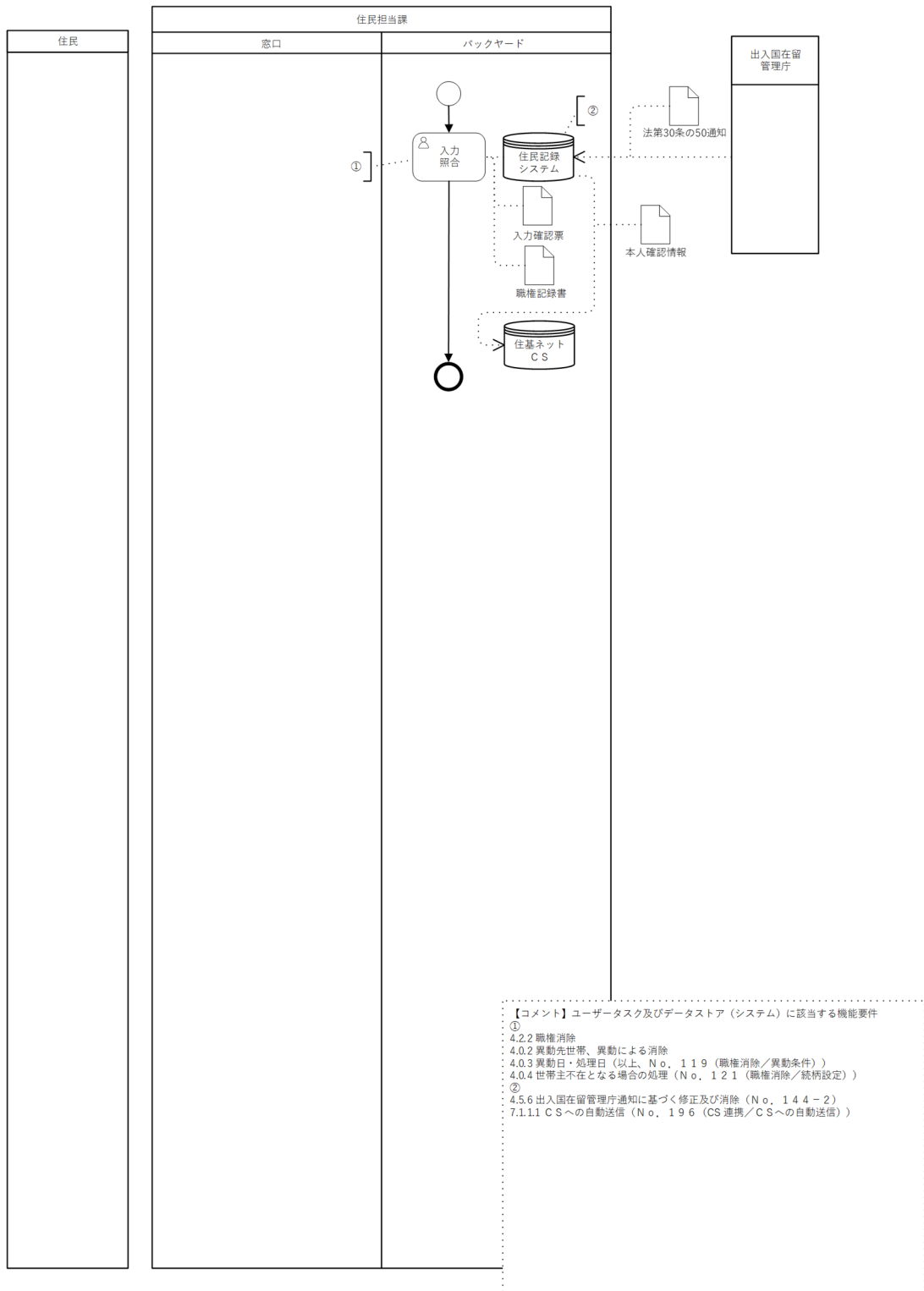
792



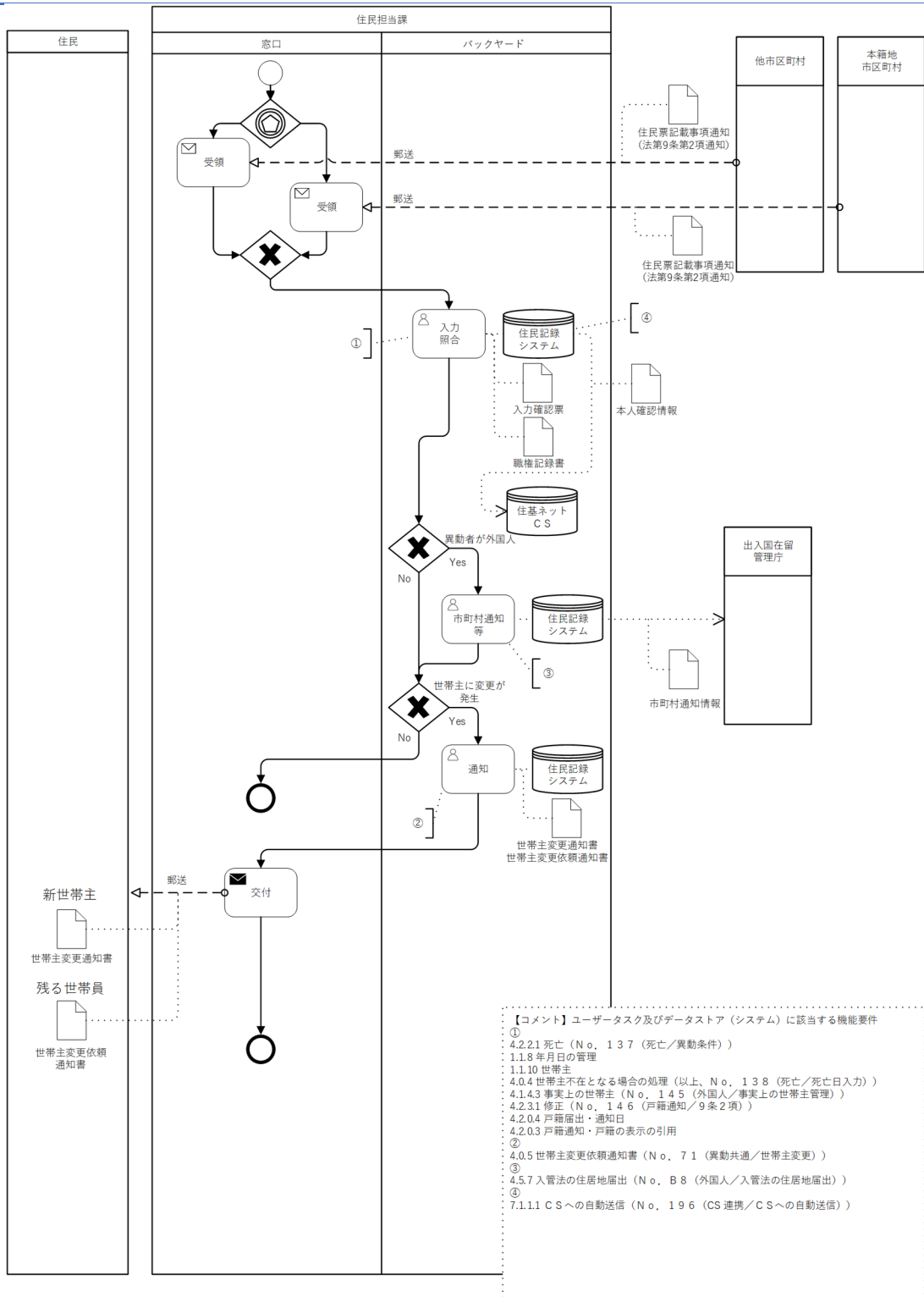
4.2.2 職権消除

4.2.2 職権消除





805 4.2.2.1 死亡・通知

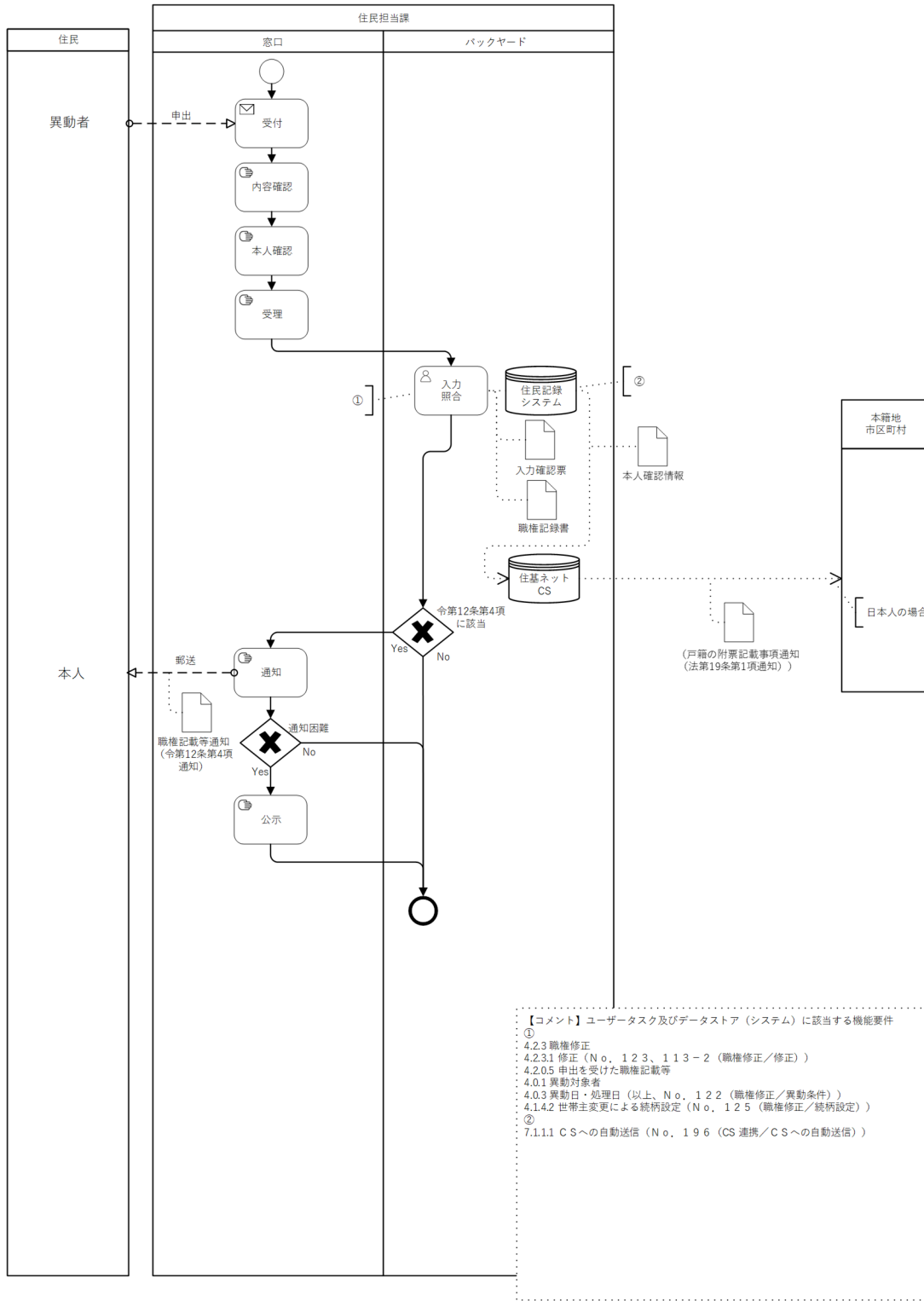


806

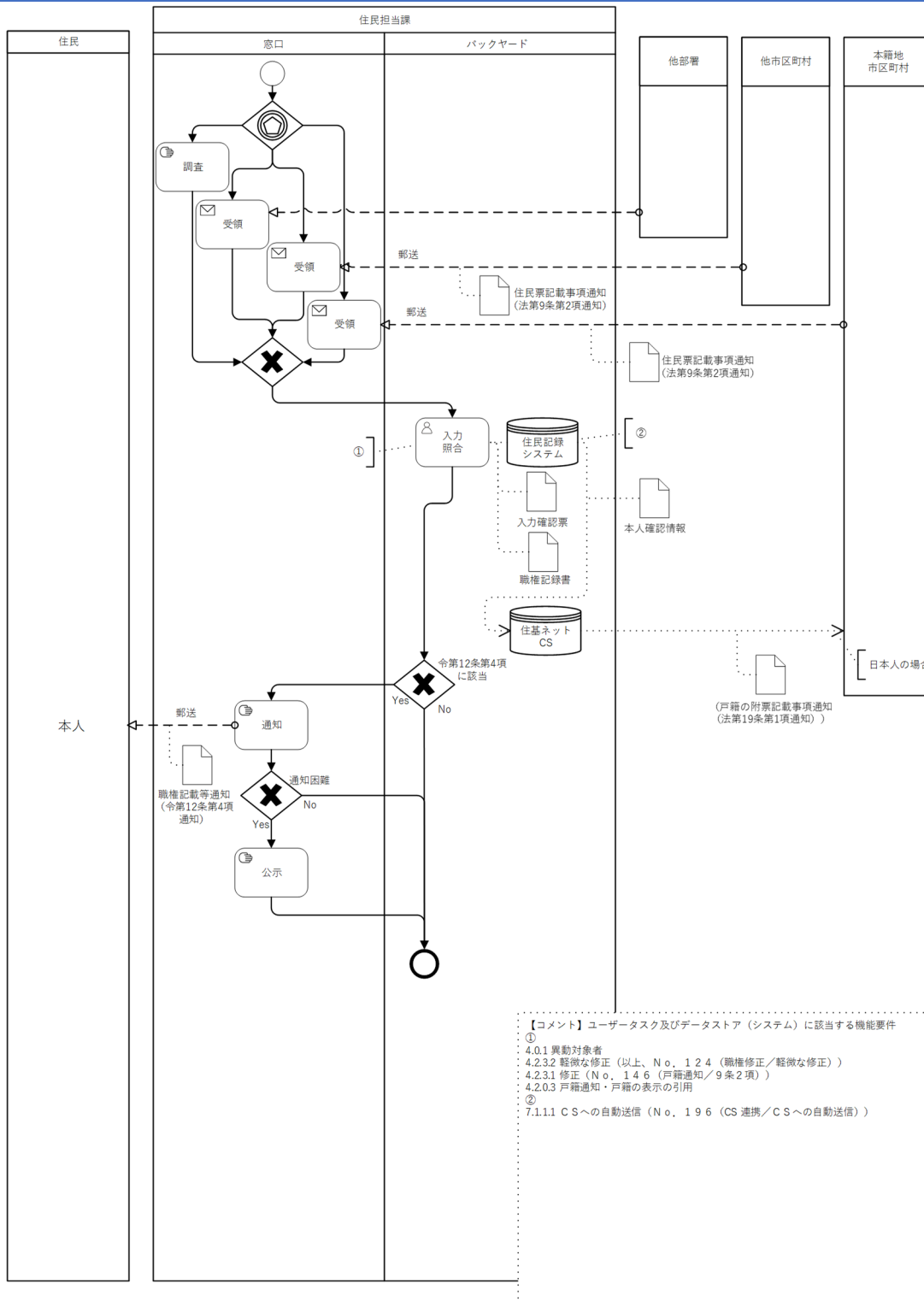
807

4.2.3 職権修正

4.2.3 職権修正・申出

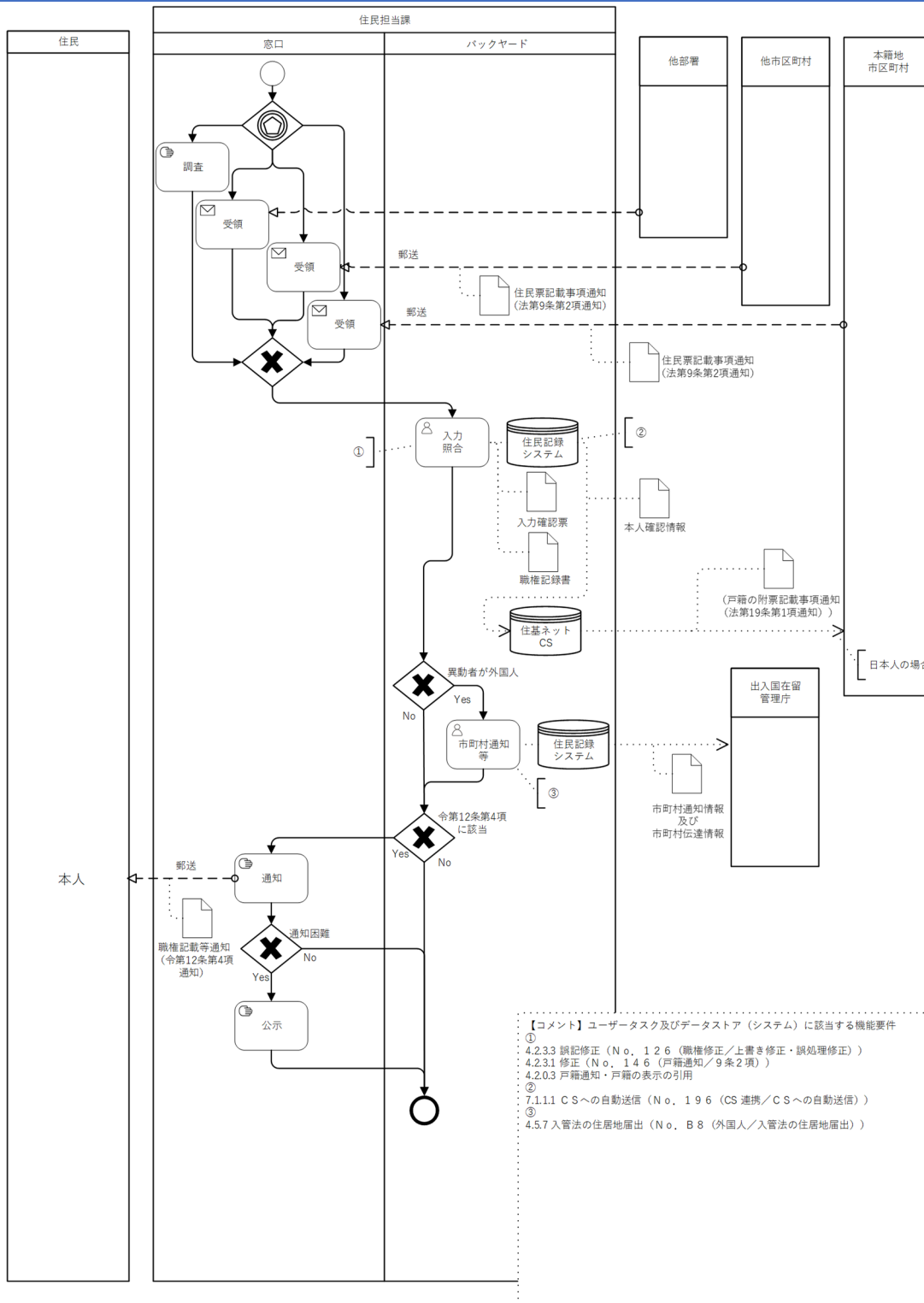


811 4.2.3.2 職権修正・軽微な修正



812

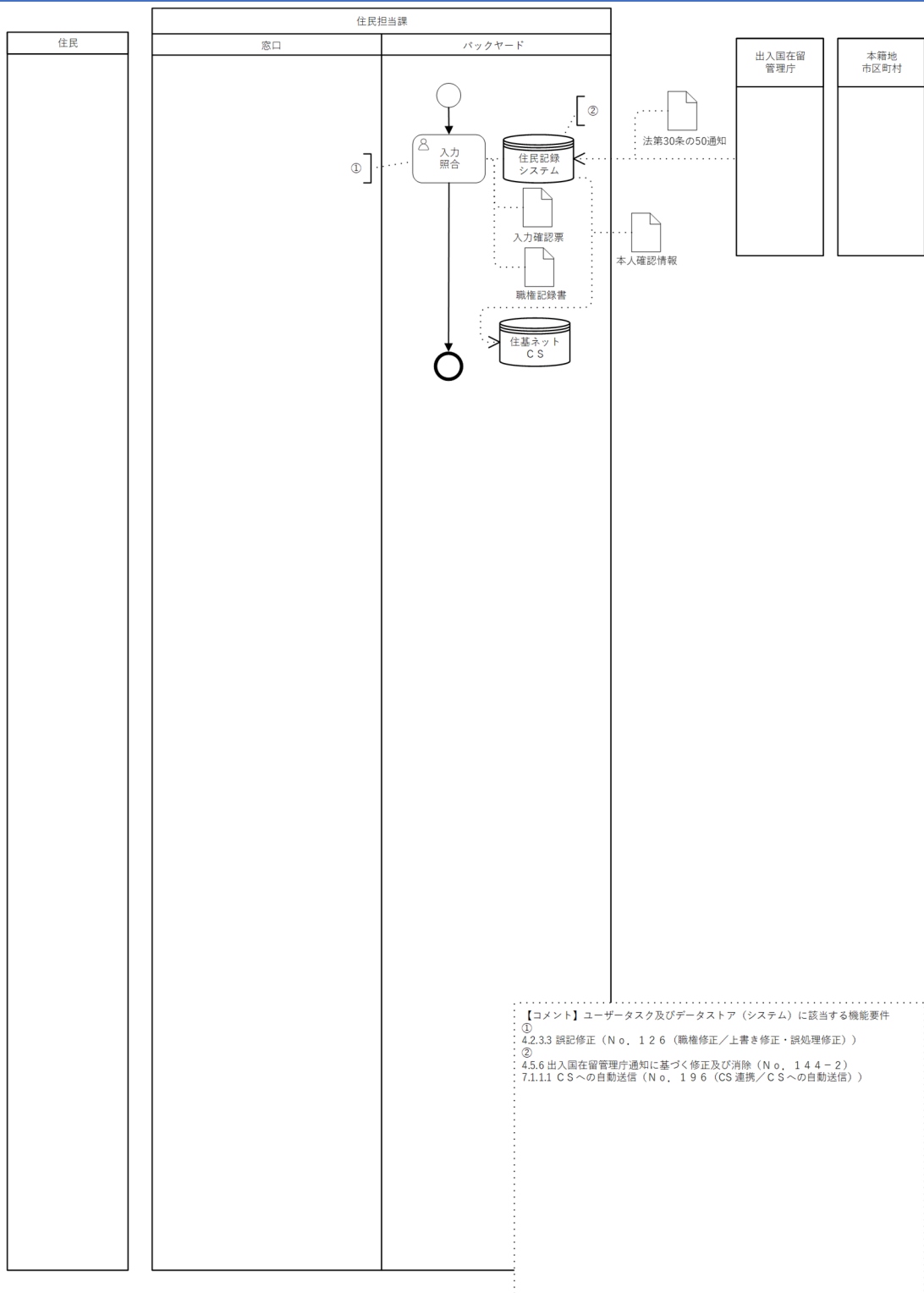
813



815

816

817 4.2.3.3 職権修正・誤記修正・法第30条の50通知

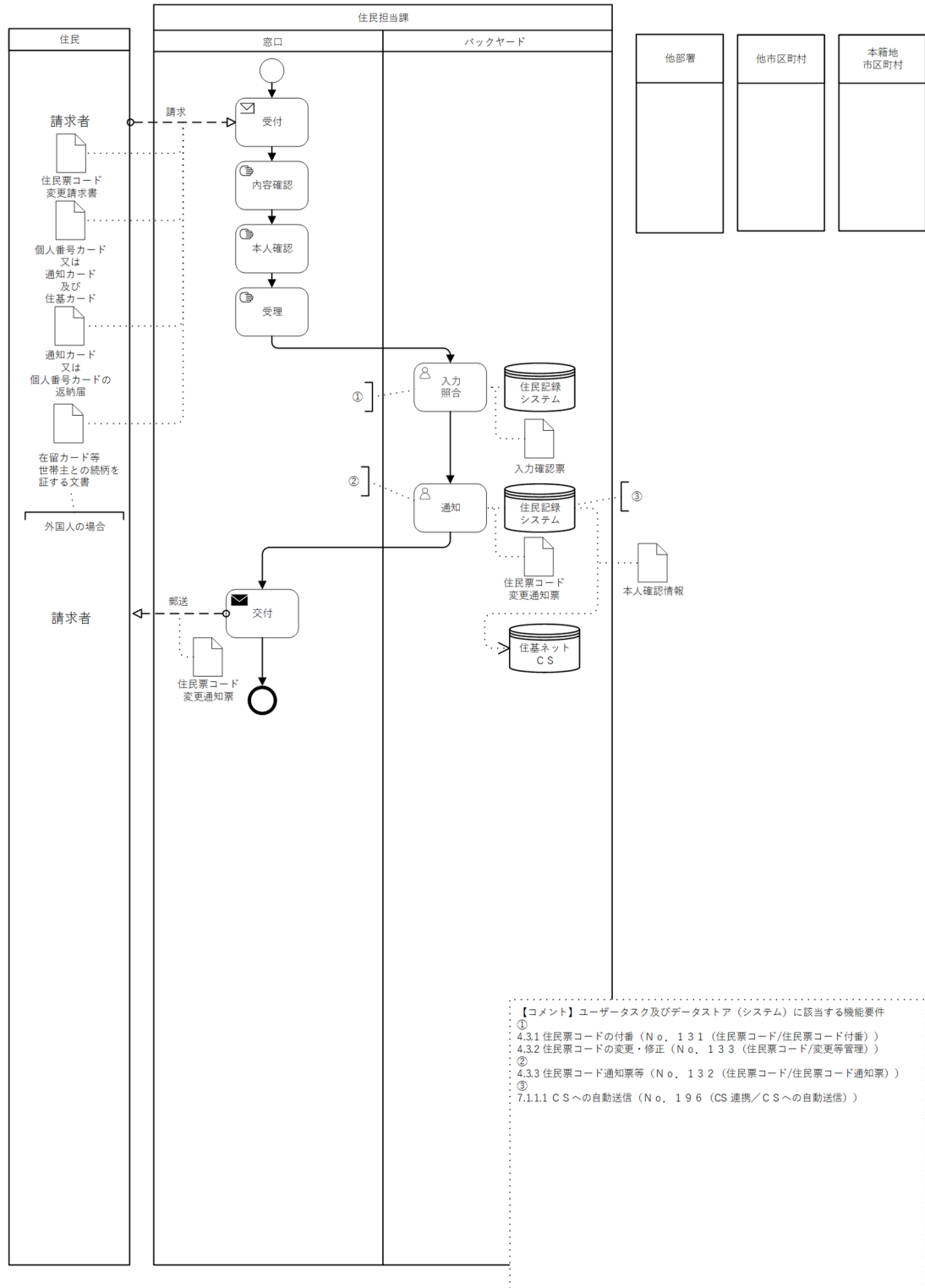


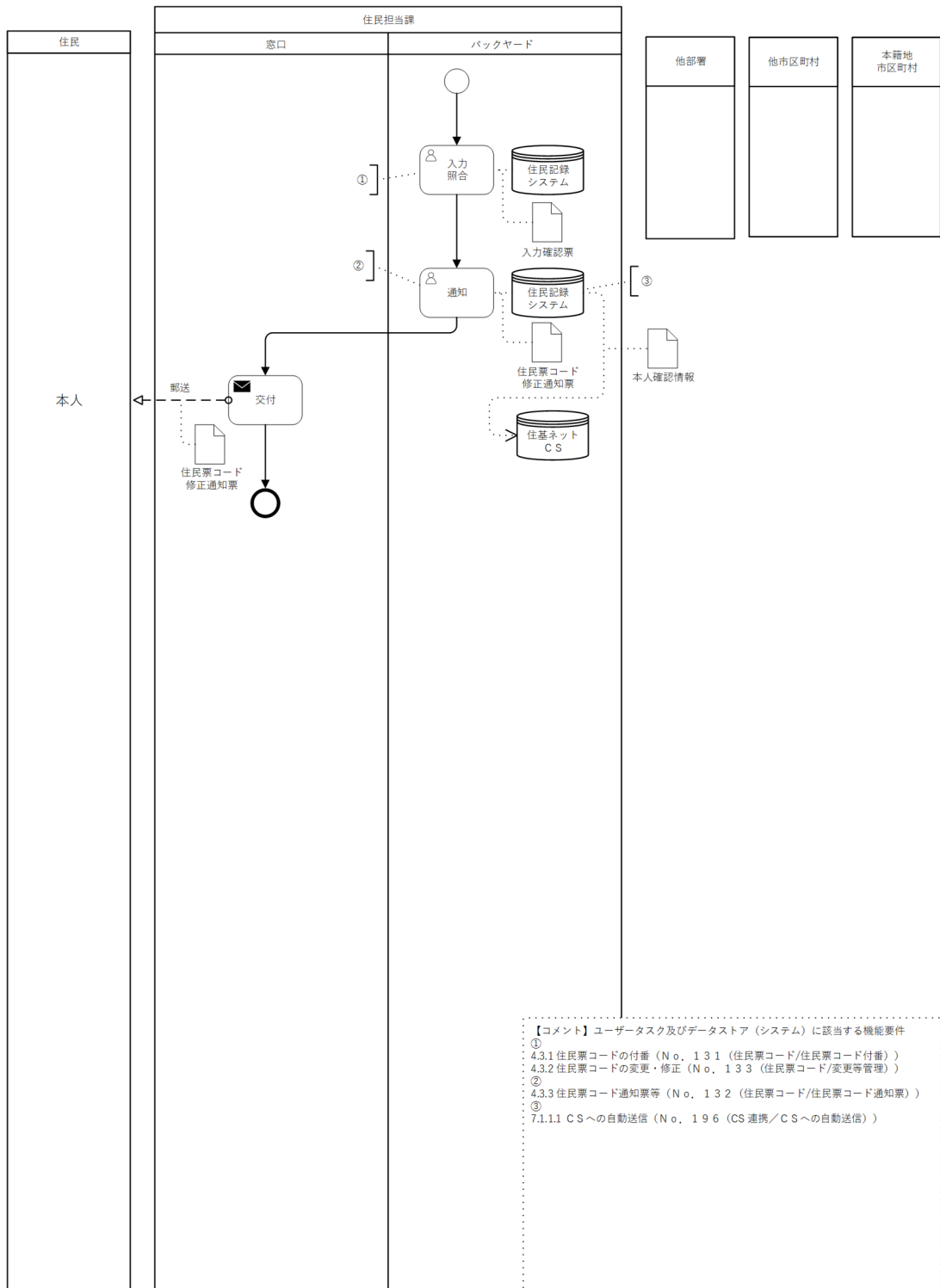
818

819

4.3 住民票コードの異動

4.3.2 住民票コード変更請求



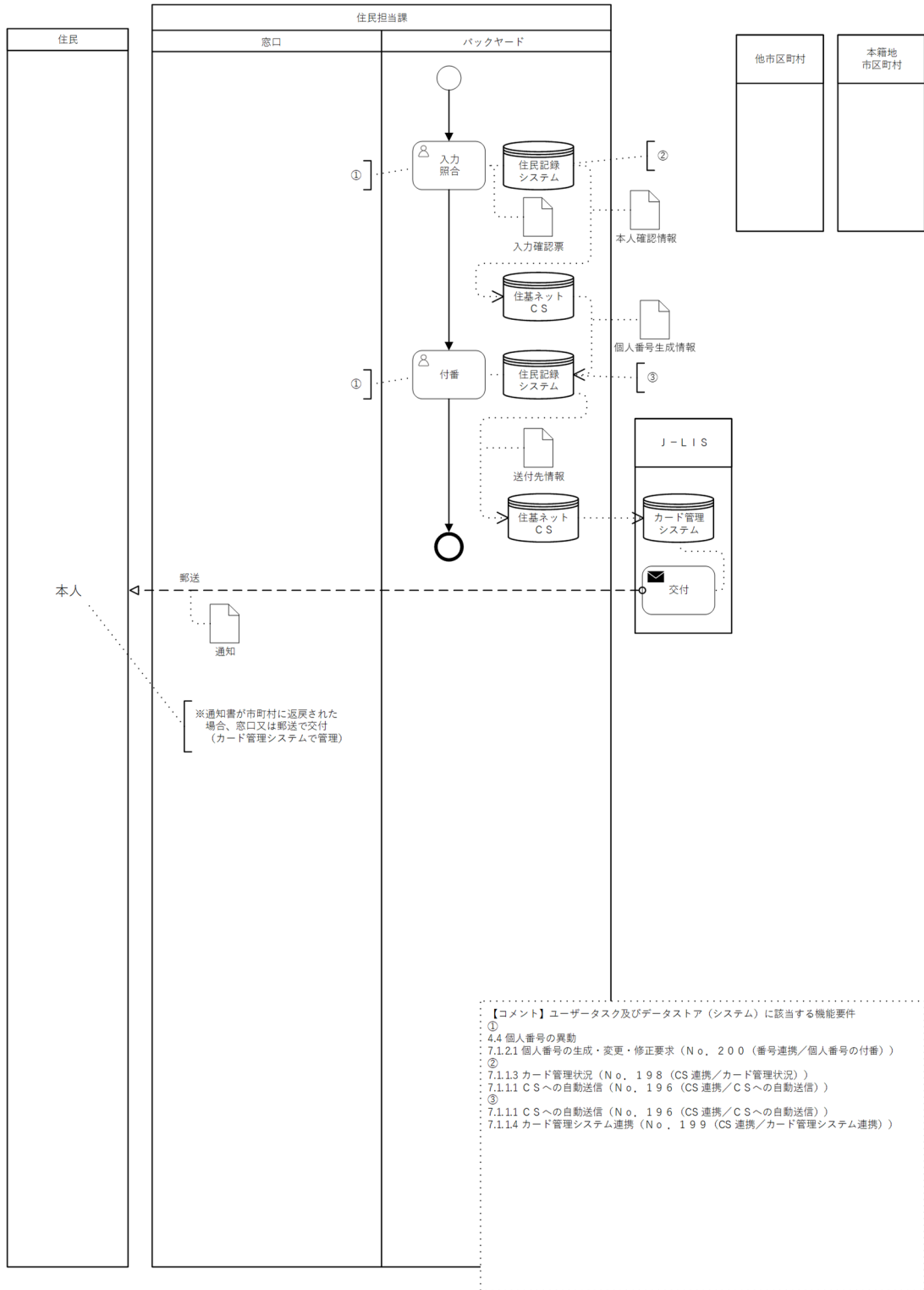


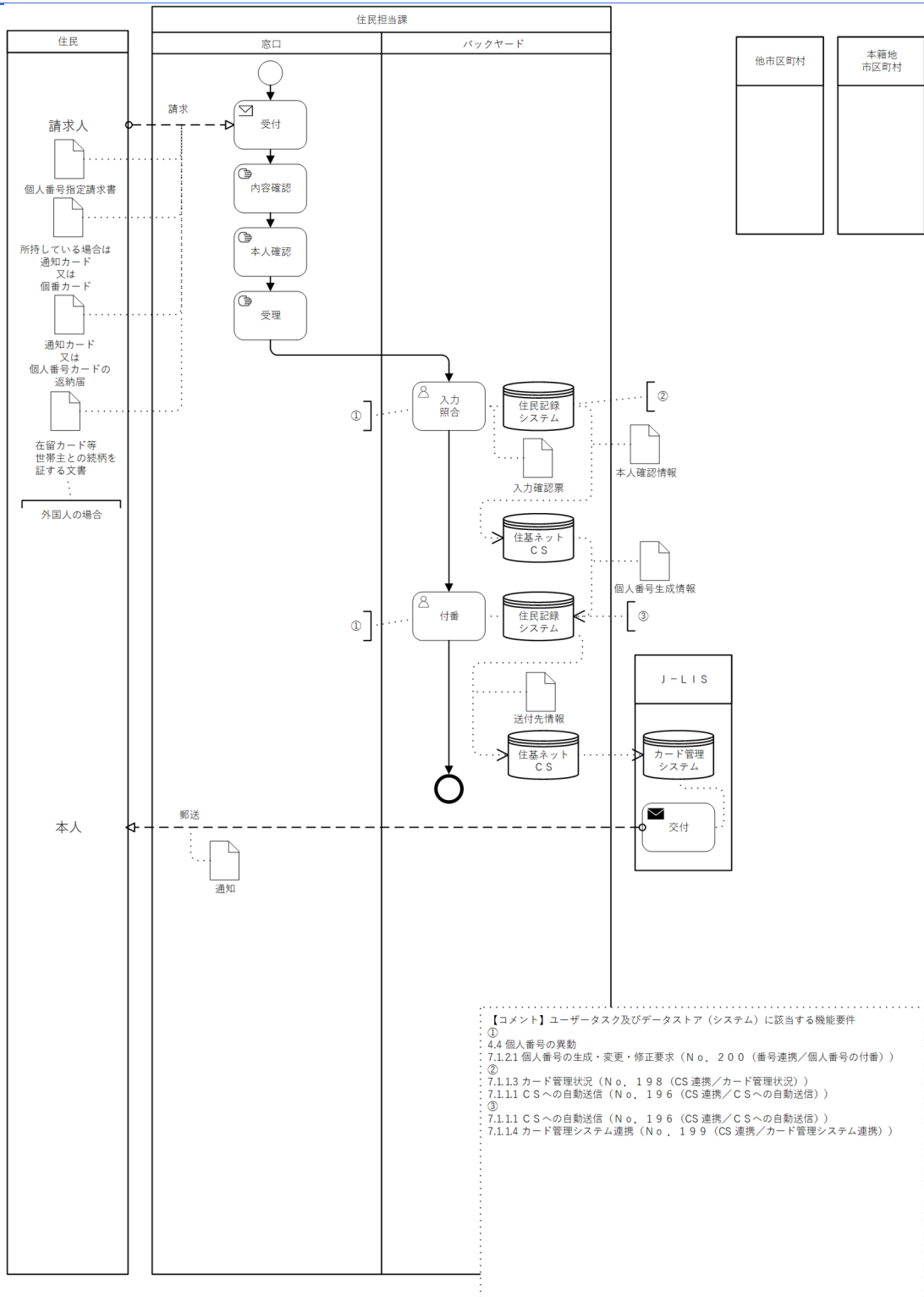
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

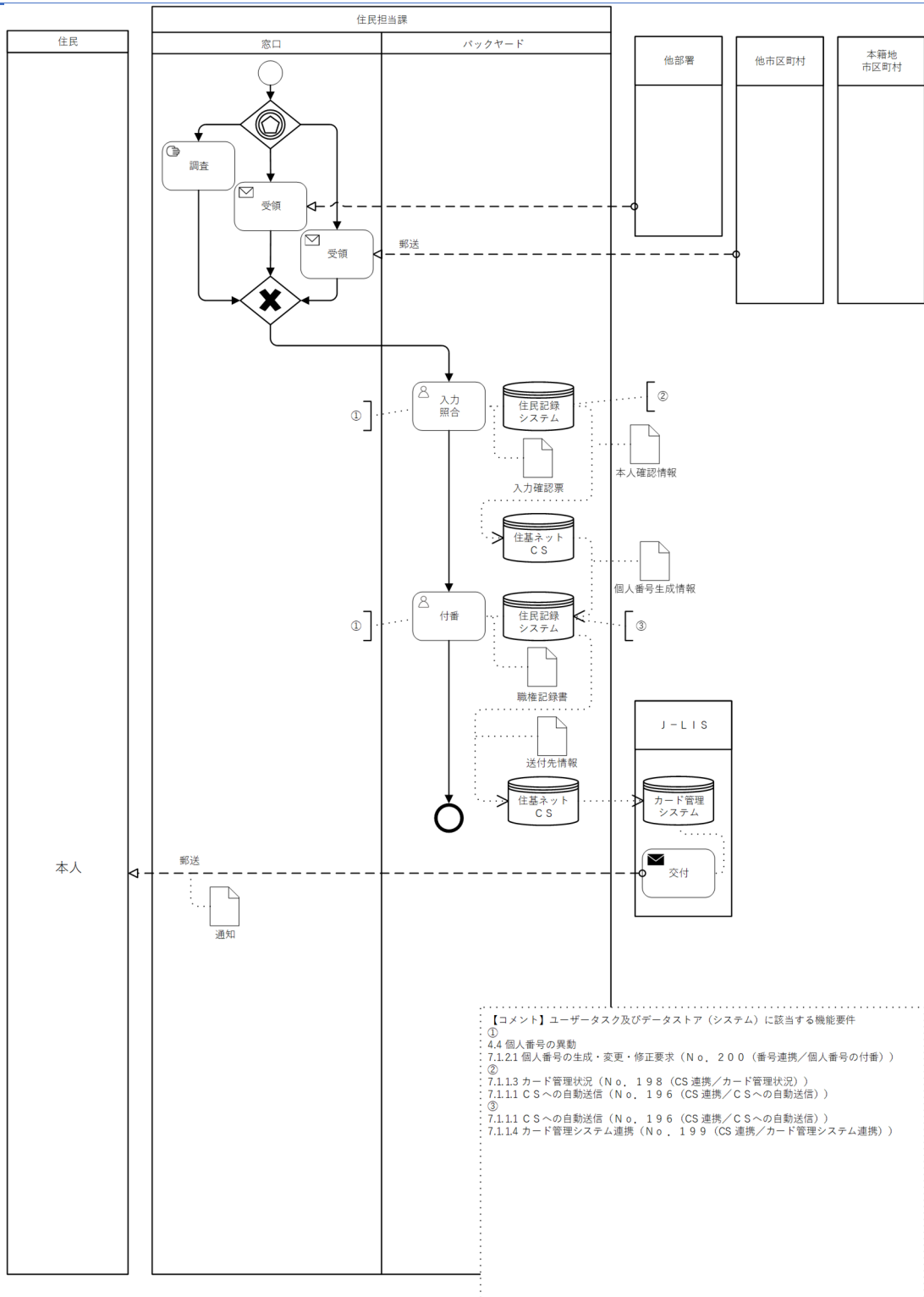
- ① 4.3.1 住民票コードの付番（No. 131（住民票コード/住民票コード付番））
- 4.3.2 住民票コードの変更・修正（No. 133（住民票コード/変更等管理））
- ② 4.3.3 住民票コード通知票等（No. 132（住民票コード/住民票コード通知票））
- ③ 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携/CSへの自動送信））

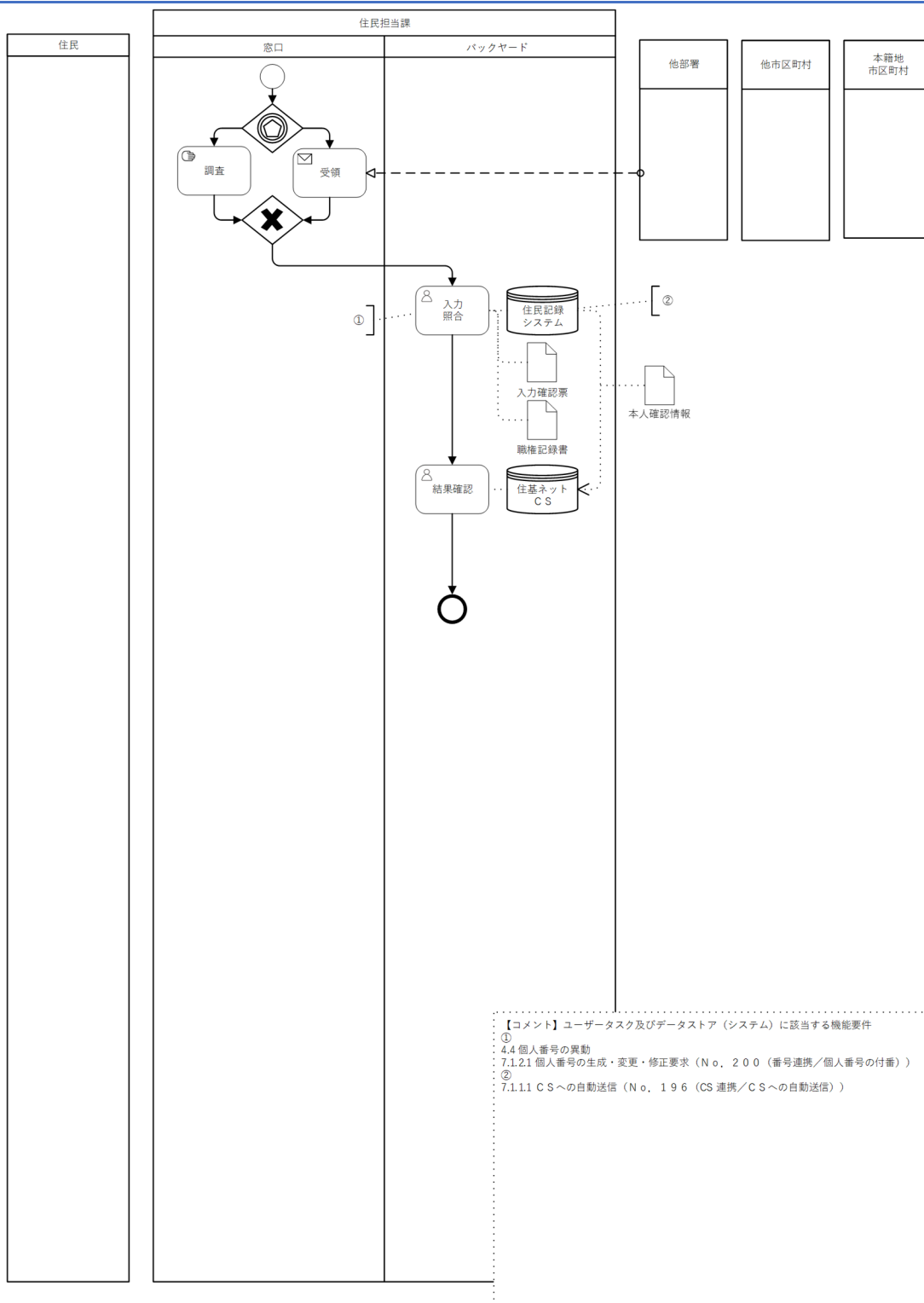
4.4 個人番号の異動

4.4 個人番号の指定







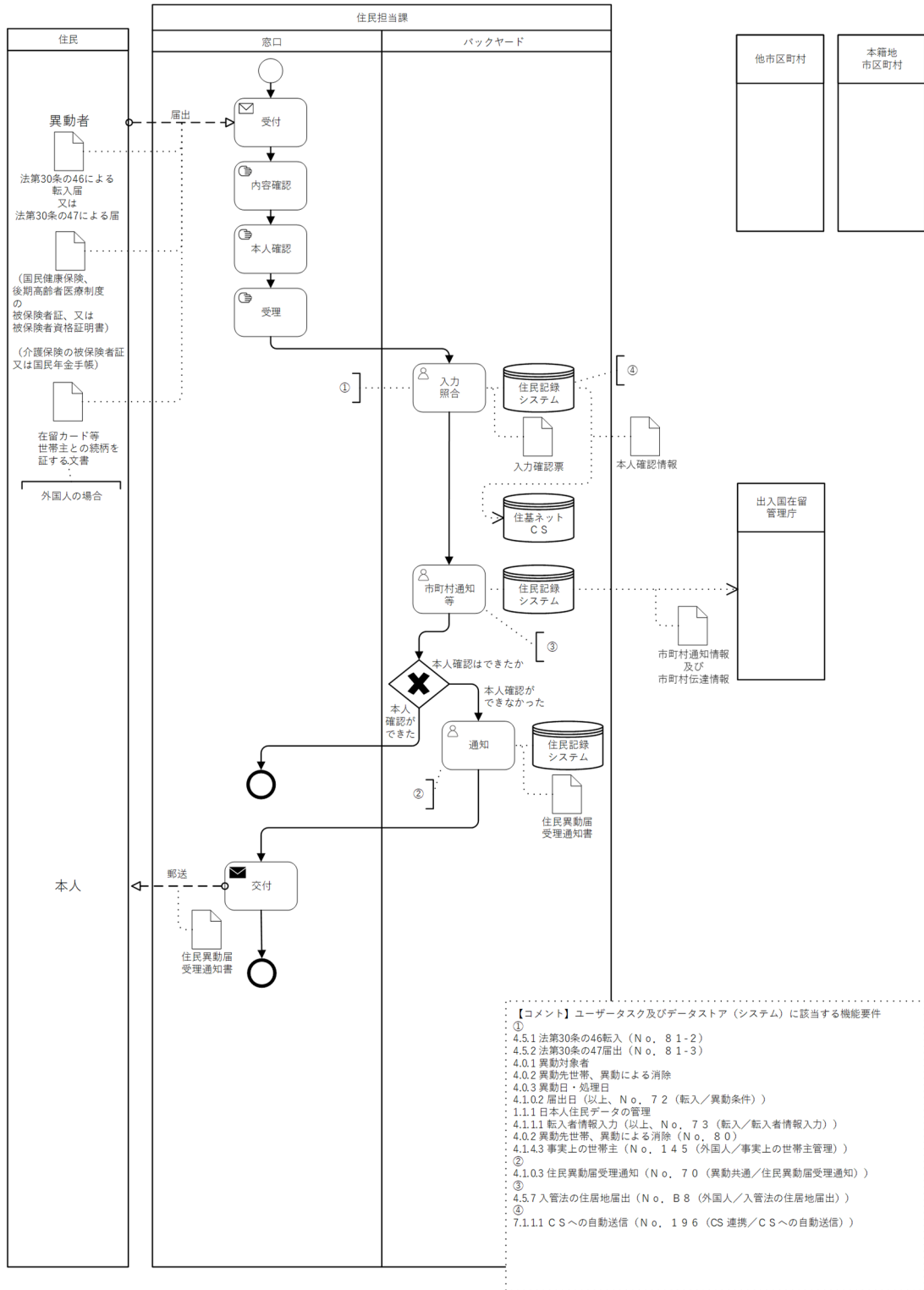


836

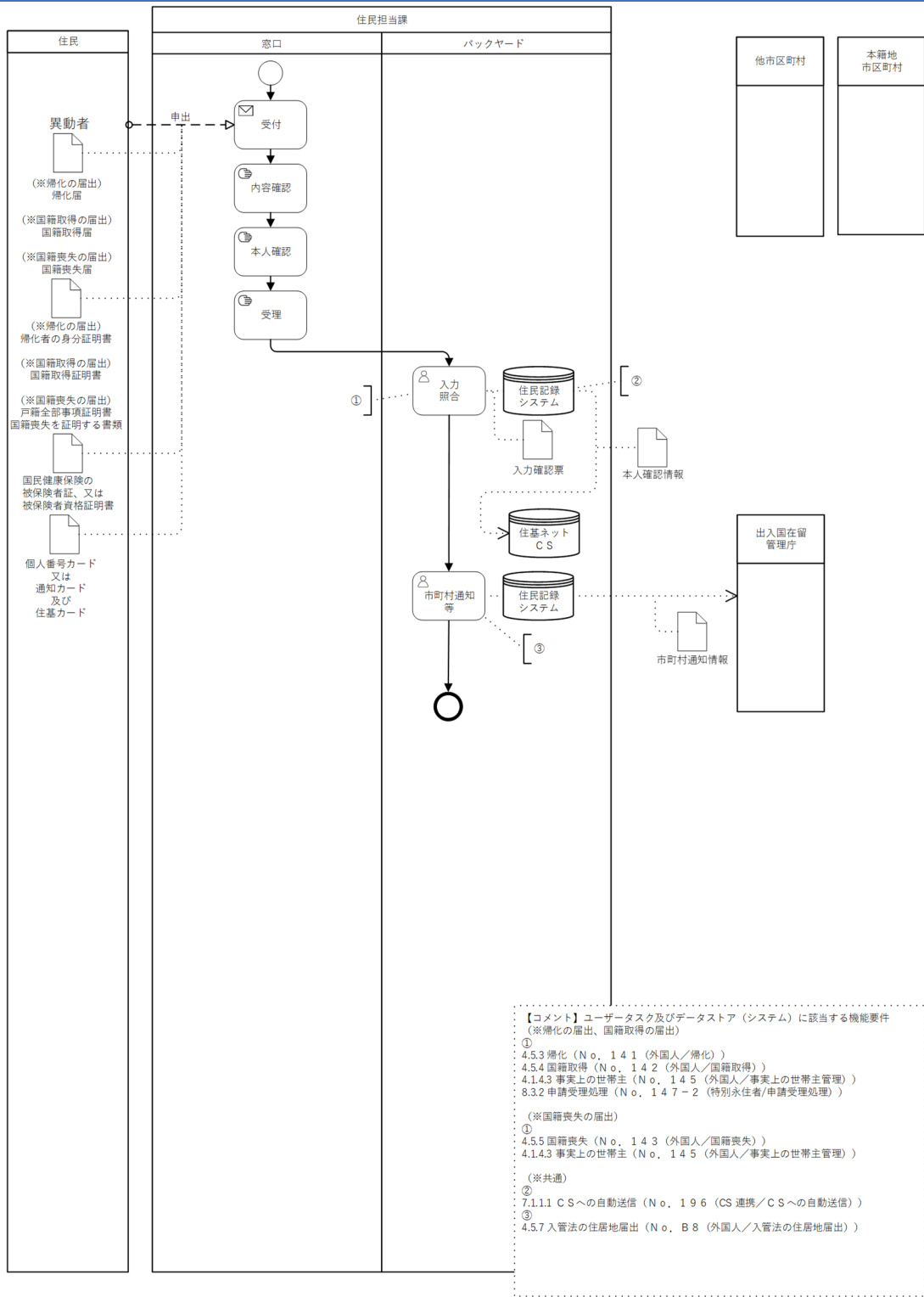
837

4.5 外国人住民のみに関係する異動

4.5.1、4.5.2 第30条の46転入、第30条の47届出



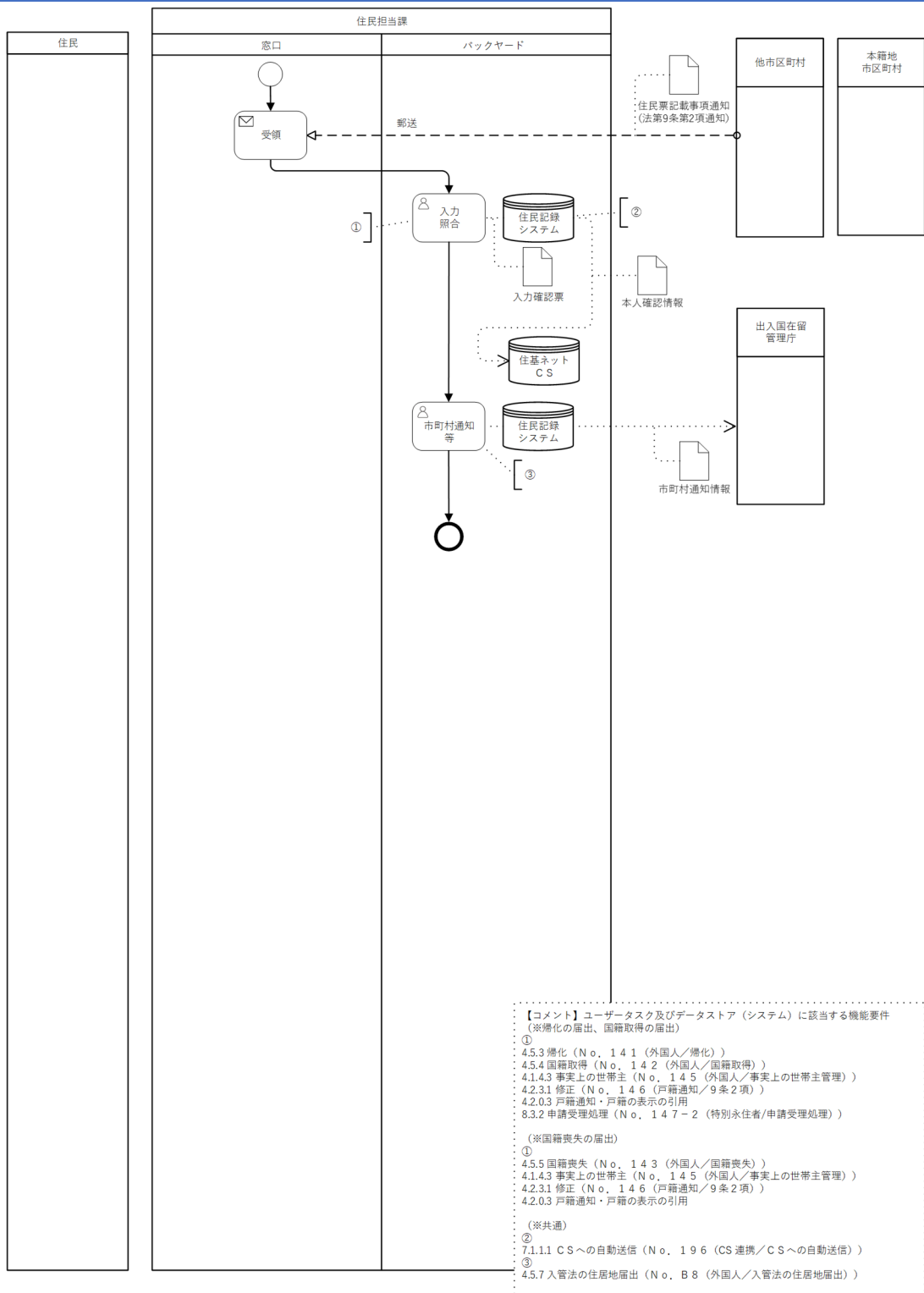
841 4.5.3、4.5.4、4.5.5 帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出



842

843

844 4.5.3、4.5.4、4.5.5 帰化、国籍取得・通知、国籍喪失・通知

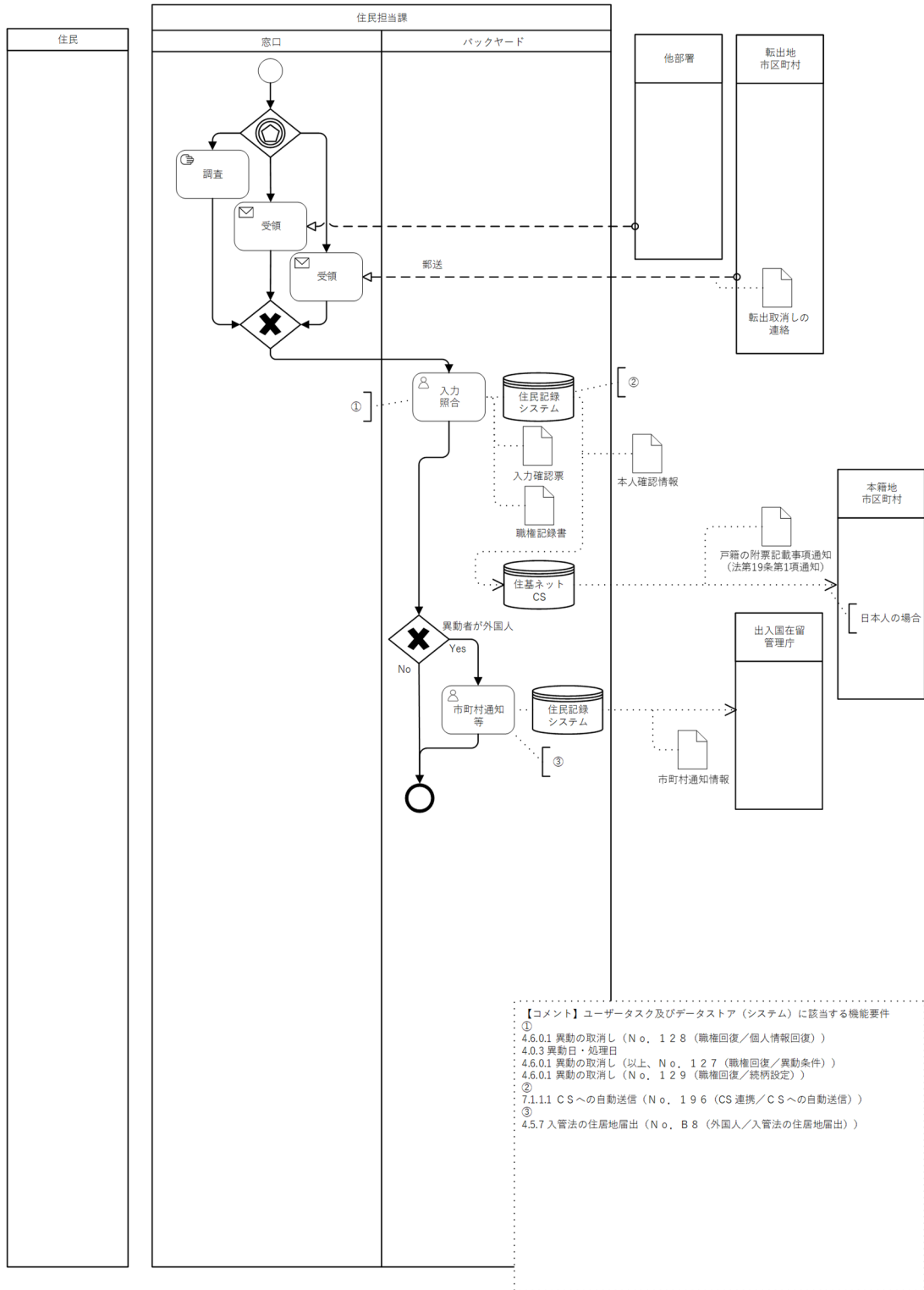


845

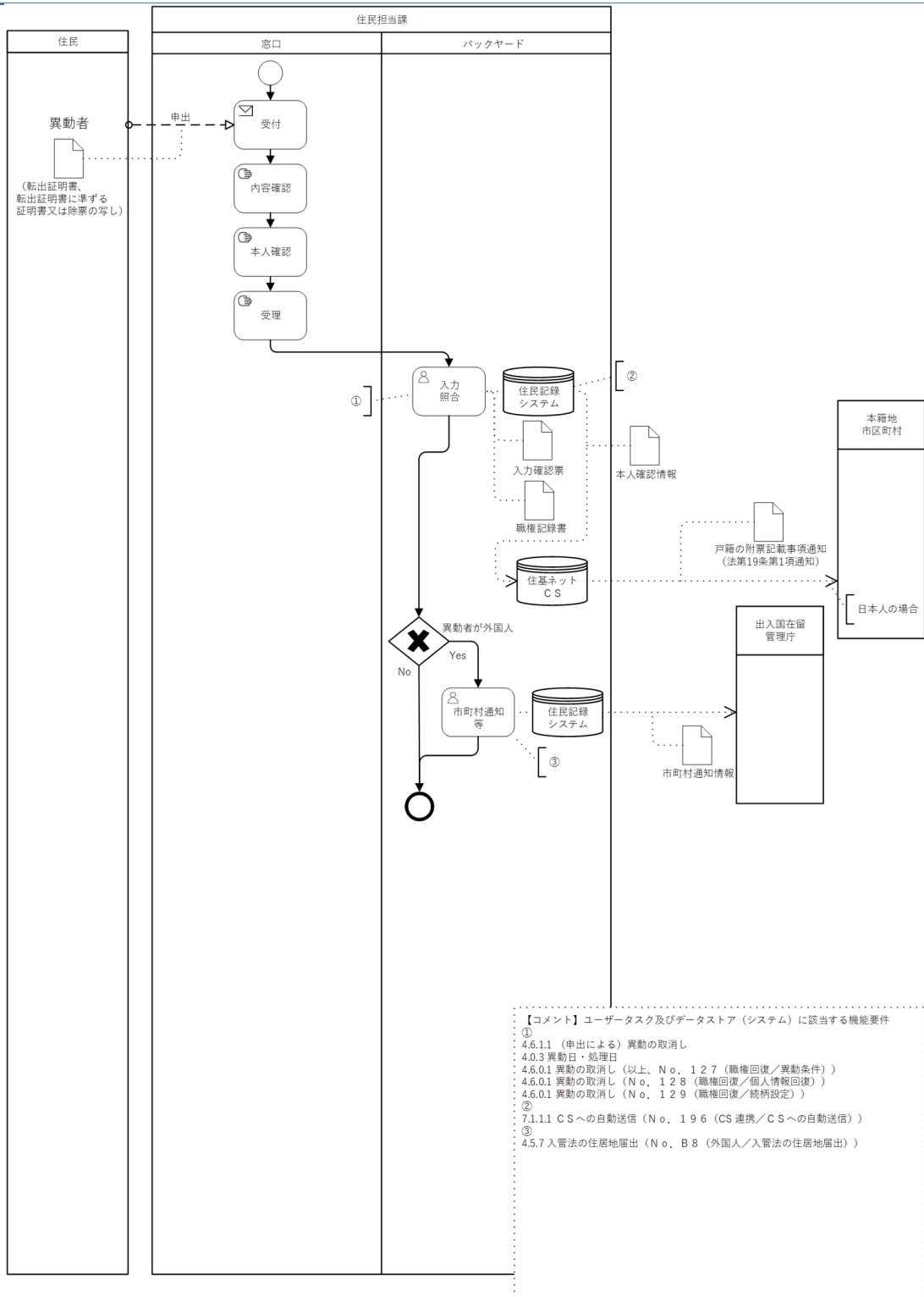
846

4.6 異動の取消し

4.6.0.1 異動取消し・通知・調査

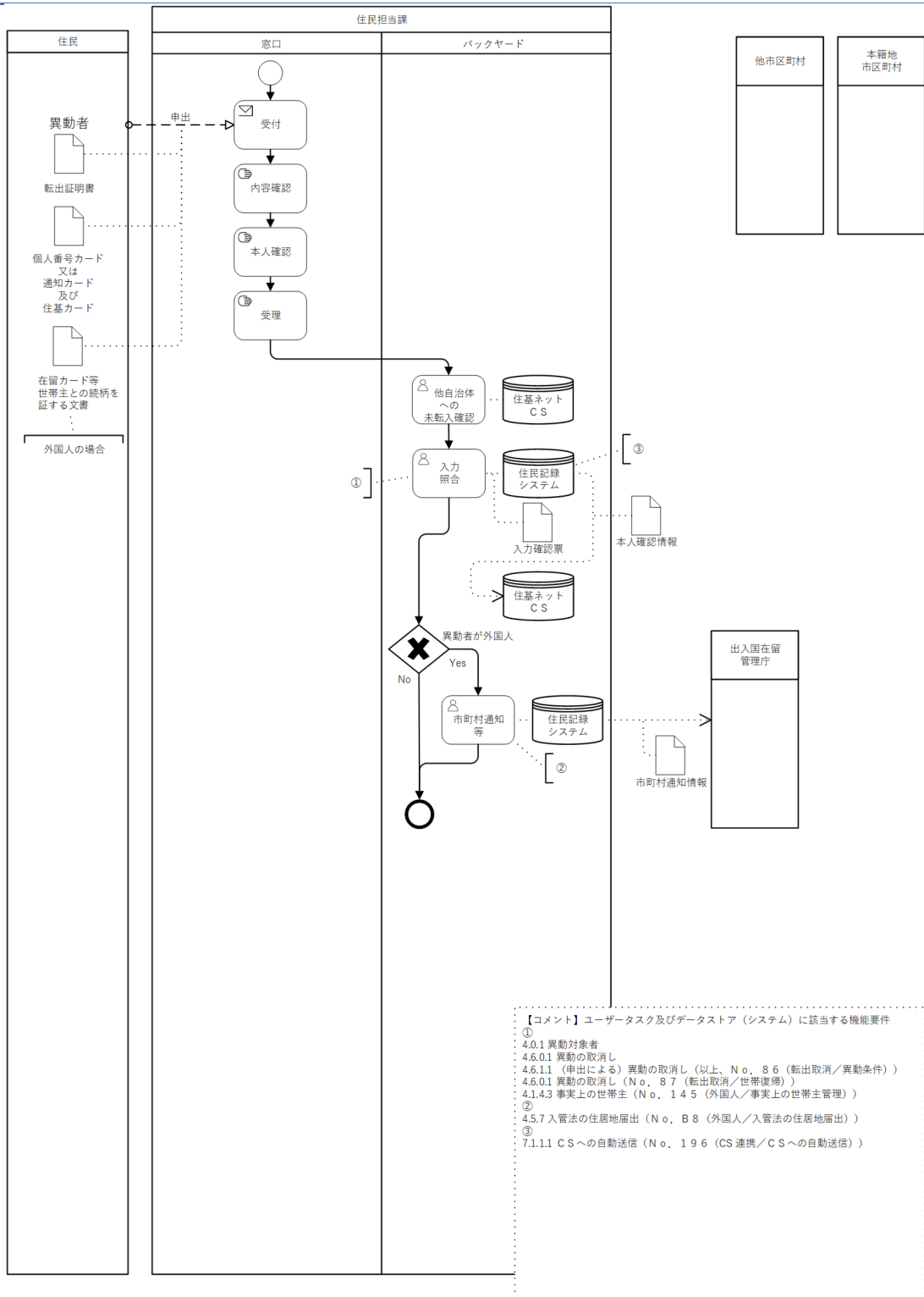


850 4.6.1.1 異動取消し・申出



851

852

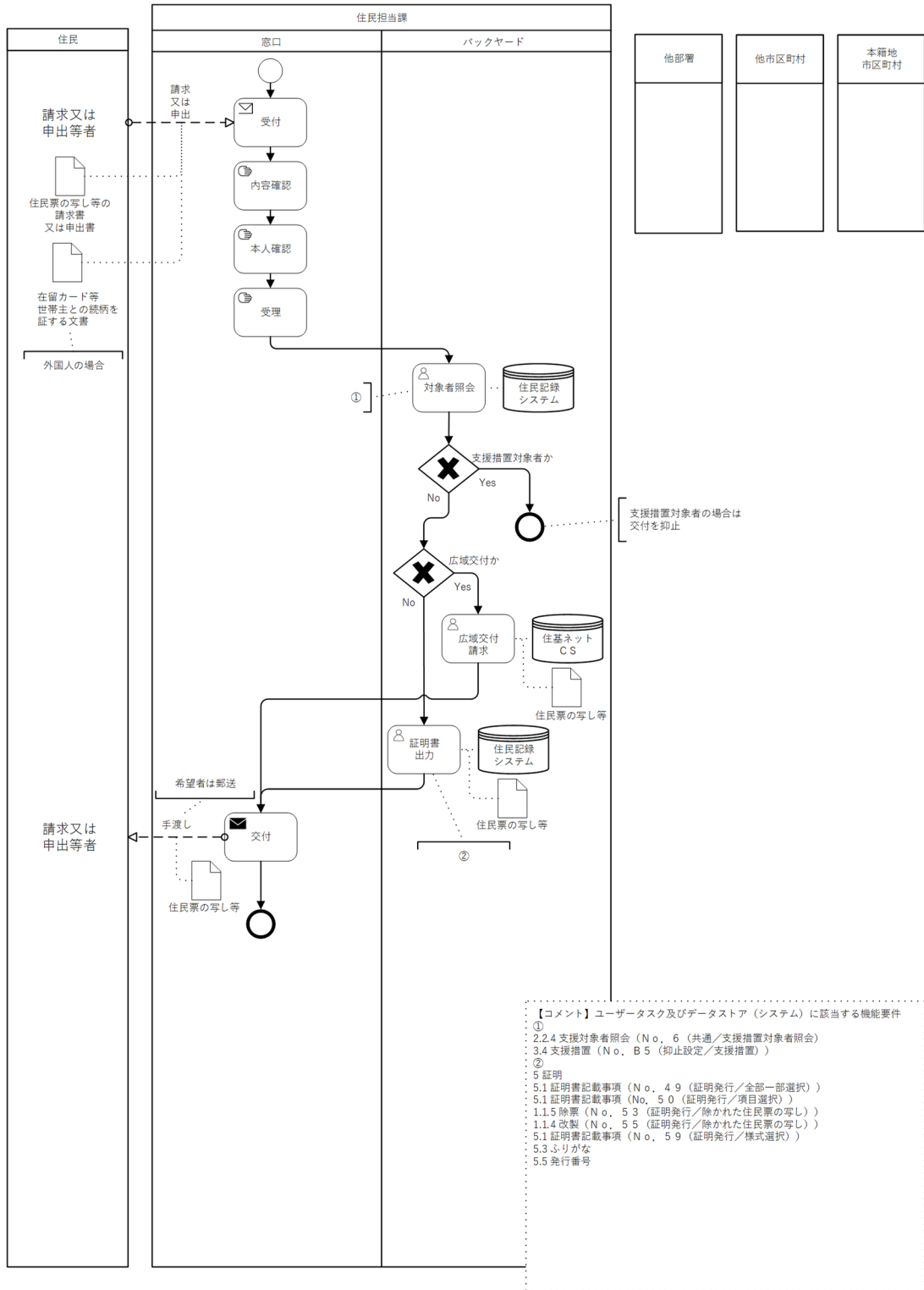


854

855

5 証明

5 証明書の交付（住民票の写しの例）



2. DMM (Diamond Mandala Matrix)

0 住民基本台帳

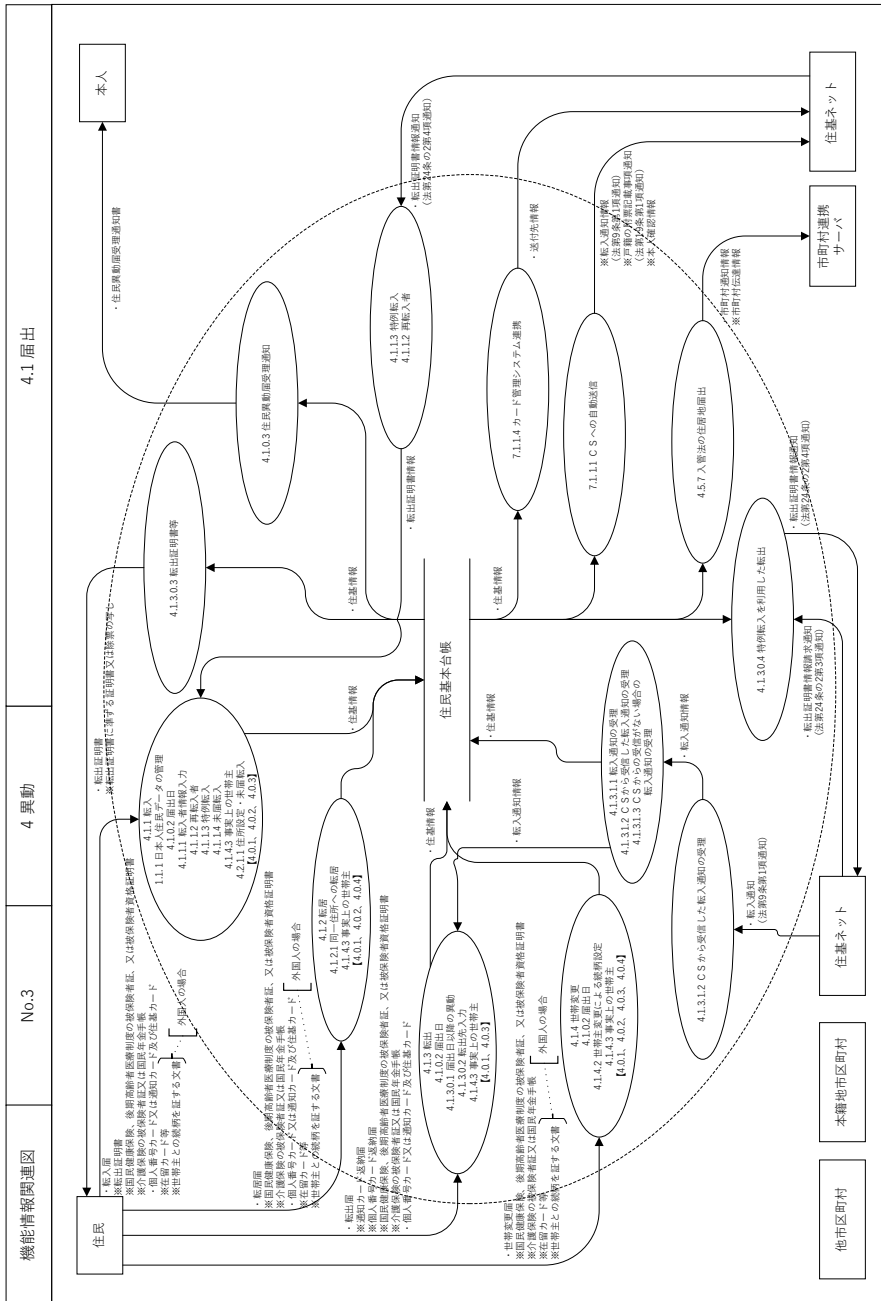
機能構成図	No.1	階層1 住民基本台帳	階層2	階層3
1.1 住民データ	1.2 異動履歴データ 1 管理項目	1.3 その他の管理項目	2.1 検索 2 検索・照会・操作 2.2 照会 2.3 操作	3.1 異動・発行・照会抑 止 3.2 他システム連携 3 抑制設定 3.4 支援措置 3.5 住民異動不受理
9.1 バッチ管理	9.2 抑制対象者 9 管理項目 9.3 除票用データベース への移行 9.4 成年後見人	9.3 除票用データベース への移行 9.4 成年後見人	1 管理項目 2 検索・照会・操作 3 抑制設定 4 異動 5 住民基本台帳	4.0 異動共通 4.1 届出 4.2 贈与 4.3 異動 4.4 住民票コードの異動 4.5 外国人住民のみに関 係する異動 4.6 異動の取消し
9.7 住所一括変更	9.6 無作為抽出・条件指 定抽出 7 連携	9.5 住民基本台帳の一部 の写し(回算用)	6 統計 7 連携	5.1 証明 5.2 世帯員の並び順 5.3 証明書の記載事項 5.4 ふりがな 5.5 方書の記載 5.6 証明 5.7 文字溢れ対応 5.8 公用表示 5.9 公印・職名の印字 発行番号
7.1 CS連携・番号連携	7.2 市内他業務連携 7 連携	7.3 他業務関係	6.1 統計 6 統計	5.1 証明書の記載事項 5.2 世帯員の並び順 5.3 証明書の記載 5.4 ふりがな 5.5 方書の記載 5.6 証明 5.7 文字溢れ対応 5.8 公用表示 5.9 公印・職名の印字 発行番号

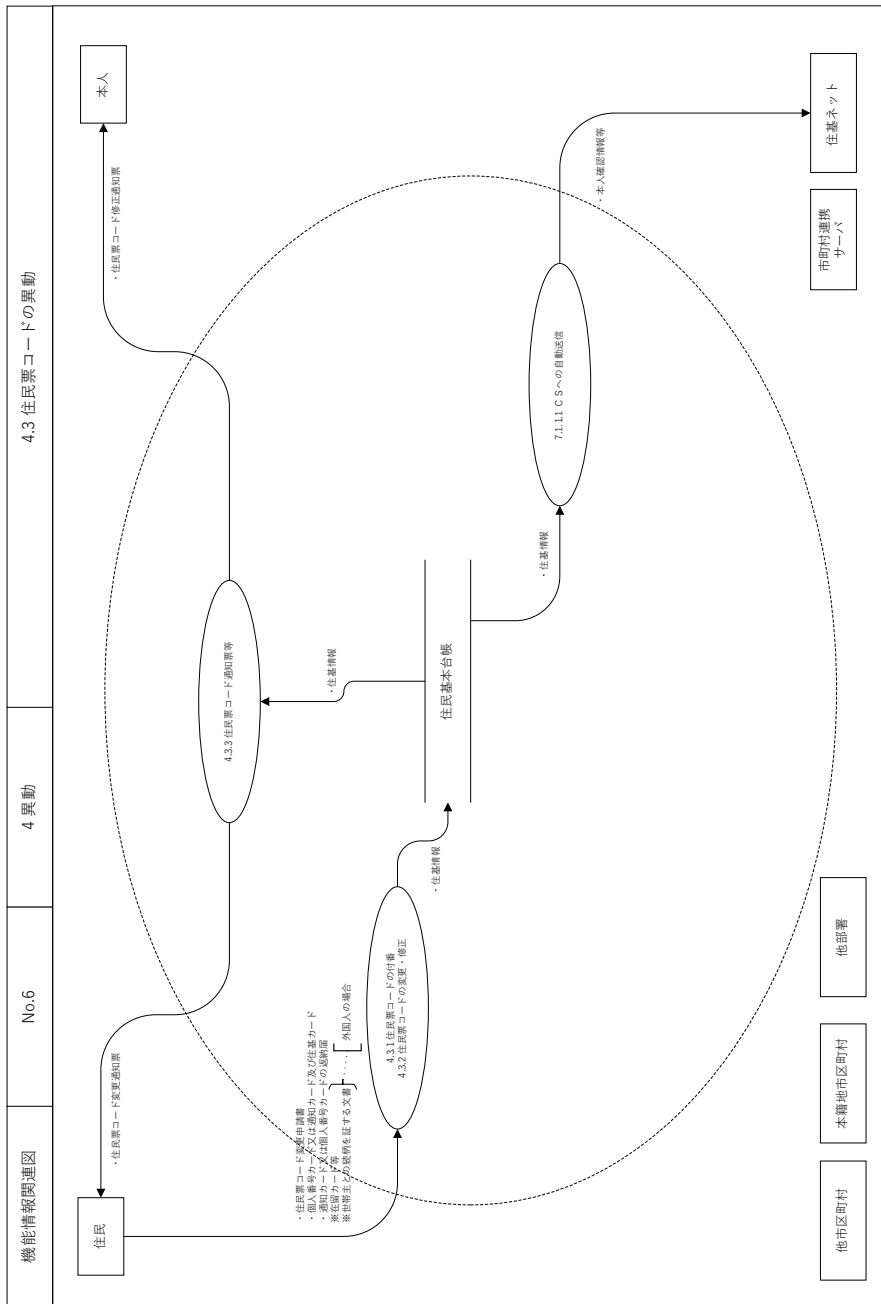
4 異動

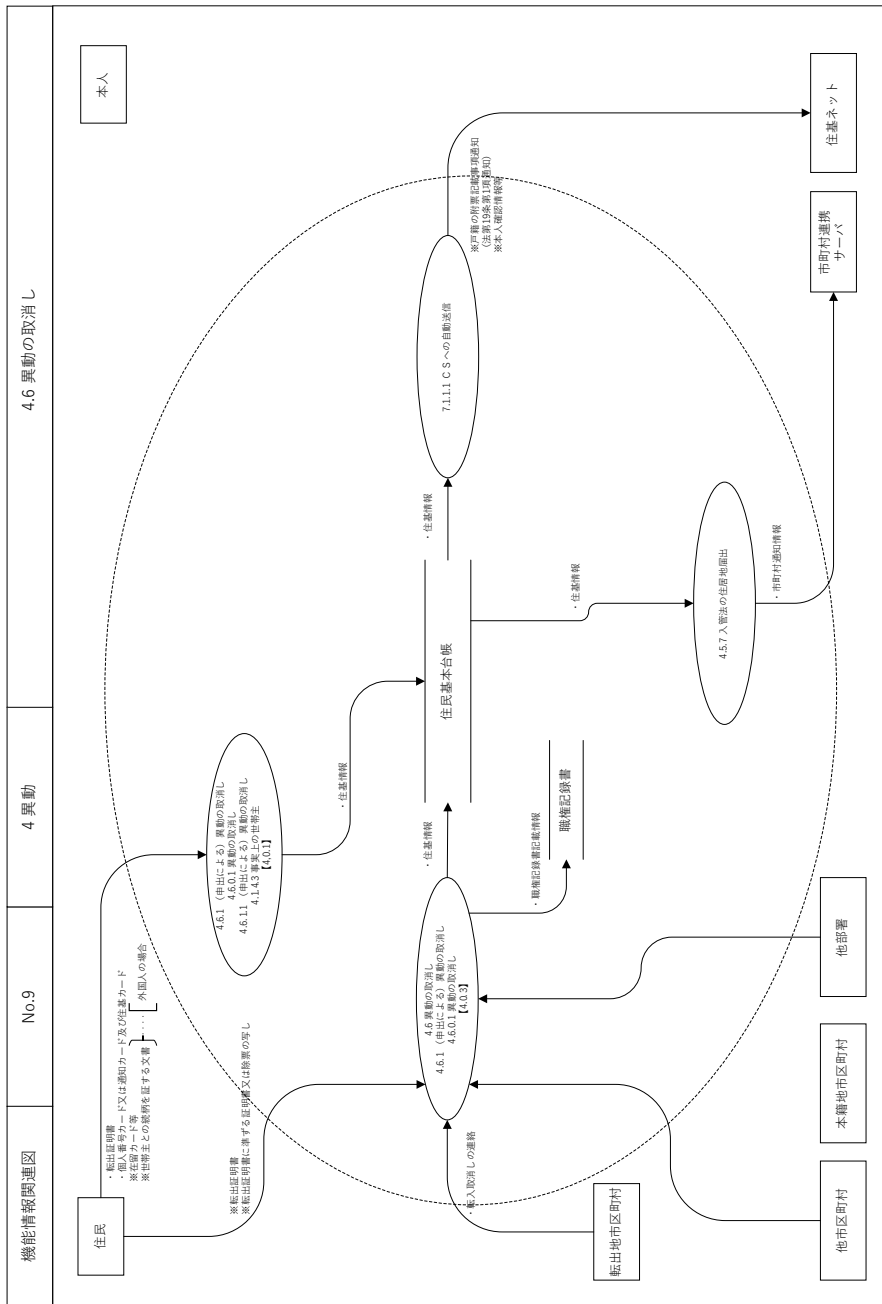
機能構成図	No.4	階層1 住民基本台帳	階層2 異動	階層3
4.0.1	4.0.2 異動対象者 による削除	4.0.3 異動日・処理日	4.1.1 転入	4.2.0 職権共通
4.0.8	4.0 異動共通	4.0.4 世帯主不在となる場 合の処理	4.1.3 転出	4.2.1 職権記載
審査・決裁	4.0.6 本籍入力補助	4.0.5 世帯主変更依頼通知 書	4.1.4 世帯変更	4.2 職権
4.0.7				4.2.3 職権修正
4.0.9	4.0.10 一括入力	4.0 異動共通	4.1 届出	4.3.1 住民票コードの付番
	4.0 異動共通	4.0.1 届出	4.2 職権	4.3.2 住民票コードの変 更・修正
		4.0.2 異動の取消し	4.3 異動	4.3 住民票コードの異動
		4.0.3 外国人住民のみに関 係する異動	4.4 外国人住民のみに関 係する異動	
4.6.0	4.6.1 (申出による)異動 の取消し	4.5.1 法第30条の46転 入	4.5.2 法第30条の47届 出	
	4.6 異動の取消し	4.5.7 入管法の住居地届出 消除	4.5.3 帰化	
		4.5.6 出入国在留管理庁通 知に基づく修正及び 消除	4.5.4 国籍取得	4.4 個人番号の異動

4 異動

4.1 届出





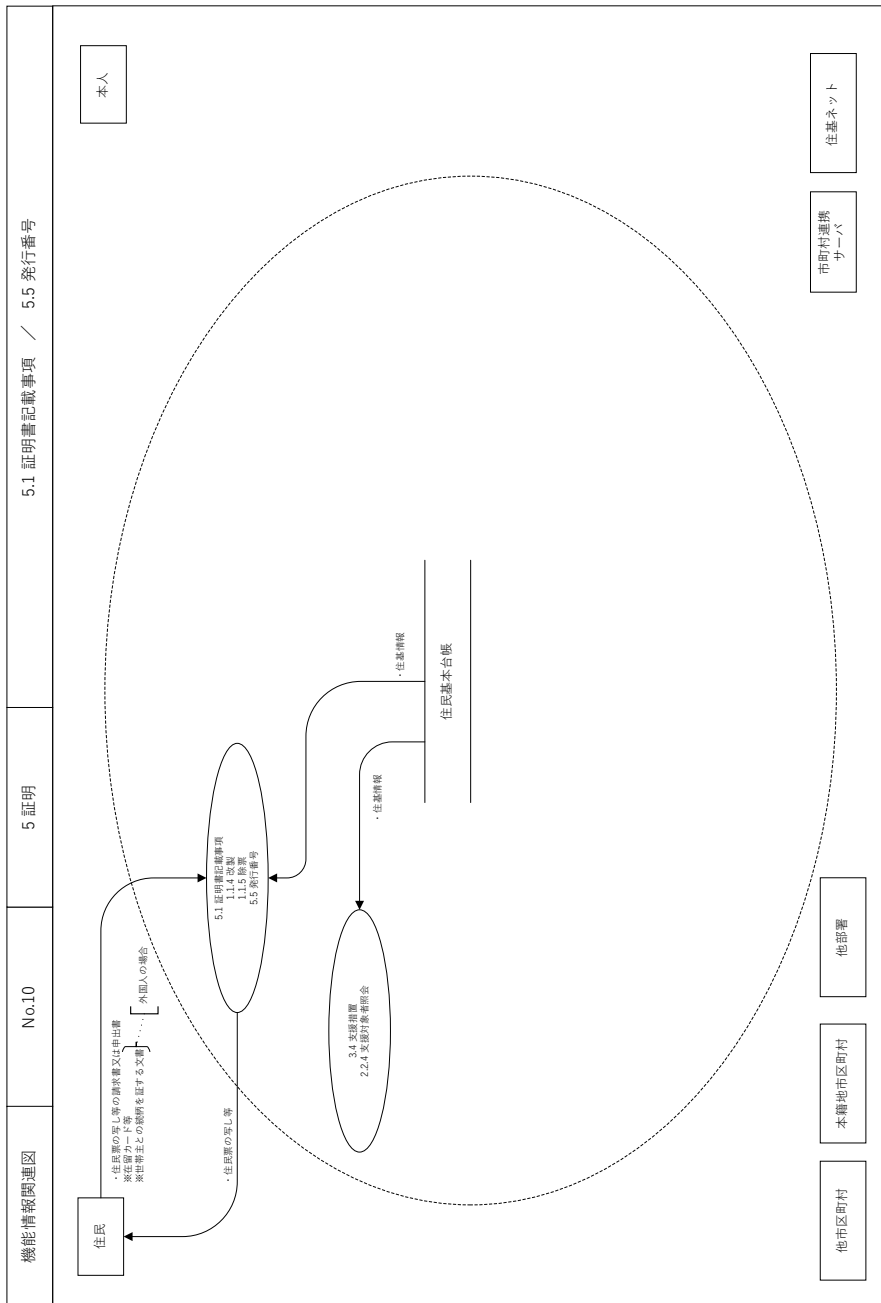


927

5 証明

928 5.1 証明書記載事項

929 5.5 発行番号



930

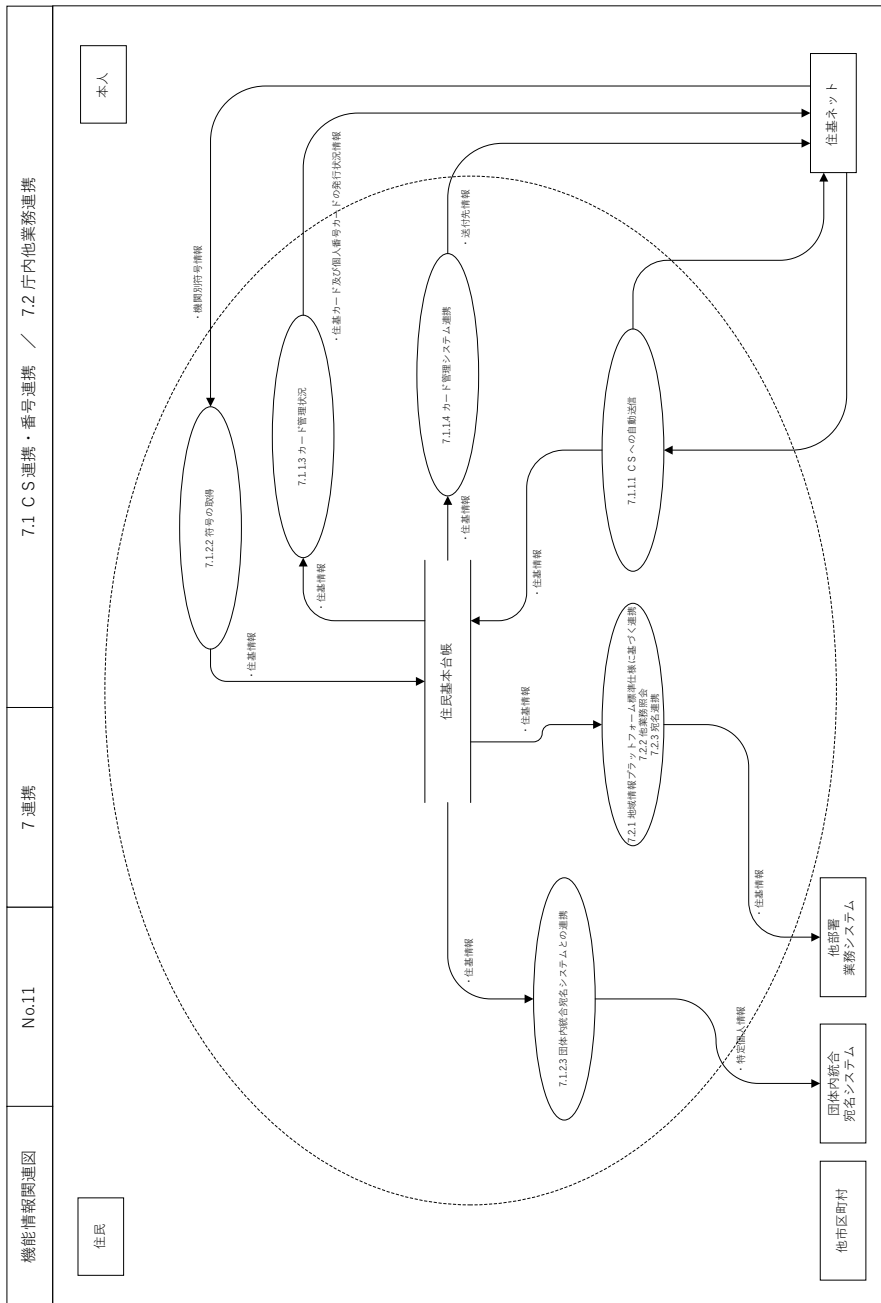
931

932

7 連携

933 7.1 CS連携・番号連携

934 7.2 庁内他業務連携



935

936

937

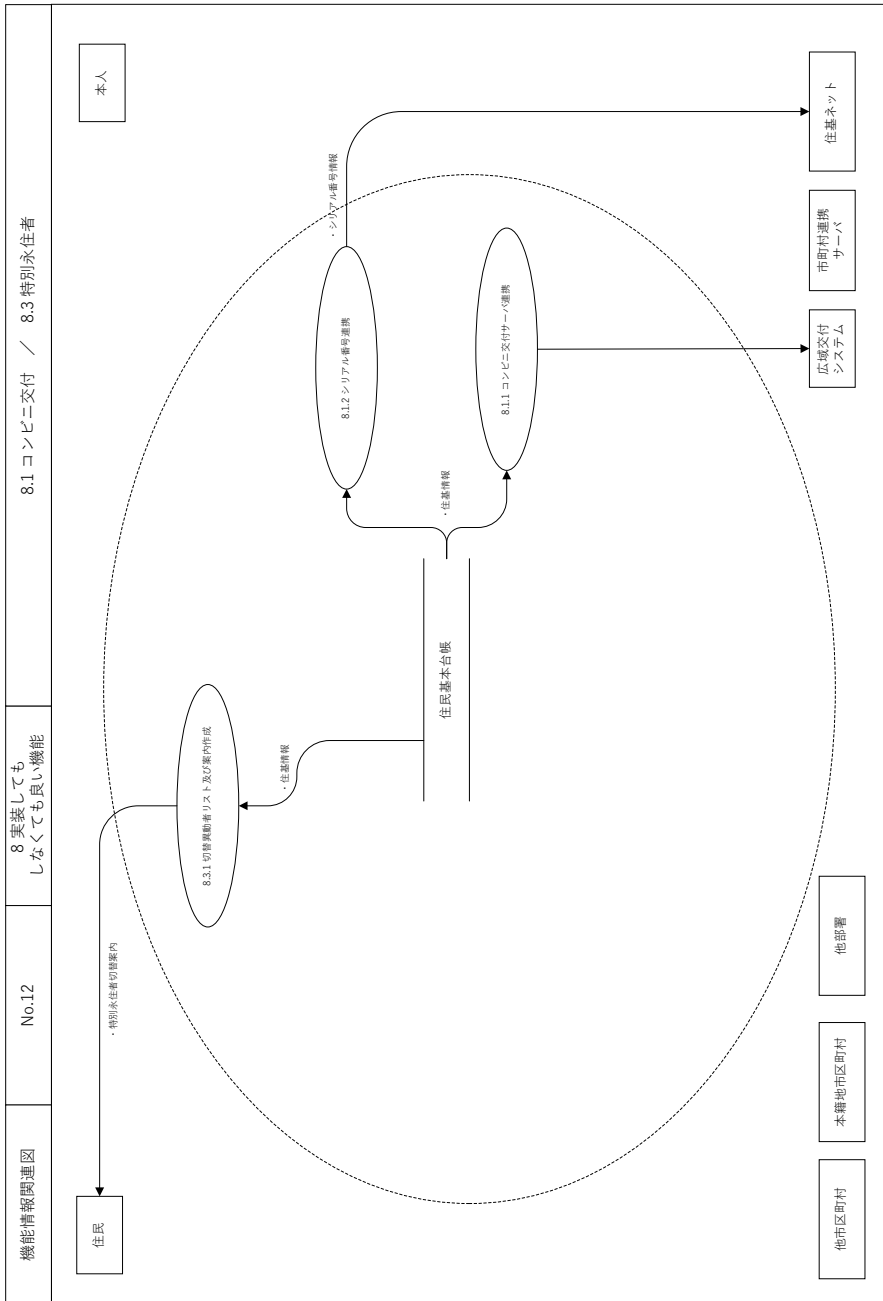
8 実装しなくても良い機能

938

8.1 コンビニ交付

939

8.3 特別永住者



940

941

942

9 バッチ

943

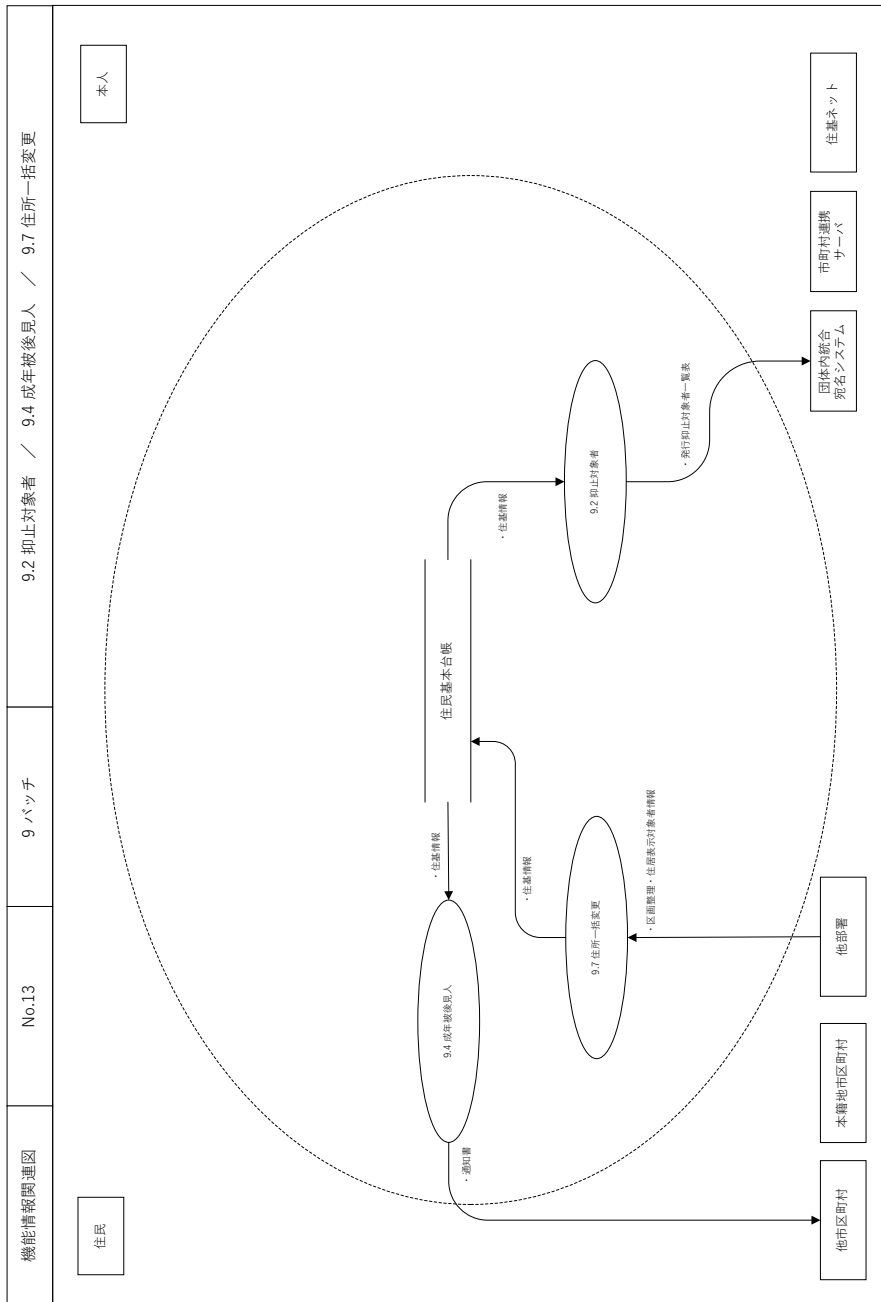
9.2 抑止対象者

944

9.4 成年被後見人

945

9.7 住所一括変更



946

947

948

949

950

951

952

953

第 3 章 機能要件

954

955

956

957

958

959

960

1 管理項目

961

962

963

1.1 住民データ

964

1.1.1 日本人住民データの管理

965 (No. 73 (転入／転入者情報入力)、202 (旧氏対応／旧氏の管理))

【実装すべき機能】

966 日本人住民について、以下の項目を管理（※）すること。

967 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。

970

971

【住民票記載事項に当たる項目】

- 972 ・氏名
- 973 ・旧氏
- 974 ・生年月日（和暦で管理すること。）
- 975 ・性別
- 976 ・世帯主・世帯主との続柄
- 977 ・戸籍の表示（本籍・筆頭者）
- 978 ・住民となった年月日
- 979 ・住所を定めた年月日
- 980 ・住所（方書を含む）
- 981 ・届出日
- 982 ・転入前住所（国外を含む。）
- 983 ・個人番号
- 984 ・住民票コード

986

【住民票の除票固有の記載事項に当たる項目】

- 987 ・消除事由（転出、改製、死亡等）
- 988 ・転出先住所（予定）
- 989 ・転出先住所（確定）
- 990 ・届出日
- 991 ・事由の生じた年月日（転出の場合にあっては、転出予定年月日）
- 992 ・転入通知年月日
- 993 ・転出年月日

995

- 996 【その他の項目】
- 997 ・宛名番号
- 998 ・世帯番号
- 999 ・世帯員の並び順 (5.2 参照)
- 1000 ・異動履歴として管理する各項目 (1.2.1 参照)
- 1001 ・住民状態 (住民・転出・死亡・消除等)
- 1002 ・住民種別 (日本人住民・外国人住民・住登外個人等)
- 1003 ・証明書の交付履歴 (1.3.7 参照)
- 1004 ・抑止フラグ
- 1005 ・備考 (1.1.14 参照)
- 1006 ・メモ (1.1.15 参照)
- 1007 ・氏名のふりがな (1.1.18 参照)
- 1008 ・氏名のふりがな確認フラグ (1.1.18 参照)
- 1009 ・旧氏のふりがな (1.1.18 参照)
- 1010 ・旧氏のふりがな確認フラグ (1.1.18 参照)
- 1011 ・住所コード
- 1012 ・住所の郵便番号
- 1013 ・転入前住所の住所コード及びその郵便番号
- 1014 ・転出先住所 (予定) の住所コード及びその郵便番号
- 1015 ・転出先住所 (確定) の住所コード及びその郵便番号
- 1016 ・最終登録住所地 (4.1.1.4 参照)
- 1017 ・個人番号カード及び住基カードの発行状況
- 1018 ・成年被後見人の該当有無
- 1019 ・処理日 (4.0.3 参照)

1020

1021 【考え方・理由】

1022 中核市市長会ひな形に付記

1023 「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目
1024 には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。ただし、転居
1025 していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ
1026 であるため、その場合、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となっ
1027 た年月日」と同じ日付を保持することとする。

1028 生年月日については、住基ネット上は、日本人住民は和暦で、外国人住民
1029 については西暦で管理されていることから、住民記録システムにおいても和
1030 暦で管理することとする。

1031 住民種別及び住民状態については、中間標準レイアウト仕様（住民基本台
1032 帳）に基づき、それぞれ、住民種別については日本人住民・外国人住民・住
1033 登外個人等を、住民状態については住民・転出・死亡・消除等の区分を管理
1034 することとする。（1.1.2 についても同様）

1035

1036 1.1.2 外国人住民データの管理

1037 (No. 140 (外国人／管理))

1038 【実装すべき機能】

1039 外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）
1040 について、以下の項目を管理すること。

1041

1042 【住民票記載事項に当たる項目】

- 1043 ・ 氏名（漢字・アルファベットを含む。）
- 1044 ・ 通称
- 1045 ・ 生年月日（西暦で管理すること。）
- 1046 ・ 性別
- 1047 ・ 世帯主・世帯主との続柄
- 1048 ・ 住所を定めた年月日
- 1049 ・ 住所（方書を含む。）
- 1050 ・ 届出日
- 1051 ・ 転入前住所（国外を含む。）・個人番号
- 1052 ・ 住民票コード
- 1053 ・ 外国人住民となった年月日
- 1054 ・ 旧外登法による登録年月日
- 1055 ・ 国籍・地域
- 1056 ・ 法第 30 条の 45 の表に規定する区分ごとの事項
 - 1057 中長期在留者
 - 1058 中長期在留者である旨
 - 1059 在留資格
 - 1060 在留期間
 - 1061 在留期間の満了の日
 - 1062 在留カードの番号
 - 1063
 - 1064 特別永住者
 - 1065 特別永住者である旨

1066 特別永住者証明書の番号

1067

1068 一時庇護許可者

1069 一時庇護許可者である旨

1070 上陸期間

1071

1072 仮滞在者

1073 仮滞在者である旨

1074 仮滞在期間

1075

1076 経過滞存者

1077 出生又は国籍喪失による経過滞存者である旨

1078

1079

1080 ※外国人住民の生年月日及び法第 30 条の 45 の表の規定区分ごとの事項

1081 のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。

1082

1083 【住民票の除票固有の記載事項に当たる項目】

1084 ・ 消除事由（転出、改製、死亡等）

1085 ・ 転出先住所（予定）

1086 ・ 転出先住所（確定）

1087 ・ 届出日

1088 ・ 事由の生じた年月日（転出の場合にあっては、転出予定年月日）

1089 ・ 転入通知年月日

1090 ・ 転出年月日

1091

1092 【その他の項目】

1093 ・ 宛名番号

1094 ・ 世帯番号

1095 ・ 世帯員の並び順（5.2 参照）

1096 ・ 異動履歴として管理する各項目（1.2.1 参照）

1097 ・ 住民状態（住民・転出・死亡・消除等）

1098 ・ 住民種別（日本人住民・外国人住民・住登外個人等）

1099 ・ 証明書の交付履歴（1.3.7 参照）抑止フラグ

1100 ・ 備考（1.1.14 参照）

1101 ・ メモ（1.1.15 参照）

- 1102 ・ 氏名のふりがな (1. 1. 18 参照)
- 1103 ・ 氏名のふりがな確認フラグ (1. 1. 18 参照)
- 1104 ・ 通称のふりがな (1. 1. 18 参照)
- 1105 ・ 通称のふりがな確認フラグ (1. 1. 18 参照)
- 1106 ・ 氏名優先区分 (氏名・通称のいずれを使用するか)
- 1107 ・ 住所コード
- 1108 ・ 住所の郵便番号
- 1109 ・ 転入前住所の住所コード及びその郵便番号
- 1110 ・ 最終登録住所地 (4. 1. 1. 4 参照)
- 1111 ・ 転出先住所 (予定) の住所コード及びその郵便番号
- 1112 ・ 転出先住所 (確定) の住所コード及びその郵便番号
- 1113 ・ 住居地の届出の有無
- 1114 ・ 上陸許可証による転入の旨
- 1115 ・ 個人番号カード及び住基カードの発行状況
- 1116 ・ 成年被後見人の該当有無
- 1117 ・ 処理日 (4. 0. 3 参照)

1118
1119

1120 **【考え方・理由】**

1121 法改正により外国人住民も住民基本台帳に記録されることとなった。その
1122 際、記載事項、通称の管理方法及び通称の履歴管理方法について規定された。

1123

1124 通称名／併記名の区分は旧外登法時代の名残であり、現行法ではない。在
1125 留カード等にローマ字氏名と漢字氏名が併記されている場合であれば、い
1126 ずれも氏名として住民票の氏名欄に記載するものであるため、併記名につ
1127 いては管理すべきこととしない。

1128

1129 1.1.3 個人票／世帯票

1130 **【実装すべき機能】**

1131 住民票を個人を単位として調製できること。

1132 世帯全員分の住民票の写し等の交付の際には、20. 1. 2 で規定する様式レ
1133 イアウトのとおり、世帯連記式 (データベース上は個人単位で管理し、帳票
1134 としての出力時に世帯単位でデータを作成する方式) によっても出力でき
1135 ること。

1136 なお、個人を単位として調製できるとは、データの保有方法を問わず、住
1137 民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できる状態を指し、現在、
1138 データの保有方法を、世帯を単位として調製している自治体においても、住
1139 民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できるようにする場合に
1140 ついては、当該機能を有しているものとみなす。
1141

1142 **【考え方・理由】**

1143 法第6条第1項で「市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編
1144 成して、住民基本台帳を編成しなければならない。」と規定されていること
1145 から、本仕様書の策定に当たって、住民票は個人を単位として調製すること
1146 とする。

1147 なお、現在、データの保有方法を、世帯を単位として調製している自治体
1148 が存在することから、そのような自治体においても、住民票の写し等の交付
1149 の際に個人を単位として出力できるようにする場合については、当該機能
1150 を有しているものとみなすこととした。
1151

1152 1.1.4 改製

1153 *(No. B9 (住民票改製/改製条件)、55 (証明発行/除かれた住民票の写し))*

1154 **【実装すべき機能】**

1155 住民票(原票)は、欄の大きさの上限(履歴を保持できる上限回数のこと)
1156 を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。

1157 住民票(原票)は、任意のタイミングで手動改製ができること。
1158 改製を行った年月日を管理できること。

1159 特別な事由(特別養子縁組、特別養子縁組の解消、性別の変更)がある場
1160 合、異動履歴を住民票(原票)に記載し、改製しないこととすることができ
1161 うるが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォルトでは、
1162 特別な事由の履歴は記載しないようにすること。
1163
1164

1165 **【考え方・理由】**

1166 1. 考え方

1167 履歴が満欄になった場合、改製を行う自治体があるが、磁気ディスクに

1168 おいて住民票（原票）を管理する場合で、システム上の費用等の課題がない
1169 場合は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと）を設け
1170 ず、満欄による自動改製は行わないようにする。

1171 住民票の写し等に記載する履歴が多すぎることを避けるというニーズ
1172 や、住民票の写し等に記載しない方が住民ニーズにかなう履歴があるとい
1173 うニーズに対して自動改製を行う自治体もあるが、これらについては、
1174 20.0.3（異動履歴の記載）において、住民票（原票）の記載事項から、住
1175 民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書に記載する履歴と記載し
1176 ない履歴を区分できる機能を設けることで対応する。ただし、住民票（原
1177 本）については、満欄による自動改製を行わないこととし、法においては、
1178 市区町村長の判断により改製が可能であることから、任意改製の機能も設
1179 けることとする。もっとも、住民票の写し等の証明書に記載する履歴につ
1180 いては、20.0.3（異動履歴の記載）のとおり記載の有無を区分できること
1181 としており、特別養子縁組、特別養子縁組の解消及び性別の変更について
1182 はデフォルトで非表示となるため、ベンダ変更や市町村合併等の場合を除
1183 き、住民票（原票）に対する任意改製は実質的にあまり発生しないと想定
1184 している。

1185 なお、住民票（原票）に対する改製の有無を明らかにするため、改製を
1186 行った年月日を管理する。

1187 2. 全市区町村・ベンダ意見照会の結果とその対応

1188 令和元年末に実施した全市区町村・ベンダ意見照会結果では、任意の改
1189 製について、約3分の2の自治体、約半数のベンダが不要と回答したが、
1190 約3分の1の自治体、約半数のベンダが必要と回答した。法第10条の2
1191 で「市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することがで
1192 きる。」とあり、また、多くの自治体・ベンダが必要と回答していることを
1193 踏まえ、任意の改製もできることとする。

1194 ただし、改製が必要と考える理由は、性別変更や特別養子縁組、帰化、
1195 誤記等への対応や、町名地番変更等の住民が望まない履歴や自治体の都合
1196 で発生した履歴を証明書等に出力しないためというものが多く、改製をし
1197 なくても、住民票の写しに非表示とする等により、対応できるものと思わ
1198 れる。

1199
1200 （参考）全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案
1201 ・住民票（原票）は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数
1202 のこと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。

1203 ・住民票（原票）は、任意のタイミングで手動改製ができること。（※）

1204

1205 ※住民票（原票）上は全ての履歴を異動事由とともに保存するものの、
1206 住民票の写し等の証明書に記載する履歴については、異動事由に応じて
1207 出力の有無を仕分けることができるため、住民票（原票）に対する
1208 任意改製は実質的にあまり発生しないと想定している。ただし、ベン
1209 ダ移行や市町村合併等、自治体の判断によって個別事情により、改製
1210 が必要となるケースもあり得るため、手動の任意改製機能は維持する。

1211

1212 （参考）自治体から挙げられた任意の改製が必要な場面

1213 ・ 住民票上に住民が「表示されることを望まない過去の履歴事項」等
1214 があるとき。

1215 例：性別変更、帰化、離婚による氏の変更、支援対象者、職員による
1216 誤記、戸籍再製（続柄変更、過誤、虚偽、不実等）、特別養子縁組（特
1217 くに養親と特別養子が同居している場合は、戸籍届出と転入と同時の
1218 場合も、実父母と特別養子が互いに追跡できないよう、前住所を空
1219 欄に設定する必要があるため）、特別養子縁組の解消（システムでは
1220 異動事由を持っていないため、職権修正で修正を行い、その旨を備
1221 考に記載することを想定している。その場合には任意の改製機能を使
1222 って改製を行う必要が出てくる。）

1223 ・ 市の都合（住居表示、換地等）の事案。（自治体）

1224 ・ 就籍の届出に至らない者等の住民票を作成した後、出生届が提出さ
1225 れた場合。（自治体）

1226 ・ 市町村側の誤入力により、改製されるべきものが改製されなかった
1227 場合に必要。例えば、出入国在留管理庁長官通知において、外国籍住
1228 民の氏名の漢字が通知と入力で相違があったことが入力直後に分か
1229 った場合、履歴の残らない修正をした後に手動で改製する必要がある。
1230 （しなかった場合、印鑑登録事務等の他業務の表示に関わるため。）

1231

1232 その一方、履歴のうち一部を記載して一部を記載しないという機能を実
1233 装していないパッケージもあり、その場合、事由ごとに履歴の記載の有無
1234 を変える機能よりも、（履歴を記載する場合）全ての履歴を記載すること
1235 としつつ、性別変更、特別養子縁組等の事由があったときに自動改製を行
1236 う機能の方が、ベンダにとって実装が容易であることも考えられる。

1237 そこで、

1238 ・ 任意改製の機能は維持するとともに、

1239 ・住民票の写しにおける履歴の記載方法については、20.0.3（異動履歴の
1240 記載）にあるとおり、「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に
1241 表示する方式（A方式）」を採用し、
1242 ・履歴のデータ構造については、1.2.1（異動履歴の管理）にあるとおり、
1243 「時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式（方式②）」を採用する
1244 ことを前提に、上記第2回検討会での方針案を基本としたA案とともに、
1245 B案・C案を検討することとした。

1246
1247 **【A案】（第2回検討会での方針案を基本とした案）**

1248 特別な事由（※）がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、
1249 改製しないが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォ
1250 ルトでは、特別な事由の履歴は記載しないようにする。

1251 ※ 特別養子縁組、性別変更等を想定

1252 **【B案】（新たに比較検討した案）**

1253 特別な事由がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、自動で
1254 改製する。

1255 **【C案】（新たに比較検討した案）**

1256 特別な事由がある場合も、自動改製はせず、また、住民票の写し等の
1257 証明書で履歴を記載する場合にデフォルトで履歴を非表示とすること
1258 もしない。改製したいと考える自治体は手動で改製し、改製したくない
1259 と考える自治体は改製しない。

1260

1261 これらについて、構成員・準構成員に意見照会を実施したところ、構成員
1262 においては、回答のあった構成員9自治体中4自治体が「中長期的に見
1263 てA案の方が良い。」と回答し、5自治体が「中長期的に見てB案の方が良
1264 い。」と回答したが、A案・B案・C案のいずれが良いという強い考えがあ
1265 ると回答した1自治体は、「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答した。
1266 また、準構成員7社中2社が「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答
1267 し、3社が「中長期的に見てB案の方が良い。」と回答し、1社がA案かC
1268 案が良いと回答した。

1269 このように、A案とB案が拮抗したが、

1270 ・誤記修正については、4.2.3.3（誤記修正）及び20.0.3（異動履歴の記
1271 載）に記載のとおり、住民票（原票）に記載する誤記修正を、履歴とし
1272 てはデフォルトで非表示とすることとしており、A案の方が整合的であ
1273 ること

1274 ・自動改製はすなわち強制改製であり、改製したくない自治体も改製する

1275 こととなるが、そもそも全市区町村・ベンダ意見照会においては、約3
1276 分の2の自治体、約半数のベンダが任意改製を不要と回答しており、改
1277 製しなくて良いと考える自治体が過半数であったこと
1278 ・任意改製を法が認めていることを踏まえて任意の改製をできることとす
1279 るのであれば、改製しないことも任意であるべきであること
1280 ・A案によるデフォルトでの非表示は、記載することも選択できるため、
1281 特別な事情がある場合、個別事案に対応しやすいこと
1282 から、A案（特別な事由がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、
1283 改製しないが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォル
1284 トでは、特別な事由の履歴は非表示とする。）を採用することとする。
1285 「特別な事由」については、20.0.3（異動履歴の記載）に記載のとおり、
1286 特別養子縁組、特別養子縁組の解消及び性別の変更とした。

1287

1288 1.1.5 除票

1289 (No. 52 (証明発行/転出予定)、53 (証明発行/除かれた住民票の写し)、1
1290 20 (職権消除/消除))

1291 【実装すべき機能】

1292 住民票（原票）を消除し、又は改製したときは、除票とすること。転出に
1293 よる消除については、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のい
1294 ずれか早い日で消除すること。

1295 特別養子縁組の成立に伴う転出の場合に、養子の除票に係る転出先の住所
1296 を空欄にできること。

1297 除票の記載事項に誤記があることが判明した場合、留意事項（1.1.14のB
1298 類型）に誤記である旨を入力できること。

1299 除票となるまでは、現存者として、残存世帯員とともに続柄も管理しなが
1300 ら住民票の写し等の証明書を出力できること。

1301 除票の管理方法としては、除票となった後、9.3（除票用データベースへ
1302 の移行）により除票用データベースに移行されるまでは現行の住民記録シス
1303 テムデータベースに保管すること。除票用データベースに移行された後は、
1304 消除後150年を経過するまで、除票用データベースにおいて管理すること。

1305 1年に1回、自治体ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票について、
1306 バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。

1307 除票は、磁気ディスクにより処理年月日順に記録しておくこと。

1308 以下の除票固有の記載事項については、統合記載欄（1.1.14）に記載する
1309 こと。

1310

1311

【住民票の除票固有の記載事項】

1312

・ 消除事由（転出、改製、死亡等）

1313

・ 転出先住所（予定）

1314

・ 転出先住所（確定）

1315

・ 届出日

1316

・ 事由の生じた年月日（転出の場合にあっては、転出予定年月日）

1317

・ 転入通知年月日

1318

・ 転出年月日

1319

1320

【実装しない機能】

1321

除票の記載事項を修正する機能

1322

1323

【考え方・理由】

1324

1. 考え方

1325

現行法令上、住民票（原票）の除票が150年保存とされているが、過去のシステム等を保有し続けることは、将来に渡り市区町村の大きな負担となり、そもそも、デジタル社会において効率的な運営とはいえない。

1326

1327

1328

また、住民基本台帳の電算化を実施した時点で、既に除票となった時点での様式を出力することは不可能となっており、法における住民票の写し等の交付制度上も、公証することとされているものは、記載事項のみであるため、法制度上、除票の出力に当たって、過去の様式を維持することまでは求められていないものと解される。さらに長期保存の除票の利用については、頻度も少ないと思料されることから限定的な機能とシステムで運用することが適切と考えられる。

1329

1330

1331

1332

1333

1334

1335

一方で、システム整備上、旧データの移行や旧システムの保有・管理等に係る費用の観点から、市区町村の負担が低い方法が望ましい点もあるため、除票管理の方法に関して準構成員に対して意見調査を実施した。その結果、除票の管理については、①別データベースで管理する方法、②住民記録システムデータベース内で管理する方法、③PDF、ビットマップ等の画像形式で管理する方法の3つの方法があると考えられる。

1336

1337

1338

1339

1340

1341

それぞれの方法について、ベンダから寄せられた意見を分類し、データ移行や検索、修正、出力の際の課題、150年保存や除票記載事項証明等の

1342

1343 法制度上の要請への対応、長期／短期のコストについて検討した結果、②
1344 住民記録システムデータベース内で管理する方法については、死亡、転出
1345 した人の除票データを150年分保存することを考えると、通常の住基事務
1346 の処理性能に影響する可能性がある、③については、全体のファイルサイ
1347 ズが大きくなる、将来的にPDFに代わる技術が普及した場合、PDFに代わ
1348 る形式への移行が必要となるため、長期的に費用が高くなる可能性がある、
1349 記載事項証明への対応が困難等の課題がある。

1350 そのため、長期的に見た場合に問題や膨大なコストが発生する可能性の
1351 低い、①の除票データを別データベースで管理する方法が適切と考えられ
1352 る。

1353 また、データの保存形式については、ベンダ移行の際に障害が発生しに
1354 くいよう、既に除票に必要な項目の多くをカバーしている中間標準レイア
1355 ウト仕様をベースとしたレイアウトを採用すべきと考えられる。

1356

1357 2. 全市区町村・ベンダ意見照会の結果とその対応

1358 除票の管理方法については、除票用の別データベースで管理する方法と、
1359 現在の住民と同じ住民記録システムデータベース内で管理する方法が考
1360 えられるが、全市区町村・ベンダに意見照会を実施した結果、検索や更新
1361 のレスポンス速度、中・長期のランニングコストやデータ移行等の観点か
1362 ら別データベースで管理する案の評価が高かった。そのため、除票につ
1363 いては現行の住民記録システムとは別のデータベースで管理することを標
1364 準とする。

1365

1366 (参考) 全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案

1367 ・除票については、現在の住民の住民情報を管理する住民記録システム
1368 データベースとは別の除票用データベースで管理すること。なお、転
1369 出者等について税務事務等で必要となる宛名管理に関しては、「統合
1370 宛名」、「住民登録外管理」等のシステムで別管理とする前提で考慮す
1371 ること。

1372 ・除票用データベースで管理する際の除票データのレイアウトは中間標
1373 準レイアウト仕様をベースとしたレイアウトとすること。

1374 ※除票の写しは、除票となった時点でのシステム画面や証明書様式にか
1375 かわらず、今後、本検討会において定める除票の写しのレイアウトで
1376 出力すること。

1377

1378 (参考) 自治体・ベンダから挙げられた除票別データベース保存のメリッ
1379 ト

1380 ・除票を別データベースで管理するようになれば、ベンダ変更時に除票
1381 用データ移行作業が発生しなくなるため、システム更新、ベンダ移行
1382 においては中長期的にはメリットがある。

1383 ・システム更改時に除票発行部分を検証し直すことが無くなる。除票発
1384 行機能が共通なため運用保守に係る経費が減る。

1385 ・150年同じベンダと契約することは考えにくいいため、本案のように別
1386 システムで管理した方が除票150年保存のために良い。除票データベ
1387 ースのレイアウトが中間標準レイアウトであれば初期移行や他ベン
1388 ダへの移行も容易となる。

1389 ・現在、他ベンダのシステムからのデータ移行作業を実施しているが、
1390 かなり独特なデータレイアウトのため苦慮しており、除票分だけでも
1391 レイアウト等が統一されていれば、データ移行に係る期間や費用が抑
1392 えられる。

1393 ・データ移行について、共通のレイアウトになれば、データ移行コスト
1394 が下がる。

1395 ・当時除票と現行除票の相違部分を気にすることなく移行が可能。移行
1396 作業が最小化される。

1397 ・除票を150年保存する必要があり、データ量が多くなり使用頻度の低
1398 い除票用データベースと、使用頻度の高いオンライン用データベース
1399 を分けることで、検索や更新のレスポンスが落ちない。

1400 ・別データベースへの移行を1年1回等にすれば、バックアップ等の頻
1401 度を減らせる。

1402

1403 一方で、除票を現行の住民記録システムと別のデータベースで管理する
1404 ことに対しては、①現行の住民記録システムとの横断的な検索や、②届出
1405 や処理の誤りによって消除前の状態に戻す処理ができなくなるのではな
1406 いかということ懸念する意見も寄せられた。特に、除票となった後数年
1407 間は、③再転入時の同一人判定や、④選挙の資格の判断や国保の過年度更
1408 正等、他システム連携のために、現行データベースでの保管を望む意見が
1409 多かった。

1410

1411 (参考) 自治体・ベンダから挙げられた除票別データベース保存のデメリ
1412 ット

1413 ・移行期間中の現行システムとの併用による実務的負担が生じることへ

- 1414 の懸念。(自治体)
- 1415 ・2 系統の検索が必要とならないか、検索する職員のスキルによって検索結果が相違しないか懸念がある。特に再転入等においては、除票情報から宛名番号等を引き継いでいるので、除票用データベースでの検索の手間が生じる上、除票になっているか不明な場合、両データベースで検索する必要があるため、入力や検索が正確にできるか懸念される。(自治体)
- 1416
- 1417
- 1418
- 1419
- 1420
- 1421 ・除票用の別データベースへ移行するのは、除票後何年経過したものからになるのか、あまり早いと再転入時、同一人判定をするのが困難とならないか懸念がある。また、選挙の資格の判断や国保の過年度更正等に影響が出る。(自治体・ベンダ)
- 1422
- 1423
- 1424
- 1425 ・除票の回復処理の際に、住民票を復元する項目が必要。また、除票を共通レイアウトとした場合、取消しや回復などで、除票から原票へ戻す場合、不足情報があると戻せないため、除票用の別データベースデータベースに移行する際の項目についても整理が必要。(自治体・ベンダ)
- 1426
- 1427
- 1428
- 1429
- 1430 ・回復時と除票修正データ連携の配慮が必要。住基以外の他業務では、先住所を始めとする除票の修正も取り込むため、デジタル手続法施行以前どおり、削除後5年程度は住民記録システムにもデータを入れておくといったガイドラインがあれば良い。従来5年経過抹消の機能は活かしつつ、外付けの除票システムを配置することで、従来どおりの業務運用が可能。(ベンダ)
- 1431
- 1432
- 1433
- 1434
- 1435
- 1436 ・データベースを追加管理することでランニングコストの増加が見込まれる。また、両データベースを別々に操作する手間をなくすために、住民記録システム本体から除票用の別データベースを呼び出す機能をユーザから求められる可能性があり、移行コストの増加も見込まれる。(ベンダ)
- 1437
- 1438
- 1439
- 1440
- 1441 ・データ容量肥大によるレスポンスの低下は少なくできそうだが、当社ユーザはデータの除票年数による物理削除は現在も実施しておらず、費用対効果は低い。データ量も多くないため、既存のデータベースでの管理とした場合でもレスポンスの低下にはそこまで影響はない。(ベンダ)
- 1442
- 1443
- 1444
- 1445
- 1446
- 1447 そこで、除票については、現行の住民記録システムとは別のデータベースで管理することを前提に、以下のA案、B案、C案を検討することとした。
- 1448
- 1449

1450

1451

【A案】

1452

除票になった瞬間に除票用データベースに移し、同時に住民記録システムデータベースから削除する。

1453

1454

1455

【B案】

1456

除票になった後、一定の期間（5年程度を想定）は現行の住民記録システムデータベースに保管する。一定の期間経過後に除票用データベースに移し、同時に住民記録システムデータベースからは削除する。

1457

1458

1459

1460

【C案】

1461

除票になった瞬間に除票用データベースに移すが、除票になった後、一定の期間（5年程度を想定）は現行の住民記録システムデータベースでも重複して保管する。一定の期間経過後は、住民記録システムデータベースからは削除する。

1462

1463

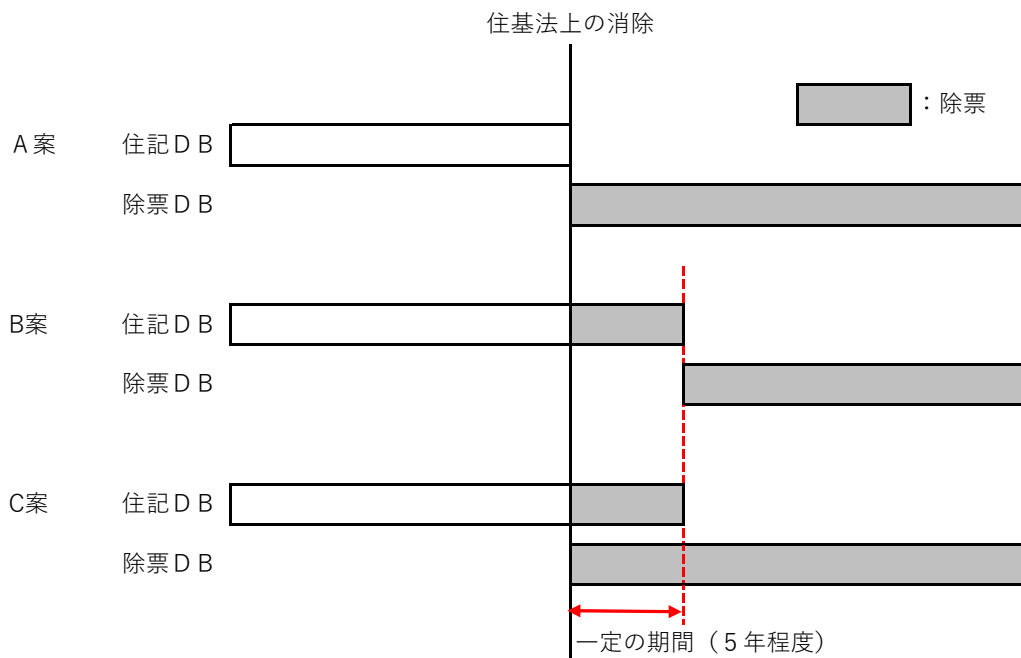
1464

1465

<各案のイメージ>

1466

1467



1468

1469

1470

なお、法制度上、住民票は転出・死亡等により削除された時点で除票となるため、A案・B案・C案のいずれかによって、5年経過によって管理

1471

1472 するデータベースは変わるが、法制度上、5年を経過しようがしまいが除
1473 票となることには変わりはない。また、法制度上、削除の取消し（いわゆ
1474 る回復）自体は、特に期限なくできるものである。A案・B案・C案のい
1475 ずれかによって、5年経過によって例えば「回復」ボタンを押すことで回
1476 復できるか手入力が必要になるか、また、住民記録システムデータベース
1477 から回復させるか除票用データベースから回復させるかは変わるが、5年
1478 経過後、削除の取消し自体ができるかどうかが変わるわけではない。

1479

1480 これらについては、システム設計やシステム上のパフォーマンスに関わ
1481 るものであるため、準構成員に意見照会を実施したところ、7社中3社が
1482 「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答し、2社が「中長期的に見てB
1483 案の方が良い。」と回答し、1社が「B案かC案である。」と回答し、1社
1484 が「中長期的に見てC案の方が良い。」と回答した。

1485 このように、A案とB案が拮抗したが、

- 1486 ・4.1.1.2（再転入者）にあるように、転入のたびにシステムが再転入者か
1487 どうかの判定を行うこととしているが、A案であれば、常に除票用デー
1488 タベースを見に行くことになり、150年保存を考えて除票用データベー
1489 スを住民記録システムデータベースと分離した意義が損なわれること。
- 1490 ・再転入者判定や異動の取消し（4.6）とは別に、除票を検索する必要がある
1491 場合（例：除票の写しの請求があった場合）、B案であれば、住民記録
1492 システムデータベースと除票用データベースの2つのデータベースを
1493 検索しなければならないことがあるが、その場合、ユーザインタフェー
1494 スの工夫（例：1つの除票検索ボタンを押せば、まず住民記録システム
1495 データベースにある除票を検索し、該当者がなければ除票用データベー
1496 スにある除票を検索する）により、利用者の手間を掛けないようにでき
1497 ること。また、そもそも住民基本台帳事務において除票を検索する頻度
1498 は高くないこと
- 1499 ・C案については、データの重複があり、転出入が多い地域では特に非効
1500 率となること。重複データについて一方のデータベースのデータを修正
1501 した場合に同時にもう一方のデータベースのデータを修正する機能が
1502 必要となり、運用が煩雑になること
- 1503 ・除票が150年保存となる前は5年保存であり、B案であれば、住民記録
1504 システムデータベースの運用はこれまでと同様とした上で、5年程度の
1505 経過後は、住民記録システムデータベースからの削除に併せて除票用デ
1506 ータベースに出力する機能を追加すれば良く、市区町村にとっての負担
1507 も少ないと考えられること

1508 から、B案（除票になった後、一定の期間（5年程度を想定）は現行の住
1509 民記録システムデータベースに保管する。一定の期間経過後に除票用デー
1510 タベースに移し、同時に住民記録システムデータベースからは削除する。）
1511 を採用することとする。

1512 また、「一定の期間」については、構成員・準構成員に意見照会を実施し
1513 たところ、回答のあった構成員9自治体中8自治体及び準構成員7社中6
1514 社が「5年」と回答したことから、5年とする。ただし、頻度としては、
1515 6自治体及び4社が「個人ごと」ではなく「1年に1回」と回答したこと
1516 から、1年に1回、自治体ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票に
1517 ついて、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うもの
1518 とする。

1519

1520 3. その他

1521 転出予定年月日で消除されるまでは住民であるため、転出予定年月日の
1522 前日まで除票ではなく通常の住民票として扱う必要があり、住民票の写し
1523 等の証明書を出力する際も、現存者として残存世帯員とともに出力できる
1524 仕組み又は操作手段を有する必要がある。

1525 また、中核市市長会ひな形では、「改製原住民票」という用語が用いられ
1526 ているが、改製された住民票（原票）は、制度上、除票に包含されるもの
1527 であることから、本仕様書においては、「改製原住民票」という用語は用い
1528 ず、「除票」に統一する。

1529 なお、法の一部改正（令和元年6月20日施行）により、住民票（除票を
1530 含む。）情報が情報システムで活用する行政事務の基盤（個人番号や住民
1531 票コードの原本情報）であること、所有者不明土地問題への対応など、現
1532 在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへの
1533 ニーズの高まり等を踏まえて、除票が公証基盤として法令上明確に位置づ
1534 けられた。

1535 これにより、除票となった時点の情報を正確かつ確実に記録しておくこ
1536 とが必要であることから、原則として、除票の記載事項は修正すべきでは
1537 ない。よって、万が一、誤記が判明した場合は、除票の記載事項を直接修
1538 正せず、除票の留意事項（B類型）に誤記である旨記載しておくこととす
1539 る。

1540 なお、失踪宣告の取消し等によって、住民票の消除を取り消す場合は、
1541 「4.6 異動の取消し」によることとなる。

1542

1543 ○技術的基準
1544 第3 住民票の異動処理等
1545 5 住民票及び除票の調製
1546 (2) 保管
1547 イ 除票
1548 除票（法第15条の2第1項に規定する除票をいう。以下同じ。）
1549 は、磁気ディスクにより処理年月日順に記録しておくこと。
1550

1551 1.1.6 空欄

1552 (No. 32、136)

1553 【実装すべき機能】

1554 1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）
1555 に規定する項目のうち、以下の項目は、空欄を許容しないこと。その他の項
1556 目は、空欄を許容すること。
1557

1558 【空欄を許容しない項目】

- 1559 ・ 生年月日
- 1560 ・ 戸籍の表示（本籍・筆頭者）
- 1561 ・ 住民となった年月日
- 1562 ・ 住所
- 1563 ・ 住民票コード
- 1564 ・ 外国人住民となった年月日
- 1565 ・ 法第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、以下の項目
- 1566 中長期在留者である旨
- 1567 特別永住者である旨
- 1568 特別永住者証明書の番号
- 1569 一時庇護許可者である旨
- 1570 上陸期間
- 1571 仮滞在許可者である旨
- 1572 仮滞在期間
- 1573 出生による経過滞在者である旨
- 1574 国籍喪失による経過滞在者である旨
- 1575 ・ 宛名番号
- 1576 ・ 世帯番号

1577

1578 **【考え方・理由】**

1579 氏名については、出生届において氏名が未定であり、空欄である場合があ
1580 ることから、異動事由が出生の場合に限り空欄が許容される。

1581 また、出生届は 14 日以内に届け出る必要があり、性別が空欄の戸籍がで
1582 きることがある。戸籍の記載において性別が空欄となっている場合は、原則
1583 としては、戸籍の取扱いに準ずることとなるため、戸籍に関する届出上許容
1584 されている場合は住民票の記載時は空欄とし、確定し次第、職権で記載する。

1585 ※ 出生届に至らない子及び就籍の届出に至らない者については、1.1.12
1586 参照

1587 児童養護施設へ入所する者については、世帯主や続柄の欄は空欄となる場
1588 合があり（総務省通知（昭和 43 年 3 月 26 日自治振第 41 号）第 2 問 6）、空
1589 欄にできることとする。

1590 実例上、特別養子縁組の場合には、転入前住所が空欄としても差し支えな
1591 いこととされている。

1592 個人番号については、障害発生時や休日開庁等で個人番号が生成できない
1593 場合も、届出を受理したり証明書を交付したりする必要がある場合があるた
1594 め、記入漏れを防ぐためアラートによる注意喚起を行いつつ、空欄について
1595 許容することとしている。

1596 空欄を許容する項目について、構成員、準構成員に意見照会したところ、
1597 かなり前から住んでいて住民となった年月日がわからない人がいるため、住
1598 民となった年月日は空欄を許容すべきという意見があったが、基本的に空欄
1599 となるのは該当がないか、そもそも存在しない項目であり、住民となった年
1600 月日のように該当しない人、存在しない人がいない項目については、不詳日
1601 入力ができるれば空欄を許容しないことで問題なく、むしろ記載漏れでないこ
1602 とが確認できるため、住民となった年月日は空欄を許容しない項目として整
1603 理する。

1604

1605 1.1.7 旧氏・通称

1606 *(No. 202 (旧氏対応/旧氏の管理))*

1607 **【実装すべき機能】**

1608 請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除ができること。

1609 申出に基づき、通称の記載及び削除ができること。

1610 国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の
1611 市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引

1612 き継ぐことができること。

1613

1614 【考え方・理由】

1615 旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転
1616 出時と同一の市区町村へ転入する場合、当該旧氏を引き継ぐことができるた
1617 め、窓口でその旨住民に確認し、改めて請求手続を行う必要はない。

1618 法改正により外国人住民も住民基本台帳に記録されることとなった。その
1619 際、外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等につ
1620 いて規定された。

1621

1622

1623 1.1.8 年月日の管理

1624 (No. 64 後半 (異動共通/異動日設定)、138 (死亡/死亡日入力))

1625 【実装すべき機能】

1626 年月日は、暦上日に限り、許容すること。

1627 ただし、1.1.1 (日本人住民データの管理)、1.1.2 (外国人住民データの
1628 管理) に規定する項目のうち生年月日、住民となった年月日、住所を定めた
1629 年月日及び外国人住民となった年月日並びに 1.2.2 (異動事由) に規定する
1630 項目のうち出生、死亡又は失踪に係る異動日については、暦上日以外の年月
1631 日 (例：うるう年でない年における 2 月 29 日) も許容するとともに、以下
1632 に規定する不詳日を許容すること。

1633 他システムとは「不詳」のまま連携し、不詳日の値については、住基ネッ
1634 トへ送付するコード定義に基づき規定する。なお、この場合も、内部的には
1635 日付を保有しておくこと。

1636

1637 【不詳日入力一覧】

- 1638 ・「令和〇〇年頃」
- 1639 ・「令和〇〇年〇月頃」
- 1640 ・「令和〇〇年〇月〇日頃」
- 1641 ・「推定令和〇〇年〇月〇日」
- 1642 ・「推定令和〇〇年〇月」
- 1643 ・「令和〇〇年春」
- 1644 ・「令和〇〇年〇月上旬」
- 1645 ・「令和〇〇年〇月上旬頃」

- 1646 • 「令和〇〇年〇月下旬頃」
- 1647 • 「年月日不詳」
- 1648 • 「令和〇〇年 月日不詳」
- 1649 • 「令和〇〇年〇〇月 日不詳」

1650

1651 暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における 2 月 29 日）、明治 45
1652 年 7 月 30 日及び大正 15 年 12 月 25 日の設定も許容する。

1653 年月日の入力や管理については、1. 1. 1 の生年月日及び 1. 1. 2 の生年月日
1654 を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。

1655

1656 【実装しない機能】

1657 みなし生年月日等を作成できること。

1658

1659 【考え方・理由】

1660 不詳日の場合、他業務システム側でそれぞれの都合に応じて前寄せ・後寄
1661 せを判断する必要があること（例：保険系業務において、加入者有利となる
1662 よう後寄せする等）、また、みなし生年月日等を入力することとした場合、
1663 連携先においてみなし生年月日等か否かを判断できないとの意見があった
1664 ことから、住民記録システムとしては、みなし生年月日等は作成しない（「不
1665 詳」のまま、他システムと連携する。なお、不詳日の値については、住基ネ
1666 ットへ送付するコード定義に基づき規定する。）。

1667 また、法施行前から住民である等、住民となった年月日が不明であるケー
1668 スがあることから、住民となった年月日、住所を定めた年月日及び外国人住
1669 民となった年月日について、不詳日を許容する。

1670 暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における 2 月 29 日）につい
1671 ては、本来、存在しない日付を許容すべきではないが、戸籍側（本籍地）が
1672 修正せず、住民記録側で修正できないことがあることから、許容する。

1673 また、準構成員から、明治 45 年 7 月 30 日及び大正 15 年 12 月 25 日と記
1674 載した住民票が存在しているとの指摘があったことから、これらの日付も許
1675 容する。

1676 同様に、「頃」と「不詳」の使い分けについても、戸籍システムでの整理と
1677 連動するため、住民記録側では整理しない。

1678

1679 ※ 内部的に日付が無い場合、例えば、ある業務システムでは有効な個人

1680 番号が他の業務システムにおいては無効とされ、個人番号から特定の
1681 個人を検索した場合に該当しないなどの個人番号連携エラーが発生す
1682 るおそれがあり、住民記録システムと連携するシステム内部では年月
1683 日の全てを保有しておく必要がある。

1684

1685 1.1.9 年月日の表示

1686 【実装すべき機能】

1687 年月日は、住民票の写し等の証明書及び画面表示において、和暦で記載・
1688 表示すること。

1689 ただし、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、外国
1690 人住民の生年月日及び法第 30 条の 45 の表の規定区分ごとの事項のうち在
1691 留期間の満了の日は、西暦で記載・表示すること。

1692 上記の記載・表示のため 1.3.5 による適切な変換機能を有していること。

1693

1694 【実装しない機能】

1695 年月日（1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、外国
1696 人住民の生年月日及び法第 30 条の 45 の表の規定区分ごとの事項のうち在
1697 留期間の満了の日を除く。）を、住民票の写し等の証明書又は画面表示にお
1698 いて、西暦で記載・表示（併記を含む。）すること。

1699 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、外国人住民の
1700 生年月日及び法第 30 条の 45 の表の規定区分ごとの事項のうち在留期間の
1701 満了の日を、和暦で記載・表示（併記を含む。）すること。

1702

1703 【考え方・理由】

1704 自治体によって和暦と西暦が異なると、システムが複雑になる上、QR コー
1705 ド化や OCR 読込みに支障が出るため、本仕様書において、「西暦で表記する
1706 こと」と整理しているもの以外は、全て和暦で表示することとする。なお、
1707 これは証明書等で表示する際のルールであり、入力やデータの持ち方として
1708 は、和暦と西暦のどちらを用いても、記載・表示する際や他システム連携の
1709 際に適切に変換できれば差し支えない。

1710

1711 1.1.10 世帯主

1712 (No. 138 (死亡/死亡日入力))

1713 **【実装すべき機能】**

1714 世帯主未設定を許容すること。

1715 世帯主未設定の場合は、世帯主未設定の状態では他システムへ連携ができる
1716 こと。

1717

1718 **【考え方・理由】**

1719 世帯主が死亡した場合等、直ちに世帯主を設定できない場合がある。

1720 養護施設に居住する児童の場合、世帯主の欄は空欄となる場合がある。

1721

1722 1.1.11 続柄

1723 (No. 32 (検索・照会/続柄表記))

1724 **【実装すべき機能】**

1725 以下に示す続柄を管理できること。

1726

1727 ① 世帯主

1728 ② 夫、妻、夫(未届)、妻(未届)、子、子(子の夫)、子(子の妻)、父、
1729 母、兄、姉、弟及び妹

1730 ③ ②を4世代(※)まで「の」でつなげたもの(例：子の子の子の子)

1731 ※「世代」とは、「の」でつなげる個数を機械的に数えたものをいう。以
1732 下同じ。

1733 ④ 縁故者

1734 ⑤ 同居人

1735

1736 (留意点)

1737 ・世帯主との関係を示す上で複数の表記があり得る場合、5.2で定める世
1738 帯員の記載順位において最も上位のものとする(例：世帯主の父の
1739 兄の子が同時に世帯主の妻でもある場合、続柄は「妻」とする。)

1740 ・③を5世代以上つなげる必要がある場合(例：子の子の子の子の子)は、
1741 「縁故者」とすること。

1742

1743 **【実装しない機能】**

1744 「実装すべき機能」に示す以外の続柄（例：祖父、祖母、おじ、おば、甥、
1745 姪、孫、家事使用人、準世帯主、4世代以内で表記できない続柄）を管理で
1746 きること。
1747

1748 **【考え方・理由】**

1749 世代管理については、4世代で十分
1750 要領第2-1-(2)-エ-(オ)に記載されている続柄を全て表示できる必
1751 要がある。

1752 地方自治体によっては実装されている「準世帯主の登録が行えること。」
1753 のような準世帯主は、国保上の概念であるため、住民記録システム標準仕様
1754 書では不要。

1755 また、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）提供の「既存住基システ
1756 ム改造仕様書」の続柄コードには、「祖父」、「祖母」、「おじ」、「おば」、「甥」、
1757 「姪」等、一部ベンダでは入力できない可能性のある続柄が存在するが、分
1758 科会における議論の結果、これらは4世代以内で表記するか、4世代で記載
1759 できない場合は、「縁故者」として記載することで足りるため、これらの続
1760 柄に対応することは不要と判断した。
1761

1762 1.1.12 本籍・筆頭者

1763 *(No. 118-2 (職権記載／出生届に至らない子等))*

1764 **【実装すべき機能】**

1765 本籍・筆頭者欄は、「なし」又は「不明」と記載できること。
1766

1767 **【考え方・理由】**

1768 総務省通知（平成30年10月2日総行住第163号）によれば、出生届に至
1769 らない子については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載することとされてい
1770 る。

1771 また、総務省通知（平成20年7月8日総行市第145号）によれば、就籍
1772 の届出に至らない者については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載すること
1773 とされている。

1774 なお、総務省通知（平成20年7月7日総行市第143号）によれば、出生

1775 届に至らない子のCS連携の異動事由は「出生」ではなく「職権記載」であ
1776 る。

1777 また、実例上、記憶喪失等により本籍・筆頭者が明らかでない場合には「不
1778 明」と記載することとされている。

1779

1780 1.1.13 宛名番号・世帯番号

1781 *(No. A1 (マスタ管理/宛名番号・世帯番号付番))*

1782 **【実装すべき機能】**

1783 宛名番号、世帯番号は、自動付番できること。

1784 宛名番号、世帯番号はそれぞれ、最下位の1桁を除いて単純連番方式で付
1785 番し、最下位の1桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方
1786 式はモジュラス11(M11W2～7)とする。余りが0の場合、検査付番は0と
1787 する。また、本ルール適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不
1788 要とする。

1789 指定都市における区間異動の場合、世帯番号は新規付番し、宛名番号は異
1790 動前と同一の番号を使用すること。

1791

1792 **【考え方・理由】**

1793 外国人住民の宛名番号を日本人住民と異なる番号体系にしている地方自
1794 治体等、宛名番号に意味付けを持たせている自治体もあるが、今回、帰化、
1795 国籍取得及び国籍喪失の場合も、宛名番号を引き継ぐこととしたことから
1796 (4.5.3～4.5.5参照)、日本人住民・外国人住民を問わず、共通したルール
1797 に基づいて宛名番号を設定することとする。

1798 構成員・準構成員意見照会の結果、指定都市における区間異動の場合、宛
1799 名番号と世帯番号の付番ルールが区ごとに異なるため、カスタマイズになり
1800 やすいという意見があったため、付番ルールを整理

1801 指定都市における区間異動の場合、転入元の世帯の住民票(原票)が除票
1802 となり、新たに転入地の区で住民票(原票)が調製されることになるため、
1803 除票となった住民票(原票)と新たに調製された住民票(原票)で同一の世
1804 帯番号を使用することとすると、管理上不都合が生じる可能性があるため、
1805 区間異動の場合の世帯番号は新規付番することとする。

1806

1807 1.1.14 統合記載欄

1808 (No. 21、44 (マスタ管理/備考入力事項管理)、117 (職権記載/備考欄
1809 入力))

1810 **【実装すべき機能】**

1811 統合記載欄に異動履歴 (A 類型) 及びそれに関する留意事項 (B 類型)、
1812 並びに異動履歴に関係しない事項である備考 (C 類型) を入力できること。
1813 留意事項については、直接関係する異動項目と紐付けて管理するとともに、
1814 20.0.3 (異動履歴の記載) により統合記載欄に記載すること。他方、備考に
1815 ついては異動履歴とは別に管理し、20.0.5 (備考の記載) により統合記載欄
1816 に記載すること。

1817 除票にあっては、これに加え、統合記載欄に除票固有の記載事項を記載す
1818 ること。(20.1.3 (住民票の除票の写し) 参照)

1819

1820 異動履歴については自動で作成されることとし、留意事項及び備考につい
1821 ては自由入力できること。

1822 ただし、特別養子縁組である旨及びその解消に関する留意事項については以下
1823 の文言を含めること。

1824 ・特別養子縁組となった場合：「特別養子縁組」

1825 ※ 特別養子縁組に当たり、養子が転出し、
1826 消除された住民票にあっては、転出先住
1827 所 (予定) 及び転出先 (確定) の異動項目
1828 と、特別養子縁組に当たり、養子が転入し
1829 て作成された住民票にあっては転入前住
1830 所の異動項目と紐付けて記載

1831 ・特別養子縁組を解消した場合：「特別養子縁組解消」

1832 ※ 特別養子縁組の解消に当たり、養子が
1833 転出し、消除された住民票にあっては、転
1834 出先住 (予定) 及び転出先 (確定) の異動
1835 項目と、特別養子縁組の解消に当たり、養
1836 子が転入して作成された住民票にあって
1837 は転入前住所の異動項目と紐付けて記載
1838

1839 **【実装しない機能】**

1840

1841 異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。
1842

1843 **【考え方・理由】**

1844 従来、住民票（原票）の統合記載欄に記載されている事項は、以下のとお
1845 り、3つに大別することができる。

1846 A類型・・・「年月日」／「異動事由等」／「記載等の種別」（届出・職権・
1847 申出・請求の別）で構成されるもの（20.0.3（異動履歴の記載）参照）

1848 （例）

1849 ・異動履歴

1850 ・改製年月日

1851

1852 B類型・・・A類型に紐付く留意事項

1853

1854 C類型・・・それ以外の事項（備考）

1855

1856 ○B類型として記載する留意事項の例

記載内容	事象
除票の記載事項に誤記がある旨	除票の記載事項に誤記があることが判明した場合
特別養子である旨	特別養子縁組によって住民票が記載された場合
上陸期間を経過する年月日（許可期限）	一時庇護許可者について住民票を記載した場合
仮滞在期間を経過する年月日（許可期限）	仮滞在許可者について住民票を記載した場合
出生した日から60日を経過する年月日	出生による経過滞在者について住民票を記載した場合
国籍を失った日から60日を経過する年月日	国籍喪失による経過滞在者について住民票を記載した場合
通知の事由（氏名変更、在留資格変更許可等）及びその事由の生じた年月日	法第30条の50の規定による出入国在留管理庁長官からの通知に基づき、住民票の消除又は記載の修正をした場合
氏名について仮名により記載した旨	氏名等の記憶を喪失した者について、住民票を作成した場合で、当該者の氏名を仮名により記載した場合

死亡とみなされる年月日（失踪期間が満了した日）	失踪の届出があった場合
未届転入である旨	転入届をせずに転入前住所に転入をしていた場合
転入前住所（未届の場合）	特定の市町村に住所を置かず全国各地を転々と移動している場合等
氏名のふりがなを修正した事由	住民から氏名のふりがなを変更してほしい旨の申出があり、住民票を職権修正した場合
戸籍に記載された推定死亡日	死亡日が特定できない場合
転出届後に住民票を修正した旨	外国人住民から転出届の提出がなされ、転出証明書を交付したが、転出予定年月日が到来していない状況において、当該外国人住民に係る法第30条の50に規定する出入国在留管理庁からの通知があり、住民票を修正した場合
パスポート（No.〇〇）などの確認した資料名	日本人が国外から転入した場合
婚姻前の氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入届と婚姻届が同時にあった場合 ・ 既に婚姻届を出している者から転入届があった場合 ・ 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本を添付した転入届があった場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居届と同日に婚姻届があった旨 ・ 婚姻前の氏 ・ 旧戸籍の表示 	転居届と婚姻届が同時にあった場合
旧本籍	転入届と同時に転籍届があった場合
転出届により転出先住所（予定）及び届出年月日を記載した旨	職権消除済の者から転出届がなされ、消除した事由を記載した場合
転出取消により転出事項消除の上回復した旨	転出予定年月日経過後に転出を取り消した場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生届が提出に至っていない旨 ・ 認知調停等手続が申立中である旨 	民法（明治29年法律第89号）第772条の規定に基づく嫡出推定が働くことに関連して、出生届の提出に至らない者について、認知調停手続など外形的に子の身分関係を確定す

	るための手続が進められている場合に、総務省通知（平成 24 年 7 月 25 日総行住第 74 号）に基づき、職権で住民票の記載を行った場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就籍の届出に至っていない旨 ・ 就籍許可等手続中である旨 	就籍の届出に至らない者について、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 110 条の規定における就籍許可審判又は第 111 条の規定における確定判決を受けるための裁判手続（以下「就籍許可等手続」という。）を行っており、日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合で、総務省通知（平成 30 年 10 月 2 日総行住第 162 号）に基づき、職権で住民票の記載を行った場合

1857

1858

○C 類型として記載する備考の例

記載内容	事象
氏名のカタカナ表記	非漢字圏の外国人住民について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合
事実上の世帯主の氏名	実際に世帯主に相当する者が住民基本台帳法の適用から除外されている外国人である場合で、その者の氏名が確認できている場合
法附則第 4 条第 1 項により作成	住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により作成された仮住民票が、改正法附則第 4 条第 1 項により、改正法附則第 1 条第 1 号に定める日において住民票となった場合
通称による住所の名称	選挙、納税等の各種行政面で、行政区画上の正式名称の住所ではなく、通称による住所が利用されており、住民票上にどうしても通称による住所が必要な場合

1859

1860

1861

1862

1863

A 類型については、1. 2. 1（異動履歴の管理）に規定する異動履歴として管理し、B 類型及び C 類型については、上記に掲げる内容を留意事項及び備考としてそれぞれ記載することとする。住民票の写し等の証明書には、特別の請求があった場合、A 類型については 20. 0. 3（異動履歴の記載）に規定するように項目ごとに欄を細分化せず、統合的に記載する欄（統合記載欄）に

1864 記載することとし、B類型については関係する異動履歴のうち直接対応する
1865 異動項目と併せて記載することとする。他方、C類型については異動履歴と
1866 紐付くものではないため、異動履歴とは別に記載することとする。

1867 いずれもプライバシー保護の観点等から市区町村の判断により記載する
1868 かないかを選択し、記載を選択した場合、統合記載欄に記載できることと
1869 する。なお、A類型の性別の変更があった旨、B類型の特別養子である旨の
1870 記載及びその解消については、デフォルトで非表示とする。。

1871 中核市市長会ひな形においては、異動事由ごとに、あらかじめ登録した備
1872 考文をもとに備考が自動編集できることとしているが、本仕様書では、異動
1873 に関する事項はA類型の異動履歴として自動で記載されることとし、留意事
1874 項及び備考については個々のケースに応じて自由入力できることとした。。

1875 なお、統合記載欄に文例として用意しておきたいものがあるか、自動で入
1876 力されるべき事由があるかについて、構成員・準構成員に意見照会を実施し
1877 た結果、ほとんどがA類型についての回答であり、A類型については上述の
1878 とおり 1.2.1 に規定する異動履歴として管理し自動入力することとしてい
1879 ることから、留意事項及び備考の文例や自動入力の事由は設けないこととす
1880 る。

1881

1883

1884 1.1.15 メモ

1885 (No. 39 (抑止設定/メモ機能))

1886 【実装すべき機能】

1887 個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。

1888 メモ入力されたものについては、住民票の写し等の証明書に出力されない
1889 こと。

1890

1891 【考え方・理由】

1892 中核市市長会ひな形では抑止設定に限定してメモ機能を記載しているが、
1893 準構成員からの意見を踏まえ、メモ機能については、1.1.14 (統合記載欄)
1894 に記載したもの以外の証明書に出力しない事項について、限定せずに記載で
1895 きる機能とした。

1896

1897

1898 1.1.16 支援対象者管理

1899 (No. 7 (共通/支援措置対象者管理))

1900 **【実装すべき機能】**

1901 支援措置の実施に当たっては、支援対象者の住民票（原票）に支援対象者で
1902 ある旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデ
1903 ータベースを構築し、住民票（原票）の上記表示から画面遷移し、端末画面上
1904 でデータベースを確認できること。

1905

1906 <データベース上の項目>

1907 ○申出者に関する項目

1908 ①現住所地市区町村の場合

1909 ・氏名

1910 ・宛名番号

1911 ・生年月日

1912 ・住所

1913 ・連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）

1914

1915 ②前住所地市区町村の場合

1916 ・氏名

1917 ・宛名番号

1918 ・生年月日

1919 ・前住所

1920 ・統合記載欄に記載された転出先住所

1921 ・転出届に基づいて記載した転出先住所（予定）

1922 ・転入通知に基づいて記載した転出先の住所

1923 ・連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）

1924

1925 ○併せて支援措置を求める者に関する項目

1926 ・氏名

1927 ・宛名番号

1928 ・生年月日

1929 ・申出者との関係

1930

1931 ○加害者に関する項目

1932 ・氏名

- 1933 ・宛名番号
- 1934 ・生年月日
- 1935 ・住所
- 1936 ・その他（任意の文言を最大 100 文字まで登録できること。）
- 1937
- 1938 ○住民票データベースのほか支援を求められている事務及び抑止対象の
- 1939 住所等
- 1940 ・住民基本台帳の閲覧（現住所）
- 1941 ・住民票の写し等の交付（現住所及び前住所）
- 1942 ・戸籍の附票の写しの交付（本籍、前本籍、前々本籍等）
- 1943
- 1944 ○転送情報
- 1945 ①当初受付市区町村が対応するもの
- 1946 ・転送先市区町村
- 1947 ・転送月日
- 1948
- 1949 ②当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村（以下「転送受付
- 1950 市区町村」という。）が対応するもの
- 1951 ・転送された支援措置申出書の受付月日
- 1952 ・支援の必要性がないことを確認したときの申出者への連絡月日
- 1953
- 1954 ○支援措置の期間
- 1955 ・支援措置の開始年月日
- 1956 ・支援措置の終了年月日
- 1957
- 1958 ○仮支援措置の有無
- 1959
- 1960 なお、支援対象者（申出者）の氏名、宛名番号、及び併せて支援措置を求
- 1961 める者の氏名及び宛名番号、住民票データベースのほか支援を求められて
- 1962 いる事務、抑止対象の住所等並びに支援措置の期間以外の項目については、
- 1963 住民記録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、
- 1964 その場合でも住民票（原票）の支援対象者である旨の表示から画面遷移し、
- 1965 端末画面上でデータベースを確認できる機能を有すること。
- 1966 **【考え方・理由】**
- 1967 総務省通知（平成 24 年 9 月 26 日総行住第 89 号）で「住民基本台帳事務

1968 における支援措置申出書」の様式例を示し、申出書に記載する事項を例示し
1969 ており、上記の項目を抜粋した。

1970 除票の場合は、住所の履歴、転出届に基づいて記載した転出先住所(予定)、
1971 転入通知に基づいて記載した転出先の住所にも現住所が表示される可能性
1972 があり、データベース上で確認できる必要がある。

1973 支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、
1974 実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が
1975 必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認
1976 できる必要がある。

1977 「10.3 操作権限管理」において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施
1978 処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実
1979 情に合わせて、データベースの閲覧権限や閲覧項目、閲覧を実施する際の処
1980 理などについて、管理できるものである。

1981 現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の
1982 現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の
1983 住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。

1984 一方、本籍地については、住所の変更がない場合であっても本籍地が複数
1985 回変更することがあり得ることから、戸籍の附票の写しに現住所が記載され
1986 ている全ての本籍地市区町村で支援措置を講ずる必要がある。

1987 なお、申出者及び併せて支援措置を求める者の氏名及び宛名番号、住民票
1988 データベースのほか支援を求められている事務及び抑止対象の住所等並び
1989 に支援措置の期間以外の項目については、準構成員への意見照会の結果、宛
1990 名管理システム等で支援措置対象者に係る情報を管理しているとの意見が
1991 多く見られたため、住民記録システム以外のシステムでのデータベース構築
1992 を可能とした。

1993

1994 1.1.17 郵便番号

1995 **【実装すべき機能】**

1996 住所、転入前住所、転出先住所(予定)及び転出先住所(確定)の郵便番
1997 号を管理すること。

1998

1999 **【考え方・理由】**

2000 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、自市区町村内の住所、転入
2001 前住所及び転出先住所とも、郵送のニーズが一定以上あるとの回答が多かつ

2002 たために、便宜的に管理項目とする。

2003

2004 1.1.18 ふりがな

2005 **【実装すべき機能】**

2006 氏名、旧氏及び通称については、ふりがな及びふりがな確認フラグ（本人
2007 への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。

2008 なお、ふりがなについては、ひらがな又はカタカナのいずれで管理しても
2009 かまわないが、CS への送信の際は住民基本台帳ネットワークの仕様に合わ
2010 せて送信できること。

2011 **【考え方・理由】**

2012 ふりがなは、2.1.2（検索文字入力）や2.1.3（基本検索）における検索項
2013 目として活用できること、また、本人に確認できたものについては5.3（ふ
2014 りがな）の記載のとおり住民票の写し等の証明書に記載することもできるも
2015 のであることから、住民記録システムにおいて管理することとする。

2016 ふりがなについては、本人に確認できたものできていないものがあるが、
2017 本人に確認できていなくても検索の際に活用できるため、本人への確認の有
2018 無にかかわらず、ふりがなを管理することとする。その一方で、本人に確認
2019 できていないふりがなについては、証明書に記載できないことから、本人へ
2020 の確認の有無を示すフラグを管理することで、ふりがなが証明に記載できる
2021 ものであるかどうかを識別する際に活用する。

2022

2023 1.1.19 郵便物送付コード

2024 **【実装してもしなくても良い機能】**

2025 郵便物送付コード（例：外国人住民について、郵便物の送付先の記載とし
2026 て通称のみを希望するか、本名のみを希望するか。）を管理すること。

2027

2028 **【考え方・理由】**

2029 外国人住民に対して郵便物を送付する際、通称のみ記載してほしい、又は、
2030 本名のみ記載してほしいといった要望に配慮した対応をするために、どの類
2031 型かを示す郵便物送付コードを必要とする自治体があったが、必ずしも全自
2032 治体においてそのような運用をしているとは限らないことから、実装しても

2033 しなくても良い機能とする。

2034

1.2 異動履歴データ

1.2.1 異動履歴の管理

【実装すべき機能】

1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する異動履歴（留意事項の異動を含む。）は、以下の項目を管理すること。

- ・異動者（4.0.1 参照）
- ・異動事由として管理する項目（1.2.2 参照）
- ・異動日（4.0.3 参照）
- ・処理日（4.0.3 参照）
- ・届出日（令第11条に規定する届出の場合に限る。4.1.0.2 参照）
- ・申出日（「申出による職権記載等」（4.2.0.5 参照）及び「通称の記載・削除」（1.1.7 参照）の場合に限る。）
- ・通知日
- ・請求日（「旧氏の記載・変更・削除」（1.1.7 参照）の場合に限る。）
- ・入力場所
- ・入力端末
- ・留意事項（1.1.14 参照）

また、異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。

- ・住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。
なお、世帯ごとに共通のデータも個人ごとに保持する。
- ・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。
- ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に係わらず、全項目の内容を保持する。
- ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近データの全項目を取得する。

例：青木太郎が松町1番地へ転入、その後、松町8番地へ転居

同時に、青木花子が青木太郎の世帯へ転入した場合は以下のとおりとなる。

宛名番号	履歴番号	世帯番号	住所	氏名	生年月日	性別	異動事由
0000001	1	0000100	松町1番地	青木 太郎	2003.01.07	男	国内転入
0000001	2	0000100	松町8番地	青木 太郎	2003.01.07	男	転居
0000002	1	0000100	松町8番地	青木 花子	2005.12.30	女	国内転入

【考え方・理由】

異動履歴については、特別の請求があった場合、住民票の写し等に記載されるが、自治体・ベンダごとにデータ構造が様々であり、大きく以下のような4方式がある。

方式①：項目ごとに履歴データを持つ方式

方式②：時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式

方式③：時点ごとに変更のあった項目の履歴データを持つ方式

方式④：毎回改製することとし、改製の版として履歴を持つ方式

これらについて、準構成員に中長期的に見て最も良いと思うものから順に並び替える意見照会を実施したところ、以下のとおりの結果となった（なお、中長期的に見て良い①～④以外のデータ構造は、全ての準構成員が「なし」と回答した。）。

- 方式②が、「最適」と回答した準構成員数が最も多い。
- 方式①と方式④については、「最低」と回答した準構成員数がそれぞれ「4」、「3」と多く、また、方式②よりも方式①又は方式④を上位に位置づけた準構成員は、それぞれ1社しかないことから、採用は難しい。
- 方式③については、方式②よりも上位に位置づけた準構成員は2社のみであるが、方式②よりも下位に位置づけた準構成員も、「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式（A方式）」の場合は方式③でも対応可能と回答していることから、A方式との親和性は高いと考えられる。

(参考) 準構成員への意見照会結果

(単位：人)

準構成員	順位			
	最適	2番目	3番目	最低
ア	①	③	②	④
イ	②	①	③	④
ウ	②	③	①	④
エ	②	③	④	①

オ		②	③	④	①
カ		③	②	④	①
キ		④	②	③	①
計	①	1	1	1	4
	②	4	2	1	0
	③	1	4	2	0
	④	1	0	3	3

2096

2097

2098

2099

2100

2101

2102

2103

2104

2105

2106

2107

2108

2109

1.2.2 異動事由

2110

(No. 62-2 (異動共通/異動事由等))

2111

【実装すべき機能】

2112

2113

システムが管理する異動事由コードおよび付随する区分により、以下の区分が行えること。

2114

2115

また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コードおよび付随する区分にマッピングができること。

2116

2117

異動事由は、以下のとおり区分すること。

2118

2119

○記載の事由

2120

- ・国内転入

2121

- ・国外転入等

2122

(例：国外からの転入、法第30条の46転入及び法第30条の47届出)

- 2123 ・ 出生
- 2124 ・ 職権記載等（帰化等）（※日本人住民のみ）
- 2125 ・ 職権記載等（国籍喪失）（※外国人住民のみ）
- 2126 ・ 職権記載等
- 2127 ・ 改製
- 2128 ・ 再製
- 2129 ・ 異動の取消し（増）（例：転出や死亡等の異動を取り消す場合）
- 2130
- 2131 ○ 消除の事由
- 2132 ・ 国内転出
- 2133 ・ 国外転出
- 2134 ・ 死亡
- 2135 ・ 職権消除等（帰化等）（※外国人住民のみ）
- 2136 ・ 職権消除等（国籍喪失）（※日本人住民のみ）
- 2137 ・ 職権消除等
- 2138 （例：実態調査、失踪の届出に基づく職権消除等）
- 2139 ・ 改製
- 2140 ・ 再製
- 2141 ・ 異動の取消し（減）（例：転入や出生等の異動を取り消す場合）
- 2142
- 2143 ○ 修正の事由
- 2144 ・ 転居
- 2145 ・ 軽微な修正
- 2146 ・ 職権修正等
- 2147 ・ 誤記修正
- 2148 ・ 個人番号の変更請求
- 2149 ・ 個人番号の職権修正等
- 2150 ・ 個人番号の職権記載等
- 2151 ・ 住民票コードの変更請求
- 2152 ・ 住民票コードの職権記載等
- 2153 ・ 世帯分離
- 2154 ・ 世帯合併
- 2155 ・ 世帯変更
- 2156 ・ 世帯主変更
- 2157 ・ 旧氏の記載
- 2158 ・ 旧氏の変更

- 2159 ・旧氏の削除
- 2160 ・通称の記載
- 2161 ・通称の削除
- 2162 ・異動の取消し（修正）（例：転居や世帯変更等の異動を取り消す場合）
- 2163

2164 **【実装しない機能】**

2165 システムが管理する異動事由コードおよび付随する区分により、「転居取
2166 消」の区分が行えること。
2167

2168 **【考え方・理由】**

2169 異動事由等についても、今後のデータ連携等の検討のため、標準化すべき
2170 であることから、示すもの

2171 前提として、標準案において異動事由“コード”というデータベースの物理
2172 的な異動事由コードのラインナップは定義されていない。標準案の「区分す
2173 ること。」は、各社のパッケージの異動事由コードおよび付随する区分が、
2174 標準案の論理的な区分にマッピングできることと考える。

2175 現在の標準案は、法第 30 条の 6 において市町村長が住基ネットを通じて
2176 都道府県知事に本人確認情報を通知する際の異動事由について、規則第 11
2177 条で定める異動事由に基づいて分類を行っている。その他、世帯変更届に基
2178 づく異動事由や異動の取消し等の必要な異動事由を設けている。
2179

2180 出生、死亡の日付以外にも移行データにおいては不詳日が存在したが、標
2181 準案としては通常ケースを想定した記載で足りるため、出生、死亡の日以外
2182 の異動日に不詳の記載は設けない。
2183

2184 ○技術的基準

2185 第 3 住民票の異動処理等

2186 2 職権記録書の作成

2187 職権により住民票の記録、削除又は記録の修正（以下「記録等」
2188 という。）を行う場合は、職権により住民票の記録等を行う事項を
2189 記載した書類（以下「職権記録書」という。）を作成すること。

2190 3 届出書及び職権記録書の保存

2191 届出書及び職権記録書の保存に当たっては、その保存方法につい
2192 て定めること。

1.3 その他の管理項目

2194

1.3.1 入力場所・入力端末

2196 (No. 16 (マスタ管理／本庁・支所管理))

2197 【実装すべき機能】

2198 システムログや証明書発行管理に使用するため、住民記録システムを使用
2199 する場所として、本庁、支所、出張所、住民記録システム利用課等の入力場
2200 所及び入力端末等の登録管理ができること。

2201 指定都市においては、行政区（総合区を設置している場合は総合区。以下
2202 同じ。）（区役所）を管理できること。

2203

2204 【考え方・理由】

2205 中核市市長会ひな形を踏襲

2206 システムログや証明書発行管理に使用するための住民記録システムを使
2207 用する場所（本庁・支所・出張所・住民記録システム利用課等の入力場所）
2208 及び入力端末等を管理する機能が必要

2209

2210 1.3.2 住居表示・地番管理

2211 (No. 17 (マスタ管理／住居表示・地番管理))

2212 【実装すべき機能】

2213 住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番
2214 （特殊地番を含む。）をマスタ管理・表示できること。

2215

2216 【考え方・理由】

2217 住所を入力する際、住所を設定できる住所であるかの判定を行うため、住
2218 居表示においては最大番地、地番においては住所を設定することができる地
2219 番（特殊地番を含む。）を管理する必要がある。

2220 なお、住居表示・区画整理における一括処理については9.7（住所一括変
2221 更）に記載

2222

2223

2224 1.3.3 住所辞書管理

2225 (No. 18 (マスタ管理/住所辞書管理))

2226 【実装すべき機能】

2227 毎月（一般市区町村においては、必要に応じ）、最新の住所情報を更新す
2228 ること。国名については、毎年、最新の情報を更新すること。ただし、本籍
2229 地等の（旧）町名等が入力できること。

2230 住所情報は、職員でも容易に修正できること。

2231 住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、住所コードは全国
2232 地方公共団体コードを使用した11桁の値とすること。構成は、都道府県（2
2233 桁）＋市区町村（3桁）＋大字（3桁）＋小字（3桁）とすること。

2234 なお、都道府県コードはJIS X 0401に、市区町村コードについてはJIS
2235 X 0402に準拠すること。大字、小字は規定しない。

2236 併せて、郵便番号についても管理できること。

2237 住所かな入力（例えば、東京都日野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」
2238 のように、住所の頭の数文字を入力することをいう。）をすることで、郵便
2239 番号及び住所が自動で入力されること。また、郵便番号を入力することで、
2240 住所が自動で入力されること。

2241 住所及び本籍について都道府県名→市区町村名→大字→小字の順に一覧
2242 表より順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。

2243 また、指定都市においては必要に応じて自区の住民又は消除者のみ検索対
2244 象とする等、検索範囲の制限（絞込み）ができること。

2245

2246 【考え方・理由】

2247 中核市市長会ひな形に付記

2248 全国住所辞書は複数の事業者が提供していることから、特定しないことと
2249 した。

2250 分科会での議論の結果、中核市等以上の自治体については、住所辞書の更
2251 新頻度は毎月としたが、一般市区町村については、毎月更新する必要はない
2252 と考えられるため、必要に応じ更新できればよいこととする。

2253 なお、郵便番号は中間標準レイアウト仕様の項目となっているため、管理
2254 できることを要件としている。

2255 分科会における議論の結果、住所かな入力も郵便番号による住所入力もと

2256 もにニーズがあると判断し、両機能を盛り込むこととした。

2257

2258 1.3.4 方書管理

2259 (No. 19 (マスタ管理／方書管理))

2260 【実装すべき機能】

2261 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。

2262 また、住所に応じた方書が紐付けられていること。

2263 なお、これらのマスタ情報は職員管理を前提としており、容易にできるこ
2264 と。

2265

2266 【考え方・理由】

2267 中核市市長会ひな形を踏襲＋方書が住所に紐付けられている旨、職員管理
2268 が前提である旨を追記

2269 なお、住所選択における方書候補表示の機能については、4.0.7（方書入
2270 力補助）に記載。

2271 構成員・準構成員に意見照会をしたところ、特に小規模自治体の中には、
2272 住民記録システムを用いず、職員が管理をするケースもあるという意見があ
2273 ったことから、本機能を用いるか用いないかは当該地方自治体の判断とする。

2274 都市部においては大型マンションの建設が進んでおり、方書管理は必要。
2275 また、住所を表記する際、市区町村ごとの定める一定戸数以上の部屋番号は
2276 方書ではなく住所の枝番号として記載するため、住所記載の正確性の観点で
2277 も住所に応じた方書が紐付けられていることは必要。

2278

2279 1.3.5 和暦・西暦管理

2280 (No. 22 (マスタ管理／和暦管理等))

2281 【実装すべき機能】

2282 和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報が管理できること。

2283 また、元号が改正された場合、パラメータ設定による元号変更対応が可能
2284 であること。

2285

2286 【考え方・理由】

2287 中核市市長会ひな形を踏襲

2288

2289 1.3.6 公印管理

2290 (No. 13 (マスタ管理/公印選択))

2291 【実装すべき機能】

2292 市区町村長及び職務代理者の公印が管理できること。

2293

2294 【考え方・理由】

2295 中核市市長会ひな形を踏襲

2296

2297 1.3.7 交付履歴の管理

2298 【実装すべき機能】

2299 1. 1. 1 (日本人住民データの管理) 及び 1. 1. 2 (外国人住民データの管理)
2300 に規定する証明書の交付履歴(20. 1 (住民票の写し等)、20. 1. 2 (住民票の写
2301 し(世帯連記式))、20. 1. 3 (住民票の除票の写し)、20. 1. 4 (住民票記載事項
2302 証明書・住民票除票記載事項証明書)、20. 2. 1 (転出証明書)、20. 2. 2 (転出
2303 証明書に準ずる証明書)、20. 3. 1 (住民基本台帳の一部の写し(閲覧用))、
2304 20. 4. 1(住民票コード通知票)、20. 4. 2(住民票コード変更通知表)及び20. 4. 3
2305 (住民票コード修正通知票)に関するもの)は、市区町村が定める期間、以
2306 下の項目を管理すること。

2307 ・ 交付日時

2308 ・ 交付場所

2309 ・ 交付対象者(誰の住民票(原票)に関する証明書であるか。)

2310 ・ 証明書の種別

2311 ・ 記載事項

2312 ・ 枚数

2313 ・ 処分情報(誤って発行した証明書の処分の有無。)

2314 また、個人番号カード及び住基カードの交付状況を管理すること。

2315

2316 【実装しない機能】

2317 市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できること。

2318

2319 **【考え方・理由】**

2320 中核市市長会ひな形に付記。交付履歴を含む証明書の発行状況は、情報開
2321 示請求の際等に必要となる。

2322 なお、個人番号カードや住基カードについては、発行状況（カード運用状
2323 況、カード有効期限、カード回収日）、がCSから取得可能であり、これらに
2324 ついて管理することとした。

2325 また、交付履歴の保管期間は、情報開示請求対応期間を根拠とした（市区
2326 町村の多くは、保存期間を1年又は2年（まれに3年）と規定）が市区町村
2327 ごとに異なるため、市区町村が定められることとした。

2328

2329 1.3.8 認証者

2330 *(No. 15 (マスタ管理/認証))*

2331 **【実装すべき機能】**

2332 証明書等の認証者は、市区町村長と職務代理者の2件について、職名・氏
2333 名を管理できること。

2334 また、期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることがで
2335 きるよう職務代理者期間の管理ができること。

2336 指定都市においては、区長と区長の職務代理者を管理ができること。

2337

2338 **【実装しない機能】**

2339 証明書等の認証者を「〇〇長 公印」のように氏名空欄とできること。

2340

2341 **【考え方・理由】**

2342 中核市市長会ひな形を一部踏襲

2343 認証者を管理する件数については、2件で足りるため、「2件以上」では
2344 なく「2件」と明記

2345 なお、要領第2-4-(1)-⑥-ウに、「記名押印」と定められているこ
2346 とから、「〇〇長 公印」のように氏名を空欄とする記載は許容されない。

2347 指定都市においては、証明書の発行等の事務は区長の権限で行うこととさ
2348 れていることから、区長と区長の職務代理者を管理できることとする。

2349

2350

2351

2352

2353

2354

2355

2356

2 検索・照会・操作

2357

2358

2359

2.1 検索

2360

2361

2.1.1 検索機能

2362 *No. 12 (共通/検索機能)*

【実装すべき機能】

2365 システム利用者（ID 単位）ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値
2366 （検索履歴）については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されるこ
2367 と。

2368 また、それら検索履歴を選択することによって、同じ条件による再検索及
2369 び検索履歴を活用することによる新たな検索にも対応できること。

2370

【考え方・理由】

2372 業務効率化の観点から、検索パラメータの履歴保持は有効となる。

2373 宛名番号、個人番号、氏名等は、既に個人が特定されている情報なので設
2374 定値の保存は不要との考えもあり得るが、同一個人を別処理にて検索する際
2375 には、特定された検索キーであっても再検索できる方が業務効率化の観点に
2376 は適していると考えられることから、設定値が保存される対象は限定しない
2377 こととした。

2378 また、準構成員への意見照会において、保存数の上限を設定するべきとの
2379 意見があった。業務効率化の観点からはすべての履歴を保持する必要はなく
2380 直近の履歴で足りると考えられるが、適当な件数については各地方自治体の
2381 処理数によって異なることから、一定の件数とした。

2382 なお、権限及び情報セキュリティ等の観点から、履歴保持は、システム利
2383 用者ごと（ID 単位）で実施できなければならない。

2384

2385

2.1.2 検索文字入力

2387 (*No. 25 (検索・照会/文字入力)*、*No. 27 (検索・照会/あいまい検索*
2388 *(清音化検索等を含む。)*)

2389

2390 **【実装すべき機能】**

2391 ふりがなを登録している場合は、片仮名・平仮名のいずれかで入力及び検
2392 索できること。

2393

2394 以下のあいまい検索ができること。

2395 ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。

2396 例 「ヂ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴァ」と「バ」、
2397 「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」、「オ」と「ヲ」、「ひ」と「び」

2398 ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。

2399 例 「ッ」と「ツ」、「ャ」と「ヤ」、「ユ」と「ユ」、「ヨ」と「ヨ」

2400 ・氏名（カナ）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができる
2401 こと。

2402 ・名（氏名の名）のみの検索ができること。

2403 ・氏と名との間のスペースを無視した検索ができること。

2404 ・氏名ふりがな検索について、2文字目以降が「う」の場合で、その
2405 直前の文字が「お段」の場合、「う」を「お」に変換して検索でき
2406 ること。

2407 ・長音の有無を無視

2408 ・入力ゆらぎ対応として、「ー(全角長音)」と「ー(全角ダッシュ)」と
2409 「ー(全角マイナス)」と「- (全角ハイフン)」、「- (半角長音)」と「-
2410 (半角ハイフン、マイナス)」、「全角スペース」と「半角スペース」
2411 を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理される
2412 こと。

2413 ・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。

2414 例：検索文字の例

2415 「辺」で検索時は「邊」、「辺」、「邊」、「邊」等、

2416 「浜」で検索時は「濱」、「頻」、「濱」、「濱」等、

2417 「藤」で検索時は「藤」、「籐」、「籐」等 が検索対象文字となる。

2418 ・外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも包
2419 含して検索できること。

2420

2421 なお、一般市区町村においては、あいまい検索の機能として異体字検索は、

2422 実装してもしなくても良い機能とする。

2423

2424 **【実装しない機能】**

2425 (株) や (有) 等の記号を入力及び検索できること。

2426

2427 **【考え方・理由】**

2428 ふりがなを登録している場合は、清音・濁音のあいまい検索は、ニーズも
2429 高く、検索結果もれを無くす観点からも重要と判断。

2430 なお、住基ネットにおける検索が平仮名を使用しており、移行の際に読み
2431 替えが発生すると不都合であること、2.1.3（基本検索）において、平仮名
2432 でも片仮名でも検索の際に異動者にたどりつくことはできること、ふりがな
2433 については平仮名・片仮名どちらでも特段不都合はないことから、いずれも
2434 入力・検索に使用できるとした。

2435 また、(株) や (有) 等の記号は、法人名（税の宛名管理等）で用いられる
2436 ことはあるが、住民記録システムとしては不要であり、仮に必要であったと
2437 しても、外字としてではなく、「(株_)」や「(有_)」という形（3文字）で
2438 対応できることから、不要。

2439 あいまい検索機能を提供することによって、清音、濁音、半濁音、ハイフ
2440 ン、長音、異体字等を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断。た
2441 だし、異体字検索については中核市レベルのニーズは高いのに対し、小規模
2442 市町村でのニーズは高くないとの準構成員からの意見を踏まえ、一般市区町
2443 村においては実装してもしなくてもよい機能とした。

2444 在留カードを忘れた場合であっても、あいまい検索機能による情報取得が
2445 可能となる等、メリットが大きい。

2446

2447

2448 2.1.3 基本検索

2449 (No. 26 (検索・照会／基本検索)、A3 (証明発行／履歴照会))

2450 **【実装すべき機能】**

2451 氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称・(氏名・旧氏・通称の)
2452 ふりがな・生年月日（西暦・和暦）・性別・続柄・住所・住所コード・方書・
2453 宛名番号・世帯番号・当該住民票を削除した事由・個人番号・住民票コード・
2454 在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。

2455 指定都市においては、区からも検索できることとし、操作者の所属により
2456 管轄区を自動判定し、検索画面上の区を既定値として検索できること。なお、
2457 他区を選択も可能とすること。
2458 年月日を指定して複数条件検索、項目内部分検索ができること。
2459 異動履歴の検索については、氏名及び住所については過去履歴を含めて検
2460 索し、対象者を特定できること。
2461 外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具
2462 体的には外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等が
2463 想定されるが、具体的な実装方法は規定しない。
2464 また、西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索がされること。
2465 氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること。
2466
2467 ※「検索」は、個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面
2468 入力して、マッチするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した
2469 個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作
2470 をいう。
2471

2472 【実装しない機能】

2473 異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞込み）
2474 ができること。
2475

2476 【考え方・理由】

2477 中核市市長会ひな形補足
2478 旧氏、宛名番号、世帯番号、特別永住者証明書番号については、検索ニー
2479 ズがあると判断した。
2480 また、氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称・（氏名・旧氏・
2481 通称の）ふりがなを過去のものを含め横断的に検索できる氏名索引機能は、
2482 検索の効率化に有効。
2483
2484 分科会における議論の結果、交付請求者については氏名はもちろん、郵便
2485 請求、第三者請求の区別も管理していない地方自治体が多いため、検索キー
2486 として不要。
2487 「異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞込み）
2488 ができること。」のような絞込み検索については、複数条件検索ができるの

2489 であれば不要。

2490 ただし、指定都市における行政区単位での絞込みは、区ごとに管轄が変わ

2491 るため、作業の効率化のため実装すべき機能とする。

2492 また、「異動者一覧上で「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「住民コード」

2493 「住民票コード」が確認できること。」「異動者一覧より選択した住民の世

2494 帯状況が同一画面にて表示でき、世帯構成員・現住所が確認できること。」

2495 のような異動者一覧で確認できる必要がある項目については、画面について

2496 の機能であり、標準案に記載しない。

2497 氏名のみならず住所についても過去のデータを横断的に検索するニーズ

2498 が高いとの準構成員からの意見を踏まえ、追記。

2499

2.2 照会

2501

2.2.1 異動履歴照会

2503 (No. 28 (検索・照会／異動履歴検索))

【実装すべき機能】

2505 個人や世帯を特定した後に、1.2.1（異動履歴の管理）に規定する住民の
2506 異動履歴及び旧氏・通称履歴を照会できること。

2507 1.2.1（異動履歴）に規定する項目を用いて住民の異動履歴を照会できる
2508 こと。

2509

【実装しない機能】

2511 同一住民（再転入者等）を単位として履歴が照会できること。

2512

【考え方・理由】

2514 地方自治体によっては実装されている同一住民を単位とした履歴照会の機
2515 能については、住基事務においては使用頻度も低く（国保においては使用頻度
2516 が高いが、それは住民記録システム標準仕様書で整理すべきものではないた
2517 め）、ボタンで次の住民に移動できる機能がなくても、一旦メインの世帯確認
2518 画面等に戻って個人の画面に移動することで差し支えないことから不要

2519 入力の際の経緯等の確認の際に、入力場所がすぐ把握できるようにするため、入
2520 力場所の履歴照会機能は必要。

2521

2522 届出日と処理日が異なる入力もあり、検索漏れを防ぐ必要があることから、
2523 どちらの日付でも照会を可能にする。

2524

2525

2.2.2 交付履歴照会

2527 (No. 29 (検索・照会／交付履歴検索))

【実装すべき機能】

2529 個人を特定した後に、1.3.7（交付履歴の管理）に規定する証明書の交付

2530 履歴(20.1(住民票の写し等)、20.1.2(住民票の写し(世帯連記式))、20.1.3
2531 (住民票の除票の写し)、20.1.4(住民票記載事項証明書・住民票除票記載
2532 事項証明書)、20.2.1(転出証明書)、20.2.2(転出証明書に準ずる証明書)、
2533 20.3.1(住民基本台帳の一部の写し(閲覧用))、20.4.1(住民票コード通知
2534 票)、20.4.2(住民票コード変更通知表)及び20.4.3(住民票コード修正通
2535 知票)に関するもの)並びに個人番号カード及び住基カードの交付状況につ
2536 いて、照会できること。

2537 なお、照会に当たっては、1.3.7(交付履歴の管理)に規定する項目から
2538 行えること。

2539

2540 **【考え方・理由】**

2541 1.3.7(交付履歴の管理)に規定する交付履歴を照会する。

2542

2543

2544 2.2.3 文字コード照会等

2545 (No. 33 (検索・照会/文字拡大機能))

2546 **【実装すべき機能】**

2547 漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができるとともに、
2548 文字コードの照会ができること。

2549

2550 **【考え方・理由】**

2551 戸籍上の文字との整合確認も行う実務上の要請から、当該機能は必要であ
2552 る。

2553 OSの拡大鏡機能を使用することも考えられるが、OSが不確定で、拡大鏡
2554 機能を備えているとは限らないため、仕様として必要

2555 単に文字イメージの拡大のみでなく、統一文字コードなどの文字コードも
2556 確認できる方がよい。

2557

2558 2.2.4 支援対象者照会

2559 (No. 6 (共通/支援措置対象者照会))

2560 **【実装すべき機能】**

2561 照会した支援対象者（併せて支援を求める者を含む。）の住民票データを確
2562 認する場合において、支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的
2563 に確認でき、1. 1. 16(支援対象者管理)の支援措置のデータベースに連携して、
2564 当該データベースの支援対象者の詳細情報が確認できること。
2565

2566 **【考え方・理由】**

2567 支援対象者を保護するため、加害者等に対して誤って支援対象者に係る住民
2568 基本台帳の一部の写しを閲覧させる又は住民票の写し等の証明書を交付する
2569 ことを防止するため、照会時に住民票データを認する場合において、支援対
2570 象者であることを確認できる必要がある。

2571 10. 3（操作権限管理）において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理
2572 の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合
2573 わせて、データベースの閲覧権限や閲覧項目、閲覧を実施する際の処理など
2574 ついて、管理できるものである。
2575

2.3 操作

2576

2.3.1 処理画面

2578 (No. 23 (検索・照会／処理画面))

【実装すべき機能】

2580 異動処理中の画面では、該当する異動処理名称（「全部転入、一部転入、
2581 全部転出、一部転出、全全転居、全一転居、一全転居、一一転居」のように
2582 詳細に記載するか、「転入、転出、転居」のように簡易に記載するかは規定
2583 しない。）が表示されること。
2584

【考え方・理由】

2586 本項目は全体的には画面に関するものとして削除することも考えられる
2587 が、中核市市長会ひな形において位置づけられており、自治体の関心も高い
2588 項目と考えられることから、標準として整理する。

2589 「業務の流れに最適な画面遷移が行えること。」、「画面上で事務処理の流
2590 れが判別できること。」、「異動事由ごとに展開する業務画面を設定できるこ
2591 と。（住民票転入→国保資格取得→年金資格取得→介護資格取得）」のような
2592 画面遷移や操作に関する項目は標準化対象外
2593

2.3.2 キーボードのみの画面操作

2595 (No. 24 (検索・照会／操作性))

【実装すべき機能】

2597 端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作が可能
2598 であること。
2599

【考え方・理由】

2601 キーボードのみの画面操作は、操作に成熟した職員の処理速度向上や職員
2602 の疲労度軽減のため、分科会における議論の結果、記載することとした。近
2603 年ではRPAで自動化する際、キーボード操作のコマンドを直接アプリケーション
2604 へ送信することで、バックグラウンド処理で自動化が可能となるメリッ

2605 トもある。

2606 本項目は全体的には画面・操作性に関するものとして削除することも考え
2607 られるが、地方自治体によって業務に大きな影響を及ぼしかねない部分につ
2608 いては標準として整理することで、これ以上のカスタマイズを抑制する。た
2609 だし、キーボードのみでの画面操作が可能な機能を実装していれば、他の操
2610 作を否定するものではない。

2611 なお、文字拡大機能は、OS の拡大鏡機能を使用することも考えられるが、
2612 OS が不確定で、拡大鏡機能を備えているとは限らないため、仕様として必
2613 要。2.2.3（文字コード照会等）で別途整理。

2614

2615

2616

2617

2618

2619

2620

2621

2622

2623

3 抑止設定

2624

2625

2626

2627 3.1 異動・発行・照会抑止

2628 (No. 40・41 (抑止設定／異動・発行抑止))

2629 【実装すべき機能】

2630 支援対象者に対する抑止、排他制御（10.3 参照）、その他の抑止を管理で
2631 きること。

2632 各抑止機能について、異動入力、証明書発行及び照会などの処理ごとに、
2633 個人単位及び世帯単位で、抑止（エラー（処理不可）、アラートは表示され
2634 るが処理可、処理可（抑止なし））の開始日設定と終了日設定が可能である
2635 こと。抑止が終了していない者について、抑止の一時解除ができること。ま
2636 た、抑止の一時解除については、解除できる権限を個別に設定できること。

2637 なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。

2638 証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付及び住基ネ
2639 ット CS に対しても自動連携されること。

2640

2641 【考え方・理由】

2642 中核市市長会ひな形を追記。

2643 分科会における議論の結果、抑止設定及び解除については、個人単位、世
2644 帯単位両方に対応できることとし、自治体を選べるようにすることとした。

2645 異動・発行抑止については、個別に書き込むのではなく、まとめて整理す
2646 る。

2647

2648

2649 3.2 他システム連携

2650 (No. 42 (抑止設定／他システム連携))

2651 【実装すべき機能】

2652 抑止対象者設定及び解除について宛名システム等にデータ連携できるこ
2653 と。

2654

2655 【考え方・理由】

2656 中核市市長会ひな形を踏襲。

2657

2658

2659 3.3 削除対象者記載

2660 (No. 45 (抑止設定／削除対象者記載))

2661 【実装すべき機能】

2662 世帯確認画面等において、(転出や死亡等で) 削除された世帯構成員も画
2663 面表示できること。

2664

2665 【考え方・理由】

2666 中核市市長会ひな形を踏襲。

2667

2668 削除された世帯構成員についても除票として出力される可能性があるた
2669 め、抑止対象とする必要がある。

2670

2671 3.4 支援措置

2672 (No. B5 (抑止設定／支援措置))

2673 【実装すべき機能】

2674 支援対象者(併せて支援を求める者を含む。)が含まれる住民基本台帳の
2675 一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の証明書の交付を実施しようとする
2676 際に、エラーとすることができること。また、支援措置責任者は、1.1.16(支
2677 援対象者管理)の支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの
2678 支援対象者の詳細情報が確認できること。審査の結果、住民基本台帳の一部
2679 の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を行う場合には、エラーを解除でき
2680 ること。

2681 さらに、支援措置の期間設定は、1年とし、支援措置の開始年月日を入力
2682 すると、支援措置の終了年月日が自動的に設定されるようにできること。

2683

2684 例) 開始年月日が令和2年4月1日の場合、終了年月日が令和3年3月31
2685 日に自動的に設定される。

2686

2687 支援措置の延長については、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援
2688 措置期間の延長処理を行えることとするともに、延長後の支援措置の期間は、
2689 延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年間設定できるこ

2690 と。なお、それに先立ち 20.5.1 の支援措置期間終了通知を出力できること。
2691 また、支援措置の期間終了日の 1 か月前から、支援対象者の住民票を参照す
2692 る際には、1 か月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示でき
2693 ること。

2694 支援措置の期間が終了しても延長されないときは、支援対象者の住民票を
2695 表示する端末画面において、支援措置の期間が終了している旨のアラートを
2696 表示できること。

2697 支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき、支援措置の期
2698 間を経過し、又は延長がされなかったときその他市区町村長が支援の必要性
2699 がなくなったと認めるときは、支援措置の期間中であっても支援措置を終了
2700 できること。

2701

2702 当初受付市区町村は、支援対象者が転出した場合に、転出・転入処理期間
2703 においても支援措置が必要になる場合に支援措置が終了することのないよ
2704 う仮支援措置として、前住所地市区町村として支援措置が継続されるよう切
2705 替えができること。

2706

2707 【考え方・理由】

2708 支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等
2709 の交付は、慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査
2710 を実施した上で、エラーを解除できることとする。

2711 要領第 5-10-キで、支援措置の期間終了の 1 か月前から、支援措置の延長
2712 の申出を受ける旨規定されており、延長漏れを防止するため、延長受付期間
2713 にアラート表示する機能を設けることとする。

2714 また、3.1（異動・発行・照会抑止）にあるように、抑止の終了日を経過し
2715 ても、抑止は自動的に終了しないこととしている。

2716 なお、10.3（操作権限管理）において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び
2717 実施処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務
2718 の実情に合わせて、利用者ごとに端末画面上での住所非表示とすることも妨
2719 げられていない。

2720

2721 3.5 住民異動不受理

2722 (No. B6 (抑止設定／住民異動不受理))

2723 【実装しない機能】

2724 住民異動不受理申請による抑止設定を行うこと。

2725

2726 **【考え方・理由】**

2727 戸籍法第 27 条の 2 第 3 項で、創設的届出における不受理申出について規定
2728 され、認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚届出について、本人以外から届け出ら
2729 れても受理されないように事前の申出ができることとされているが、法では
2730 「住民異動届不受理申請」の規定はない。

2731 異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能である。

2732 (アラート 21・22 参照)

2733

2734

2735

2736

2737

2738

2739

2740

2741

2742

2743

4 異動

2744

2745

2746 4.0.1 異動者

2747 (No. 72、82、86、94、95、101、105、107、115、11
2748 9、122、124、130、139)

2749 【実装すべき機能】

2750 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動前に住民である異動処理
2751 (例：転居、転出、死亡) については、対象者を住民データから選択できる
2752 こと。その際、基本検索により個人又は世帯単位で検索できるものとし、世
2753 帯を検索し対象者を選択する場合は、全部（当該世帯の全員を異動者とする
2754 ことをいう。）又は一部（当該世帯の一部を異動者とすることをいう。）を選
2755 択できること（対象者の選択から全部又は一部を自動判断することを含む。）。
2756 一部を選択する場合には、一人又は複数人の対象者を選択できること。

2757 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動前は住民ではない異動処
2758 理（例：転入、出生）については、異動者の情報を入力できること。

2759 指定都市においては、異動者を操作者の属する行政区に住所を置く者に限
2760 定することができること。（区間異動（区間転入）を除く）

2761

2762 【考え方・理由】

2763 住民基本台帳制度上、異動の対象は、全て個人であり、世帯が対象となる
2764 ことはない。世帯合併と言われるものは、A世帯（世帯主：X）とB世帯（世
2765 帯主：Y）を合併してC世帯（世帯主：X）とする手続であるが、住民基本
2766 台帳制度上は、B世帯の構成員（個人）全員がその属する世帯をB世帯から
2767 A世帯に変更するという個人単位の手続である。もっとも、実務上は、B世
2768 帯の構成員一人一人について個人単位で世帯変更を行うのは煩雑であると
2769 考えられ、「全部」を選択して一括して世帯変更を行うことにより、いわゆ
2770 る世帯合併を行うことも可能である。この場合、本項目により、被合併世帯
2771 が選択できることとなる。

2772

2773 4.0.2 異動先世帯、異動による消除

2774 (No. 72、80 (転入／世帯構成表示)、94、96、97、98 (転居／続柄
2775 設定)、101、103 (世帯合併／続柄設定)、106 (世帯分離／続柄設定)、1
2776 07、108 (世帯一部変更／続柄設定)、114、118 (職権記載／続柄設定)、
2777 119、134、135)

2778 【実装すべき機能】

2779 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民となる又は引き
2780 続き住民である異動処理（例：転入、転居、出生）については、全部（対象
2781 者のみで新たな世帯を構成することをいう。）又は一部（対象者が既存の世
2782 帯の一部となることをいう。）を選択できること。全部を選択する場合には、
2783 異動先世帯の情報の入力（異動先世帯における世帯主の設定及び世帯主以外
2784 の続柄の設定を含む。）ができること。一部を選択する場合には、基本検索
2785 から、対象者が一部となるべき世帯を選択でき、異動先世帯の内容を表示し
2786 ながら必要な情報の入力（異動先世帯における続柄の設定を含む。）ができ
2787 ること。

2788 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民でなくなる異動
2789 処理（例：転出、死亡）については、1.1.5（除票）の定めるところにより、
2790 当該住民データを削除し、除票とすること。指定都市においては、区間異動
2791 の異動元区でも除票とすること。

2792

2793 **【実装しない機能】**

2794 除票者のみの世帯へ転入処理ができること。

2795

2796 **【考え方・理由】**

2797 4.0.1（異動対象者）と本項目により、転居については、転居の種類（全部
2798 ⇒全部、一部⇒一部、全部⇒一部、一部⇒全部）を選択（対象者や転居先の
2799 世帯、住所の選択から自動判断することを含む。）できることとなる。全部
2800 ⇒一部、一部⇒一部の転居の場合には、転居先の世帯を特定し、世帯構成員
2801 を追加する処理を行うこととなり、全部⇒全部、一部⇒全部では、転居先の
2802 世帯を特定せず新しい住所を指定して処理を行うこととなる。

2803 世帯合併の場合は、本項目により、合併世帯が選択できるとともに、被合
2804 併世帯の世帯員の、合併世帯における続柄を設定することができる。また、
2805 世帯分離では、分離後の新たな世帯に世帯主及び続柄を設定することができ
2806 る。

2807 また、本項目により、出生についても全部又は一部を選択できることとな
2808 るが、住民登録対象外の外国人母から、子についての出生届出があった場合
2809 （父と母は別居かつ、実態上、子は母と同居）は全部出生というケースも想
2810 定される。

2811 一部出生の場合は、出生の記載をする世帯を特定することとなる。

2812 なお、転出先入力については、ここではなく、4.1.3（転出）において記

2813 載する。
2814 また、制度上、除票者のみの世帯へ転入することはできない。

2815

2816 4.0.3 異動日・処理日

2817 *(No. 64前半 (異動共通/異動日設定)、72、82、99、101、104、*
2818 *107、114、119、122、127、134、139 (失踪/異動条件))*

2819 【実装すべき機能】

2820 異動処理においては、異動日及び処理日を入力できること。
2821 異動日は、初期表示としては空欄とすること。
2822 異動日は、転出を除き、処理当日以前の日のみを入力できること。
2823 処理日は、処理当日が自動入力されること。

2824

2825 【実装しない機能】

2826 処理当日以外を処理日として入力できること。

2827

2828 【考え方・理由】

2829 異動日は処理当日でないことが多いため、異動日は初期表示せず、空欄と
2830 することとした。

2831 職権記載、職権消除及び職権修正については、異動日は、当該記載等の効
2832 力が発生する日であり、通常は実態調査後、処分決定の決裁日が異動日とな
2833 る。

2834 異動日は、転出を除き、過去しか認められていないので、処理当日以前の
2835 日のみを入力できることとした。なお、転出において、異動日に未来日を入
2836 力できることについては、4.1.3 (転出) の項を参照。

2837 また、異動日は、例えば、出生においては出生日、死亡においては死亡日
2838 であり、異動事由が「出生」の場合の異動日は出生日であることは明らかで
2839 あるため、敢えて出生日、死亡日等の、異動日と別名の項目を立てることは
2840 しない。

2841 また、当該異動事由が発生した異動日と、当該異動に係る記載等を行った
2842 処理日、当該異動に係る届出を行った届出日(4.1.0.2)は異なり得るため、
2843 それぞれ分けて記載している。

2844

2845 4.0.4 世帯主不在となる場合の処理

2846 (No. 98 (転居/続柄設定)、108 (世帯一部変更/続柄設定)、121 (職権
2847 削除/続柄設定)、138 (死亡/死亡日入力))

2848 【実装すべき機能】

2849 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が1人となる異動の処理を行
2850 う場合は、職権により当該残存世帯員を世帯主とする処理を行うこと。また、
2851 その場合、4.0.5 (世帯主変更依頼通知書)の規定にしたがい、世帯主変更
2852 通知書を出力することができること。

2853 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理
2854 を行おうとする場合は、アラートを表示し、当該異動処理の前に、世帯主変
2855 更を行うよう促すこと。

2856 世帯主が不在となる世帯の他の世帯員について、4.1 (届出)を含めた異
2857 動処理が行えること。

2858 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理
2859 を行う場合は、引き続いて、4.0.5 (世帯主変更依頼通知書)の処理が行え
2860 ること。

2861

2862 【考え方・理由】

2863 例えば、世帯主が転出する場合 (世帯分離において、元々の世帯主が別の
2864 世帯に移る場合も同様)、通常は、転出処理の前に世帯主変更を行うことか
2865 ら、世帯主変更を行わずに世帯主の転出処理を行おうとする場合は、アラ
2866 トを表示し、転出処理の前に世帯主変更を行うよう促すこととする。

2867 ただし、世帯主変更を行わない状態で転出処理を行うこともありうるため、
2868 そのような場合には、残存世帯員が2人以上の場合には、引き続いて職権に
2869 よる世帯変更を行うことができるようにする。

2870 なお、世帯主が不在となる場合に、世帯主設定の処理以外は不可とする自
2871 治体や、職権の異動処理のみを可とする自治体が存在するが、制度上、世帯
2872 主不在の場合であっても、届出があった場合は異動処理を行わなければなら
2873 ない。

2874

2875 4.0.5 世帯主変更依頼通知書

2876 (No. 71 (異動共通/世帯主変更))

2877 【実装すべき機能】

2878 本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。

2879

2880 世帯主不在の世帯について、職権で世帯主を定めるかどうかを選択でき、
2881 職権で世帯主を定めた場合、世帯主変更通知書を出力することができること。
2882 職権で世帯主を定めることとはしない場合、世帯主変更依頼通知書と対象者
2883 リストが出力できること。

2884 世帯主変更依頼通知書及び世帯主変更通知書については、残った世帯員か
2885 ら、5.2（世帯員の並び順）に基づき、世帯主が消除される前の状態で住民
2886 票上記載される最上位の世帯員に送付すること。

2887 **【考え方・理由】**

2888 世帯主死亡等により世帯主不在となった場合における世帯主変更依頼の
2889 連絡又は世帯主変更の連絡の方法として、世帯主変更依頼通知書又は世帯主
2890 変更通知書を発行するという方法と、電話連絡にて行い、変更するという方
2891 法の2つの運用方法がある。

2892 分科会内の議論においては、複数の中核市等以上の人口規模の地方自治体
2893 から、通知書が必要であるとの意見があり、また、住民基本台帳業務におい
2894 て、電話番号は必須記載事項ではないため、電話による連絡がそもそも不可
2895 能であるとの意見もあったため、本仕様書においては、通知書による方法を
2896 採用する。

2897 その一方で、一般市程度の人口規模の地方自治体からは、電話等の連絡手
2898 段を用いているとの意見もあったため、本機能は一般市区町村においては実
2899 装してもしなくても良いこととする。

2900 通知書の宛名は、残った世帯員の中から、配偶者、第1子、第2子の順に、
2901 世帯主候補者となる者に通知しているとの意見もあったことやベンダの負
2902 担を踏まえ、一意的な順序を定めることを機能要件とした。

2903

2904 4.0.6 本籍入力補助

2905 *(No. 65 (異動共通／本籍入力補助))*

2906 **【実装すべき機能】**

2907 本籍地については、直接入力のほかに、登録済みの「現住所」、「前住所」、
2908 「世帯主の本籍」及び「世帯員の本籍」が候補として選択できること。

2909 また、本籍地等の（旧）町名等が入力できること。

2910 世帯内の同じ本籍・筆頭者を同時に修正する場合、最初に修正した本籍・
2911 筆頭者を引用し、一括して修正できること。

2912

2913 再転入者で、本籍地を本人の履歴から候補として選択できるようにした場
2914 合、市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにする。

2915

2916 **【実装しない機能】**

2917 サーバに市区町村コード便覧を持ち、各端末から本籍地の自治体名と所在
2918 地を印字・出力できること。

2919 「戸籍謄本等の交付について」の帳票が出力できること。

2920

2921 **【考え方・理由】**

2922 中核市市長会ひな形に付記。

2923

2924 本籍・筆頭者は修正する場合、同じ本籍であれば必ず同じ修正をするため、
2925 その入力を省力化するもの。

2926 戸籍の附票記載事項通知は、システム上で通知することとなっており、本
2927 籍地の自治体の所在地を把握するニーズがなく、必要であれば、インターネ
2928 ット等で確認できるため、サーバに市区町村コード便覧を持ち、本籍地の自
2929 治体名と所在地を印字・出力する必要はない。

2930 「戸籍謄本の交付について」は、戸籍謄本の交付は戸籍法に基づくもので
2931 あり、法定の事務ではないため、不要。

2932

2933 4.0.7 方書入力補助

2934 (No. 66 (異動共通／方書入力補助))

2935 **【実装すべき機能】**

2936 入力された住所地番に対応する方書を候補として選択できること。

2937

2938 **【実装しない機能】**

2939 方書から住所地番を候補として選択できること。

2940

2941 **【考え方・理由】**

2942 中核市市長会ひな形を踏襲。

2943 なお、地方自治体によっては実装されている、方書から住所地番を候補と
2944 して選択できる機能については、構成員内での議論の結果、実装していない
2945 自治体が多く、実装しなくても業務上支障がないという意見が多かったため
2946 不要。

2947 また、方書を管理する機能については、1.3.4（方書管理）に記載。

2948

2949 4.0.8 審査・決裁

2950 *(No. 68 (異動共通／審査、決裁機能))*

2951 **【実装すべき機能】**

2952 異動処理の仮登録及び本登録の機能が提供できること。

2953 異動入力した内容は仮登録状態として、審査、決裁により本登録とする。

2954 仮登録状態の情報では、取消・修正等ができ、異動処理・証明発行・他業
2955 務（住基ネット等）連携については、抑止されること。

2956 仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。

2957 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択異動者及び入力支所等を単位とし
2958 た一部）ごとに表示・本登録できること。ただし、全部本登録については、
2959 インフラ側の事情も併せて、件数に上限を掛けることができることとする。

2960

2961 **【仮登録状態（※）】**

2962 ※ 異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に
2963 保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、
2964 住民票（原票）にまだ記載されていない状態。

- 2965 ・ 異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態。
- 2966 ・ 他課から仮登録中のデータの参照ができないようにする。（仮登録前のデ
2967 ータが参照できるようにする。）
- 2968 ・ 団体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されない。
- 2969 ・ 証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書の
2970 のコンビニ交付や広域交付において、仮登録中のデータに基づく証明書
2971 は発行できないようにする。（仮登録前のデータに基づく証明書を発行す
2972 るようにする。）

2973

2974 **【本登録状態（※）】**

2975 ※ 異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上
2976 に保存されており、法上、住民票（原票）に記載されている状態。

- 2977 ・ 異動処理が確定され、異動履歴となる状態。

2978 ・ 確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映さ
2979 れる。

2980

2981 **【実装しない機能】**

2982 決裁では、決裁者の氏名や決裁日が登録管理できること。

2983 更新前（仮登録）の状態での住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成
2984 処理を不可にすること。

2985

2986 **【考え方・理由】**

2987 中核市市長会ひな形を踏襲。

2988

2989 住民基本台帳の正確な記録の観点から、実際に住民基本台帳を更新する前
2990 に仮登録ができる機能を実装する。これにより、住民基本台帳に職員の記載
2991 ミス等による不適切な履歴の記載を防止する。また、住民記録システムは住
2992 基ネット、情報提供ネットワークシステム、宛名システム等と情報連携を行
2993 っているため、誤った記載情報がいったん流れてしまうと、場合により大き
2994 な影響があるため、仮登録状態のデータは他の課から参照できないこととし
2995 た。。

2996 また、仮登録状態の証明書発行時に、従前の情報で証明書を発行している
2997 との意見が分科会構成員内でもあったため、仮登録状態においては、仮登録
2998 前のデータに基づく証明書を発行するようにする。また、準構成員からは、
2999 仮登録中の状態をコンビニ交付システム等に通知すると、多大なコストが発
3000 生するとの意見があった。

3001 審査では、仮登録者の入力前のデータと入力後のデータが画面で比較表示
3002 でき、異動届もイメージデータが画面に表示できる、決裁では、決裁者の氏
3003 名や決裁日が登録管理できる等の機能をスピーディな審査・決裁のために実
3004 装すべきという意見もあったが、これらの機能は画面の問題であるため、本
3005 仕様書には含めないこととする。

3006 一般市区町村においては、仮登録機能は不要という意見もあったが、分科
3007 会での議論において、小規模自治体においても誤入力を防ぐためには、仮登
3008 録の後、審査・決裁を経て本登録されるという流れは必要という意見が多か
3009 ったため、全ての人口規模の団体において仮登録機能の実装は必須とする。

3010 仮登録の状態での住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成処理を不可に
3011 したり、広域交付を発行停止にしたりするという考え方もあり得るが、そう

3012 いった機能はコンビニ交付と同様にシステムの負担が大きいため、本仕様
3013 書には含めない。

3014

3015

3016 4.0.9 入力確認・修正

3017 (No. 67 (異動共通/入力確認・修正))

3018 **【実装すべき機能】**

3019 更新前（仮登録状態）には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳
3020 票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。

3021

3022 **【考え方・理由】**

3023 中核市市長会ひな形を踏襲

3024 「デジタル化に向けた基盤整備を行う」という本仕様書の目的（第1章2
3025 (2)参照）を踏まえ、入力内容の確認はペーパーレスで行うことを原則と
3026 する。

3027 ただし、繁忙期や非常時等、紙での照合が必要となる場面もあるという意
3028 見が構成員から寄せられたため、基本はペーパーレス対応を推奨するが、紙
3029 での出力機能も実装することとした。

3030

3031 4.0.10 一括入力

3032 (No. 69 (異動共通/一括入力機能))

3033 **【実装すべき機能】**

3034 本機能は、一般市区町村においては、実装してもしなくても良い。

3035

3036 複数人に同一のシステム利用者が、同一の内容を入力する場合、一度入力
3037 した内容を他の異動者にも適用することができること。

3038 異動日と届出日、異動履歴（A類型）は自動的に適用されること。

3039 氏名の氏は、直前に入力した同一世帯の世帯員の氏名の氏、筆頭者の氏か
3040 ら適用できること。世帯主が存在する場合は、世帯主の氏から適用でき
3041 ること。

3042 なお、日本人と外国人の区別がされていること。

3043 氏名、筆頭者、転入前の世帯主名、転出先の世帯主名及び世帯主が存在す

3044 る場合の世帯主名は、直前に入力したデータから相互に適用できること。
3045 現住所、本籍、転入前住所及び転出先住所（予定）は、直前に入力したデ
3046 ータから相互に適用できること。
3047 旧氏併記の旧氏については、適用しない。

3048

3049 **【実装しない機能】**

3050 現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更
3051 して入力できること。

3052

3053 **【考え方・理由】**

3054 中核市市長会ひな形に付記。

3055 複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも
3056 適用することができることにより、入力作業を省力化する。

3057 なお、権限及び情報セキュリティ等の観点から、履歴保持は、システム利
3058 用者（ID単位）ごとに実施することとする（2.1 検索機能）参照。

3059 なお、技能実習生として多数の外国人を受け入れ、委任された企業の社員
3060 が一括して届出をする場合や、多数の外国人留学生を受け入れる国際大学等
3061 からは、現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみ
3062 を変更して入力できる機能のニーズがあるとの意見があったが、誤記への懸
3063 念等から不要とする意見が多かったため、標準としては不要。

3064 なお、構成員・準構成員への意見照会の結果、一般市区町村の規模では本
3065 機能のニーズは低いとの意見があったため、本機能は一般市区町村において
3066 は実装してもしなくても良いこととする。

4.1 届出

3067

3068 令第 11 条に規定する届出に基づく住民票の記載等に関する機能について
3069 記載する。

3070

3071 4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等

3072 【実装すべき機能】

3073 届出に基づく住民票の記載等として、転入（4.1.1）、転居（4.1.2）、転出
3074 （4.1.3）及び世帯変更等（4.1.4）の処理が行えること。

3075 また、転入に関する異動事由は 1.2.2 で規定する「国内転入」「国外転入
3076 等」から、転出に関する異動事由は 1.2.2 で規定する「国内転出」「国外転
3077 出」から、世帯変更等に関する異動事由は、1.2.2 で規定する「世帯分離」、
3078 「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯主変更」から選択すること。

3079 なお、転入届と出生届が同時に出された場合は、異動事由を転入届に基づ
3080 き国内転入又は国外転入等とすること

3081 指定都市においては、区間異動（区間転入）の処理が行えること。

3082

3083 【考え方・理由】

3084 市区町村長は、法第 4 章又は第 4 章の 3 の規定による届出があったときは、
3085 当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、令第 7 条から第 10 条ま
3086 での規定による住民票の記載、削除又は記載の修正（以下「記載等」という。）
3087 を行わなければならない（令第 11 条）。

3088 なお、転入届と出生届が同時に出された場合は、実例上、異動事由を転入
3089 届に基づき「転入」と記載することとなっている。（4.2.1.2 参照）

3090

3091 4.1.0.2 届出日

3092 (No. 63 (異動共通/届出日設定)、72、82、99、101、104、10
3093 7、134)

3094 【実装すべき機能】

3095 届出に基づく住民票の記載等においては、届出日を入力できること。

3096 届出日は、処理当日を初期表示すること。

3097 届出日は、処理当日以前の日のみを入力できること。
3098 なお、届出日は、戸籍届出・通知日（4.2.0.4）及び申出日（4.2.0.5）と
3099 1つのデータ項目として管理することも差し支えない。
3100

3101 **【考え方・理由】**

3102 中核市市長会ひな形を付記。
3103 届出日は処理当日と同じであることが多いため、届出日は処理当日で初期
3104 表示することとした。
3105 なお、届出日（4.1.0.2）、戸籍届出日・通知日（4.2.0.4）及び申出日（4.2.0.5）
3106 の三者が同一の異動履歴について入力されることはないため、1つのデータ
3107 項目として管理することも差し支えないものとする（ただし、本仕様書上は、
3108 区別して記載する。）。
3109

3110 4.1.0.3 住民異動届受理通知

3111 *(No. 70 (異動共通/住民異動届受理通知))*

3112 **【実装すべき機能】**

3113 転入届、転居届、転出届（特例転出を除く）及び世帯変更届、並びに転出
3114 証明書に準ずる証明を交付する場合の手続きにおいて、届出人と異動者が異
3115 なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができること。
3116 出力内容は届出日、異動事由、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨で、
3117 宛先は異動前住所・届出人本人とすること。
3118 なお、出生による住民票の記載や国外からの転入など、異動前の住所がな
3119 いか、送付することが適当でない場合は、異動後住所・異動者本人とする。
3120 処理日に限らず、後日でも発行できること。
3121

3122 **【実装しない機能】**

3123 直近の異動について異動者に届出内容を通知するための通知書を発行で
3124 きること。
3125

3126 **【考え方・理由】**

3127 中核市市長会ひな形を付記。
3128 要領第4-2-(2)において、届出人本人あてに、異動前住所に送付するこ

3129 ととされている。
3130 総務省事務連絡（平成 17 年 2 月 23 日）では、住所設定、未届転入の場合
3131 には、現住所に送付することが適当と回答しているが、これは転出届時の本
3132 人確認が十分にできず、実質的に現住所に送付することしか送付先が適当で
3133 ない場合を想定しているため、異動前住所に送付することが可能かつ適当な
3134 場合は、転入直前の未届住所への送付も可能と思われる。

3135 出力し忘れがあったときのために、処理日に限らず、後日でも発行できる
3136 こととする。

3137 なお、地方自治体によっては実装されている「直近の異動について異動者
3138 に届出内容を通知するための通知書を発行できること」については、要領上
3139 は、疑義があった場合に通知を出すことが求められているものの、件数が少
3140 なく地方自治体のニーズが低いと思われるため不要。

3141

3142 4.1.1 転入

3143 4.1.1.1 転入者情報入力

3144 (No. 73 (転入／転入者情報入力))

3145 【実装すべき機能】

3146 日本人又は外国人が転入したときは、「住所を定めた年月日」を除き、1.1.1
3147 (日本人住民データの管理) 又は 1.1.2 (外国人住民データの管理) に規定
3148 する項目が入力できること。

3149 転居していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」
3150 と同じであるため、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となった年
3151 月日」と同じ日付を保持すること。

3152 【考え方・理由】

3153 中核市市長会ひな形を付記。

3154 「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目
3155 には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。ただし、転居
3156 していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ
3157 であるため、その場合、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となっ
3158 た年月日」と同じ日付を保持することとする。

3159

3160 4.1.1.2 再転入者

3161 (No. 74、81 (転入／再転入者))

3162 【実装すべき機能】

3163 除票データにおいて、個人番号、住民票コード又は在留カード番号が一致
3164 する者がいた場合は、再転入者としての処理を行うこととし、新規入力を抑
3165 止すること。また、3情報（氏名・性別・生年月日）のうち2情報一致する
3166 者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。

3167 再転入者については、当該地方自治体が除票として持つその者の転出時の
3168 情報を初期表示でき、適宜修正できること。また、従前使用していた宛名番
3169 号をそのまま引き継ぐこと。

3170

3171 ただし、特例転入の場合は、氏名を除き、住基ネット回線を介して受信し
3172 た転出証明書情報に含まれる情報が優先して初期表示されること。

3173

3174 【実装しない機能】

3175 再転入者の一覧表作成・出力ができること。

3176

3177 【考え方・理由】

3178 中核市市長会ひな形に付記。

3179 再転入時に引き継ぐべき情報は、以前当該地方自治体において付番されて
3180 いた本人に係る宛名番号並びに個人番号及び住民票コードであり、再転入者
3181 については宛名番号を検索し再利用している。

3182 個人番号、住民票コード、在留カード番号のいずれかが一致する者がいた
3183 場合は、必ず同一人であると言えるため、エラー表示によって新規の入力を
3184 抑止する。また、3情報（氏名・性別・生年月日）のうち2情報が一致する
3185 者については、アラート表示し、再転入者に該当するかの確認を行う。

3186 再転入者の宛名番号について、新規付番する運用と同一番号を使用する運
3187 用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各地方自治体の団体内
3188 統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであれば再転入
3189 時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会に
3190 おける議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めること
3191 とした。

3192 再転入者は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐことで、宛名

3193 システムと連携する場合、従前と同一人物であることが確認できる。また、
3194 団体内統合宛名システムにおいては、宛名番号と団体内統合宛名番号、個人
3195 番号が紐づくため、宛名番号をそのまま引き継ぐ機能は標準仕様書としては
3196 必須とする。

3197

3198 当該地方自治体転出時の情報を再転入時にそのまま用いるとミスが起こ
3199 る可能性があるとの考えもあるが、氏名に難読漢字等が使用されている場合、
3200 画面上に表示できていれば文字の入力が容易なため、実務上は初期表示の機
3201 能がある方が望ましいことから、分科会における議論の結果、転出時の情報
3202 を初期表示させることとした。

3203 なお、特例転入の場合、住基ネット回線を介して受信した転出証明書的情
3204 報がより正確であることから、その場合は、住基ネット回線を介して受信し
3205 た転出証明書の情報を優先して初期表示させることとした。ただし、氏名に
3206 ついては、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報が戸籍上の本来
3207 の文字とは限らないことから、当該地方自治体が除票として持つその者の氏
3208 名を優先することとした。

3209 ※ なお、再転入者の一覧表作成・出力は、EUCにより対応し、そのための
3210 機能としては不要

3211

3212 4.1.1.3 特例転入

3213 (No. 76 (転入／特例転入))

3214 【実装すべき機能】

3215 特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基
3216 に転入の入力処理ができること。

3217 その際、受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を
3218 行えること。

3219

3220 【考え方・理由】

3221 中核市市長会ひな形に付記。

3222 既存住基システム改造仕様書においては、「転出証明書情報の取込みは、
3223 市町村の任意である」という記載があり、住基ネット回線を経由した情報の
3224 取込みは任意となっているため、確実に実装されるよう記載を維持。

3225

3226 4.1.1.4 未届転入

3227 (No. 79、78 (職権記載/住所設定・未届転入))

3228 【実装すべき機能】

3229 未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、
3230 その末尾に（未届）と記載するとともに、留意事項として未届転入である旨
3231 と転入前住所（未届）を記載すること。（1.1.14（統合記載欄）参照）

3232 最終登録住所地は（住民票記載事項ではない）データ項目として入力でき
3233 ること。

3234 【考え方・理由】

3235 転出届提出後、転出予定先に転入届を提出しないまま実質的に住所を転々
3236 として転入した者であっても、最終登録住所地の市区町村長が交付した転出
3237 証明書を添えて転入届をすることができることとされている。

3238 なお、未届転入について、転出証明書等を添えて行わない場合は、転入届
3239 として受理することは適当ではなく、転入届の書類に記載された事項等を資
3240 料として、住民票（原票）に記載すべき事実を確認の上、職権で住民票（原
3241 票）を作成することになる。この場合の処理については、「4.2.1.1 住所設
3242 定・未届転入」の項で後述する。

3243

3244 4.1.2 転居

3245 4.1.2.1 同一住所への転居

3246 (No. 97 (転居/転居先入力))

3247 【実装すべき機能】

3248 同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、転居として処
3249 理できること。

3250

3251 【実装しない機能】

3252 同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、自動で備考欄
3253 に「同一住所への転居」と記載できること。

3254

3255 **【考え方・理由】**

3256 地方自治体によっては実装されている「同一住所（地番）の別領域の家屋
3257 へ異動した場合について、処理できること。また、備考に「同一住所への転
3258 居」が記載できること。」の機能は、処理できることは必要であるが、履歴
3259 で同一住所に転居したことが自明であることから備考に自動で「同一住所へ
3260 の転居」が記載できるとの機能は不要。

3261

3262 **4.1.3 転出**

3263 4.1.3.0.1 届出日以降の異動

3264 *(No. 82 (転出/異動条件)、83-2 (転出/世帯構成変更))*

3265 **【実装すべき機能】**

3266 転出については、異動日は、届出日以降の日も入力できること。
3267 転出届出日が異動日から14日を経過している場合には、当該転出は届出
3268 ではなく、職権で記載すること。
3269 住基カード又は個人番号カード保有者の転出においては、継続利用の有無
3270 を入力し、転出証明書に記載できること。

3271

3272 **【実装してもしなくても良い機能】**

3273 4.0.3(異動日・処理日)の規定に関わらず、異動日が届出日以降の場合、
3274 届出日以降の世帯主又は続柄の管理ができること。

3275

3276 **【考え方・理由】**

3277 転出届は、あらかじめ届け出ることとされているため、届出日以降の日を
3278 入力できる必要がある。

3279 一方、世帯変更届は変更があった日から14日以内に届け出ることとされ、
3280 届出日以降の世帯主転出の場合で、転出届と併せて世帯変更届を行う場合、
3281 届出日以前の実際に世帯主が変更した日をもって世帯主を変更する。

3282 また、届出日以降の世帯主転出の場合に、転出届を提出する際に届出日以
3283 降の世帯主又は続柄を併せて届け出の場合、転出予定年月日又は転入通知に
3284 記載された転入日のいずれか早い日において、残る世帯の世帯主又は続柄を、

3285 住民が異動届に記載した世帯主又は続柄に職権で修正することも許容され
3286 る。

3287 また、転出による消除について、転出予定年月日又は転入通知に記載され
3288 た転入日のいずれか早い日で除票とすることについては、1.1.5（除票）を
3289 参照のこと。

3290

3291 4.1.3.0.2 転出先入力

3292 (No. 83 (転出／転出先入力))

3293 【実装すべき機能】

3294 転出先住所（予定）の情報が入力でき、市区町村だけでの入力にも対応で
3295 きること。

3296 転出先住所（予定）については、転出届の記載を踏まえた上、1.3.3（住所
3297 辞書管理）に規定する住所辞書に基づく入力ができること。また、直接入力
3298 も可能なこと。

3299 また、国外転出の際には、国内転出に準じた情報を登録でき、転出先住所
3300 （予定）については国外住所を登録できること。

3301

3302 【考え方・理由】

3303 中核市市長会ひな形に付記

3304 転出先住所（予定）については、市区町村だけの届出が可能

3305

3306 中核市市長会ひな形では、「転出先住所については異動届通りに入力する
3307 ことができること」とされているが、全国住所辞書に基づく入力ができる方
3308 が誤りがなく、かつ便利であるため、そのようにする。

3309

3310 4.1.3.0.3 転出証明書等

3311 (No. 85 (転出／転出証明書)、57 (証明発行／転出証明書))

3312 【実装すべき機能】

3313 処理の一連の流れで自動で転出証明書が出力されること。

3314 転出をした日から14日を経過して転出届がなされた場合は、4.1.3.0.1
3315 （届出日以降の異動）に記載のとおり、職権で記載することとし、転出証明
3316 書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証

3317 明書に準ずる証明書又は除票の写しが処理の一連の流れで自動で出力され
3318 ること。

3319 転出証明書又は転出証明書に準ずる証明書の紛失等により、再交付の申出
3320 があった場合は、再発行ができ、発行された証明書には再交付と明記される
3321 とともに、当初に発行した当時の状態が印字されること。

3322

3323 【実装しない機能】

3324 再発行の場合、個別記載事項については最新の状態が印字されること。

3325

3326 【考え方・理由】

3327 転出届はあらかじめ行うこととされているが、事情により住所を移すまで
3328 の間に届出を行うことができない場合等には、転出をした日から 14 日以内
3329 に限り転出届を受理し、転出証明書を交付することができるが、この期間を
3330 経過した日以後は、職権による住民票の消除等により、転出証明書の代わり
3331 に、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ず
3332 る証明書又は除票の写しを交付する。

3333 転出証明書は、転出（予定）日を迎え住民票が消除されるまでは、紛失等
3334 により再交付することができ、その際、当初交付された転出証明書と区別す
3335 るため、「再交付」と明記して交付する。また、転出（予定）日以後は、転出
3336 証明書の再交付は行わず、転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを交付
3337 するが、これらを紛失等し、再交付する場合にも、「再交付」と明記して交
3338 付する。

3339 なお、「再発行」はシステムから出力すること、「再交付」は届出人に渡す
3340 こととして区別して用いている。

3341 再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されることとすべきとの
3342 意見もあったが、国保資格等、最新の場合は既に資格なしとなるシステムも
3343 あり、転出届出時点の状態でないと、転入地市町村で正しく事務ができなく
3344 なることから、再発行の場合、転出した当時の状態が印字されることとした。

3345

3346 ※ 中核市市長会ひな形の「同時に除印も行い確認表を出力すること。」に
3347 ついては、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システ
3348 ム標準仕様書に記載する機能としては不要

3349 ※ また、中核市市長会ひな形の「(外国人の場合は加えて「通称の記載及
3350 び削除に関する事項)」については、制度上当然であることから、敢
3351 えて記載しない。

3352

3353 ○技術的基準

3354 第3 住民票の異動処理等

3355 7 転出証明書に準ずる証明書の発行

3356 住民票が既に職権により消除されている場合又は転出年月日から相当
3357 期間経過している場合の転出証明書に準ずる証明書の発行の方法につ
3358 いて定めること。

3359

3360 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出

3361 (No. 84 (転出／特例転入を利用した転出)、60 (証明発行／特例転入を利用
3362 した転出))

3363 【実装すべき機能】

3364 特例転入を利用した転出に対応していること。

3365 この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CS
3366 へ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できる
3367 こと。

3368

3369 【実装しない機能】

3370 既に送信した転出証明書情報について、CS に手動で再送信できること。

3371

3372 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード・住基カ
3373 ード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能
3374 であること。

3375

3376 【考え方・理由】

3377 中核市市長会ひな形に付記。

3378

3379 特例転入を利用した転出に対応とは、通常の転出処理に加え、CS に転出証
3380 明書情報を格納する処理までを自動的に行う機能を有すること。

3381

3382 既に送信した転出証明書情報について、CS に手動で再送信できる機能に
3383 ついては、実務上転出証明書情報を CS から取得できないケースもあり、住
3384 基入力業務等を民間委託している地方自治体にとっては、CS 側ではなく住
3385 基側で再送信できる機能が重要という意見もあるが、本件が起こりうるケー
3386 スはネットワークに異常が発生した場合など外部要因になるため、まずはそ
3387 の外部要因を直すことが必要で、かつ頻度は非常に低いと思われる。

3388 なお、CS 側では再送されてもチェックをかけていないので、既存住基シス
3389 テムでの再送信は現状可能だが、再送信の機能は実装しないこととする。

3390 また、中核市市長会ひな形、その際、対象者のうち個人番号カード・住
3391 基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替え
3392 が可能であることとの機能については、特例転入は住民の届出手順が通常
3393 と異なり、住民記録システムの入り口（メニューやポータル）から分かれ
3394 ているのが一般的であり、通常の業務フローであれば、最初に個人番号カ
3395 ード保有の有無を確認することから、分科会における議論の結果、手続途
3396 中で「特例転入を使用した転出」に切り替えられる必要はないと判断し
3397 た。

3398

3399 本来、特例転入の手続をとっている者に対して転出証明書を交付する事務
3400 を実行することは合理的な事務処理といえないが、転入地市区町村のシステ
3401 ム障害が発生し個人番号カードが使用できない場合等への対応を踏まえ、予
3402 備的に、特例転入の場合においても転出証明書が発行できるよう、当該機能
3403 を実装することも妥当であると判断した。

3404

3405 4.1.3.1 転入通知の受理

3406 4.1.3.1.1 転入通知の受理

3407 (No. 89 (転出確定/異動条件))

3408 【実装すべき機能】

3409 既に行った転出処理について、転入通知を受理した場合、転出予定年月日
3410 が到来しているかどうかにかかわらず、除票固有の記載事項として転入通知
3411 日、転出先住所（確定）及び転出年月日（確定）を入力できること。その際、
3412 転出処理において入力した転出先住所（予定）及び異動日（すなわち転出予
3413 定年月日）は上書きせず、新たに入力した情報とともに保持すること。

3414 また、実態調査等により住民票を職権で消除した者について、転入通知を
3415 受理した場合の入力ができること。

3416

3417 **【考え方・理由】**

3418 「転出確定」という用語も用いられるが、「転出確定」は、転入通知の受
3419 理の処理と転出予定者の住民票の消除の処理をまとめた概念だが、転入通知
3420 の受理が想定されない国外への転出についても「転出確定」という用語が用
3421 いられるなど、意味に紛れがある。そのため、本仕様書では、「転出確定」の
3422 用語は用いず、転入通知の受理の処理（4.1.3.1）と転出予定者の住民票の
3423 消除の処理（1.1.5 及び 4.0.2）と分けて記載した。

3424 転出により消除した住民票においては、転出先住所（予定）、消除年月日
3425 （すなわち転出予定年月日）、転出先住所（確定）、転入通知年月日、転出年
3426 月日（確定）を全て保持する必要があることから、転入通知の受理によっ
3427 て、前二者を全て上書きすることはせず、後三者とともに保持することとし
3428 た。

3429 なお、中核市市長会ひな形では、「海外転出予定者の予定日が経過したら
3430 転出確定が自動入力されること」としているが、上記のように、「転出確定」
3431 を転入通知の受理の処理（4.1.3.1）と転出予定者の住民票の消除の処理
3432 （1.1.5 及び 4.0.2）と分けて考えると、国外への転出の場合、前者は想定
3433 されず、後者は国内への転出の場合と同様であることから（転出予定年月日
3434 又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で除票とする。）、国外へ
3435 の転出について特別に項目を設けることはしない。なお、国外への転出の場
3436 合の転出市区町村からの戸籍附票記載事項通知の自動送信については、
3437 7.1.1.1（CS への自動送信）において規定している。

3438

3439 4.1.3.1.2 CS から受信した転入通知の受理

3440 (No. 92 (転出確定/CSからのデータ自動取り込み)、90 (転出確定/転入
3441 情報入力))

3442 **【実装すべき機能】**

3443 本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良い。
3444 (4.1.3.1.1 (転入通知の受理) の処理が適用される)

3445

3446 CS から転入通知を受信した場合、転入通知情報を取り込んだ後、職員の手
3447 を介することなく自動で4.1.3.1.1(転入通知の受理)の処理が行えること。
3448 その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確
3449 認し、修正できること。

3450 同一取込データ内に複数の通知（再送分等）がある場合は、最新のもので
3451 取込を行うこと。また、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修
3452 正ができること。

3453 また、転入通知情報については、転入通知情報取込エラー一覧表を作成・
3454 出力できること。なお、受信し、反映したデータの修正が必要な場合には、
3455 適宜修正を行えること。

3456 CS から受信した転入通知情報を基に、住所辞書を用いて、転出先住所の郵
3457 便番号を登録できること。

3458

3459 **【考え方・理由】**

3460 中核市市長会ひな形に付記

3461 自動処理については、必ずしも 100% 可能ではないことから不要とする考
3462 えもあり得るが、分科会において、複数の中核市等の人口規模の地方自治体
3463 から、繁忙期等の対応のため本機能について強い要望があったことから、記
3464 載することとした。ただし、自動処理とした場合も、文字化け、オーバーフ
3465 ロー等が生じることがあり得るため、職員が確認し、修正できることとした。

3466 職員の手を介することなく自動で処理が行えるとは、転入通知情報の取込
3467 処理を行った後、転入通知処理ボタン等を押すことにより、転入通知情報を
3468 1 件ずつ処理するのではなく、取り込んだ転入情報を一括して処理する機能
3469 を想定している。また、処理結果について文字化け、オーバーフロー等がな
3470 いか確認できるようにするとともに、必要に応じて修正できることも必要で
3471 ある。

3472

3473 4.1.3.1.3 CS からの受信がない場合の転入通知の受理

3474 *(No. 91 (転出確定/CSからの転入通知情報が無い場合の対応))*

3475 **【実装すべき機能】**

3476 本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良い。

3477 (4.1.3.1.1 (転入通知の受理) の処理が適用される)

3478

3479 CS からの転入通知情報が無い場合も、4.1.3.1.1 (転入通知の受理) の処
3480 理が行えること。

3481

3482 **【考え方・理由】**

3483 災害等の事由により CS からの転入通知情報が無い場合も、転入通知の受
3484 理の処理を行う必要がある。

3485

3486 4.1.3.1.4 転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成

3487 (No. 77、149 (転出確定／転入通知未着者一覧作成))

3488 【実装すべき機能】

3489 国内転出で削除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入
3490 通知未着照会書及び転入通知未着者一覧を作成できること。(職権削除した
3491 場合についても、転入通知未着者一覧を作成できること。)

3492

3493 【考え方・理由】

3494 国内転出で削除後、転入地市区町村からの転入通知がないとき、住所地の
3495 市区町村長は住民票を削除した旨を本籍地の市区町村長に通知し、本籍地の
3496 市区町村長はこの通知に基づき、削除された者の戸籍の附票の「住所」及び
3497 「住所を定めた年月日」の記載を削除することとなる。

3498 削除後、戸籍の附票の記載を修正すべき事項を通知するに当たり、転入通
3499 知未着照会書及び転入通知未着者一覧を作成しておく必要がある。

3500

3501

3502 4.1.4 世帯変更

3503 4.1.4.1 世帯変更等

3504 (No. 102 (世帯合併／方書同一性確認)、109 (世帯一部変更／方書同一性
3505 確認))

3506 【実装すべき機能】

3507 世帯・世帯主に関する変更（世帯変更等）として、1.2.2に規定する異動
3508 事由のうち「世帯分離」、「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯主変更」の処
3509 理が行えること。

3510

3511 【実装しない機能】

3512 世帯変更等と同時に住所の変更を行えること。

3513 異動者と異動先の方書が同じであること。
3514 方書が相違している場合は、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一
3515 表記とする修正と併せて、変更処理ができること
3516 世帯変更等時に方書を職権で修正する異動と組み合わせた場合、住民基本
3517 台帳ネットワーク他各システムへは世帯合併の前に、住所の修正にかかわる
3518 異動を連携すること。
3519

3520 **【考え方・理由】**

3521 世帯変更等は、新たに世帯を設けた場合、他の世帯に属することとなった
3522 場合及び世帯主を変更した場合で、住所の異動を伴わない場合に行う。

3523 なお、属する世帯の変更も、世帯主の変更も伴わない続柄の変更（例：「同
3524 居人」⇒「夫（未届）」）は、世帯変更等ではなく、（申出による）職権修正と
3525 なる。

3526 ※ 「方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主
3527 の方書と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができる機能」
3528 のような、世帯変更等と同時に住所の変更を行う機能については、職
3529 員の事務負担軽減の観点から職権修正と世帯合併の2つの異動が自動
3530 処理できることが望ましいとの考えもあるが、準構成員からこの機能
3531 の実現には相応の規模の改修が必要となるとの意見があり、また、件
3532 数も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯変更処理を行えば良
3533 いため、分科会における議論も踏まえ、不要と判断した。
3534

3535 4.1.4.2 世帯主変更による続柄設定

3536 *(No. 100 (世帯主変更／続柄設定)、125 (職権修正／続柄設定))*

3537 **【実装すべき機能】**

3538 世帯主変更を行った場合、当該世帯の世帯員の続柄を変更できること。
3539

3540 **【考え方・理由】**

3541 世帯主変更では世帯員の続柄が変更となることがある。

3542

3543 中核市市長会ひな形を踏襲。

3544

3545 4.1.4.3 事実上の世帯主

3546 (No. 145 (事実上の世帯主/事実上の世帯主管理))

3547 **【実装すべき機能】**

3548 法適用外の外国人（在外米軍や外交官等）や児童養護施設へ入所している
3549 場合の施設長等、事実上の世帯主を管理し、統合記載欄の備考（C 類型）へ
3550 その者の氏名が記載できること。

3551

3552 **【考え方・理由】**

3553 要領第 2 - 1 - (2) - エ - (イ) で求められているため必要。

3554

3555

4.2 職権

3556

3557 令第 12 条に規定する職権による住民票の記載等に関する機能について記
3558 載する。

3559

3560 4.2.0.1 職権による住民票の記載等

3561 (No. 115 (職権記載／異動者入力))

3562 【実装すべき機能】

3563 職権による住民票の記載等として、職権記載 (4.2.1)、職権削除 (4.2.2)
3564 及び職権修正 (4.2.3) の処理が行えること。

3565 なお、職権により住民票の記録、削除又は記録の修正を行う場合は、職権
3566 記録書に職権により住民票の記録等を行う事項を記載すること。4.1.0.1 (届
3567 出に基づく住民票の記載等) の届出に基づき住民票の記載等をすべき場合
3568 において、当該届出がなく、職権記載、職権削除又は職権修正 (「職権記載等」
3569 という。以下同じ。) を行ったときは、その旨を当該記載等に係る者に通知
3570 するための職権記載等通知書を出力できること。

3571

3572 【考え方・理由】

3573 市区町村長は、法第 4 章又は第 4 章の 3 の規定による届出があつたときは、
3574 当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、令第 7 条から第 10 条ま
3575 での規定による住民票の記載、削除又は記載の修正 (以下「記載等」という。)
3576 を行わなければならない (令第 11 条)。

3577 例えば、職権記載では、令第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づき、住民票に
3578 関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等の通知、国民年金等の資格
3579 の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載の事実確認等に基づき、職
3580 権で記載ができることが必要である。

3581 また、子のみでひとつの世帯を構成した場合等の登録もできることとなる。

3582 職権削除では、住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等
3583 の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載
3584 の事実確認等に基づき、職権で削除ができることが必要である。

3585 職権修正では、住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等
3586 の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載

3587 の事実確認等に基づき、職権で修正ができることが必要である。

3588 令第12条第4項において、4.1.0.1（届出に基づく住民票の記載等）の届
3589 出がなく、職権記載等を行ったときは、当該職権記載等に係る者にその旨通
3590 知することとされている。

3591 なお、職権で世帯主を定めた場合、世帯主変更通知書を出力することがで
3592 きることとしており（4.0.4（世帯主不在となる場合の処理）参照）、概念上
3593 は世帯主変更通知書も職権記載等通知書に含まれるが、これまでも市区町村
3594 において世帯主変更通知書が取り扱われてきたこと等を踏まえ、世帯主変更
3595 通知書を別の様式として定める。

3596

3597 4.2.0.2 届出の準用

3598 **【実装すべき機能】**

3599 4.1（届出）に規定する異動処理については、届出がない場合、職権によ
3600 っても行えること。その場合、4.1（届出）の規定（4.1.0.2（届出日）を除
3601 く。）を準用する。

3602

3603 **【考え方・理由】**

3604 市区町村長は、届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該
3605 届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権
3606 で住民票の記載等をしなければならない（令第12条第1項）。

3607

3608 4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用

3609 *(No. 136 (出生/出生情報入力))*

3610 **【実装すべき機能】**

3611 本籍地市区町村から住民票記載事項通知（法第9条第2項）が送付された
3612 場合、それに基づいて住民基本台帳の戸籍の表示（本籍・筆頭者）の記載等
3613 を行えること。

3614 戸籍法に基づく異動（例：出生、死亡、失踪）については、世帯構成員の
3615 戸籍の表示（本籍・筆頭者）を引用して入力できること。

3616

3617

3618 **【考え方・理由】**

3619 市町村長は、戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは
3620 職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は第九条第二項の規定による
3621 通知を受けたときにおいて、職権で、これらの規定による住民票の記載等を
3622 しなければならない（令12条第2項第1号）。

3623 例えば、戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から住民票を削除でき
3624 ることが必要である。

3625 また、例えば出生の場合、住民票に記載すべき情報には氏名、生年月日、
3626 性別のほか、戸籍の表示（本籍・筆頭者）があるが、通常は同一戸籍の父母
3627 等が同じ世帯に存在しているため、父母等の戸籍の表示（本籍・筆頭者）を
3628 引用することで入力を省力化する。

3629

3630 4.2.0.4 戸籍届出・通知日

3631 **【実装すべき機能】**

3632 戸籍届出又は戸籍通知に基づく職権による住民票の記載等においては、戸
3633 籍届出・通知日を入力できること。

3634 戸籍届出・通知日は、処理当日を初期表示すること。

3635 なお、戸籍届出・通知日は、届出日（4.1.0.2）及び申出日（4.2.0.5）と
3636 1つのデータ項目として管理することも差し支えない。

3637

3638 **【考え方・理由】**

3639 出生、死亡等の戸籍法上の届出又は戸籍通知を受けて行う住民票の記載等
3640 は、住民基本台帳制度上、職権に位置付けられるため、届出日を入力できな
3641 いこととしている。また、異動履歴を記載する場合も、20.0.3（異動履歴の
3642 記載）に記載のとおり、戸籍届出日又は戸籍通知日ではなく、4.0.3（異動
3643 日・処理日）に規定する異動日及び処理日を記載することとしている。

3644 しかし、統計上の必要性から、戸籍法上の届出日及び戸籍通知の通知日に
3645 ついても、住民記録システムにおいて管理する必要があるため、入力できる
3646 こととする。戸籍法上の届出日と戸籍通知の通知日は異なるものであるが、
3647 両者が同一の異動履歴について入力されることはないため、戸籍届出・通知
3648 日という1つの項目として管理することとする。

3649 なお、届出日（4.1.0.2）、戸籍届出日・通知日（4.2.0.4）及び申出日（4.2.0.5）
3650 の三者が同一の異動履歴について入力されることはないため、1つのデータ
3651 項目として管理することも差し支えないものとする（ただし、本仕様書上は、
3652 区別して記載する。）。

3653

3654 4.2.0.5 申出を受けた職権記載等

3655 **【実装すべき機能】**

3656 申出を受けて職権記載等を行う場合、システム上、申出を受けて行ったこと
3657 ができるようにすること。

3658 申出を受けて職権記載等を行う場合、申出日を入力できること。

3659 申出日は処理日当日を初期表示すること。

3660 なお、申出日は届出日（4.1.0.2）及び戸籍届出・通知日（4.2.0.4）と1
3661 つのデータ項目として管理することも差し支えない。

3662

3663 **【考え方・理由】**

3664 中核市市長会ひな形においては、申出を受けて行う記載について、「届出
3665 記載」として規定されているが、法令上は届出記載という用語はなく、申出
3666 を受けて行う修正は、職権記載の一種である。

3667 なお、窓口業務の性質上、何がきっかけで記載を行ったかという根拠を明
3668 確にするため、申出を受けて行う職権記載と、申出なしで行う職権記載とを
3669 区別するニーズはあるが、異動事由として区別する必要はなく、申出に基づ
3670 く記載であることが目視確認できればよいため、システム上、それが分かる
3671 ようにすればよい。

3672

3673 また、職権の場合にも届出日を入力できることとすべきとの意見があった
3674 が、職権記載等と届出は、法上、全く別の手続であり、職権記載等において
3675 届出の概念はない。職権記載等の手続における住民からの申出は、あくまで
3676 職権記載等を判断するための材料としての整理であるため、届出日を入力で
3677 きることとするのではなく、申出を受けた職権記載等については、申出日を入
3678 力できることとした。

3679

3680

3681

4.2.1 職権記載

3682

4.2.1.1 住所設定・未届転入

3683

(No. 79、78 (職権記載／住所設定・未届転入))

3684 **【実装すべき機能】**

3685 住所設定処理が行えること。前住所地が不明で確定できない場合は、転入
3686 前住所欄に「不明」と入力できること。また、出生等により前住所地が存在
3687 しない場合は空欄とすること。

3688 未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、
3689 その末尾に（未届）と記載するとともに、留意事項として未届転入である旨
3690 と転入前住所（未届）を記載すること。（1.1.14（統合記載欄）参照）

3691 最終登録住所地は（住民票記載事項ではない）データ項目として入力でき
3692 ること。

3693

3694

3695 **【考え方・理由】**

3696 中核市市長会ひな形を踏襲するが、送付先は、制度を踏まえて転入通知・
3697 戸籍附票通知ごとに整理。CSを介して、未届地（前住所地）及び最終住民
3698 登録地（前々住所地）に転入通知が送付され、また、本籍地に戸籍附票通知
3699 が送付されることになるが、当該内容については、7.1.1.1（CSへの自動
3700 送信）において記載する。

3701 「転入前住所」欄には、転出証明書の転出前の住所を記載する。前住所地
3702 が不明な場合に、転入前住所欄に「住所設定」と記載している自治体もある
3703 が、住所設定という法令上の整理はなく、転入前住所欄に「住所設定」と記
3704 載することは、制度としては不適切である。転入前住所が不明の場合は「不
3705 明」であり、出生等によりそもそも存在しない場合は「空欄」とすべきであ
3706 る。

3707 未届転入は用語上、「転入」と用いているが、転入届に必要な転出証明書
3708 の提出がない場合、申出に基づく職権記載扱いとなる。仮に未届の市区町村
3709 が転出証明書等の交付対応を行う場合、一旦、当該市区町村で住民票（原票）
3710 を職権で作成し、直ちに転出処理を行い、住民は交付された転出証明書等を
3711 提出すれば、転入届に基づく住民票（原票）の作成となるが、実務的には現
3712 実的でない。

3713 以上のような趣旨から、記憶喪失などで前住所地が不明な者の場合は、転
3714 入届がなされたとしても、事務処理上は、当該届出を資料として、職権記載
3715 により住民票（原票）を作成することとなる。

3716 また、未届転入の場合には、転出地の市区町村に住所があったことが明確
3717 な場合等、居住実態に応じて記載すべきであり、住基ネット上で確認できる

3718 直前の住所を形式的に記載するわけではない。

3719 なお、未届転入であっても最終登録住所地の市区町村長が交付した転出証
3720 明書を添えて届け出る場合は、職権記載扱いとせず、転入届として受け付け
3721 ることができる。この場合の処理については、前述の「4.1.1.4 未届転入」
3722 の項を参照のこと。

3723

3724 ※ 総務省通知（昭和 43 年 3 月 26 日自治振第 41 号）（抜粋）

3725 問 9 甲市で転出届をし、乙市に住所を移したが、転入届を行わない
3726 まま、丙市に転入してきた者についての取扱いはどうか。

3727 答 次のように取り扱ってさしつかえない。

3728 (1) 転入者は、甲市長の発行した転出証明書を添付して、丙市長に
3729 対する転入届をすればよい。

3730 (2) 転入届の従前の住所については、乙市における住所を記載する。

3731 (3) 丙市長は、乙市長に対し、法第 9 条第 1 項の通知をするほか、
3732 甲市長に対してもその旨の通知をする。

3733 (4) 丙市長は、本籍地市町村長に対し、法第 19 条第 1 項の通知をす
3734 る場合においては、乙市の住所については、未届である旨を附記
3735 するのが適当である。

3736

3737 4.2.1.2 出生

3738 (No. 134 (出生/異動条件))

3739 【実装すべき機能】

3740 出生の処理においては、異動事由として、1.2.2（異動事由）のうち、出生
3741 を入力できること。

3742

3743 【考え方・理由】

3744 転入届と出生届が同時に出された場合は、実例上、異動事由を転入届に基
3745 づき「転入」と記載することとなっているため、出生の処理において転入と
3746 入力できる機能は不要。

3747

3748

4.2.2 職権消除

3749

4.2.2.1 死亡

3750

3751 (No. 137 (死亡/異動条件))

【実装すべき機能】

3752

3753 死亡の処理においては、異動事由として、1.2.2 (異動事由) のうち、死亡を
3754 入力できること。

3755

【実装しない機能】

3756

3757 死亡、推定死亡を選択できること。

3758 死亡事由として、戸籍システムの主な死亡事由を選択する方法と、自由入
3759 力する方法の両方が使えること。

3760

【考え方・理由】

3761

3762 中核市市長会ひな形に付記。

3763 中核市市長会ひな形の「死亡、推定死亡を選択できること。」との機能に
3764 ついては、法務省に確認したところ、制度として「推定死亡」を定義してい
3765 るわけではなく、また、中核市市長会としても、戸籍情報システムと住民記
3766 録システムにおいて「推定死亡」という事由を設けることを想定しているの
3767 ではなく、死亡日を推定の不詳日まで入力できることに意味があるとのこと
3768 であり、1.1.8 (年月日の管理) に不詳日入力について記載しているため、
3769 死亡と推定死亡を選択できる機能は不要。

3770 また、死亡事由については、戸籍システムへの入力に合わせるが、自治体
3771 ごとに戸籍システムへ入力している死亡事由にもばらつきがあるため、戸籍
3772 システムでの主な死亡事由を選択できることとし、自由入力で状況に応じた
3773 記載ができるようにすべきとの意見もあったが、そもそも住民記録システム
3774 において詳細な死亡事由を管理する必要がないことから、このような機能は
3775 不要。

3776

3777

3778

3779 4.2.2.2 失踪

3780 (No. 139 (失踪/異動条件))

3781 **【実装すべき機能】**

3782 失踪届に基づく本籍地市区町村からの法第9条第2項の通知により、職権
3783 削除できることとし、異動事由として、職権削除等を入力できること。

3784

3785 **【考え方・理由】**

3786 失踪の処理について、本仕様書では、1.2.2 (異動事由) に記載のとおり、
3787 職権削除等として扱うこととしている。

3788

3789

3790

3791 4.2.3 職権修正

3792 4.2.3.1 修正

3793 (No. 123、113-2、146 (職権修正/修正)) **【実装すべき機能】**

3794 住民票の記載情報を修正できること。

3795 戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の
3796 世帯主名及びふりがなが職権で修正できること。

3797 修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。

3798

3799 **【実装しない機能】**

3800 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の
3801 詳細事項欄に設定できること。

3802

3803 **【考え方・理由】**

3804 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の
3805 詳細事項欄に設定できる機能については、法令上求められているものではな
3806 く、自治体のニーズも低いため不要

3807

3808 中核市市長会ひな形を踏襲
3809 ※ 中核市市長会ひな形の氏名を修正した場合、除印処理画面に遷移する
3810 こと。」は、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録シス
3811 テム標準仕様書に記載する機能としては不要

3812

3813 4.2.3.2 軽微な修正

3814 (No. 124 (職権修正/軽微な修正))

3815 【実装すべき機能】

3816 以下のとおり、軽微な修正（規則第 11 条第 3 項第 2 号）ができること。

3817

3818 【軽微な修正】

- 3819 ・ 常用平易な文字（戸籍法第 50 条第 1 項に規定する常用平易な文字）
3820 以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記
3821 載の修正
- 3822 ・ 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正
- 3823 ・ 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更
3824 に伴う住所に係る記載の修正
- 3825 ・ 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正
- 3826 ・ 住居表示に関する法律第三条第一項及び第二項又は第四条の規定によ
3827 る住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正
- 3828 ・ 共同住宅、寄宿舍、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅
3829 館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸
3830 人の変更に伴う住所に係る記載の修正
- 3831 ・ そのほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記
3832 載の修正

3833

3834 【考え方・理由】

3835 軽微な修正とは、職権修正の一部であり住民基本台帳制度上は通常職権
3836 修正とかわらないが、公的個人認証は基本 4 情報に変更となると自動的に失
3837 効となる不具合を補填するため、新たに住基ネット専用の異動事由として
3838 「軽微な修正」を設け、職権修正のうち軽微な修正では公的個人認証を失効
3839 させない対応を行っているもの。

3840

3841 中核市市長会ひな形を補完。なお、中核市市長会ひな形では「続柄を除く

3842 軽微な修正」とあったが、続柄だけを除く明確な理由は確認できなかったた
3843 め、削除した。

3844

3845 4.2.3.3 誤記修正

3846 (No. 126 (職権修正/上書き修正・誤処理修正))

3847 【実装すべき機能】

3848 誤記があった場合、職権修正として、修正ができること。異動事由は、「誤
3849 記修正」とすること。

3850 誤記があった異動の異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とと
3851 もに、異動履歴データとして保持すること。

3852

3853 【実装しない機能】

3854 異動履歴を残さない上書き修正ができること。

3855

3856 【考え方・理由】

3857 1. 考え方

3858 住民記録システムにおいて、誤記に伴う修正を行い、それに伴う操作履
3859 歴を抹消等してしまうことは、住民記録情報の正確性・整合性確保等の観
3860 点において、適切ではない（法上、住民票の記載事項に係る修正は、職権
3861 修正のみ）。また、現在の住民記録システムにおける異動情報には、庁内の
3862 宛名システムや住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワー
3863 クシステムとの連携により、庁内及び庁外に発信・連携される情報があり、
3864 仮に誤記に伴う職権修正を行った場合に、後日、他部局及び他機関から照
3865 会等があった場合には、当該事実について、適切に対応しなければならない。
3866

3867 他方、住民に対して証明する履歴（住民票の写し等で記載する証明事項
3868 の履歴）は別に考えるべきである。住民票（原票）に記載されている履歴
3869 =住民票の写し等に記載されている履歴という考え方は、電算化以前から
3870 の運用（紙による住民基本台帳の運用）を踏襲したものであることから、
3871 住民記録システムの原票上の履歴と、住民票の写し等で記載する証明事項
3872 の履歴とは分けて考え、住民票（原票）の履歴が全て記録される仕様であ
3873 っても、どの履歴情報を住民票の写し等に記載するかを選択できる機能を

3874 有することとすべきである。

3875

3876 2. 全市区町村・ベンダ意見照会の結果とその対応

3877 令和元年末に実施した全市区町村・ベンダ意見照会結果では、以下の第
3878 2回検討会での方針案について、実務上の不具合・懸念等の有無があると
3879 回答した自治体は 19%、ないと回答した自治体は 65%であり、実務上の不
3880 具合・懸念等がないとする意見が多かった。

3881

3882 (参考) 全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案

3883 ・磁気ディスクによって住民票の原票を調製している場合、一旦、磁気
3884 ディスクに記録された記載事項に係る修正等については、原票上は全
3885 て、異動事由とともに履歴として保存されること。

3886 ・住民票の写しの交付請求等の際には、住民票の原票の記載事項の異動
3887 履歴については、異動事由に応じて自動的に出力の有無が仕分けられ
3888 ること。

3889

3890 実務上の不都合・懸念等があるとする意見の中には、原票と写しを混同
3891 するなどの誤解や、不都合・懸念等というより、質問をしているものも少
3892 なくないが、これまでのやり方と変わることの負担増や履歴の出力がどの
3893 ようになるか不明なことの不安等があり、自治体からは、とりわけ、実務
3894 上の不都合・懸念等として、窓口職員の心理的負担が挙げられた。

3895

3896 (参考) 自治体から挙げられた実務上の不都合・懸念等の例

3897 ・ 入力違いによる訂正履歴がすべて残るのであれば、戸籍とは違いす
3898 ぐに入力し確定しなければならない住民票の異動入力は職員への負
3899 担が大きくなる。

3900 ・ 軽易な入力ミスまで履歴で残ってしまうと、窓口職員の心理的負担
3901 になる。

3902 ・ 住民票の写しの異動事由の出力有無が、異動事由によって自動的に
3903 判断されるとあるが、どのような事由なのか。

3904 ・ 異動事由に応じて自動化されることは望ましいが基準はどのように
3905 定めるのか。個別対応はできるのか懸念される。

3906

3907 また、ベンダからは、実務上の不都合・懸念等として、システムの改修
3908 規模や他業務システム連携への影響等が挙げられた。

3909

3910

(参考) ベンダから挙げられた実務上の不都合・懸念等の例

3911

- ・ 当社システムでは「履歴は異動事由に応じて自動的に出力の有無を仕分ける」仕様は過大となり、ユーザも画面内容と住民票の写しの印字結果を確認する手間が増える。

3912

3913

3914

- ・ 当社システムはデータの持ち方が大きく異なり、改修規模が大きくなる。他業務システム連携への影響が懸念される。

3915

3916

- ・ 原票として記載されるべき情報が記載されていれば、住民票の履歴に残らなくても、異動データ（操作履歴）が残ればよい。

3917

3918

3919

住民記録情報の正確性・整合性確保や、誤記に伴う職権修正を行った場合の他部局及び他機関からの照会対応のためには、誤記修正も含め、容易に検証可能な形で全ての履歴を残すべきである。しかし、その方法としては、原票に残す方法もシステムログに残す方法もありうる一方で、原票に残るのか、システムログに残るのかによって、職員の心理的負担は変わりうる。また、システムへの負荷も変わりうる。

3920

3921

3922

3923

3924

そこで、

3925

- ・ 誤記修正も含め、容易に検証可能な形で全ての履歴を残しつつ、
- ・ 住民票の写し等の証明書の交付時には誤記修正の履歴は記載しない方法として、上記第2回検討会での方針案を基本としたA案とともに、B案を検討することとした。

3926

3927

3928

3929

3930

3931

【A案】（第2回検討会での方針案を基本とした案）

3932

住民票（原票）の記載事項に係る変更・修正については、誤記修正の履歴も含め、全て住民票（原票）に記載するが、住民票の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とする。

3933

3934

3935

【B案】（新たに比較検討した案）

3936

誤記修正の履歴は住民票（原票）に記載しないが、システムログに、いつ、誰が、何を（before）、どう（after）修正したかをわかりやすく、容易に検索可能な形で残す。

3937

3938

3939

3940

これらについて、構成員・準構成員に意見照会を実施したところ、構成員においては、回答のあった構成員全員が「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答し、準構成員においては、7社中4社が「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答し、とりわけ、A案とB案のいずれかについて、どちらが良いという強い考えがあると回答した4社中3社が「中長期的に見

3941

3942

3943

3944

3945 てA案の方が良い。」と回答した。

3946 A案の方が良い理由としては、以下のような意見が挙げられた。

3947

3948 (参考) 構成員・準構成員から挙げられたA案の方が良いとする意見

3949 ・ 他システムとの連携を考慮した場合は、全てのデータ更新内容を履
3950 歴として残し連携した方が、スムーズな事務運営に繋がると考える。

3951 (住基担当者とは業務担当者の調整がほぼ不要となる) (構成員)

3952 ・ 他業務連携を考慮し誤り情報連携の実態把握が容易である事、ミス
3953 を隠さず共有すべきといったデジタル社会文化醸成にはA案 (構成員)

3954 ・ 原票とログの2重管理は煩雑すぎて (一連の履歴確認のオペが難し
3955 くなる) 現実的ではない。 (構成員)

3956 ・ 方式② (※1.2.1 (異動履歴の管理) の【考え方・理由】参照) で管
3957 理することを前提にする場合、A案の方が管理、住民票の写しへの出
3958 力制御が容易である。異動事由を「誤記修正」的なもので方式②テー
3959 ブルに記録し、住民票の写しへの出力時には異動事由で「誤記修正」
3960 以外のものを抽出するだけでよいため。 (準構成員)

3961 ・ 原票は磁気ディスクであるため、B案の修正履歴のない修正は改ざ
3962 んに当たるとも考えられる。 (準構成員)

3963

3964 以上の結果、A案 (住民票 (原票) の記載事項に係る変更・修正につい
3965 ては、誤記修正の履歴も含め、全て住民票 (原票) に記載するが、住民票
3966 の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とす
3967 る。) を採用することとする。

3968 なお、誤記修正は職権修正の一種であり、4.2.3 (職権修正) に適用され
3969 る規定が当然に適用される。

3970

4.3 住民票コードの異動

3971

4.3.1 住民票コードの付番

3972 (No. 131 (住民票コード/住民票コード付番))

3973 **【実装すべき機能】**

3974 新規付番用の住民票コードを CS から取得でき、蓄積できること。

3975 また、住民票コードの未付番者及び変更異動の場合、新規付番用の住民票
3976 コードが自動付番されること。

3977 なお、付番される住民票コードは蓄積されたものから無作為で選択される
3978 こと。

3979 自動付番時に蓄積された住民票コードの空き番レコードの件数が、自治体
3980 が任意に設定した数を下回った場合、アラートを表示すること。

3981

3982 **【実装しない機能】**

3983 住民票コードの住民票への付番結果を一覧表として作成できること。

3984

3985 **【考え方・理由】**

3986 中核市市長会ひな形に付記。

3987 新規付番用の住民票コードは、J-LIS へ付番要求を行い一定数の番号を CS
3988 に蓄積する。それを CS から住民記録システムに取得、蓄積しその番号を付
3989 番する。住民票コードはランダムな数字が前提となっているため、蓄積する
3990 段階で並び替えを行ったりせず、ランダムな状態のまま選択される仕組みが
3991 必要となる。また、蓄積された空き番レコードが常に一定数確保されるよう、
3992 残件数をチェックできる機能についても必要となる。蓄積しておくべき空き
3993 番レコードの件数については、地方自治体の規模により異なることから任意
3994 の設定とした。

3995

3996 また、付番結果一覧を作成する機能を盛り込むべきとの意見もあったが、
3997 ニーズが特定できず、また、中核市等の人口規模の地方自治体であっても当
3998 該一覧がなくても事務処理が行えているところもあり、EUC により対応可能
3999 であることから不要。
4000

4001

4002 4.3.2 住民票コードの変更・修正

4003 (No. 133 (住民票コード/変更等管理))

4004 【実装すべき機能】

4005 住民票コードの変更・修正ができること。

4006

4007 【実装しない機能】

4008 住民票コードに変更があった場合、変更情報(日時等)を保持できること。

4009 保有者の住民票コードが変更された場合は、返納案内の発行ができること。

4010

4011 【考え方・理由】

4012 住民票コードは、請求又は職権により変更(又は修正)することが可能で
4013 ある。

4014

4015 中核市市長会ひな形の「住民票コードに変更があった場合、変更情報(日
4016 時等)を保持できること。」は、履歴は全て残すこととしていることから不
4017 要。

4018 地方自治体によっては実装されている、「保有者の住民票コードが変更さ
4019 れた場合は、返納案内の発行ができること」という機能は、レアケースなの
4020 でシステム外で対応することとし、住民記録システム標準仕様書の機能とし
4021 ては不要。

4022

4023 4.3.3 住民票コード通知票等

4024 (No. 132、58 (住民票コード/住民票コード通知書))

4025 【実装すべき機能】

4026 住民票コードを新規付番し、変更し、又は修正した際に、一連の流れにお
4027 いて自動で住民票コード通知票、住民票コード変更通知票又は住民票コード
4028 修正通知票を出力できること。

4029 また、再出力もできること。

4030

4031 【実装しない機能】

4032 住民票コード確認票を発行できること。

4033

4034 **【考え方・理由】**

4035 中核市市長会ひな形を踏襲。

4036 住民票コードを新規付番し、変更し、又は修正した際に、住民票コード通
4037 知票、住民票コード変更通知票又は住民票コード修正通知票を出力し、異動
4038 者に通知する。また、これらを紛失した場合には再発行を行う。

4039 通知票は法律上求められているものであり、繁忙期に出力漏れを防ぐため
4040 に自動出力機能が必要。

4041 なお、住民票コード通知票については、通常住民票コードを付番した自治
4042 体から送付されるため、自市区町村以外で採番した者(転入してきた住民等)
4043 から住民票コードを確認したい旨の特別な請求があった場合に住民票コー
4044 ド確認票を発行する機能をカスタマイズ実装している自治体もあるが、この
4045 ようなケースにおいては、住民票コード入りの住民票の写しや住民票記載事
4046 項証明書を請求すれば良く、確認票の発行は法制度上求められているもので
4047 はないため、不要である。なお、手数料については、どのような場合に徴収
4048 するかを含め、各自治体の条例によって定められることから、手数料の有無
4049 については、確認票が必要である理由にはならない。

4050

4051

4052

4.4 個人番号の異動

4053

4054

4055

4056

4057

4058

4059

4060

4061

4062

個人番号の指定（番号法施行後初めて個人番号を指定する者及び出生者に係るもの（番号法第7条第1項、同法附則第3条第2項、同条3項）、請求に基づく個人番号の変更（番号法第7条第2項、番号法施行令第3条第4項）、職権に基づく個人番号の変更（番号法第7条第2項、番号法施行令第4条第1項）及び個人番号の修正（誤記又は記載漏れに係る職権修正（令第12条第3項））があるが、これらの機能については7.1.2（番号連携）を参照のこと。

4.5 外国人住民のみに関係する異動

4063

4.5.1 法第 30 条の 46 転入

4065 (No. 81-2 (転入/法第30条の46転入))

【実装すべき機能】

4067 中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定
4068 めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること。

4069 なお、転入前住所については空欄として登録できること。

4070

【考え方・理由】

4072 制度上、必要なものであるため追加。

4073

4.5.2 法第 30 条の 47 届出

4075 (No. 81-3 (転入/法第30条の47届出))

【実装すべき機能】

4077 住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在
4078 許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること。

4079 なお、転入前住所については空欄として登録できること。

4080

【考え方・理由】

4082 制度上、必要なものであるため追加。

4083

4.5.3 帰化

4085 (No. 141 (外国人/帰化))

【実装すべき機能】

4087 帰化の入力ができ、日本人住民票に記載できること。

4088 住民基本台帳に記録されている外国人住民の場合は、帰化する前の住民基
4089 本台帳の記載情報（住所（方書を含む）、生年月日、性別、続柄、外国人住民
4090 となった年月日、住所を定めた年月日、住民票コード、宛名番号、個人番号、

4091 転入前住所) を引き継げること。このうち、外国人住民となった年月日は、
4092 住民となった日として引き継げること。

4093 また、その場合には、住民基本台帳に記録されている外国人住民票を削除
4094 できること。

4095

4096 **【考え方・理由】**

4097 従来、帰化は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取扱いとな
4098 っていたが、住民基本台帳内で帰化の処理を行うよう変更となった。そのた
4099 め、帰化する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、外国人住民
4100 票を削除する処理を行うもの。

4101

4102 中核市市長会ひな形に付記。

4103 帰化者の宛名番号について、新規付番する運用と帰化する前の同一番号を
4104 使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各地方自治
4105 体の団体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであ
4106 れば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、
4107 分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定
4108 めることとした。

4109 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている地方自治
4110 体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

4111

4112 4.5.4 国籍取得

4113 *(No. 142 (外国人／国籍取得))*

4114 **【実装すべき機能】**

4115 国籍取得の入力ができ、日本人住民票に記載できること。

4116 住民基本台帳に記録されている外国人の場合は、国籍取得する前の住民基
4117 本台帳の記載情報（住所（方書を含む）、生年月日、性別、続柄、外国人住民
4118 となった年月日、住所を定めた年月日、住民票コード、宛名番号、個人番号、
4119 転入前住所）を引き継げること。このうち、外国人住民となった年月日は、
4120 住民となった日として引き継げること。

4121 その場合、住民基本台帳に記録されている外国人住民票を削除できること。

4122

4123 **【考え方・理由】**

4124 従来、国籍取得は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取扱い
4125 となっていたが、住民基本台帳内で国籍取得の処理を行うよう変更となった。
4126 そのため、国籍取得する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、
4127 外国人住民票を削除する処理を行うもの。

4128

4129 中核市市長会ひな形に付記。

4130 国籍取得者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍取得する前の同
4131 一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各
4132 地方自治体の団体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、
4133 そうであれば国籍取得時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純で
4134 あることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提
4135 に機能要件を定めることとした。

4136 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている地方自治
4137 体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

4138

4139 4.5.5 国籍喪失

4140 (No. 143 (外国人／国籍喪失))

4141 【実装すべき機能】

4142 国籍喪失の入力ができ、外国人住民票に記載できること。

4143 住民基本台帳に記録されていた日本人住民が、外国人住民として新たに住
4144 民基本台帳に記録される場合には、国籍喪失する前の住民基本台帳の記載情
4145 報（住所（方書を含む）、生年月日、性別、続柄、住所を定めた年月日、住民
4146 票コード、宛名番号、個人番号、転入前住所）を引き継げること。また、国
4147 籍を失った年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日が外
4148 国人住民となった年月日として記載できること。

4149 その場合、住民基本台帳に記録されている日本人住民票を削除できること。

4150

4151 【実装しない機能】

4152 国籍喪失者について、住民票の写し等の証明書に「旧外登法による登録年
4153 月日」（いわゆる実質住民となった日）として、日本人住民であった際の住
4154 民となった年月日を記載できること。

4155

4156 【考え方・理由】

4157 従来、国籍喪失は住民基本台帳への記載から外国人登録に変更する取扱い
4158 となっていたが、住民基本台帳内で国籍喪失の処理を行うよう変更となった。
4159 そのため、国籍喪失する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、
4160 日本人住民票を削除する処理を行うもの。

4161

4162 中核市市長会ひな形に付記。

4163 なお、外国人住民となった年月日については日本人の住民となった年月日
4164 を引き継ぐわけではなく、国籍を失った年月日又は住民となった年月日のう
4165 ち、いずれか遅い年月日となるため、4.5.3（帰化）及び4.5.4（国籍取得）
4166 の場合と異なり、住民となった日は引き継がないこととしている。

4167 国籍喪失者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍喪失する前の同
4168 一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各
4169 地方自治体の団体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、
4170 そうであれば国籍喪失時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純で
4171 あることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提
4172 に機能要件を定めることとした。

4173 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている地方自治
4174 体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

4175 なお、国籍喪失者について、日本人住民であった際の住民となった年月日
4176 を「実質住民日」として住民票の写しの統合記載欄に記載する機能をカスタ
4177 マイズ実装している自治体もあるが、そのような内容は住民票の写しの記載
4178 事項ではなく、日本人住民であった際の住民となった年月日は除票の写しを
4179 請求することで確認できるため、このような機能は不要である。

4180

4181 4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び削除

4182 *(No. 144-2 (外国人／在留資格取消し・変更))*

4183 **【実装すべき機能】**

4184 在留資格の取消し、在留資格の変更許可（中長期在留資格者→住基対象外）
4185 等出入国在留管理庁長官通知に基づき、以下のとおり修正及び削除できるこ
4186 と。

4187 ・出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で
4188 取り込みできること。変更前と変更後の内容を記載したリスト（処理結
4189 果リスト）が一覧表として作成・出力でき、確認後に更新できること。
4190 指定都市においては、処理結果リストを区ごとに分割して作成・出力で
4191 けること。なお、一般市区町村においては、当該自動取込機能を実装し

4192 なくとも良い。
4193 ・通知日にかかわらず取り込み未対象者が一覧でき、取り込み未対象者に
4194 ついて、手動で取り込みができること。指定都市において、異動の権限
4195 を自区住民に限定している場合は、自区住民に限定できること。
4196

4197 **【考え方・理由】**

4198 外国人住民も住民基本台帳に記録されているため、在留資格取消しの入力
4199 が必要。

4200 また、留学→就労のように中長期在留者のまま在留資格が変わった場合の
4201 在留資格の変更も含んでいるため、修正できる機能も必要。

4202 指定都市においては、処理結果リストの作成について、作業の効率化の観
4203 点から、行政区ごとに対象者を限定することとする。また、一般市区町村に
4204 おいては、それぞれの実情等を踏まえ、実装の要否について判断できること
4205 とする。

4206 また、指定都市においては、行政区単位で異動の権限を制限している場合
4207 は、取り込み未対象者の一覧及び取り込み未対象者の手動取り込みについて、
4208 当該行政区の自区住民に限ることとする。

4209
4210 中核市市長会ひな形に付記。

4211 自動更新や処理結果リストの作成、通知日にかかわらず一覧を確認し取り
4212 込みができる機能については、手動でも良いという意見もあるが、人口規模
4213 によって大幅な省力化につながるため地方自治体からのニーズは高く、当該
4214 機能を記載することとした。

4215

4216 4.5.7 入管法の住居地届出

4217 *(No. B8 (外国人／入管法の住居地届出))*

4218 **【実装すべき機能】**

4219 「市町村連携仕様 連携インタフェース仕様(法務省仕様)」の仕様に基づ
4220 き、外国人の異動情報を、「住基法・入管法」と「入管法」、「住基法」に区別
4221 し、市町村通知及び市町村伝達を送信できるとともに、対象者を一覧で確認
4222 できること。オンライン送信又は媒体送信ができ、送信のタイミングは定め
4223 ないが異動の時系列は担保されること。

4224 そのほか、以下について実行できること。
4225

- 4226 ・ 転出予定者は予定日になったら市町村通知を送信
- 4227 ・ 特別永住者証明書に関する市町村通知及び市町村伝達の送信
- 4228 ・ 送信した市町村通知及び市町村伝達の照会。
- 4229 ・ 送信した市町村通知及び市町村伝達の出入国在留管理庁連携端末におけ
- 4230 る処理結果を取込み、エラー情報を含む処理結果の照会
- 4231 ・ 送信した市町村通知の再送信

4232

4233 **【実装しない機能】**

- 4234 在留カードの裏書が終了していないものに通知を出力できること。
- 4235 整合性確認機能を有すること。

4236

4237 **【考え方・理由】**

- 4238 外国人住民も住民基本台帳に記録され、入管法の住居地届出の市町村通知
- 4239 及び市町村伝達を送信する必要がある。

4240

- 4241 中核市市長会ひな形に付記。

- 4242 在留カードの裏書が終了していないものに通知を出力する機能は、法令上
- 4243 求められているものではなく、分科会において当該機能を用いている自治体
- 4244 がなかったことから、ニーズも少ないと判断し、不要とした。

4245

4246

4.6 異動の取消し

4247

4.6.0.1 異動の取消し

4249 (No. 86 (転出取消/異動条件)、87 (転出取消/世帯復帰)、127 (職権回
4250 復/異動条件)、128 (職権回復/回復)、129 (職権回復/続柄設定))

【実装すべき機能】

4252 4.1~4.5に規定する異動処理は、取り消すことができること。そのため、
4253 取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。その際、
4254 4.0.1の例により、全部又は一部の区分により、対象者を選択できること。

4255 住民記録システムデータベースにある異動処理については、異動前の住民
4256 データを保持し、取消しによって元の状態に復元されること。除票用データ
4257 ベースに移行した異動処理については、除票用データベースから取り込める
4258 必要はないが、異動前の住民データを入力することにより、元の状態に復元
4259 できるようにすること。

4260 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みし
4261 て、元の状態に復元できる機能とすること。

4262 具体的には、①転出や死亡等の異動を取り消す機能(異動取消(増))、②
4263 転入や出生等の異動を取り消す機能(異動取消(減))、③人口の増減を伴わ
4264 ない記載事項の訂正を実施する機能(異動取消(修正))、を有すること。

4265 住所の異動を伴う異動処理を取り消す場合は、従前の世帯に(従前の世帯
4266 が一部転出(転居)していた場合は転出前の住所にある従前の世帯に、従前
4267 の世帯が全部転出等していた場合は転出前の住所に新たな世帯として)復帰
4268 すること。

4269 取消処理については、それ自体を1つの異動処理として取り扱うこととし、
4270 異動の規定(4)を適用するほか、取り消された異動処理及び取消処理を、
4271 とともに異動履歴データとして保持すること。

4272

【実装しない機能】

4274 虚偽の異動について、異動を取り消すことにより、自動で改製し、統合記
4275 載欄に「虚偽」と入力する等、他の異動取消しと異なる特別な処理を行える
4276 こと。

4277 転入通知の受理又は転出予定年月日の到来後の転出については、取り消そ

4278 うとする場合にアラートを表示すること。

4279

4280 【考え方・理由】

4281 転入、転居、転出、職権記載、職権消除、職権修正等、全ての異動処理は、
4282 処理が誤っていることが分かった場合や、虚偽の届出であると分かった場合
4283 等のため、取り消すことができるようにしておく必要がある。

4284 法令上は職権回復という用語はないが、中核市市長会ひな形においては、
4285 消除されて除票となった住民票を、消除を取り消すことによって原票に戻す
4286 行為について、「職権回復」として規定されている。こうした運用について
4287 も、本項目により「住民記録システムデータベースにある異動処理について
4288 は、異動前の住民データを保持し、取消しによって元の状態に復元されるこ
4289 と」としていることから、対応可能である。

4290 中核市市長会ひな形における「世帯員の続柄を設定できること。」という
4291 機能については、本項目により、取消しによって元の状態に復元されること
4292 としていることから、不要である。

4293 従前の世帯が全部転居していた場合は、一旦新たな世帯として転出前の住
4294 所に復帰させた上で、異動処理を時系列に従い処理し直す。

4295 虚偽の場合等、転出予定年月日以降も転出を取り消すことはありうるため、
4296 「転出予定年月日の前日までに」といった要件を付すことはしない。

4297 なお、虚偽転居の場合、自動改製や統合記載欄、転入前住所欄の修正を一
4298 括で行える機能をカスタマイズ実装している自治体もあるが、虚偽転居自体
4299 が指定都市規模で年に数件程度と頻度が低く、当該機能のニーズは低いと考
4300 えられること、通常の取消機能で対応可能なことから、このような機能は実
4301 装しない。なお、取消しを行った場合は、虚偽の異動の取消しであれ、それ
4302 以外の異動の取消しであれ、取り消された異動処理及び取消処理を、ともに
4303 異動履歴データとして保持することとなる。

4304 また、本項目は、あくまで虚偽・錯誤等による異動の取消しを想定してお
4305 り、誤記修正については本項目により修正することを想定していない。誤記
4306 修正については、4.2.3.3（誤記修正）による。

4307 なお、本項目に記載のとおり、消除の取消し（すなわち、いわゆる転出取
4308 消と職権回復）のみならず、その他の異動処理（例：転居）の取消しもここ
4309 に含める記載とすることについては、構成員・準構成員意見照会の結果、問
4310 題ないとの回答が多かったため、本項に消除の取消しとその他の異動処理の
4311 取消しを両方含むこととした。

4312

4313

4.6.1 (申出による) 異動の取消し

4314

4.6.1.1 (申出による) 異動の取消し

4315

(No. 86 (転出取消/異動条件))

4316

【実装すべき機能】

4317

申出を受けて行う異動の取消しについては、4.2.0.5 の規定を準用する。

4318

4319

【考え方・理由】

4320

申出を受けて行う異動の取消しについても、申出による旨を記載するニーズがある。

4321

4322

4323

4324

4325

4326

4327

4328

4329

5 証明

4330

4331

4332

4333 5.1 証明書記載事項

4334 (No. 49 (証明発行/証明書記載事項)、A2 (証明共通/証明書様式設定)、5
4335 0 (証明発行/項目選択)、59 (証明発行/様式選択))

4336 **【実装すべき機能】**

4337 住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、除票記載事
4338 項証明書等の証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員について
4339 選択できること。また、形式の指定（世帯連記式か否か、履歴の有無）、省略
4340 の指定（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番号）ができ、
4341 デフォルトは（特別の請求がある場合を除き）省略することとなっているこ
4342 と。外国人の場合は、国籍・地域、30条の45に規定する区分、在留資格、
4343 在留期間等、満了日、在留カード等番号、通称の記載及び削除に関する事項
4344 の省略も指定できること。

4345 証明書には、認証文（第4章に記載のもの）、電子公印及び発行番号を出力
4346 すること。

4347 証明書の様式については、第4章に定める様式とすること。

4348 証明書が複葉にわたる場合は、最終ページのみに認証文が印字されること。
4349 なお、別紙により通称の記載及び削除に関する事項を出力する場合は、別紙
4350 を含めた最終ページに認証文を出力すること。。

4351 転出届に基づく転出予定年月日前に証明書を交付する場合は、転出届に基
4352 づき記録を行った事項を省略して印字すること。

4353

4354 **【実装しない機能】**

4355 除票者と住民である世帯員を世帯連記式の住民票の写しに記載できるこ
4356 と。

4357 異動時に、証明書の交付日と異動日をチェックし、交付日を遡る異動が発
4358 生した場合は、アラート等で注意喚起すること。

4359 備考（C類型）以外の欄に通称住所を記載できること。

4360 転出予定者が存在する世帯について、証明書を発行する際にアラートを表
4361 示すること。

4362

4363 **【考え方・理由】**

4364 中核市市長会ひな形に付記。

4365 一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくない申出があった場

4366 合にも、こういったケースへの配慮は記載事項証明書で対応可能であり、住
4367 民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別がなく、世帯全員である旨を認
4368 証文により示すニーズがあると考えられるため、「……世帯全員の住民票の
4369 原票と相違ない……」という認証文は維持する。

4370 認証文の位置については、令第 15 条に「当該住民票の写しの末尾に原本
4371 と相違ない旨を記載しなければならない」と明記されているため、最終ペー
4372 ジのみに印字されることとした。

4373 なお、除票の写しと住民票の写しを一の票の中で表記上区分することは困
4374 難であるため、除票者と住民である世帯員を世帯連記式の住民票に記載でき
4375 るかについては、実装しない機能に明記した。

4376 また、住民票の写し等の証明書を交付した後、その交付日を遡る異動（転
4377 居・死亡等）が発生した際、交付済の証明書の回収をするために、異動時の
4378 チェック等をカスタマイズしている自治体もあるが、交付済の証明書の回収
4379 は制度上求められておらず、構成員・準構成員意見照会の結果、アラートと
4380 してもニーズは低いと考えられるため、証明書回収の事務は不要であり、そ
4381 のための機能もアラートを含め、実装しないこととする。

4382 郵便・宅配で通用する「通称住所」と、庁舎内で通用する「公証住所」を
4383 記載できるという機能をカスタマイズ実装している自治体もあるが、ニーズ
4384 のある自治体は少ないため、統合記載欄（1.1.14）に備考（C 類型）として
4385 記載することができることとしており、それ以外に特別の欄を設けることは
4386 標準機能としては不要である。

4387 そのほか、証明書の発行時、転出予定者が存在する場合に、転出予定者が
4388 存在する旨のアラートをカスタマイズ実装する自治体もあるが、転出予定者
4389 がいても証明書発行時点では他の世帯員と変わらず住民であり、証明書にお
4390 いて他の世帯員と扱いが変わることはないので、そのような機能は不要であ
4391 る。

4392
4393 ※ 住民票の写しの証明事項のうち、法でいう基礎証明事項以外について
4394 は、省略指定を可能（省略がデフォルト）とする。

4395

4396 ○技術的基準

4397 第 5 住民票の写し等の発行

4398 1 住民票及び除票の写しの発行

4399 請求書及び申出書により、住民票の写し（法第 12 条第 1 項に規定
4400 する住民票の写しをいう。以下同じ。）及び除票の写し（法第 15 条の
4401 4 第 1 項に規定する除票の写しをいう。以下同じ。）の交付の請求及
4402 び申出があった場合には、その発行に際しては、審査した請求書及び

4403 申出書に基づき、端末機画面で該当者を検索し、プリンターから打ち
4404 出した書類を認証して交付すること。

4405

4406 ○技術的基準

4407 第5 住民票の写し等の発行

4408 1 住民票及び除票の写しの発行

4409 (略)

4410 転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定年月日前に
4411 その写しを交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を
4412 省略して交付すること。

4413

4414 5.2 世帯員の並び順

4415 *No. 51 (証明発行/世帯員並び順変更)*

4416 **【実装すべき機能】**

4417 世帯連記式の住民票の写しにおいて、世帯員の記載順序は、以下により設
4418 定でき、設定情報については、保持されること。ただし、世帯員の並び順を
4419 任意に設定することもできることとする。

4420 なお、転入等により既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載する
4421 こととするが、市区町村長が並び替えることが適当と認めるときは、並び替
4422 えることも差し支えない。設定情報については、保持されること。

4423 世帯員の並び順が設定されていない世帯については、以下のとおりの並び
4424 順とすること。

4425

4426 ○ 第1順位

4427 第1順位には、世帯主、世帯主の配偶者及び世帯主の子が属し、以下
4428 の並び順によることとする。

4429

4430 <第1順位内の並び順>

4431 1-1 : 世帯主

4432 1-2 : 配偶者

4433 1-3 : 世帯主の子 (第2順位に属する者を除き、生年月日の順。生年
4434 月日が同じである場合には、宛名番号の順)

4435

4436 ○ 第2順位

4437 世帯主の子の家族 (準婚を含む。) が世帯内にいる場合には、第2順位

4438 に属することとし、以下の並び順によることとする。

4439 また、当該世帯主の子を含めて第2順位に属する家族が複数ある場合
4440 には、世帯主の子の生年月日の順（生年月日と同じである場合には、宛
4441 名番号の順）に家族を並べることとする。例えば、長男の家族と次男の
4442 家族が同一世帯である場合には、長男の家族の方が次男の家族よりも並
4443 び順が先になる。

4444

4445 <第2順位内の並び順>

4446 2-1：世帯主の子

4447 2-2：世帯主の子の配偶者

4448 2-3：世帯主の子の子（生年月日の順。世帯番号が同じである場合に
4449 は、宛名番号の順）

4450

4451 ○ 第3順位

4452 第3順位には、世帯主の家族で、夫婦とその子の一団に属しない者が
4453 属し、以下の並び順によることとする。

4454

4455 <第3順位内の並び順>

4456 3-1：父母（筆頭者の方を先に記載）

4457 3-2：兄弟姉妹（生年月日の順。生年月日と同じである場合には、宛
4458 名番号の順）

4459 3-3：祖父母（筆頭者の方を先に記載）

4460

4461 ○ 第4順位

4462 第4順位には、世帯主の家族以外の者が属し、以下の並び順によるこ
4463 ととする。

4464 第3順位に含まれない世帯主の親族については、第4順位に属する。

4465 例えば、配偶者側の父母、兄弟姉妹、祖父母は、第4順位に属するこ
4466 ととなり、その並び順は第3順位に倣うこととする。

4467

4468 <第4順位内の並び順>

4469 4-1：親族（生年月日の順。生年月日と同じである場合には、宛名番
4470 号の順）

4471 4-2：縁故者（生年月日の順。生年月日と同じである場合には、宛名
4472 番号の順）

4473 4-3：同居人（生年月日の順。生年月日と同じである場合には、宛名

4474 番号の順)

4475

4476 例1) 妻の兄と妻の弟では、前者を先に記載

4477 例2) 妻の兄(宛名番号:123...45)と妻の姉(宛名番号:124...67)

4478 が双子で生年月日と同じ場合、前者を先に記載

4479

4480 また、親族・縁故者の家族(準婚を含む。)が世帯内にいる場合、第4
4481 順位に属することとし、家族内の並び順については第2順位に倣うこと
4482 とする。

4483 なお、世帯内に属する親族・縁故者の家族が複数ある場合には、当該
4484 親族・縁故者の世代の順、生年月日の順、宛名番号の順に家族を並べる
4485 こととする。

4486

4487

4488 **【実装しない機能】**

4489 「実装すべき機能」で示す以外の並び順ルールを定められること。

4490

4491 **【考え方・理由】**

4492 世帯連記式の住民票の写しにおける世帯員の並び順については、要領等で
4493 定められたものがなく、自治体やベンダごとにまちまちであることから、要
4494 領第2-1-(2)-アで規定する世帯票の場合における世帯員の記載順序に
4495 倣い、上記のとおり標準化することとした。

4496

4497

4498 5.3. ふりがな

4499 **【実装してもしなくても良い機能】**

4500 住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事
4501 項証明書及び住民票除票記載事項証明書の氏名(外国人住民の氏名を含む。)、
4502 旧氏及び通称の項目は、それぞれの項目の内容の後に括弧書きで平仮名によ
4503 るふりがなを記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、
4504 以下のように記載すること。

4505

4506 (記載例)

4507

氏名	住民 太郎 (じゅうみん たろう)
旧氏	住基 (じゅうき)

4508

氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 (ちゃん ゆ うりん)
通称	住民 花子 (じゅうみん はなこ)

4509

4510

【実装しない機能】

4511

住民票の写し（世帯連記式を含む。）、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書又は住民票除票記載事項証明書の氏名（外国人住民の氏名を含む。）、旧氏及び通称以外の項目に、ふりがなを記載できること。

4512

4513

4514

括弧書き以外の方法でふりがなを記載できること。

4515

カタカナによるフリガナを記載できること。

4516

4517

【考え方・理由】

4518

要領第2-1-(2)-ア、テ(り)及びヌ(り)では、住民票（原票）の記載事項について、氏名、旧氏及び通称には、できるだけふりがなを付すことが適当であることとしている。そのため、住民票の写し等の証明書にもふりがなを記載できるよう、ふりがなを付すことも可能とする。要領第2-2-(2)-アにおいて、「外国人住民のローマ字表記の氏名には、ふりがなを付さなくても差し支えない」としているが、外国人住民には漢字表記も含まれるため、日本人住民・外国人住民を問わず、氏名にふりがなを付すことを可能とする。

4526

また、1.1.18（ふりがな）で、ひらがな、カタカナのいずれで管理することも可能としているが、様式の統一の観点から、印字についてはひらがなで統一することとした。

4527

4528

4529

ふりがなの配置については、ふりがなの記載の有無によってレイアウトのずれが生じることを防ぐため、個別に欄を設けるのではなく、各項目の記載内容の後ろに、括弧書きで表記することとする。

4530

4531

4532

なお、ふりがなは住基ネットの検索で平仮名を用いていることから、平仮名で付すこととし、「ヴ」のように、片仮名でなければ一文字で表示できない文字については、「うゝ」のように、二文字で表記することとする。

4533

4534

4535

4536 5.4 方書の記載

4537 **【実装すべき機能】**

4538 方書については、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。

4539

4540 **【考え方・理由】**

4541 方書については、要領第2-1-(2)-キにおいて、アパート名、居室の
4542 番号や「何某（間貸人氏名）方」まで含め、記載すべきことが明示されてい
4543 るため、必ず記載することとする。

4544

4545

4546

4547 5.5 発行番号

4548 (No. B7 (証明発行/発行番号記載))

4549 **【実装すべき機能】**

4550 発行番号を証明書に記載できること。

4551 また、発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とすることができること。

4552 発行番号は以下の表示方法とすること。

4553 発行年月日・市区町村名・発行端末名番号・発行プリンタ番号・発行され
4554 た順に付された番号・ページ数/総ページ数

4555 例：20200502 ●●市 本庁1 プリンタ 001 011 1/2

4556 なお、必ずしも出力機器を特定できない場合については、空欄とすること
4557 も可能であること。

4558 複数部数を発行する場合は、一部ずつ異なる発行番号とすること。

4559

4560 **【実装しない機能】**

4561 発行場所を証明書に記載できること。

4562

4563 **【考え方・理由】**

4564 中核市市長会ひな形を踏襲。

4565 なお、発行場所を証明書に記載する機能については、発行番号により発行
4566 場所が分かるため、不要。

4567 地方自治体の小規模拠点等では端末を置かずにプリンタのみを置いてリ
4568 モート出力しているケースがあるため、追跡のためにプリンタ番号も発行番
4569 号として表示する。

4570 コンビニ交付と一律で管理するか、別のルールとするかは別途 J-LIS と連
4571 携して検討。

4572

4573 5.6 公印・職名の印字

4574 (No. 13 (マスタ管理／公印選択))

4575 **【実装すべき機能】**

4576 システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、
4577 市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類（市
4578 区町村長又は職務代理者の印）が選択できること。また、市区町村長又は職
4579 務代理者の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府
4580 県名を印字すること。

4581 なお、公印は電子公印に対応し、種類（市区町村長又は職務代理者の印、
4582 証明書専用の印、カード券面用の印）が選択できること。また、「公印省略」
4583 「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。

4584 なお、電子公印は最大 25mm角の黒色とし、本庁・支所ごとの登録管理は
4585 不要とする。ただし、個人番号カード等のカード券面に印字する公印につい
4586 てのみ、赤色の選択ができること。

4587

4588 **【実装しない機能】**

4589 支所・出張所の専用公印を持つこと。

4590 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字
4591 する場合に、都道府県名の印字を省略できること。

4592

4593 **【考え方・理由】**

4594 中核市市長会ひな形の記載を採用＋電子公印対応を記載。

4595 各地方自治体では文書管理規程等により、公文書には公印を押印すること
4596 が定められており、居所の公証たる住民票の写しは公文書に当たるため、公
4597 印が必要。磁気ディスクをもって調製された住民基本台帳の一部の写しには

4598 電子印の使用が認められているので、住民票の写しに押印する電子印の管理
4599 機能が必要となる。

4600 現在の住民記録システムでは、電子印が一般的であり、そのイメージを管
4601 理する機能が必要。

4602 法的には公印の押印は必ずしも必要ないが、各地方自治体の文書管理規程
4603 等により義務付けられているもの(公印及び契印の押印)。

4604 認証者や公印等は、証明書ごとに選択できる方が良いこと、電子公印の縦
4605 横の最大サイズを規定した方が良いこと、また、黒色であることの規定が必
4606 要であることを踏まえて追記。

4607 また、公印の種類は2種類以上管理できることとした方が良い(証明書専
4608 用印など有り)。

4609 支所・出張所の専用公印を持っている地方自治体もあるが、電子公印でな
4610 く、実物の公印を使っていた時代の名残であり、発行番号で出力場所の管理
4611 が可能であることから、支所・出張所の専用公印を持つ機能は不要。

4612 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字
4613 する場合に、都道府県名の印字を省略する運用としている地方自治体もある
4614 が、分科会における議論の結果、いずれの場合も都道府県名は省略しないこ
4615 ととして取扱いを統一することとした。

4616 なお、No. B7において、「発行番号の一部を発行場所単位を示す番号
4617 とすることができること」としており、発行場所は発行番号により判断する
4618 ことができる。

4619

4620 5.7 公用表示

4621 *(No. 14 (マスタ管理/公用表示選択))*

4622 【実装すべき機能】

4623 証明書(住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、除
4624 票記載事項証明書)に「公用」の表示(印字)ができること。

4625

4626 【実装しない機能】

4627 証明書に「附票通知」や「規定により免除」と表示できること。

4628

4629 【考え方・理由】

4630 「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会 報告書（平成 19
4631 年 2 月）」では、国・地方公共団体の機関が、法令で定める事務を遂行する
4632 ために必要であることを明らかにした場合を、「公用請求」として定義して
4633 いる。

4634 これらを受け、住民票の写し、住民票の除票の写し、及び住民票記載事項
4635 証明書、除票記載事項証明書に「公用」と表示（印字）することは、本人等
4636 の請求や第 3 者からの申出による住民票の写し等の交付と区別する上で必
4637 要といえる。

4638 中核市市長会ひな形のような、証明書に「附票通知」を表示する機能につ
4639 いては、法第 19 条 1 項で電子的に行うこととされているため、不要

4640 「規定により免除」を印字する地方自治体もあるが、分科会における議論
4641 の結果、「規定により免除」の印字はシステム上で行うニーズがないため、
4642 不要と判断した。

4643

4644 5.8 文字溢れ対応

4645 (No. 20 (マスタ管理／文字溢れ対応))

4646 【実装すべき機能】

4647 システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合
4648 は、文字の大きさを調整するなどして、文字超過とならないようすること。

4649 なお、文字数が多くやむをえず文字溢れが生じる場合や、未登録外字が含
4650 まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リスト
4651 を出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。ただし、住民
4652 票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、出力時に文字溢れ
4653 している旨のアラートを表示し、証明書の該当項目は空白で出力すること。

4654

4655 【考え方・理由】

4656 中核市市長会ひな形に追記＋証明書のみ標準レイアウトに準拠した文字
4657 超過表記とする旨とした。

4658 証明書に正しく印字されない文字溢れや未登録外字については、職員に注
4659 意喚起し、手動で修正や確認等、個別に対応する必要があるため。

4660

4661

4662

4663

4664

4665

4666

6 統計

4667

4668

4669 6.1 統計

4670 (No. A4-A18 (統計))

4671 **【実装すべき機能】**

4672 毎年、総務省通知（平成 26 年 12 月 25 日付け総行住第 136 号）に基づき
4673 総務省が実施している「住民基本台帳関係年報」の調査項目である、人口、
4674 世帯、転入、転出の件数等の算出やその検証のための統計機能を有している
4675 こと。

4676 毎年、出入国在留管理庁が実施している「中長期在留者住居地届出等事務
4677 に関する定期報告」の調査項目を算出するための統計機能を有していること。

4678

4679 システム移行においては、新システム稼働月以降の集計ができること（新
4680 システム稼働月以前の集計は、旧システムで行うこと。）。

4681 なお、統計処理上、統計基準日時点で転出予定年月日を経過していない転
4682 出予定者については、現存者として扱うこと。

4683

4684 **【考え方・理由】**

4685 現在、各市区町村の住民記録システムには、総務省の実施する「住民基本
4686 台帳関係年報」の調査に対応するための統計機能が実装されているが、分科
4687 会においては、このほか国の行政機関や都道府県が独自に行う調査があり、
4688 それらに対応するための独自のカスタマイズが行われているとの指摘があ
4689 った。

4690 これを受け、住民記録システムから抽出する統計データを報告する調査に
4691 ついて、実態調査を行ったところ、国の行政機関が全国的に行っている調査
4692 は「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」のみであった。他方、
4693 都道府県が行う調査については、各都道府県内の全市区町村に調査している
4694 と考えられる調査は 31 件あり、かつ報告を求めている調査項目は都道府県
4695 により異なっていたが、以下のような抽出条件が設定できれば、EUC 機能に
4696 よって、様々な統計の要請に応えることができると考えられた。

4697

4698 **【調査結果から推察される抽出条件】**

4699 ①調査時点に係る抽出条件・・・日時設定、期間設定

4700 ②世帯単位の抽出条件・・・世帯番号及び続柄コード

4701 ③項目ごとの抽出条件・・・出生年月、男女の別、日本人・外国人の別、国籍、

4702 在留資格、住所地の町字コード、転入地・転出地
4703 の市区町村コード（都道府県単位、国外転出・住
4704 所不明の抽出も含む。）、異動事由（複数選択可）
4705 等

4706 そこで、全市区町村に共通して必要となる「住民基本台帳関係年報」及び
4707 「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」については、統計機能
4708 として実装することとした。併せて、それ以外の都道府県独自の調査等への
4709 対応については EUC 機能により、各市区町村職員がデータの抽出を行うこと
4710 を可能とし、統計機能としては記載しないこととしている。

4711
4712 統計処理に関するシステム設計は、ベンダごとに異なり、新システムで、
4713 旧システム時代の各種集計表を印字するにあたり、データ移行が非常に困難
4714 になることなどが想定されるため、運用にて対処できる記載とする。

4715 また、統計処理上、統計基準日時点で転出予定年月日を経過していない転
4716 出予定者については、現存者と扱うか削除者と扱うかの解釈が市区町村ごと
4717 に異なり、2 パターンの集計表のカスタマイズにつながっているとの実態が
4718 あるが、このような転出予定者については、転出予定年月日の前日までは、
4719 転出地市区町村の現存者として扱う旨、事務連絡「住民基本台帳年報の報告
4720 数値の正確性の確保のための措置等について」（平成 18 年 2 月 6 日）に定め
4721 られているため、集計表は事務連絡の記載に合わせた 1 パターンのみとする。

4722

4723

4724

4725

4726

4727

4728

4729

4730

4731

7 連携

7.1 CS 連携・番号連携

7.1.1 CS 連携

7.1.1.1 CS への自動送信

(No. 196 (CS 連携/CS への自動送信))

【実装すべき機能】

転入・転出等の異動時等に、既存住基システム改造仕様書の電文仕様に基
づき、各電文が CS に自動送信されること (4.1.3.0.4 特例転入を利用した
転出、4.1.3.1.1 転入通知の受理、4.2.1.1 住所設定・未届転入、7.1.1.4 (カ
ード管理システム連携)、9.7 住所一括変更を参照)。送付先情報については、
印刷区分と特別な事情がある者の変更指定後に送信ができること。

なお、送信方法 (回線や媒体) や送信のタイミングは定めないが、異動の
時系列は担保されること。

広域交付地市区町村より広域交付住民票の交付要求を受信した場合、広域
交付住民票情報を CS 経由で交付市区町村 CS へ送信できること。

住基ネット共同利用に対応し、住基ネット CS サーバで受信した電文を、
構成自治体に振り分ける機能を有すること。

その他、以下について実行できること。

- CS に対する個人番号の生成又は変更要求の自動送受信
- 送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転
出証明書情報、送付先情報、広域交付住民票情報の照会。一覧表への印
字 (指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること)
- 送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転
出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して
送信できること。
- 送信データを手入力でも補完でき、送信できること。
- 管内本籍者と管外本籍者について、戸籍附票記載事項通知の自動送信
- 国外への転出の場合の転出市区町村からの、戸籍附票記載事項通知の自
動送信
- 異動処理に基づいた前住所地 (未届地・最終住民登録地を含む。) への転
入通知 (9 条 1 項通知) の自動送付

- 4763 • 住基ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出
4764 証明書情報の取込。一覧表への印字（指定都市においては、一覧表は行
4765 政区単位で分割できること）
4766 • 住民基本台帳ネットワークシステム統一文字との同定及び変換
4767

4768 **【考え方・理由】**

4769 CS への連携方式として、自動連携方式と手動連携方式があるが、標準仕様
4770 書では自動連携方式を想定する。

4771 指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧表について行政区単
4772 位で分割できることとする。中核市市長会ひな形に付記。機能の網羅性を確
4773 保。
4774

4775 7.1.1.2 整合性確認

4776 *(No. 197 (CS 連携／整合性確認))*

4777 **【実装すべき機能】**

4778 CS 側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること。
4779

4780 **【考え方・理由】**

4781 中核市市長会ひな形を踏襲。

4782 エラーリスト（紙のみ）は CS でのみ印刷され、データでの出力機能はな
4783 いため、既存住基システム側での出力機能は実現できない。
4784

4785 7.1.1.3 カード管理状況

4786 *(No. 198 (CS 連携／カード管理状況))*

4787 **【実装すべき機能】**

4788 住基カード及び個人番号カードの発行状況について CS 連携できること。

4789 また、住基カード及び個人番号カードを所有しているかどうかを確認でき
4790 ること。

4791 個人番号カード交付申請書を J-LIS 指定のフォーマットにて出力できる
4792 こと。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。

4793 住民記録システムの異動情報から、必要な異動（券面）事項をカード券面プ

4794 リンタに出力できること。
4795 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カ
4796 ード、特別永住者証明書とする。
4797 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、届出日、職
4798 印の4項目が出力できること。
4799 印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調
4800 整できること。
4801
4802 一般市区町村においては、個人番号カード交付申請書の出力や、異動内容
4803 等の情報のカード券面プリンタへの出力に関する機能を実装しなくても良
4804 い。
4805

4806 **【実装しない機能】**

4807 記載事項変更案内や返納案内が発行できること。
4808 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格
4809 納の有無が確認できること。
4810 個人番号カードの再交付の事務ができること。
4811

4812 **【考え方・理由】**

4813 中核市市長会ひな形に付記。
4814
4815 CS から連携されるのは発行・管理状況ではなく運用状況であり、カードの
4816 種類も住基カードと個人番号カードのみであるため、「通知カードの発行・
4817 管理」という文言は削除。
4818 個人番号カード交付申請書は、統合端末から発行される申請書 ID 付きと、
4819 J-LIS ホームページで公開される手書き用（通知カード及び個人番号カード
4820 の交付等に関する事務処理要領記載）の2種類である。住民記録システムで
4821 出力できるのは後者であるため、手書き用のフォーマットにて出力する必要
4822 がある。
4823 個人番号カード交付申請書を J-LIS 指定のフォーマットにて出力する機
4824 能については、分科会の議論において、手書き申請書は申請書 ID が付され
4825 ず、事務が繁雑になることや混乱が生じること等の懸念もあるが、窓口業務
4826 をアウトソーシングしている地方自治体にとっては、統合端末を委託事業者
4827 が扱えないため、当該機能が必要であるとの意見があったため、記載するこ

4828 ととした。

4829 また、異動内容等の情報をカード券面プリンタに出力する機能については、
4830 分科会の議論において、手書きの場合、券面記載事項の信憑性や見た目に問
4831 題があり、住民サービスの低下を招くため、カード券面プリンタに出力して
4832 印字する方が良いとの意見があったため、記載することとした。

4833 記載事項変更案内や返納案内の発行、署名用電子証明書及び利用者証明用
4834 電子証明書の個人番号カードへの格納有無の確認機能、再交付の事務のため
4835 の機能は、カード管理システムにおいて確認することができるため不要。

4836 なお、一般市区町村について、特に小規模自治体では個人番号カード交付
4837 申請書はカード管理端末で出力していることや、カード券面プリンタへの印
4838 刷も住民記録システムから直接印字する必要性が低いこと、カード券面プリ
4839 ンタ側の設定や操作で実施されている場合もあることから、それぞれの実情
4840 等を踏まえ、実装の可否について判断できることとする。

4841

4842 7.1.1.4 カード管理システム連携

4843 *(No. 199 (CS連携／カード管理システム連携))*

4844 **【実装すべき機能】**

4845 異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。

4846 番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる居所を送付
4847 先として設定できること。

4848 送付先情報のCS送信履歴を検索・確認できること。

4849

4850 **【考え方・理由】**

4851 中核市市長会ひな形を踏襲。

4852 作成されていれば自動で送信されるシステムであるため、内容、送付でき
4853 ているかの検索、確認は必要である。

4854

4855 7.1.2 番号連携

4856 7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求

4857 *(No. 200 (番号連携／個人番号の付番)、35 (他業務連携／番号連携) 前*
4858 *半)*

4859 **【実装すべき機能】**

4860 個人番号を新規付番する場合、自動的に住基ネット回線経由で個人番号の
4861 生成要求ができること。

4862 また、生成された個人番号の取込ができること。

4863 個人番号の変更請求、職権修正に基づく個人番号の変更要求ができること。

4864

4865 **【実装しない機能】**

4866 個人番号請求者、変更者について一覧表が作成できること。

4867

4868 **【考え方・理由】**

4869 出生や職権等で個人番号を新規付番する場合、自動的に住基ネットを通じ、
4870 個人番号とすべき番号の生成要求を行い、生成された個人番号を取り込み住
4871 民票に記載できることが必要である。

4872 個人番号の漏えい等で悪用の恐れがある等の場合において、変更請求や職
4873 権修正による個人番号の変更も行うことができるようにする。

4874

4875 中核市市長会ひな形に付記。

4876 一覧表機能については EUC で対応可能であり、機能としては地方自治体の
4877 ニーズが低いため不要。

4878

4879 7.1.2.2 符号の取得

4880 *(No. 201 (番号連携/符号の取得))*

4881 **【実装すべき機能】**

4882 住基ネット回線経由で符号の取得要求ができること。

4883 住民記録システムから CS に、符号の要求を正常に送信できているかを確
4884 認できること。

4885

4886 **【考え方・理由】**

4887 情報提供ネットワークで使用する機関別符号は、住基ネット回線を通じ取
4888 得要求し、最終的に中間サーバに符号が格納される。

4889 なお、住民基本台帳事務では情報照会を行わない。

4890

4891 中核市市長会ひな形を踏襲。

4892

4893 7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携

4894 (No. 35 (他業務連携／番号連携))

4895 **【実装すべき機能】**

4896 番号法における情報提供ネットワークシステムと接続する中間サーバの
4897 副本情報を更新するための「団体内統合宛名システム」（地方自治体固有の
4898 宛名システムのことではない。）に対して、団体内統合宛名システムで使用
4899 する情報が送信できること。

4900 データ標準レイアウトの法第7条第4号に規定される特定個人情報が送
4901 信できること。

4902

4903 **【実装しない機能】**

4904 番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された「団体内統合宛名番号」
4905 を取り込むことができること。

4906

4907 **【考え方・理由】**

4908 番号法では、個人番号の生成要求と住民票への記載、データ標準レイアウト
4909 による特定個人情報の提供が義務付けられている。また、団体内統合宛名
4910 システムで使用する宛名情報の送信も必要。

4911 なお、番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された「団体内統合宛
4912 名番号」を取り込める機能については、多くの地方自治体において、住民記
4913 録を含む業務システムの宛名番号⇒団体内統合宛名番号の変換は、「団体内
4914 統合宛名システム」が行っており、住民記録システムへの取り込みのニーズ
4915 は高くないため、不要。

4916

4917 中核市市長会ひな形を踏襲＋補足。

4918

4919

7.2 庁内他業務連携

4920

7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様にに基づく連携

4922 (No. B4 (他業務連携/地域情報プラットフォーム標準仕様連携))

4923 【実装すべき機能】

4924 地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットか
4925 らのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）
4926 及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠
4927 レイアウトで SOAP 通信又は数分間隔での FTP 等によるファイル連携ができ
4928 るようにすること。

4929 なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム
4930 標準仕様準拠製品（PF 通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いるこ
4931 と。

4932

4933 【考え方・理由】

4934 統合データベースの使用の有無にかかわらず対応可能になるよう中核市
4935 市長会ひな形に付記。

4936

7.2.2 他業務照会

4938 (No. 34 (他業務連携/他業務照会))

4939 【実装すべき機能】

4940 以下の項目について、住民記録システムから他システムの最新情報が照会
4941 できること。

- 4942 ・選挙人名簿への登録の有無
- 4943 ・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 4944 ・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 4945 ・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 4946 ・国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、資格取得・喪失
4947 年月日
- 4948 ・児童手当を受けている者である旨、開始月・喪失月確認
- 4949 ・住基カード又は個人番号カードの保有の有無

4950

4951 **【実装しない機能】**

4952 以下の項目について、住民記録システムから他システムの最新情報が照会
4953 できること。

- 4954 ・選挙人名簿における、投票権の有無、登録年月日、抹消年月日、投票区、
- 4955 事由等のその他の事項
- 4956 ・国民健康保険の被保険者証の記号及び番号
- 4957 ・後期高齢者医療の被保険者証の番号
- 4958 ・介護保険の被保険者証の番号
- 4959 ・米穀の配給の受給に関する情報

4960

4961 **【考え方・理由】**

4962 法第7条（住民基本台帳の作成）にある住民票の記載事項の全てが磁気デ
4963 イスクをもって調製されていることは必須である。

4964 選挙人名簿への登録の有無は、住民票原票の記載事項であり、住民記録シ
4965 ステムにおいて、最新情報を持つておく必要がある。ただし、記載事項とな
4966 っているのは登録の有無のみであり、投票権の有無や登録年月日・抹消年月
4967 日、投票区、事由等のその他の事項を反映できることは不要。

4968 国民健康保険の被保険者証の記号および番号、後期高齢者医療の被保険者
4969 証の番号、介護保険の被保険者証の番号等は、要領第2-2-(1)一クに
4970 において、任意事項の例として挙げられているが、自治体のニーズが低いため
4971 不要。

4972 個人番号カードについては、転出証明に必要な内容であり、今後さらに関
4973 係事務が増えていくことが想定されるため、業務効率化のためにデータとし
4974 て住民記録システム内に保有状況のデータを保持する機能が必要。

4975 米穀の配給については、運用上管理されていないため標準仕様書には不要。

4976

4977 ※法第7条（住民基本台帳の作成）にある住民票の記載事項

- 4978 ・ 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- 4979 ・ 十 国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する
4980 事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
- 4981 ・ 十の二 後期高齢者医療の被保険者である者については、その資格に
4982 関する事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
- 4983 ・ 十の三 介護保険の被保険者である者については、その資格に関する

- 4984 事項で政令で定めるもの（取得・喪失年月日）
- 4985 ・ 十一 国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事
- 4986 項で政令で定めるもの（記号番号、種別、資格取得・喪失年月日）
- 4987 ・ 十一の二 児童手当の支給を受けている者については、その受給資格
- 4988 に関する事項で政令で定めるもの（開始月・喪失月）
- 4989

4990 7.2.3 宛名連携

4991 (No. 37 (他業務連携／宛名連携))

4992 【実装すべき機能】

4993 他システムに対し、個人番号を含む住民記録データが連携（提供）できる

4994 こと。文字については、30.2（文字）で定義する文字情報基盤文字で提供で

4995 きること。

4996 また、当該データは、全件と異動差分のどちらにも対応できること。異動

4997 差分の提供タイミングは、リアルタイム（同期連携又は即時に反映する非同

4998 期連携をいう。）又は準リアルタイム（即時ではないが10分以内おきに行う

4999 非同期連携をいう。）の2つの機能を備え、自治体がタイミングを選択でき

5000 ること。

5001

5002 【考え方・理由】

5003 中核市市長会ひな形を踏襲。

5004 団体内統合宛名システムだけでなく、他業務連携も想定した機能。

5005 全件データを連携する目的としては、

- 5006 ・ 業務システム更改時のテスト及びセットアップ用データ
- 5007 ・ 業務システムの運用開始後に住民記録システムとの整合性確認を行う
- 5008 ためのデータ（中核市市長会構成地方自治体の一部では1年に一度程
- 5009 度、業務システム側で行うことが一般的）

5010 などを想定。

5011 リアルタイム、準リアルタイムの実装方法は、SOAP通信によるもの、共通

5012 基盤システムの住民基本台帳テーブル更新によるものが考えられる。

5013

5014 異動差分データについては、日々の業務連携に用いることを想定。

5015 住民記録データの全件をリアルタイムで実施する必要はない。また、全

5016 のタイミングで実施する機能を組み込むためには相当な改修が必要となる

5017 ため、いずれかに対応とする。ただし、日次のみの機能ではサービスとして

5018 不十分なため、リアルタイムか準リアルタイムのいずれかの機能は必ず搭載
5019 することとする。

5020 なお、全件データを連携する他システムに関しては、原則的に本仕様書で
5021 規定するセキュリティ上の措置・機能等が踏襲されることが必要と考える。

5022 連携データのデータレイアウトについては、地方自治体システムデータ連
5023 携標準検討会等とも連携して別途検討することとしており、連携先とその都
5024 度協議する必要があるようにしていく。

5025

5026 7.2.4 戸籍附票システム連携

5027 (No. 38 (他業務連携／戸籍システム (附票)))

5028

5029 **【実装しない機能】**

5030 管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住所情報を戸籍附票システムに
5031 連携できること。

5032

5033 **【考え方・理由】**

5034 戸籍附票システムが住民記録システムと直接連携している地方自治体と、
5035 CS を介して住民記録システムと連携している地方自治体があるが、デー
5036 タを戸籍附票システムにどう取り込むかまでは住民記録システムで決める必
5037 要はなく、住民記録システムはデータを送信することができる機能(7.1.1.1)
5038 があれば十分なので、管内本籍人の住所異動（転居等）時において、住所情
5039 報を戸籍附票システムに連携できる機能は実装しないこととする。

5040

5041

5042

5043

5044

5045

5046

5047

5048

5049

8 実装してもしなくても良い機能

8.1 コンビニ交付

5050

8.1.1 コンビニ交付サーバ連携

5051 (No. 203 (コンビニ交付/コンビニ交付サーバ連携))

【実装してもしなくても良い機能】

5052 広域交付システムインタフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応し
5053 ていること。

5054

【考え方・理由】

5055 コンビニ交付を行わない地方自治体には不要な機能であるため、実装して
5056 もしなくても良いこととする。

5057 コンビニ交付については、住民記録システム⇒(データ連携)⇒コンビニ
5058 交付サーバという仕組みで対応しているパッケージと、住民記録システム側
5059 で広域交付システムインタフェース仕様書に基づいた電文、証明書 PDF を出
5060 力するパッケージが併存しているため、どちらかに限定しない記載とする。

5061

5062 中核市市長会ひな形を踏襲。

5063

5064 ※ 中核市市長会ひな形の「コンビニ交付サーバ向けの……印鑑登録情報
5065 の全件データが作成できること。」印鑑登録システムについての機能で
5066 あり、住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要

5067

8.1.2 シリアル番号連携

5068 (No. 204 (コンビニ交付/シリアル番号連携))

【実装してもしなくても良い機能】

5069 住基ネット回線経由で個人番号カードの IC チップに格納されている利用
5070 者証明用電子証明書のシリアル番号連携ができること。

5071 住基ネットの稼働状況が確認できること。また、住基ネットへ送信した電
5072 文がエラーとなった場合、そのことが確認できること。

5073

5079 **【考え方・理由】**

5080 コンビニ交付では、利用者証明用電子証明書を用いて本人確認を行い、申
5081 請情報はシリアル番号とともに証明発行サーバに送信される。この送信され
5082 たシリアル番号と住基ネット回線経由で取得したシリアル番号を突合する
5083 ことにより、本人からの申請であることを確認するもの。

5084 コンビニ交付を行わない地方自治体は不要なので、実装してもしなくても
5085 良いとする。

5086

5087 中核市市長会ひな形を修正。(シリアル番号は個人番号カードではなく電
5088 子証明書に記載のものであるため、「個人番号カード」から「利用者証明用
5089 電子証明書」に記載を変更。)

5090

5091

8.2 本人通知制度

5092

8.2.1 登録管理

5094 (No. 46 (本人通知制度／登録管理))

【実装してもしなくても良い機能】

5096 「本人通知制度」の申出内容について、登録・管理できること。

5097 また、登録期間が満了する者について、本人通知期間満了のお知らせが出力できること。

5099 対象の証明書は、窓口で交付した「住民票の写し」と「住民票記載事項証明書」とし、証明書を発行する際に、交付記録として発行日・交付請求者区分（本人、代理人、第三者）・証明書種別・枚数の記録（登録）ができること。また、証明書発行後に修正（交付請求者の選択誤りを修正）ができること。

【考え方・理由】

5105 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該地方自治体の判断とする。

5107 ※ 記載は、中核市市長会ひな形を一部修正（一覧表はEUC対応）

5108

8.2.2 画面表示

5110 (No. 47 (本人通知制度／画面表示))

【実装してもしなくても良い機能】

5112 「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。

5114

【考え方・理由】

5116 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該地方自治体の判断とする。

5118 ※ 記載は、中核市市長会ひな形を踏襲。（一覧表はEUC対応。）

5119

5120 8.2.3 通知書出力

5121 (No. 48 (本人通知制度／通知書出力))

5122 **【実装してもしなくても良い機能】**

5123 証明書発行履歴をもとに本人宛又は申請者宛の住民票の写し等交付通知
5124 書（発行日・請求者区分・証明書種別・枚数）が出力できること。

5125 なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、「本人通
5126 知制度の事前登録者への交付（申請者が本人の交付記録は除く）」、「事前登
5127 録に関わらず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）による判定」
5128 が選択可能であること。

5129

5130 **【考え方・理由】**

5131 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なることから、実装する
5132 かないかは、当該地方自治体の判断とする。

5133 ※ 記載は、中核市市長会ひな形に付記。

5134

5135

5136

8.3 特別永住者

5137

5138

5139 8.3.1 切替異動者リスト及び案内作成

5140 (No. 147 (特別永住者／切替異動者リスト及び案内作成))

5141 【実装してもしなくても良い機能】

5142 指定した切替対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、切替異
5143 動者リスト（有効期限を含む。）と案内を作成すること。

5144 切替年月日を経過した特別永住者について（自動的に）定期的に切替案内
5145 が作成されること。

5146 有効期限の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。

5147 指定都市においては、切替異動者リストを行政区単位で分割できること。
5148

5149 【考え方・理由】

5150 中核市市長会ひな形を踏襲。

5151 この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不
5152 要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接
5153 した事務であること、入管からの通知が今後も継続される保証はないこと等
5154 から、構成員から強い要望があったため、実装してもしなくても良い機能と
5155 する。

5156 指定都市においては、作業の効率化の観点から、切替異動者リストを行政
5157 区単位で分割できることとする。
5158

5159 8.3.2 申請受理処理

5160 (No. 147-2 (特別永住者／申請受理処理))

5161 【実装してもしなくても良い機能】

5162 申請を行った者について、申請受理状態にし、特別永住者証明書交付予定
5163 通知書・受領書を出力できること。受領書については、再出力できること。
5164 また、誤って受理処理を行った者について、取消しができること。項目ごと
5165 に取消前と取消後が印字された確認票が出力できること。

5166 出入国在留管理庁から特別永住者証明書を接受した者について、交付待ち

5167 状態にすること。項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力でき
5168 ること。

5169 出入国在留管理庁長官通知を取り込むことができ、項目ごとに変更前と変
5170 更後が印字された確認票が出力できること。

5171 出入国在留管理庁あてに市町村通知を発出後、項目ごとに変更前と変更後
5172 が印字された確認票が出力できること。同時に交付済の状態にすること。

5173 返納された特別永住者証明書について、返納入力ができること。

5174 交付予定期間に特別永住者証明書を受領にこない場合に、不交付返戻情報
5175 を入力できること。

5176 誤処理によって作成された在留カード（又は特別永住者証明書）情報履歴
5177 の削除ができること。ただし、最新の履歴は削除できない仕様であること。

5178

5179 8.3.3 切替予定数調査

5180 *(No. A19・A20 (特別永住者／切替予定数調査 (年度・月)))*

5181 **【実装してもしなくても良い機能】**

5182 有効期限の支所別（区役所別）、年度別集計表を作成できること。

5183 現年度と次年度について、有効期限の支所別、月別集計表を作成できるこ
5184 と。

5185

5186 **【考え方・理由】**

5187 切替予定数調査は法定の要件ではない。特別永住者証明書の切り替え事務
5188 は入管特例法の法定受託事務であるが、支所別というのは各地方自治体固有
5189 要件である。

5190 各支所で特別永住者の証明書切替事務を行っている地方自治体の場合、事
5191 務作業量、工数等を推察するため作成している集計表であり、ほとんどの地
5192 方自治体には不要な帳票であるため、実装してもしなくても良い機能とす
5193 る。。

5194

5195

5196

5197

5198

5199

5200

5201

5202

5203

5204

9 バッチ

5205

5206

5207

5208

5209 9.1 バッチ処理

5210 (No. 8 (共通/バッチスケジュール管理))

5211 【実装すべき機能】

5212 バッチ処理（あらかじめ登録した一連の処理を自動的に実行する処理方式）
5213 の実行（起動）方法として、直接起動方法だけでなく、年月日及び時分、毎
5214 日、毎週〇曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理に
5215 よる起動方法）が提供されること。スケジュール管理にソフトウェア製品を
5216 利用する場合は名称、メーカー、バージョンなどを、発注者からの要求があ
5217 った場合、提示すること。

5218 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照さ
5219 れること。なお、前回設定のパラメータは、一部修正ができること。修正パ
5220 ラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。

5221 全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末
5222 名称、正常又は異常の旨、異常終了した際は OS やミドルウェア等から出力
5223 されるエラーコード等）が出力されること。また、異常終了した場合の警告
5224 を他の通報システムに連携できること。

5225 また、例えば 6.1 で記載した統計についてバッチの実行結果から一連の作
5226 業で最終的な提出物を XSLX 形式等で作成する場合等には、自動実行する仕
5227 組みを用意すること。

5228 このほか、9.2（抑止対象者）以降に特に留意すべき処理について記載し
5229 ており、これらの処理についてはバッチ処理を可能とすること。

5230

5231 【考え方・理由】

5232 バッチ処理の実行方法には、直接起動方法の他、ジョブスケジューラーから
5233 実行される「同期実行」、イベント駆動型である「非同期実行」がある。

5234 住民記録システムにおいては、他システム間連携等のイベント発生による
5235 実行（非同期実行）は一般的に用いられないことから、全てのバッチ処理が「同
5236 期実行」できることが必要となる。

5237 また、バッチ処理で異常が発生した場合はリカバリが必要となることから、
5238 リカバ리를効率化するための実行結果の出力は必須である。

5239 製品によっては、最終的な Excel 形式のものをシステムで作成可能なもの
5240 や、CSV だけ作成し、あとはオペレーションで行うものもあるため、機能要件
5241 を合わせるために記載。

5242 なお、ベンダは、構築環境等によらず提供製品についての情報を顧客である

5243 地方自治体に開示、説明する義務があり、地方自治体側もミドルウェアの情報
5244 に限らず把握しておく必要がある。

5245 修正パラメータ個所は判別しやすい必要があるが、アクセシビリティの観
5246 点から、色での識別等の方法は規定しない。

5247

5248 9.2 抑止対象者

5249 (No. 148 (バッチ/異動・発行抑止対象者))

5250 【実装すべき機能】

5251 抑止対象者一覧を作成できること。

5252

5253 指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること。

5254

5255 【考え方・理由】

5256 抑止対象者は、設定した後、抑止状態のままになることを防止するため、
5257 一定期間後にメンテナンスを行うための一覧を作成し確認する。

5258 指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧について行政区単位
5259 で分割できることとする。

5260

5261 中核市市長会ひな形を踏襲。

5262

5263 ●データ連携に関しては、地方自治体システムデータ連携標準検討会等と
5264 連携して検討●

5265

5266 9.3 除票用データベースへの移行

5267 (No. 150 (バッチ/除票廃棄))

5268 【実装すべき機能】

5269 5年を経過した除票について、住民記録システムデータベースから除票用
5270 データベースへ移行し、同時に住民記録システムデータベースから削除でき
5271 ること。

5272 1年に1回、自治体ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票について、
5273 バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。

5274

5275 **【考え方・理由】**

5276 デジタル手続法による法の一部改正に基づき、令の一部が改正され、住民
5277 票の除票の保存期間が5年から150年に延長された。

5278 1.1.5（除票）に記載のとおり、5年を経過した除票について、1年に1
5279 回、自治体ごとに繁忙期を避けて、バッチ処理により、住民記録システムデ
5280 ータベースから除票用データベースへの移行作業を行うものとする。

5281

5282 9.4 成年被後見人

5283 (No. 151 (バッチ/成年被後見人))

5284 **【実装すべき機能】**

5285 対象者については、成年被後見人の設定ができること。

5286 成年被後見人の転出があった場合、転入地市区町村へ発送する通知書を作
5287 成できること。

5288

5289

5290 **【実装しない機能】**

5291 成年被後見人について、一覧表が作成できること。

5292

5293 **【考え方・理由】**

5294 中核市市長会ひな形を補完。（一覧表はEUC対応）。

5295 成年被後見人の設定に関する機能は、主には印鑑事務と関係すると考えら
5296 れるが、住基事務においても、例えば、成年被後見人が単独で住民異動届を
5297 提出しようとした場合に、成年被後見人であるかどうかを確認できる必要が
5298 あることから関係がある。成年被後見人となった通知は住所地のみに送付さ
5299 れるため、市区町村間で連携されていないと転入地市区町村が了知できず、
5300 当該成年被後見人の当初の住所地の地方自治体が他の地方自治体に通知す
5301 る必要がある。中核市市長会ひな形に記載されており、一定の数があると考
5302 えられるため、標準案にも盛り込む。

5303 なお、異動処理と連動した対象者の一覧表作成・出力については、EUC機
5304 能により対応する。

5305

5306 9.5 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）

5307 (No. 152 (バッチ/住民基本台帳の一部の写し (閲覧用)))

5308 **【実装すべき機能】**

5309 抽出条件を指定（例：支援措置対象者を除く、ランダム順位）した住民基
5310 本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成・出力ができること。

5311 全件リストについては、PDF 又は CSV 形式のテキストファイルで出力がで
5312 きること。

5313

5314

5315 **【考え方・理由】**

5316 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）は、PDF による閲覧や特別な閲覧シ
5317 ステムに移すための CSV データで作成することが想定される。

5318

5319 中核市市長会ひな形を補完。

5320

5321 9.6 無作為抽出・条件指定抽出

5322 (No. 153 (バッチ/無作為抽出・条件指定抽出))

5323 **【実装すべき機能】**

5324 性別、生年月日、地区、抽出人数を指定して住民を無作為抽出することが
5325 できること。

5326 対象者の宛名シールを出力することができること。

5327

5328 **【考え方・理由】**

5329 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、他課からのニーズが高い等
5330 の理由から、本機能が必要との意見が多数であったため、住民記録システム
5331 以外で担うべきシステムがない場合があることも踏まえ、実装すべき機能と
5332 する。

5333

5334 9.7 住所一括変更

5335 (No. 154 (バッチ/住所一括変更))

5336 **【実装すべき機能】**

5337 区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができ、その
5338 後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できること。対象者に事
5339 前又は事後の通知を出力できること。

5340 以下について対応できること。

5341 ・現住所については、世帯番号と変更前後が入力された CSV データより、住
5342 民記録データの一括更新ができる。

5343 ・本籍については、宛名番号と変更前後が入力された CSV データより、住民
5344 記録データの一括更新ができる。

5345 ・仮処理と本処理ができる。処理結果を確認するための一覧が作成できる。

5346

5347 ・抽出時点の対象者と、本処理時点での対象者および変更前のデータが相違
5348 する者（転出予定者を含む。）については、一括更新から除外して構わな
5349 い。

5350 ・一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事
5351 項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所有有無の考
5352 慮は不要。CS の更新事由は「軽微な修正」とすること。

5353

5354 **【実装しない機能】**

5355 住居表示、土地の名称、地番変更等が行われる区域の住民登録者について、
5356 「氏名、住所、生年月日、本籍、筆頭者、世帯主か否か」を抽出し、一覧表
5357 が作成・出力できること。

5358 （住居表示・土地の名称・地番変更発生時の S E 作業による対応可。）

5359

5360 該当区域内における基準日から実施日までの異動処理について、「異動前
5361 / 異動後の氏名、住所、方書、異動事由」を抽出し、確認用の一覧表が作成・
5362 出力できること。

5363 戸籍附票記載事項通知（19 条 1 項通知）情報を作成し、通知が一括送信で
5364 きること。

5365 住居表示、土地の名称、地番変更等について、住所変更の証明書を作成・
5366 出力できること。

5367 郵便局や金融機関等の他機関へのデータを提供できること。

5368

5369

5370 **【考え方・理由】**

5371 中核市市長会ひな形に付記。

5372 区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができ、その
5373 後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できるとの機能について
5374 は、構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、住民票（原票）上の住所
5375 が変更になるため住民記録システムにおいて対応すべきである等の理由から、
5376 本機能が必要との意見が多数であったため、実装すべき機能とする。

5377 また、対象者に事前又は事後の通知を出力する機能については、専用のパ
5378 ッケージはなく、既に多くのベンダが対応している等の理由から、事前又は
5379 又は事後の通知のいずれかが必要であるとの意見が多数であったため、事前
5380 又は事後で通知文はほぼ変わらないことも踏まえ、ともに実装すべき機能と
5381 する。

5382 地図会社とのデータの授受については、市区町村から、当該者の現住所が
5383 わかる世帯情報を地図会社（測量会社）へデータ提供し、地図会社が新住所
5384 （住居表示後の住所）を追記し、市区町村へ納品することで、この変更前後
5385 のデータを使って、住所一括変更を処理する運用を行う地方自治体もあるが、
5386 標準仕様書としてはこの機能は不要である。

5387 住所変更の証明書を出力する機能については、20.0.3（異動履歴の記載）
5388 により、住民票の写し又は住民票記載事項証明書で異動履歴を記載すれば良
5389 いため、不要である。

5390

5391 9.8 経過滞在者

5392 *(No. B10 (バッチ/出生経過滞在者))*

5393 **【実装しない機能】**

5394 出生・国籍喪失による経過滞在者情報の一覧表を作成できること。

5395

5396 **【考え方・理由】**

5397 EUC で対応可能であり、本機能を利用せずに対応している地方自治体もあ
5398 ることから、住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要。

5399

5400

5401

5402

5403

5404

5405

5406

10 共通

5407

5408

5409

5410 10.1 EUC 機能他

5411 (No. 1 (共通/EUC機能他))

5412 **【実装すべき機能】**

5413 EUC 専用のデータソース（分析等ができるよう整理された情報の集まり）
5414 が整備されていること。データソースは、住民の異動履歴や除票データを含
5415 む住民記録システムの全てのデータを対象とすること。

5416 これらの機能等によって、データの抽出・分析・加工及びそれらの出力等
5417 について、以下のとおり提供されること。

5418

5419 **【データソース】**

5420 「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」の「データ項目一覧表」に
5421 記載のあるデータ項目について、データソースとして参照できること。

5422 各データ項目については、「データ項目一覧表」における「データ項目名
5423 称」として参照できること。

5424 また、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「外字使用（外字使用の有
5425 無）」、「コード」の仕様については、「データ項目一覧表」の記載内容（各
5426 データ項目の仕様）に従うこと。

5427 「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」の「データ項目一覧表」に
5428 記載のないデータ項目であっても、1（管理項目）において管理し、又は
5429 2（検索・照会・操作）において検索・照会・操作できることとしている
5430 項目（例：個人番号カードの発行状況、証明書の交付履歴）については、
5431 データソースとして参照できること。

5432 これらのデータソースは、物理的な EUC 専用のデータソースまたは仮想的
5433 なデータソース等として提供すること。

5434

5435 **【データ抽出・分析・加工】**

5436 データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件に
5437 よるデータの抽出ができること。また、一般的な演算子（+, =, >, !=, &, ++, -
5438 -他、各種演算を表わす記号・シンボル）及び一般的に流通している表計算
5439 ソフトウェアやデータベースソフトウェアで用いられる一般的な関数を用
5440 いたデータの抽出・分析・加工等ができること。また、大量抽出等した
5441 場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。

5442 なお、一般的な演算子や関数を用いる方式については、演算子等を直接
5443 記述・指定するものの他、特別の知識のない職員であってもデータの抽出・
5444 分析・加工等ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、対話

5445 的に処理を進める操作方式（ウィザード）も提供すること。

5446

5447 【データ出力】

5448 抽出・分析・加工したデータに対して、XML 形式や CSV 形式として、デ
5449 ータの出力ができること。

5450 また、リスト形式及び宛名形式でのディスプレイや紙等への出力（ディ
5451 スプレイ表示、プリンターでの印刷等）及び PDF 形式でのファイル保存も
5452 できること。

5453 これらのデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力については、大
5454 量処理の場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。

5455 そして、特別の知識のない職員であってもデータ並びにリスト形式及び
5456 宛名形式での出力に関わる操作ができるよう（設定項目を提示して選択や
5457 入力を促し）、対話的に処理を進める操作方式（ウィザード）も提供す
5458 ること。

5459 なお、データ項目を出力する際は、30.2（文字）に規定する要件に従う
5460 こと。

5461

5462 【考え方・理由】

5463 住民記録システムをノンカスタマイズ前提に標準化するためには、全
5464 の市区町村で求められる機能を実装することが理想である。一方で、自治
5465 事務である住民基本台帳業務においては（団体ごとの多様性があることか
5466 ら）、全国の市区町村から求められる機能の全てを網羅することは、コス
5467 ト等の観点から現実的ではない。

5468 そこで、EUC 機能によって、非定型業務（住民記録システム標準仕様で
5469 当該機能が提供されていない業務）、市区町村ごとの独自業務及び各都道
5470 府県で実施される独自の統計調査等に対して、ノンカスタマイズで対応で
5471 きるようになることは、以下標準仕様の目的（自治体システム等の標準化
5472 を推進する目的）にも資する。

5473 （目的1）カスタマイズを原則不要にする。

5474 ⇒ 非定型業務及び独自業務等のカスタマイズが抑制できる。

5475 （目的2）ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする。

5476 ⇒ システム移行に関わる元データの確認・検査等のコストが縮減できる。

5477 （目的3）自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。

5478 ⇒ オープンデータ等に対応するコストが縮減できる。

5479

5480 住民記録システム自体に実装を求めるものはないが、操作方式について
5481 は、操作説明書（オペレーションマニュアルの類）によって別途提供され
5482 ることが必要である。その際、以下の帳票を作成することを操作例として
5483 含めるよう留意されたい。

- 5484 ・ ある地区の 65 歳以上の一人世帯の一覧
- 5485 ・ 小学校区別・年齢階層別人口の統計
- 5486 ・ ある期間の地区ごとの転出者数の統計

5487

5488 ○技術的基準

5489 第 9 住民記録システムの安全な管理等

5490 3 住民記録システムの管理

5491 (2) ファイルの不当な使用の防止等

5492 ファイルの使用者の資格を明確に定めることとし、資格を持たない
5493 者による使用を制限すること等、ファイルの使用の管理及び不当な使
5494 用の検知について必要な措置を講ずること。

5495 (3) データ等の取扱い及び管理に際してのエラー及び不正行為の防止

5496 データ、プログラム及びドキュメントについては、特定の者が管理
5497 すること、定められた場所に保管すること、受渡し及び保管に関し必
5498 要な事項を記録すること、使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認
5499 を得て行うとともにその記録を作成すること等その取扱い及び管理
5500 の方法を明確にすること。

5501

5502 ○技術的基準

5503 第 9 住民記録システムの安全な管理等

5504 4 端末機操作の管理

5505 (2) 端末機の操作者の確認

5506 ア 住民記録システムの運用に際しては、パスワード、識別カード又
5507 はこれらと同等以上のものと認められる方法により資格の確認を行
5508 うこと。

5509 イ (略)

5510 (3) ファイルに対する利用制限

5511 端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイル
5512 の利用を制限する方法を定めること。

5513 (4) (略)

5514 (5) 強制的に終了する機能

5515 端末機には、複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了する
5516 機能を設けること。

5517

5520 **【実装すべき機能】**

5521 <ログの取得>

5522 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者
5523 に対して、以下のログを取得すること (IaaS 事業者がログについての責任を
5524 負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、
5525 IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が自治体に提供され
5526 るようにすること)。

5527 ・ 操作ログ

5528 取得対象：①照会、②帳票発行、③異動入力 (履歴追加)、④異動
5529 入力 (履歴修正)、⑤異動入力 (履歴削除)、⑥バッチ処理
5530 (帳票作成)、⑦バッチ処理 (データ更新)、⑧画面ハード
5531 コピー、⑨データ抽出 (EUC)

5532 記録対象：操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの
5533 場合は対象となったレコード (処理対象者等)・機能名・
5534 画面名、バッチについては処理名、処理・交付場所、個人
5535 番号へのアクセス有無

5536

5537 ・ 認証ログ

5538 ログイン及びログインのエラー回数等

5539 ・ イベントログ

5540 住民記録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イ
5541 ベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報

5542 ・ 通信ログ

5543 Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサーバ
5544 等との通信エラー等

5545 ・ 印刷ログ

5546 印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ (又は印刷
5547 端末名)、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、
5548 出力形式 (プレビュー、印刷、ファイル出力等)、証明書の場合には
5549 発行番号等の情報

5550 ・ 設定変更ログ

5551 管理者による設定変更時の情報

5552 ・ エラーログ

5553 住民記録システム上でエラーが発生した際の記録。管理者による
5554 設定変更時の情報

5555

5556 取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインで
5557 の検索・抽出・照会、EUC 機能を用いた後日分析が簡単にできること。

5558 なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き
5559 込み禁止等の改ざん防止措置がされること。

5560

5561 <ログの分析>

5562 システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から
5563 分析・ファイル出力が作成できること（IaaS 事業者がログについての責任
5564 を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、
5565 IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供
5566 されるようにすること）。

5567 [分析例]

- 5568 ・深夜・休業日におけるアクセス一覧
- 5569 ・ログイン失敗一覧
- 5570 ・ID 別ログイン数一覧
- 5571 ・大量検索実行一覧
- 5572 ・宛名番号等から該当者の検索実行一覧

5573

5574 【考え方・理由】

5575 ログの保管期間は、各地方自治体の開示請求の対応期間と同じであること
5576 が望ましい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を
5577 占めることになる。

5578

5579 保管期間を指定する理由を明示することによって、クラウド環境下等にお
5580 いて長期的にログを残したい団体に対する追加課金等の理由も明確になる。

5581 特に、特定個人情報に関わるログに関しては、内部監査及び外部監査（個
5582 人情報保護委員会による監査等を含む。）にも対応できるよう、監査証跡と
5583 しての役割も満たせることが必要である。（特定個人情報へのアクセスログ
5584 については、安全管理措置でログの取得と定期的な分析・確認が義務づけら
5585 れており、ログ取得機能を提供できないシステムは番号法違反となり、導入
5586 できない。）

5587

5588 なお、印刷ログについては、プリンタ名では印刷場所の特定が困難な場合
5589 があることから、その場合には省略することができ、印刷端末名をもって代
5590 えることも可とすることとした。

5591

5592 10.3 操作権限管理

5593 *(No. 3 (共通/操作権限管理))*

5594 **【実装すべき機能】**

5595 発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理
5596 者に対して、個人単位で ID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、
5597 操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理でき
5598 ること。

5599 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権
5600 限レベルが設定できること。

5601 ユーザ ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変
5602 更、システム管理者による初期化ができること。認証にあたっては、シング
5603 ル・サイン・オンが使用できること。

5604 アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。

5605 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。

5606 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジュー
5607 ラーに設定し、事前に準備ができること。

5608 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御が
5609 できること。

5610 他の職員が住民情報の入力・異動作業をしている間は、同一住民の情報に
5611 ついて、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。

5612 なお、操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれらに基
5613 づく利用者別の各種制御ができること。

5614 例：10.1 (EUC 機能他)、10.2 (アクセスログ管理) 10.3 (操作権限管理)、

5615 10.4 (操作権限設定)、2.2.4 (支援措置対象者照会)、

5616 1.1.16 (支援措置対象者管理)、9.1 (バッチ処理)

5617 4.3.11 (住民票コード付番) の操作権限は、それぞれ独立して制御ができ
5618 ること。

5619 操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。

5620

5621 ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用
5622 いた二要素認証に対応すること。

5623

5624

複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了させることができること。

5625

5626

【実装しない機能】

5627

職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。

5628

5629

【考え方・理由】

5630

特定個人情報を含む個人情報や機微情報を取り扱う住民記録システムでは、システムの利用者及び管理者の個人単位での操作権限の管理が必要であるととも、なりすまし利用を防止するため二要素認証を利用可能とする。
(グループ利用や非常勤職員等が同一 ID を共用することは禁止)

5631

5632

5633

5634

操作権限は、個々のシステムの利用者及び管理者を特定することが必要となるため、必ず、利用者個人を単位とした ID 及びパスワードを付与する。
なお、全ての操作権限は、個々の ID に紐づくことになる。

5635

5636

5637

アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は不要。

5638

5639

なお、人事異動の際のメンテナンスの負荷軽減を考慮し、操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできることとする(テキストデータを元にシステムで一括更新可能など)。

5640

5641

5642

5643

10.4 操作権限設定

5644

(No. 4 (共通/操作権限設定))

5645

【実装すべき機能】

5646

システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、他課参照や異動・証明を含む全ての画面にて、「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」及び「在留資格等」の項目を表示又は非表示に設定できること。

5647

5648

5649

5650

5651

【実装しない機能】

5652

「続柄(世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)」について、操作権限に応じて表示・非表示を切り替えることができること。

5653

5654

5655

5656 **【考え方・理由】**

5657 住民基本台帳は、法第1条において、「住民の居住関係の公証、選挙人名
5658 簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住
5659 所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理
5660 を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度
5661 を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政
5662 の合理化に資することを目的とする。」とされており、住民票の記載事項を
5663 当該市区町村内の関係部署において適切に利用することについては、制度の
5664 趣旨に合致したものとされている。

5665 一方で、住民票の記載事項には個人番号や住民票コード、戸籍に関する情
5666 報、在留資格等機微情報も含まれている。これらの項目については、住民票
5667 の記載事項であるが、処理担当者によっては必ずしも必要な情報ではないた
5668 め、他課参照用の住民記録照会画面において、これらを利用することができる
5669 システムの利用者及び管理者といった権限者に応じて、個人単位で一定の
5670 操作権限設定を行えることとする。

5671 なお、「続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯
5672 主の氏名及び世帯主との続柄）」については、分科会における議論の結果、
5673 表示・非表示を切り替えるニーズが確認できなかったため、表示・非表示を
5674 切り替える機能は不要と判断した。

5675

5676 10.5 ヘルプ機能

5677 (No. 9 (共通/ヘルプ機能))

5678 **【実装すべき機能】**

5679 システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。
5680 また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方
5681 法等が確認できるオンラインマニュアル(画面上に表示されるマニュアル類)
5682 が提供されること。

5683

5684 **【実装しない機能】**

5685 システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有してい
5686 ること。

5687

5688 **【考え方・理由】**

5689 地方自治体によっては冊子のマニュアルが使用されているが、オンライン
5690 マニュアルで代替できるため、不要とする。

5691 オンラインマニュアルは、システムの操作中に、キーワード検索などによ
5692 って、知りたい情報に容易にアクセスできる。

5693 オンラインマニュアルの一部として、Q&A（よくある質問&回答）集が
5694 提供されることが望ましい。

5695

5696 10.6 中間標準レイアウト仕様での出力

5697 *(No. 11 (共通/中間標準レイアウト仕様での出力))*

5698 **【実装すべき機能】**

5699 「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」で定義された表形式（移行
5700 ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、
5701 コード一覧）、XML 形式又は CSV 形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽
5702 出機能が提供されること。また、中間標準レイアウト仕様以外で保有するデ
5703 ータがある場合は、同様に提供されること。

5704 なお、システム契約期間の終了時には、その時点での「中間標準レイアウト
5705 仕様（住民基本台帳の最新バージョン）」で定義された表形式、XML 形式又
5706 は CSV 形式でデータ提供ができること。

5707

5708 **【考え方・理由】**

5709 総務省は、地方公共団体の業務システムにおける円滑なデータ移行の実現
5710 を目指し、全国の地方公共団体がデータ移行時に共通的に利用できる「中間
5711 標準レイアウト仕様」を作成した（「自治体クラウドにおける円滑なデータ
5712 移行を可能とする中間標準レイアウト仕様の作成に係る調査業務」）。

5713 ※ 業務システムの契約満了時に中間標準レイアウト仕様を利用したデー
5714 タ提供を定着させれば、データ移行時の経費低減が図れる。

5715 また、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針（総務省）」では、
5716 指針6において、「システム間のデータ移行における多額の費用発生等、自
5717 治体クラウド導入の阻害・ベンダロックインの原因」を解消する方策として、
5718 中間標準レイアウト仕様の利活用を示している。

5719

5720 これらのことから、標準システムには「中間標準レイアウト仕様」対応が

5721 必須といえる。

5722 また、「中間標準レイアウト仕様利活用ガイド 2019年度版 (J-LIS)」に
5723 おける「4章 中間標準レイアウト仕様の活用案」において「EUC ツールの
5724 共用」や「オープンデータ対応の促進」とあるように、EUC 等の参照元デー
5725 タとしての活用の効果は高いため、データ移行時以外での利活用も望まれる。
5726 ただし、中間標準レイアウト仕様はそのままではシステム移行に対応するた
5727 めには履歴管理等、項目が不足しているため、今後は中間標準レイアウト仕
5728 様をベンダ変更にも対応できる精度のものにしていく必要がある。

5729

5730 なお、システム移行時には、システム移行時点での最新の中間標準レイア
5731 ウト仕様に対応できることが必須となる。

5732

5733 10.7 印刷

5734 (No. 12 (共通/検索機能))

5735 【実装すべき機能】

5736 証明書を発行する際にプリンタやトレイ（ホッパ）の指定ができること。
5737 出力部数を設定できること。

5738 帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。

5739 帳票発行時に PDF か紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。

5740 住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハ
5741 ードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。

5742 氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過
5743 内容を記載したリストを出力できること。

5744

5745

5746 【実装しない機能】

5747 アクセスログが取得できない OS 独自の印刷ができること。

5748 大量印刷ができること。

5749 住民閲覧台帳の全住民分印刷を行うため、高速に印刷が行えるよう連帳プ
5750 リンタで印刷できること。

5751

5752 【考え方・理由】

5753 住民記録システム以外のシステムへのコピーや貼り付けのために使用し

5754 ている画面ハードコピー機能については、情報セキュリティ確保の観点から
5755 問題があるが、外字等を入力するために当該機能を多用している地方自治体
5756 もあるため、アクセスログが取得可能な形で実装すべき機能に盛り込むこと
5757 とした。

5758 大量印刷のための機能は、住民記録システムで大量印刷が必要な事務は想
5759 定されないため不要。なお、住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）につい
5760 も、9.5（住民基本台帳の一部の写し（閲覧用））に記載のとおり紙印刷でな
5761 く PDF 又は CSV で出力することを想定しているため、大量印刷することには
5762 ならない。

5763

5764 10.8 C S V 形式のデータの取込み

5765 【実装すべき機能】

5766 異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV 形式で提供された以下のデ
5767 ータを取り込めること。その際、任意の方法で CSV 形式になったデータを取
5768 り込むことができればよい。（なお、転出証明書への QR コードの印字につい
5769 ては、20.2.1（転出証明書）を参照。）

- 5770 ・ 転出証明書に記載のデータ
- 5771 ・ 住民異動届に記載のデータ
- 5772 ・ 住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ
- 5773 ・ 個人番号カード券面事項（4 情報（住所・氏名・旧氏・通称・生年月日・
5774 性別）及び個人番号）

5775

5776 【考え方・理由】

5777 ICT を活用して住民異動届や証明書の交付申請書の入力を簡略化する方法
5778 として、スマートフォン等によるオンラインでの事前登録情報の QR コード
5779 化、来庁時のタブレット入力、転出証明書の QR コード読み取り、OCR 読み取
5780 り、個人番号カード券面事項の読み取り等、活用する技術によって、どのよ
5781 うな形で電子データ化するかは異なるものの、いずれも、電子データ化され
5782 たものを住民記録システムに取り込んで、異動処理又は証明書の発行処理に
5783 活用するという点で共通している。

5784 そこで、住民記録システムの機能としては、何らかの方法で CSV 形式にな
5785 ったデータを取り込めることを標準機能とすることとし、どのような方法で
5786 CSV 形式とするか（例：QR コード、タブレット、OCR、個人番号カード券面
5787 AP）は、住民記録システムの機能としては盛り込まないこととする。これに

5788 より、各自治体・ベンダは、様々な技術を選択できることとなる一方で、ど
5789 のような技術を用いても、一旦 CSV 化できれば住民記録システムに取り込め
5790 ることを保証するものである。

5791 なお、転出証明書への QR コードの印字については、20.2.1 (転出証明書)
5792 を参照のこと。

5793 本機能要件を検討するに当たっては、デジタル社会に必要な機能として構
5794 成員・準構成員に意見照会を実施した。その結果、幅広い意見が出されたも
5795 のの、現在は、様々な技術の可能性について、各自治体や各社が検討し、実
5796 証事業を行っている段階であり、現段階で、どの技術を用いるかを決めて標
5797 準として自治体・ベンダにあまねく実装させることは望ましくないことから、
5798 「デジタル化に向けた基盤整備を行う」という本仕様書の目的(第1章2(2)
5799 参照)を踏まえ、標準としては、現段階では、様々な技術の活用を可能にす
5800 る基盤となるような、汎用性の高い機能として本機能を定めた。

5801 なお、個人番号カード券面事項に加えて在留カード券面事項及び特別永住
5802 者証明書券面事項を追加すべきとの意見もあったが、在留カード券面事項及
5803 び特別永住者証明書券面事項については、テキストデータとして取り込む仕
5804 様となっていないため、個人番号カード券面事項のみとした。

5805

5806

5807

5808

5809

5810

5811

5812

5813

5814 11 エラー・アラート項目

5815

5816

5818 **【実装すべき機能】**

5819 論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等（少なくとも「エラー
5820 一項目一覧」に記載のもの）は、エラー（※）として抑止すること。エラー
5821 は、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法
5822 としては、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすること
5823 も、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応
5824 することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して
5825 抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、
5826 いずれもエラーの実装方法として許容される。

5827 論理的には成立するが特に注意を要する入力等（少なくとも「アラート項
5828 目一覧」に記載のもの）は、アラート（※）として注意喚起すること。

5829

5830 ※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、
5831 抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できな
5832 いもの。

5833 ※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注
5834 意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。

5835

5836 エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理
5837 由・対応方法を入力者に適切に伝えること。

5838

5839 **【考え方・理由】**

5840 標準化に当たっては、論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力
5841 等を抑止するためのものをエラー、論理的には成立するが特に注意を要する
5842 入力等に注意喚起するものをアラートとし、その両方について、抑止・注意
5843 喚起すべき場面を整理して、標準仕様書に盛り込む。ただし、具体的なエラ
5844 ーメッセージの文言やそれを表示する場面等、エラー・アラートをシステム
5845 入力者等に伝える方法については、画面遷移の体系や入力確認の方法等によ
5846 っても異なるため、標準仕様として規定しない。

5847

5848 ○ エラー項目一覧

5849

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
1	日本人住民の氏名の入力について、氏と名の間に空白がない場合	日本人住民の氏名には、氏と名の間に空白が必要です。	1.1.1, 1.1.2
2	住所を定めた年月日が住民となった年月日又は外国人住民となった年月日より前の場合	住定日が住民となった日よりも前になっています。	1.1.1, 1.1.2
3	個人番号のチェックデジットが不正の場合	個人番号のチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2
4	市区町村内で個人番号の入力が重複している場合(二重付番を防ぐため)	付番済みの個人番号が入力されています。	1.1.1, 1.1.2
5	入力した住民票コードが空き住民票コードとして登録されている場合	入力した住民票コードは新規付番用です。	1.1.1, 1.1.2
6	住民票コードのチェックデジットが不正の場合	住民票コードのチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2
7	個人番号の入力と住民票コードの新規自動付番が同時に行われている場合	住民票コードを確認し、既に登録されているものを入力するか、新規付番した住民票コードに適合する個人番号を自動で生成してください。	1.1.1, 1.1.2

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
8	外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合に、在留期間又は在留期間満了日を入力した場合	在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者のとき、在留期間・在留期間満了日は入力できません。	1.1.2
9	住民票コードが入力されていない又は新規付番されていない場合	住民票コードが空欄です。	1.1.6
10	異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合	〇〇が入力されていません。	1.1.6
11	世帯主が複数人存在する場合	世帯主が重複しています。	1.1.10
12	性別「男」に対し続柄「妻」が入力されている等、性別と続柄に矛盾が生じている場合	性別と続柄に矛盾があります。 男性に女性の続柄、又は女性に男性の続柄が入力されています。	1.1.11
13	日本人について、18歳未満の続柄を「夫」と入力した場合	18歳未満のため、夫を選択することはできません。	1.1.11
14	日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合	16歳未満のため、妻を選択することはできません。	1.1.11
15	日本人について、同世帯で「夫」「夫(未届)」「妻」「妻(未届)」が重複している場合	続柄が重複しています	1.1.11

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
16	本人の氏と筆頭者の氏が相違する場合(デザイン差等であっても別字として判定すること。)	本人の氏と筆頭者の氏が違います。確認してください。	1. 1. 12
17	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。選択できません。	3. 1
18	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者、またはその家族(同一世帯員)の情報ですので表示できません。抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。	3. 1
19	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3. 1
20	支援対象者を含む証明書を発行する場合	下記の理由により発行が禁止されています。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3. 4
21	異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合	該当者が選択されていません。	4. 0. 1
22	異動事由と矛盾する異動者を選んだ場合 (例:住所異動で除票者を選ぶ)	異動事由に合わない人が選択されました。 (異動事由に合った該当者を選択してください。)	4. 0. 1
23	新住所を入力する画面で、自治体コード又は市区町村名が入力されていない場合	自治体コード又は市区町村が入力されていません。	4. 0. 2

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
24	届出に基づく異動について、届出日が処理日より未来の日付の場合	届出日が未来の日付です。届出日を確認してください。	4.1.0.2
25	除票データにおいて、個人番号、住民票コード、在留カード番号が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2
26	特例転入を利用した転出処理の届出日において、異動日から既に14日を経過している場合	特例転入を利用した転出は、14日を経過している場合は受け付けられません。職権記載として入力してください。	4.1.3.0.4
27	属する世帯の変更の処理において、住所が異なる世帯へと属する世帯を変更しようとする場合(いわゆる世帯合併においては、住所が異なる世帯へ合併する場合)	選択した世帯員の住所が異動先世帯の住所と異なります。(選択された世帯の住所と現在の世帯の住所が異なります。)正しい世帯を選択してください。	4.1.4.1

5850

5851

5852 **【考え方・理由】**

エラー 番号	エラーとした考え方・理由
1	既存住基システム改造仕様書では、氏と名の間の空欄は必須となっており、住基ネットへの情報連携において、必要な機能と考えられるため。なお、外国人についてはミドルネームがある場合等、氏と名の間に空欄を空けることが適切でないケースもあると考えられるため、日本人の場合のみエラー表示の対象とする。
2	日付の整合性を保つため。
3	個人番号は誤った場合に誤入力の前後の個人紐付け管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。
4	個人番号は誤った場合に誤入力の前後の個人紐付け管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。 なお、自治体外にも同じ番号を保有する者がいた場合、二重付番を防ぐエラーが必要という意見があったが、住民記録システムで自治体外の付番状況を確認することはシステム上できないため、同一自治体内での二重付番のみを防ぐエラーとして整理。 また、3のエラーのみでカバーできるのではないかとの意見もあったが、実際に別人に付番されている個人番号と取り違えた場合にはチェックデジットでは防げないこと、本エラーは全ての準構成員が既に実装しており、費用面での問題も小さいと考えられることから、3とは別のエラーとして実装する。
5	空き住民票コードは新規付番用にCSに割り振られており、新規付番の場合は自動付番されるため、入力した住民票コードが空き住民票コードと一致することはありません。
6	住民票コードは誤った場合に誤入力の前後の個人紐付け管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。
7	個人番号は住民票コードから生成されるため、個人番号を入力することは既に住民票コードは付番済のはずであり、個人番号の入力と住民票コードの新規付番が同時に起こることはありえないため。

エラー番号	エラーとした考え方・理由
8	外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合は、在留期間や在留期間満了日は存在しないため、在留資格の誤入力を防ぐためにエラーとすべきため。
9	住民票コードは住民記録上必須の入力項目であり、入力又は新規付番をしないまま先に進むと連携等各種手続きへの影響が大きいため。
10	意見照会を経て、異動入力全体について共通して論理矛盾を防ぐ記載とした。防ぐ対象は画面遷移ではなく、必須項目が空欄となった状態での確定とする。なお、照合課での確認プロセスがある場合も、システム上誤った状態で確定としていい理由にはならないため、本エラーは実装することとする。
11	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。</p> <p>また、世帯主を切り替える機能を 4.1.3.0.1 で整理しているため、世帯主が未来日転出の場合も、同時に複数人世帯主がいる状態にはならないため、エラーとして整理する。</p>
12	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。</p> <p>また、外国人については本国法で認められている場合は、同性の夫婦もありうるが、その場合は「縁故者」として入力する実務になっているため、「夫」「妻」の表記と性別が矛盾している場合は、国籍にかかわらずエラーとする。</p> <p>なお、今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。</p>
13	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。</p> <p>なお、婚姻ができる年齢は国籍・地域によって異なるため、日本人限定のエラーとし、日本人についても今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。</p>
14	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。</p> <p>なお、婚姻ができる年齢は国籍・地域によって異なるため、日本人限定のエラーとし、日本人についても今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。</p>

エラー番号	エラーとした考え方・理由
15	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。</p> <p>なお、外国人については同性婚、重婚が本国法で認められている国・地域もあり、その場合も入力上は「夫」「妻」と記載するため、このような入力が矛盾にならないケースがあることから、本エラーは日本人限定とする。</p> <p>なお、「父」「母」については、アラートとする（考え方についてはアラート 14 参照）</p>
16	<p>氏名欄の氏と筆頭者欄の氏は必ず一致するはずであり、類似した文字が複数ある漢字を氏に含む場合等、誤入力を避ける必要があるため。</p> <p>なお、筆頭者が既に死亡しており、残存世帯員のみで氏の漢字を平易なものに変更した場合についても、既に死亡した筆頭者も含め漢字が書き換えられるため、氏名欄の氏と筆頭者欄の氏が異なる事態は生じず、エラーとして問題ない。</p>
17	<p>抑止対象者について、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。</p> <p>なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
18	<p>他課からの情報漏洩や他課との間の情報連携のミスを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。</p> <p>なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
19	<p>他課からの情報漏洩や他課との間の情報連携のミスを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。</p> <p>なお、エラーとして対象者に係る異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
20	<p>支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付は慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査を実施した上でエラーを解除することとする。</p>
21	<p>該当者選択なしに異動処理ができる仕組みは成立せず、後続の画面に進めないため。</p>
22	<p>区分の異動についての単純ミスや証明書等の誤発行、個人番号の入力ミス等を防ぐため。</p>

エラー 番号	エラーとした考え方・理由
23	自治体コードと市区町村名のいずれも入力されない場合はCSに正しくデータを送信できないため。
24	異動日等の日付については誤りに気づきにくく、訂正することが難しいため。 また、転入等未来日での異動ができない事項については、システム的にもそのような処理を想定していないため、エラーで入力自体を防ぐ必要があるため。 なお、職権修正については届出日が処理日より未来ということもあり得るが、届出については届出日が処理日より未来ということはないため、本項目はエラーとして整理する。
25	個人番号、住民票コード又は在留カード番号のいずれかが一致するものがいた場合は、再転入であると考えられることから、新規の入力を抑止するためエラーとする。
26	異動日等の日付は誤りに気づきにくく、訂正することが難しいため。
27	世帯合併の際に住所が異なるとどちらの住所で更新すべきか判断がつかず、誤った異動入力となされる可能性があるため。 なお、世帯合併時の処理については4.1.4.1で整理。

5853

5854

5855 ○ アラート項目一覧

5856

アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
1	住所に番地を入力していない場合	番地が入力されていません。	1.1.1, 1.1.2
2	住居表示地区における住所に号の入力をしない場合	住居番号が入力されていません。	1.1.1, 1.1.2
3	存在しない町・字コードが入力された場合	(存在しない町・字コード『9999』を入力した場合)「9999に該当する町・字コードはありません。」	1.1.1, 1.1.2
4	異動処理や証明書発行の対象となる住民が成年被後見人の場合	対象者は成年被後見人です。処理を進めて良いですか。	1.1.1, 1.1.2
5	入力した在留カード番号の入力形式が異なる場合	在留カード番号の入力形式が正しくありません。	1.1.2
6	続柄が未記載の場合	続柄が入力されていません。	1.1.6
7	日本人住民について、本籍又は筆頭者欄が未記載の場合	本籍又は筆頭者が入力されていません。	1.1.6
8	転入前住所が未記載の場合	転入前住所が入力されていません。	1.1.6
9	個人番号が未記載の場合	個人番号が未記載です。記載を行ってください	1.1.6
10	死亡日を不詳日又は歴上日以外の年月日とする異動処理の場合	死亡日に存在しない日付又は不詳日が設定されていますが、よろしいですか。	1.1.8
11	生年月日を不詳日又は歴上日以外の年月日とする異動処理の場合	生年月日に存在しない日付又は不詳日が設定されていますが、よろしいですか。	1.1.8
12	世帯主が存在しない場合	世帯主が不在です。	1.1.10

アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
13	15歳未満の住民を世帯主とした場合	15歳未満ですが、世帯主でよろしいですか？	1.1.10
14	日本人住民について、同世帯で「父」「母」が重複している場合	続柄が重複しています。実親と養親が同世帯にいますか。	1.1.11
15	住民実態調査該当者を特定する検索をした場合	住民実態調査該当者です。	2.1.3
16	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。	3.1
17	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者、またはその家族（同一世帯員）の情報を表示しようとしています。ご注意ください。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。	3.1
18	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.1
19	支援措置の期間終了日の1か月前以降で、支援対象者の住民票を参照した場合	1か月以内に支援措置の期間が終了します。	3.4
20	支援措置の期間が終了している支援対象者の住民票を参照した場合	支援措置の期間が終了しています。	3.4

アラート 番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を 示す	関係する 機能要件 番号
21	支援対象者と併せて支援を求める者が、転出届又は転居届を行う場合で、転出又は転居の処理を確定しようとした場合	支援対象者と併せて支援を求める者が、転出又は転居しようとしています。加害者に支援対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。	3.4
22	加害者である法定代理人が、支援対象者と併せて支援を求める者（未成年）の転出届又は転居届を行う場合で、転出又は転居の処理を確定しようとした場合	加害者が支援対象者と併せて支援を求める者の転出届又は転居届を行おうとしています。加害者に支援対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。	3.4
23	いずれの項目も変更がされていない場合	入力前と変更がありません。	4
24	個人番号カード保有者が券面記載事項に係る修正・異動を行う場合（異動処理終了時にカードの券面記載事項も変更するよという趣旨）	マイナンバーカード所有者の券面記載事項に係る修正・異動が行われますので、マイナンバーカードの券面記載事項の変更を行ってください。	4
25	住民実態調査該当者を異動処理する場合	～は実態調査該当者です。提出課「～」	4.0.1
26	住所を定めた年月日を、異動日と異なる日付に変更した場合	異動日≠住定日となりますが、更新しますか。	4.0.2
27	入力した異動日より新しい異動日で他の異動処理が行われている場合	入力よりも新しい異動があります。確認してください。	4.0.3

アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
28	届出の異動日が他の世帯員の住所を定めた年月日以前の場合	他の世帯員が住所を定めた年月日より前の異動日が入力されました。よろしいですか。	4.0.3
29	世帯員が複数いる世帯の転出において、世帯主の転出に伴い世帯主変更の必要がある場合	転出（予定日：○年●月△日）の世帯主がいます。異動処理の前に、世帯主変更を行ってください。	4.0.4
30	個人情報を変更した後、更新処理を行わなかった場合	更新せずに終了します。よろしいですか。	4.0.9
31	届出日が、異動日から15日以上経過している場合	住み始めてから15日以上経過しています。 異動日が15日以上前の日付です。	4.1.0.2
32	外国人住民について、住居地届出の届出日が、異動日から15日以上経過している場合	住基の届出から15日以上経過しています。	4.1.0.2
33	中長期在留者又は特別永住者の転入で在留カード欄に入力せずに確定した場合	在留カード等が入力されていません。 在留カードが未交付の外国人ですか。	4.1.1
34	除票データにおいて、3情報（氏名・性別・生年月日）のうち2情報が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2
35	再転入で個人番号の入力時に、入力した個人番号が転出時と異なっている場合	入力したマイナンバーは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2

アラート 番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を 示す	関係する 機能要件 番号
36	再転入で住民票コード の入力時に、入力した 住民票コードが転出時 と異なっている場合	入力した住民票コードは転出時の内容 と異なります。	4. 1. 1. 2
37	入力しようとした転入 者と3情報（氏名・性 別・生年月日）が全て 一致する現存者がいる 場合	入力しようとした転入者と3情報（氏 名・性別・生年月日）が全て一致する 現存者がいます。現存者と同一人でな いか確認してください。	4. 1. 1. 2
38	個人番号カード・住基 カード保有者が特例転 入を利用した転出でな い転出をする場合	特例転入を利用した転出ではありませ んのので、住基ネット転出証明データは 作成されません。更新処理後に転出証 明書を発行してください。	4. 1. 3. 0. 4
39	住民記録システム上、 個人番号カード及び住 基カードが未交付とな っている住民につい て、特例転入を利用し た転出を行う場合	システム上、対象者はマイナンバーカ ード・住基カードの交付が確認できな いため、特例転入を利用した転出を行 えません。対象者はマイナンバーカ ード・住基カードを持っていますか。	4. 1. 3. 0. 4
40	除票の記載事項を修正 し、確定しようとした 場合（転入通知の受理 により、除票に転出し た旨を記載する場合を 除く。）	原則として、除票の記載事項は修正で きません。修正してもよろしいです か。	4. 2. 3. 2
41	自動付番時に蓄積され た住民票コードの空き 番レコードの件数が、 設定した件数を下回っ た場合	蓄積された住民票コードが少なくなっ ています。住民票コードの付番要求を 行ってください。	4. 3. 1

アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
42	住民票（原票）の異動処理と、出入国在留管理庁長官通知のタイムラグが発生した場合	住民票の最新異動年月日が出入国在留管理庁長官通知の事由発生年月日より新しいですが、反映処理を行いますか。	4.5.6
43	住基法のための届出又は入管法のための届出を選択した場合	住基法のための届出です。更新してよろしいですか。 又は 入管法のための届出です。更新してよろしいですか。	4.5.7
44	外国人住民の住民票の写しの発行時に、在留期間の満了の日を超えている場合	在留期間満了日を経過しています。在留期間満了日から〇月を経過しています。	5
45	住民票の写しに個人番号を記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。マイナンバーを出力しますか。	5.1
46	住民票の写しに住民票コードを記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。住民票コードを出力しますか。	5.1
47	世帯主のない世帯の世帯員について、世帯主又は続柄を記載した証明書を発行しようとする場合	主なし世帯のため世帯主情報を出力することができません。主なし世帯のため続柄を出力することができません。	5.1
48	システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合又は未登録外字が含まれる場合	文字溢れが発生しています。 未登録外字が含まれます。	5.8

5857

5858

5859 **【考え方・理由】**

アラート番号	アラートとした考え方・理由
1	誤入力を防ぐニーズはあるが、自治体によって無番地の住所があり、エラーとすると不都合であるため。
2	住居表示の地域で誤って地番表記で住所を入力しないようにするため。 なお、土地一帯を同一人物が所有している場合等、住居番号が無い場合も考えられ、住居番号がなくても住居表示としては成立するため、エラーではなくアラートとする。
3	現在使用していない古い自治体コード等を選択してしまうと、住基ネットとの連携で不具合が生じるため。また、再転入等があった場合に、合併前の旧町の住所表示が反映されてしまうことがあるため。 なお、住所辞書の更新時点より新しい情報を手入力する際や、住基ネットへの連携前に一旦入力して先に進む場合等、先に進む必要がある場合もあるため、エラーではなく、アラートとする。
4	成年後見人が代理で届出や証明書発行の申請等を行った場合に処理を進めることができるよう、エラーではなくアラートとする。
5	誤った在留カード番号が登録されることを回避するため。
6	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。 なお、養護施設の住民等続柄を空欄として登録しなければならない場合もあるため、エラーではなくアラートとする。
7	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。 なお、外国人の場合は本籍・筆頭者欄は元々入力する必要がないため、抑止対象から外す。また、日本人の場合も戸籍のない子供の場合は本籍・筆頭者欄は空欄となるため、エラーではなくアラートとする。
8	転入前住所は住所設定の場合は空欄ではなく「不明」と入力することとしており(4.2.1.1参照)、海外に住んでいた日本人が転入した場合は、海外の住所を入力することとなっているため、転入前住所が空欄となるケースは限定されることから、注意喚起の必要があるため。 なお、出生等によりそもそも転入前住所が存在しない場合もあるためエラーではなくアラートとする。

アラート番号	アラートとした考え方・理由
9	<p>個人番号は入力漏れに気づかず処理を進めた場合新規付番されてしま う、異動前後の個人情報の紐付け管理が行えなくなる等のリスクがあ り、また住基ネットは個人番号未記載の状態では連携が行えないため、注 意喚起の必要性が大きい。また、</p> <p>なお、障害発生時や休日開庁等で個人番号が生成できない場合も、届出 を受理したり証明書を交付したりする必要がある場合があるため、エラ ーではなくアラートとする。</p>
10	<p>このような入力が行われるのはレアケースで、注意喚起の必要があるた め。</p> <p>なお、ありえない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。</p>
11	<p>このような入力が行われるのはレアケースで、注意喚起の必要があるた め。</p> <p>なお、ありえない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。</p>
12	<p>新世帯主を確認する事務につなげる必要があるため。</p> <p>世帯主が死亡して直ちに世帯主を設定できない場合や、養護施設に居住 する児童の場合等、世帯主が不在となるケースは存在するため、エラー ではなくアラートとする。(1.1.10 参照)</p>
13	<p>単独世帯を認める以上、世帯主に最低年齢の制限はなく、15歳未満で も世帯主となり得ることからエラーではなくアラートとする。</p>
14	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少な いにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤 入力の場合の影響が大きい。</p> <p>なお、「夫」「妻」については、重複はありえないためエラーとするが(エ ラー16参照)、「父」「母」については、養親と実親が同世帯にいる場合等 があり得るため、エラーではなくアラートとする。</p>
15	<p>異動入力の際に注意喚起が必要であり、現行システムでも実装している という意見が多かったため。</p>
16	<p>抑止対象者について注意喚起を行い、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、 権限者による処理に移行する必要があるため。</p> <p>なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとする が選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
17	<p>他課からの情報漏洩や他課との間の情報連携のミスを防ぐため。また、 誤入力・誤交付を防ぐため。</p> <p>なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表 示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>

アラート番号	アラートとした考え方・理由
18	<p>他課からの情報漏洩や他課との間の情報連携のミスを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。</p> <p>なお、エラーとして対象者の異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。</p>
19	<p>支援措置の期間の延長漏れを防止し、支援対象者に支援措置の期間が終了する旨の通知をするために必要。また、当該通知は支援措置の期間が終了するまでに行えばよいので、アラートとした。</p>
20	<p>支援措置の期間延長の申出がなされていないので、延長漏れの可能性があり、支援対象者に延長の意思確認が必要な場合がある。延長しないことで確認が取れており、誤りがなければ、終了することもできるので、アラートとした。</p>
21	<p>異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないでほしい旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらうなど、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。</p>
22	<p>異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないでほしい旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらうなど、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。</p>
23	<p>注意喚起の必要があるため。</p> <p>なお、他システムへ空更新のデータを送るニーズがあるため、エラーではなくアラートとする。</p>
24	<p>住所変更等の際に、当該変更がカードや電子証明書にも反映されるように、声かけをして更新漏れを防ぐニーズがあるため。</p>
25	<p>異動入力の際に注意喚起が必要であり、現行システムでも実装しているという意見が多かったため。</p>
26	<p>基本的に異動日と住所を定めた年月日は同じ日になることが多く、そうでない場合には注意喚起が必要であるため。</p>
27	<p>注意喚起を行い、正確な異動日を確認する事務につなげる必要があるため。</p>

アラート番号	アラートとした考え方・理由
28	異動日の誤りを防ぐために注意喚起は必要だが、先に住み始めた世帯員が後から届出をする場合もありうるため、エラーではなくアラートとする。
29	新世帯主を確認する事務につなげる必要があるため。 世帯主が死亡して直ちに世帯主を設定できない場合や、養護施設に居住する児童の場合等、世帯主が不在となるケースは存在するため、エラーではなくアラートとする。(1.1.10 参照)
30	異動入力の際に注意喚起が必要であり、現行システムでも実装しているという意見が多かったため。
31	異動日から 15 日以上経過している場合、必要な手続が異なり、職員への注意喚起が必要であるため。
32	14 日以内に届出が出されていない場合は、転出地に対して居住の実態を確認し、他の市区町村を経由していないか確認する事務が発生するため。
33	注意喚起を行い、入力漏れを防ぐためにアラートとする。
34	再転入者である可能性があり、注意喚起のため必要であり、アラートとする。
35	個人番号は訂正に手間と時間がかかることから、誤入力を防ぐ必要性が高いため。 なお、転入地市区町村で個人番号を変更しているケースもあり得るため、エラーではなくアラートとする。
36	住民票コードは訂正に手間と時間がかかることから、誤入力を防ぐ必要性が高いため。 なお、転入地市区町村で住民票コードを変更しているケースもあり得るため、エラーではなくアラートとする。
37	このようなケースは非常に珍しく、同一人物である可能性が高いため、正確な紐付けのために注意喚起が必要。 なお、外国人等では 3 情報全てが一致する可能性もあるため、エラーではなくアラートとする。
38	カード保有者には特例転入の手続を案内した方が簡便な手続で済むため。 なお、制度上カード保有者が通常の転出証明書による手続を行うことは禁じられているわけではないため、エラーではなくアラートとする。

アラート番号	アラートとした考え方・理由
39	<p>カードの保有情報と連携して特例転入の可否のチェックが行われないと、確認作業に時間を要したり、誤って転出証明書による通常の処理を行ってしまい、特例転入の取扱いが受けられなくなったりするため。</p> <p>なお、住基ネットからカード発行状況を即時に取得できない場合等、住民からカードの保有状況を聞き取り、特例転入の処理を行う場合もあるため、エラーではなくアラートとする。</p>
40	<p>除票の記載事項は原則修正できないため、誤処理を防ぐ必要があるため。</p> <p>なお、制度上修正が禁止されているわけではなく、修正処理を行うべきケースも存在するため、エラーではなくアラートとする。</p>
41	<p>住民票コードの残件数の枯渇については職員が気づきにくいいため、アラート表示することとした。</p>
42	<p>履歴の逆転が発生する可能性があるため。</p> <p>なお、出入国在留管理庁長官通知が未達の異動ということになるが、通知を待たずに異動することもありうるためアラートとする。</p>
43	<p>「住基法のみ届出」又は「入管法のみ届出」のどちらか一方の届出のみしか行わない場合、既に片方の届出が済んでいるのか、又はこれから片方の届出が必要な者であるかの確認を要するため。</p>
44	<p>在留期間を満了している外国人への証明書の発行を防ぐため。</p> <p>なお、法務省からの在留期間更新の連携の前に在留期間満了日が到来している場合もあるため、エラーではなくアラートとする。</p>
45	<p>個人番号を住民票の写しに記載することができる場合は限られており、その都度確認の必要があるため。</p>
46	<p>住民票コードは用途が限られており、住民票の写しに記載するかどうかはその都度確認の必要があるため。</p>
47	<p>世帯主欄を一時的に空欄にしていることを認める仕様においては、確認の必要があるため。</p>
48	<p>文字溢れが発生した場合等には空欄で出力され、手書きでの記載が必要となるため、記入漏れが発生しないようアラートが必要。5.8 参照</p>

5860

5861

5862

5863

5864

5865

5866

5867

第 4 章 様式・帳票要件

5869 **【実装すべき機能】**

5870 (1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウト（春に実施予定の市
5871 区町村・ベンダ意見照会を経て、大まかなレイアウト案が固まった段階で、
5872 印字内容や印字位置、用紙サイズ、桁数、文字サイズ等の詳細を定める）
5873 に従い、直接印刷により出力できること。

5874

5875 ○住民票の写し等

- 5876 ・住民票の写し（20.1.1）
- 5877 ・住民票の写し（世帯連記式）（20.1.2）
- 5878 ・住民票の記載事項証明書（20.1.4）
- 5879 ・住民票の記載事項証明書（世帯連記式）（20.1.4）
- 5880 ・住民票の除票の写し（20.1.3）
- 5881 ・住民票の除票の記載事項証明書（20.1.4）

5882

5883 ※ 住民票の除票の写し（20.1.3）及び住民票除票記載事項証明書（20.1.4）
5884 については、本仕様書施行前に除票となったものについては、この限
5885 りでない。

5886

5887 ○転出証明書（20.2.1）・転出証明書に準ずる証明書（20.2.2）

5888

5889 ○住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）（20.3.1）

5890

5891 ○住民票コード通知票等

- 5892 ・住民票コード通知票（20.4.1）
- 5893 ・住民票コード変更通知票（20.4.2）
- 5894 ・住民票コード修正通知票（20.4.3）

5895

5896 ○その他

- 5897 ・支援措置期間終了通知（20.5.1）
- 5898 ・世帯主変更通知書（20.5.2）
- 5899 ・世帯主変更依頼通知書（20.5.3）
- 5900 ・住民異動届受理通知書（20.5.4）
- 5901 ・転入通知未着照会書（20.5.6）
- 5902 ・転入通知未着者一覧（20.5.7）

- 5903 ・ 職権記載等通知書 (20. 5. 8)
- 5904 ・ 出入国在留管理庁長官通知更新リスト (20. 5. 9)
- 5905 ・ 個人番号カード交付申請書 (20. 5. 10)
- 5906 ・ 成年被後見人異動通知 (20. 5. 11)
- 5907 ・ 住居表示決定通知書 (20. 5. 12)・ 区画整理に伴う住所変更通知 (20. 5. 13)
- 5908
- 5909
- 5910 (2) 仮登録内容の確認用帳票について、「(参考) 内部帳票についてペーパー
- 5911 レスで行う方法の例」で示す画面イメージを出力できること。
- 5912
- 5913 (3) 転入通知情報取込エラー一覧表 (20. 5. 5) について、以降で示すレイア
- 5914 ウトに従い、XLSX 形式、CSV 形式、PDF 形式又は直接印刷のいずれかの形
- 5915 式により出力できること。
- 5916
- 5917 (4) 住民基本台帳関係年報の調査様式 (住民基本台帳関係年報の第 1 表、第
- 5918 1 の 2 表及び第 1 の 3 表調査様式) について、以降で示すレイアウトに従
- 5919 い、XLSX 形式により出力できること。

5920
5921

5922 **【実装してもしなくても良い機能】**

- 5923 以下の様式・帳票について、出力できること。
- 5924 ・ 住民異動受付審査票
 - 5925 ・ 未審査一括消除一覧
 - 5926 ・ 送付先情報送信エラーリスト
 - 5927 ・ 入管庁通知情報特別永住者保留リスト
 - 5928 ・ 特別永住者切替案内
 - 5929 ・ 特別永住者切替異動者リスト
 - 5930 ・ 特別永住者証明書交付予定通知書
 - 5931 ・ 関係課への案内票
 - 5932 ・ 送付先情報突合結果通知

5933

5934 **【実装しない機能】**

- 5935 「実装すべき機能」に示す様式・帳票について、以降で示す以外のレイア
- 5936 ウトで出力できること。

5937 以下を含め、「実装すべき機能」又は「実装してもしなくても良い機能」
5938 に示す以外の様式・帳票について、出力できること。

- 5939 ・住民票（原票）
- 5940 ・住民票の除票（原票）
- 5941 ・住民票の除票の写し（世帯連記式）
- 5942 ・住民票の除票の記載事項証明書（世帯連記式）
- 5943 ・不在住証明書
- 5944 ・戸籍附票確認通知
- 5945 ・個人番号カード等書換通知書
- 5946 ・届出期間経過通知書
- 5947 ・住所変更証明書
- 5948 ・住所証明書
- 5949 ・住所を引き続き有する証明書
- 5950 ・住居表示証明書
- 5951 ・児童手当転出される方へのお知らせ
- 5952 ・戸籍附票確認通知一覧
- 5953 ・戸籍届出期間経過通知書
- 5954 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書
- 5955 ・個人番号カード交付再申請依頼通知書
- 5956 ・閲覧不承認通知書
- 5957 ・戸籍附票照会書
- 5958 ・入力データ更正報告書
- 5959 ・住民基本台帳カード交付照会書

5960

5961 ※ 住民票の除票の写し(20.1.3)及び住民票除票記載事項証明書(20.1.4)
5962 については、本仕様書施行前に除票となったものについては、この限り
5963 でない。

5964

5965 確認用帳票及び確認用画面について、項目の順序を自治体が自由に決めら
5966 れること。

5967

5968 【考え方・理由】

5969 磁気ディスクによって住民票及び住民票の除票の原票を調製している場
5970 合、当該原票のフォーマットを定める必要はなく、データベースの構築方法
5971 やシステム端末上の画面表示は標準化の対象としていないこと、住基事務上、

5972 原票を様式として出力し、活用しなければならないニーズはほとんどないもの
5973 のと考えられることから、原票については様式として出力しないことを標準
5974 とする。なお、技術的基準では、住民票について、「磁気ディスクにより住
5975 民票を複製することとし、当該磁気ディスクを住民票とは別に保管すること」
5976 という記載があるが、電子的なバックアップについては非機能要件において
5977 規定することから、紙の保存用住民票（原票）を出力できることは不要であ
5978 る。

5979 また、仮登録内容の確認用帳票、住民異動受付審査票、未審査一括消除一
5980 覧、送付先情報送信エラーリスト等の内部帳票については、分科会における
5981 議論や構成員・準構成員に対する意見照会の結果、基本的には紙に印刷する
5982 ことなく、ペーパーレスで対応するべきとの意見が多かったことから、標準
5983 様式は定めないこととするが、大規模自治体においては繁忙期に端末を独占
5984 して確認作業を行うことは難しい場合もあると考えられるため、必要に応じ
5985 て画面を直接印刷できる機能のみを実装することとした。

5986 なお、これらの内部帳票についてペーパーレスで行う方法については、(参
5987 考)を参照のこと。

5988 住民異動届については、自治体ごとのニーズにより様式及び記載事項が
5989 様々であり、システムから出力されないものも多いため、標準化しない。

5990 なお、広域交付住民票並びに戸籍の附票（及びその除票）の原票及び写し
5991 は、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とす
5992 る。

5993 住民票の除票の写し（世帯連記式）及び住民票の除票の記載事項証明書（世
5994 帯連記式）については、本仕様書においては、住民票（原票）は個人を単位
5995 として調製することを原則としていることを踏まえて分科会で議論した結
5996 果、世帯連記式は全世帯員が同時に除票になった場合しか使用できず、使用
5997 頻度が低いと考えられること、形式を選ぶ手間が増えることから不要という
5998 意見が多かったため、出力しないこととする。

5999

6000 ○技術的基準

6001 第3 住民票の異動処理等

6002 5 住民票及び除票の調整

6003 (2) 保管

6004 ア 住民票

6005 磁気ディスクにより住民票を複製することとし、当該磁気ディ
6006 スクを住民票とは別に保管すること。

6007

6008 (参考) 内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例

6009

6010 従来、システムへ入力した後、帳票出力（紙）による入力内容の確認を行
6011 っていた。以下については、システムの画面等を拘束するものではないが、
6012 参考までに、内部帳票についてペーパーレスで行う方法として一例を示す。

6013

6014 ≪画面レイアウト≫

6015 ①住民票の写し（20.1.1）と同じ項目配置（レイアウト）と確認時の視
6016 認性を高める

6017 ②異動のあった項目だけを印字（異動前を空白）させる工夫をする

6018 ③異動のあった項目で、増事由（転入・出生等）に拠らないものは、2
6019 段書きの異動後、異動前を活用し、入力前後が分かるように表示させ
6020 る

6021 ④住民票の写し（20.1.1）に無い項目は下欄を設け、まとめて表示させ
6022 る

6023

6024 ≪対象とする確認帳票の代表例≫

6025 ⑤仮登録内容の確認用帳票、住民異動受付審査票

6026 増事由確認または審査票の画面イメージ

6027 (図1) 増事由（転入・出生等）確認または審査票の画面イメー
6028 ジ（1段書き）参照

6029 増減無、減事由の画面イメージ

6030 (図2) 増減無（転居・職権修正）、減事由（転出等）確認の画
6031 面イメージ（2段書き）参照

6032 ⑥未審査一括削除一覧、送付先情報送信エラーリスト等

6033

6034 一画面で複数該当者を表示した方が効率性が上がる帳票は、他をもって調
6035 製して構わない。

6036 ただし、（世帯番号、宛名番号）＋4情報（＋当該出力目的を補完する項
6037 目）等を表示させること。当該出力目的を補完する項目は任意とする。

6038

6039 ≪出力するタイミング≫

6040 ⑦仮登録または本登録を登録した時点、あるいは審査票を要求した時点
6041 で画面表示されること

6042 ⑧振り返り審査を要求した時点で画面表示されること

6043 ※1 ⑧の場合、⑦と同一の内容表示（登録した時点の表示）を求め

6044 るが必須としない。
 6045 同一の内容が表示できない場合、全ての項目において、異動後、
 6046 異動前を表示させる仕様とする。
 6047 ((理由) 異動直後ではないため、一時的な異動情報が破棄さ
 6048 れてしまうことを考慮。
 6049 異動累積まで遡り、表示させることは要求仕様とし
 6050 ない。)

※2 振り返り審査の画面表示においては、自治体利用者側が必要に
 6052 応じ変更項目を拾い上げて画面から読み取る仕様とする。

6054 住民票 (20.1.1_住民票の写し) のレイアウトに寄せた確認帳票イメージ図

6056 (図1) 増事由 (転入・出生等) 確認または審査票の画面イメージ (1段書き)

(異動後) 氏名	住民 太郎	(異動後) 個人番号 (異動前) 個人番号	3 7 9 4 7 4 4 8 4 4 5 8
(異動前) 氏名		(異動後) 住民票コード (異動前) 住民票コード	2 4 7 2 7 0 5 9 6 0 8
(異動後) 旧 氏 (異動前) 旧 氏		(異動後) 生年月日 (異動前) 生年月日	平成 2年 1月 1日
(異動後) 世帯主名 (異動前) 世帯主名	住民 太郎	(異動後) 性別 (異動前) 性別	男
(異動後) 続柄 (異動前) 続柄	世帯主	(異動後) 住民となった日 (異動前) 住民となった日	令和 元年 12月 4日
(異動後) 住 所 (異動前) 住 所	東京都港区虎ノ門2丁目2番1号	(異動後) 住所を定めた日 (異動前) 住所を定めた日	令和 元年 12月 4日
(異動後) 本籍 (異動前) 本籍	東京都千代田区麹町2丁目1番	(異動後) 届出の年月日 (異動前) 届出の年月日	令和 元年 12月 6日
(異動後) 転入前住所 (異動前) 転入前住所	東京都千代田区麹町2丁目1番2号	(異動後) 筆頭者 (異動前) 筆頭者	住民 太郎
* * *		* * *	* * *
* * *		* * *	* * *
【異動履歴】			
世帯番号	1234567890	後 取得年月日	マ 有無
宛名番号	1234567890	期 喪失年月日	イ 発行年月日
国	保険証番号	年 基礎年金番号	住 有無
保	取得年月日	金 取得年月日	基 発行年月日
	喪失年月日	市 喪失年月日	市 有無
	介護判定	光 取得年月日	カ 発行年月日
	取得年月日	手 喪失年月日	印 登録年月日
	喪失年月日	医 乳幼児	有 有
介	要介護判定	証 未就学児	無 喪失年月日
歳	取得年月日		
	喪失年月日		

6071 (図2) 増減無(転居・職権修正)、減事由(転出等)確認の画面イメージ(2段書き)

6072

6073

6074

6075

6076

6077

6078

6079

6080

6081

6082

6083

6084

6085

6086

6087

6088

(異動後)氏名	住民 太郎	(異動後)性別 (異動前)性別	男
(異動前)氏名		(異動後)住民となった日 (異動前)住民となった日	令和 元年 12月 4日
(異動後)旧氏 (異動前)旧氏		(異動後)住所を定めた日 (異動前)住所を定めた日	令和 2年 2月 1日 令和 元年 12月 4日
(異動後)世帯主名 (異動前)世帯主名	住民 太郎	(異動後)生年月日 (異動前)生年月日	平成 2年 1月 1日
(異動後)続柄 (異動前)続柄	世帯主	(異動後)届出の年月日 (異動前)届出の年月日	令和 2年 2月 3日 令和 元年 12月 6日
(異動後)住所	東京都港区虎ノ門3丁目1番1号	(異動後)個人番号 (異動前)個人番号	3 7 9 4 7 4 4 8 4 4 5 8
(異動前)住所	東京都港区虎ノ門2丁目2番1号	(異動後)住民票コード (異動前)住民票コード	2 4 7 2 7 0 5 9 6 0 8
(異動後)本籍 (異動前)本籍	東京都千代田区麹町2丁目1番	(異動後)筆頭者 (異動前)筆頭者	住民 太郎
(異動後)転入前住所 (異動前)転入前住所	東京都千代田区麹町2丁目1番2号		
* * *	* * *	* * *	* * *
* * *	* * *	* * *	* * *
【異動届届】			
令和 2年 2月 1日異動:転居(令和 2年 2月 3日届出)			
異動項目:住所			
異動後:東京都港区虎ノ門3丁目1番1号			
異動前:東京都港区虎ノ門2丁目2番1号			
異動項目:住所を定めた日			
異動後:令和 2年 2月 1日			
異動前:令和 元年 12月 4日			
出生番号	1234567890	取得年月日	マイ 有無
死亡番号	1234567890	喪失年月日	マイ 有無
国保	保険証番号	基礎年金番号	住 有無
	取得年月日	取得年月日	基 発行年月日
	喪失年月日	喪失年月日	市 有無
	介護判定	児 取得年月日	力 発行年月日
介護	取得年月日	手 喪失年月日	印 登録年月日
	喪失年月日	医 乳幼児	有 有
	介護判定	証 未就学児	無 無
	取得年月日	喪失年月日	

6089 確認用帳票の画面レイアウトについては、住民票の写し(20.1.1)と同じ項目配置(レイアウト)としたい自治体と、住民異動届のレイアウトと同じ項目配置にしたいと考える自治体があると考えられたため、住民異動届という統一されていない様式の項目配置に対応するカスタマイズを抑制するため、仮登録内容の確認を画面で行う場合、確認項目の順序を各自治体が自由に決められる(以下の画面例1と画面例2を参照)とする機能について、構成員及び準構成員に意見照会を行った。その結果、一部の準構成員から項目の並び替えの実装は難しいという意見があったため、これを踏まえて、画面上の項目の並び替えを機能として実装するかどうか、分科会で議論したところ、確認は住民票の写しと同じ項目配置で行っているという意見や、今後に向けて統一的な方針を示すべきという意見があったため、確認用帳票の項目配置は住民票の写しの標準様式(20.1.1)に合わせ、項目の順序を並び替える機能は実装しないこととした。

6102 なお、住民異動届と同じ項目配置である方が確認事務の効率化に資すると考える団体については、住民異動届の項目配置を住民票の写しの標準様式(20.1.1)の項目配置に合わせることを有効と考えられる。

6105

6106

6107 (参考) 画面例 1

(異動後) 住所	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3
(異動前) 住所	〇〇県〇〇市×× 3-2-1

(異動後) 世帯主名	住民 太郎
(異動前) 世帯主名	(異動なし)

(異動後) 氏名	住民 太郎
(異動前) 氏名	(異動なし)

(異動後) 旧氏	
(異動前) 旧氏	(異動なし)

6108

•

6109

•

6110

•

6111

(スクロールで表示)

6112

6113

(参考) 画面例 2

(異動後) 氏名	住民 太郎
(異動前) 氏名	(異動なし)

(異動後) 住所	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3
(異動前) 住所	〇〇県〇〇市×× 3-2-1

(異動後) 世帯主名	住民 太郎
(異動前) 世帯主名	(異動なし)

(異動後) 旧氏	
(異動前) 旧氏	(異動なし)

6114

•

6115

•

6116

•

6117

(スクロールで表示)

6118

6119

6120

6121

6122

中核市又は人口 20 万以上の市区（指定都市を除く。）110 団体を対象にして、
6123 実際に使用している、住民基本台帳制度に関する「様式」及び「帳票」の提供
6124 を依頼したところ、基本的な様式・帳票以外のものについても確認されたことから、
6125 各団体におけるこれらの様式・帳票の有無について調査し、①住民向けのもの、
6126 ②他機関に送付等をするもの、③内部での確認等を行うためのもの、④統計
6127 関係のものに分類してとりまとめた。

6128 このうち、①及び②について、ニーズの多寡等の観点から、実装すべき機能、
6129 実装しない機能、実装してもしなくても良い機能の3つに分類した。なお、③に
6130 ついては基本的にはペーパーレスにより対応することとし、また、④については
6131 6.1 統計のとおり EUC 機能により対応することとする。

6132

6133 20.0.2 各項目の記載

6134 【実装すべき機能】

6135 項目名は、横書き、左右・上下中央揃えとすること。

6136 項目内容は、横書き、左揃え、上下中央揃えとすること。ただし、異動履
6137 歴、通称の記載及び削除に関する事項、除票記載事項などの事項は、統合記
6138 載欄（1.1.14）を設けることとし、上揃えとすること。

6139 記載しない項目（例：日本人住民の住民票の写しにおける外国人住民用項
6140 目、記載事項証明書における記載しない項目）については、項目名及び項目
6141 内容を「***」表示とすること。

6142 記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目（例：
6143 転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」、出生に伴い、住民
6144 票を記載した場合の「転入前住所」、旧氏を設定していない場合の「旧氏」
6145 など）については、項目内容は空欄とすること。

6146

6147 【考え方・理由】

6148 記載しない項目や記載する項目のうち、当該項目の内容がない項目につい
6149 ては、「***」で表示する方法、空欄とする方法、「—」で表示する方
6150 法等が考えられるが、構成員及び準構成員への意見照会の結果、「—」
6151 表示は漢数字の「一」と見分けがつきにくいという意見があり、分科会等
6152 の議論においても、アスタリスク表示も空欄も慣れればそれほど目立たない、
6153 記載すべき内容がない項目については、項目名は表示し、内容を空欄とす
6154 ることで、該当がない旨の証明になるという意見があったことから、上に示し
6155 たとおり、記載しない項目については項目名及び項目内容を「***」表示
6156 し、記載する項目のうち、記載すべきものがない項目については、項目名は
6157 該当がある場合と同様に表示し、項目内容を空欄とすることとした。

6158

6159 20.0.3 異動履歴の記載

6160 【実装すべき機能】

6161 住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1）、住民票の除票
 6162 の写し（20.1.3）、住民票記載事項証明書及び住民票の除票の記載事項証明
 6163 書（20.1.4）には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載すること
 6164 を選択した場合、以下のように記載すること。なお、記載に当たっては、新
 6165 しい履歴から古い履歴の順に記載すること。
 6166 また、同一の氏であって、文字も同一の者同士が婚姻した場合、氏が変更
 6167 したものであるとして、履歴を記載すること。

6168

6169

【異動履歴】

6170

{a1 異動日} 異動（{a2 異動事由}）（{a3 届出日「届出」／処理日「職権」／申出日「申出」
 6171 ／請求日「請求」）

6171

異動項目：{a4 異動項目}

6172

異動前：{a5 異動前データ}

6173

異動後：{a6 異動後データ}

6174

留意事項：{b1 留意事項}

6175

6176

異動項目：{a4 異動項目}

6177

異動前：{a5 異動前データ}

6178

異動後：{a6 異動後データ}

6179

留意事項：{b1 留意事項}

6180

6181

6182

6183

6184

6185

{a1 異動日} 異動（{a2 異動事由}）（{a3 届出日「届出」／処理日「職権」／申出日「申出」
 6186 ／請求日「請求」）

6187

異動項目：{a4 異動項目}

6188

異動前：{a5 異動前データ}

6189

異動後：{a6 異動後データ}

6190

留意事項：{b1 留意事項}

6191

6192

異動項目：{a4 異動項目}

6193

異動前：{a5 異動前データ}

6194

異動後：{a6 異動後データ}

6195

留意事項：{b1 留意事項}

6196

6197

6198

6199

6200

6201

（記載要領）

6202

{a1 異動日}・・・異動日を記載する。

6203

{a2 異動事由}・・・1.2.2で規定する異動事由を記載する。

6204

{a3 届出日「届出」／処理日「職権」／申出日「申出」／請求日「請求」}

6205

・・・届出に属する異動については届出日及び「届出」の語を、職権に
 6206 属する異動（申出によるものを除く。）については処理日及び「職
 6207

6208 権」の語を、職権に属する異動（申出によるものに限る。）及び通
6209 称については申出日及び「申出」の語を、旧氏については請求日
6210 及び「請求」の語をそれぞれ記載する。記載等の種別は、届出に
6211 基づくものと職権に基づくものとの大きく2つに分けられ、その
6212 うち職権は、実態調査等に基づき、市区町村の職員が自発的に職
6213 権により記載等する場合と、住民からの申出を契機として記載等
6214 する場合の2通りがある。

6215 {a4 異動項目}・・・異動のあった項目名を記載する。

6216 {a5 異動前データ}・・・{a4 異動項目}の異動前のデータを記載する。

6217 {a6 異動後データ}・・・{a4 異動項目}の異動後のデータを記載する。

6218 ※ {a5 異動前データ}又は{a6 異動後データ}が1行で収まらない場合
6219 は、「:」の右から2行目が始まるようにぶら下げる。

6220 {b1 留意事項}・・・異動項目と紐付く留意事項を記載する。（具体的な記
6221 載事項については1.1.14（統合記載欄）参照）

6222 ※ 転入、出生、実態調査に基づく職権記載等に基づき、住民票を記載す
6223 る場合や、転出、死亡、改製等により住民票を消除する場合には、ほと
6224 んど全ての異動項目について記載又は消除を行うこととなることから、
6225 これらの場合においては、a4 から a6 の住民票の写し等への記載につ
6226 いては省略又は空欄とすることとして差し支えない。

6227

6228 （記載例）婚姻に伴う転居を行った場合

6229

【異動履歴】

6230

令和 元年 6月 6日異動（転居）（令和 元年 6月 7日届出）

6231

異動項目：氏名

6232

異動前：鈴木 花子

6233

異動後：佐藤 花子

6234

留意事項：転居届と同日に婚姻届を提出

6235

婚姻前の氏 鈴木

6236

6237

異動項目：住所

6238

異動前：東京都港区芝公園5-2-5

6239

異動後：東京都港区虎ノ門2-2-2

6240

留意事項：

6241

6242

異動項目：住所を定めた年月日

6243

異動前：平成25年 4月 1日

6244

異動後：令和 元年 6月 6日

6245

留意事項：

6246

6247

異動項目：本籍

6248

異動前：東京都港区芝公園5-2-5

6249

異動後：東京都港区虎ノ門2-2-2

6250

留意事項：旧本籍 東京都港区芝公園5-2-5

6251

6252
6253
6254
6255
6256

異動項目：筆頭者
異 動 前：鈴木 一郎
異 動 後：佐藤 太郎
留意事項：

6257

6258

また、住民票の写し（世帯連記式）（20.1.2）には、転居（直近のものに限る。）による住所の異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。

6259

6260

6261

6262

異動前住所：{a1 異動前の住所}（{a2 異動日} 転居）

6263

6264

（記載要領）

6265

{a1 異動前の住所}

6266

・・・転居（直近のものに限る。）による住所の異動の異動前のデータを記載する。

6267

6268

{a2 異動日}

6269

・・・転居（直近のものに限る。）による住所の異動の異動日を記載する。

6270

6271

※ {a1 異動前の住所} が1行で収まらない場合は、「：」の右から2行目が始まるようにぶら下げる。「（{a2 異動日} 転居）」が途中で改行される場合は、「（{a2 異動日} 転居）」全体を次の行に送る。

6272

6273

6274

6275

（記載例）

6276

異動前住所：東京都港区芝公園5-25（令和 元年 6月 6日転居）

6277

6278

また、異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。

6279

6280

その際、初期設定としては、以下の異動履歴は記載しない異動履歴とし、それ以外は記載する異動履歴とすること。

6281

6282

・異動事由が「誤記修正」、「異動の取消し」である異動履歴

6283

・性別の異動を含む異動履歴

6284

・異動履歴に「特別養子縁組」又は「特別養子縁組の解消」の留意事項がある場合、当該異動履歴を含め、それ以前の全ての異動履歴

6285

6286

6287

【考え方・理由】

6288

異動履歴については、特別な請求があった場合、住民票の写し等に記載さ

6289 れるが、自治体・システムベンダごとに記載方法が様々であり、大きく以下
6290 のような3方式がある。

6291 A方式：異動履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式

6292 B方式：異動履歴を各項目に表示する方式

6293 C方式：1異動1葉とする方式（1異動を1葉として住民票の写しを発
6294 行する方式。過去の履歴が必要であれば複数葉出力する。）

6295 これらについて、構成員・準構成員に意見照会を実施したところ、構成員
6296 においては、本件について強い考えを持っていると回答をした構成員はなか
6297 ったが、A方式とB方式を評価する団体が多かった。C方式は、A方式及び
6298 B方式と比較すると、評価が低かった。

6299 一方、準構成員においては、A方式が最も評価が高かった。

6300 このように、A方式については構成員・準構成員ともに評価が高い一方で、
6301 B方式については、準構成員からは、「紙原票時代の流れを汲んだ考えであ
6302 り、デジタル手続の時代に合わない」、「プログラム制御が最も複雑になる」
6303 といったコメントがあり、評価が低い。また、C方式は、順位3位と回答し
6304 た構成員数が「7」であり、採用は難しい。

6305 以上の結果、A方式（異動履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示す
6306 る方式）を採用することとする。

6307 また、住民票（原票）の備考欄に記載している事項の中には、専ら職員の
6308 便宜のための記録であって、住民票の写しに表示するに適しないものも含ま
6309 れており、異動履歴を備考欄に表示する方式とすることは、混乱を招きかね
6310 ないことから、異動履歴を、統合記載欄に表示することとする。

6311

6312 (参考) 構成員・準構成員への意見照会結果

6313

(単位：人)

方式 \ 順位	構成員数			準構成員数		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
A方式	4	4	2	4	2	1
B方式	4	5	1	1	2	4
C方式	2	1	7	2	3	2

6314

6315 その上で、異動履歴を具体的にどのように統合記載欄に記載するかについ
6316 ては、本照会において、準構成員から、異動履歴を文章で記録すると、職員
6317 が自由に手入力でき、データ移行も標準化できないため、異動履歴を構造化
6318 し、表として記載してはどうかとの提案があった。

6319 しかし、表とすることについては、異動履歴の性質上、欄数の上限を設け

6320 ることができないが、ベンダによっては罫線を可変的に表示することが困難
6321 であるという意見もあり、また、表にしてしまうと異動履歴以外の事項を統
6322 合記載欄に記載できなくなってしまうことから、表にはしない形で、異動履
6323 歴を構造化して記載することとする。

6324 また、住民票の写し（世帯連記式）（20.1.2）は、住民票の写し（世帯連記
6325 式でないものに限る。）（20.1.1）と比べてスペースが足りないが、転居前住
6326 所については記載してもらいたいニーズが高いことから、転居（直近のもの
6327 に限る。）による住所の異動に限って異動履歴を記載できることとし、その
6328 際、異動履歴の記載は短縮形とする。

6329 異動履歴を新しいものから順に並べるか、古いものから順に並べるかにつ
6330 いては、構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、直近の異動履歴を確
6331 認するケースが多いとの理由から、新しいものから順に並べるべきとの意見
6332 が多数であったため、新しいものから順に並べることとする。

6333

6334 記載する異動履歴と記載しない異動履歴は任意に選択できることとする
6335 が、初期表示については以下のとおりとする。

6336 まず、4.2.3.3（誤記修正）に記載のとおり、住民票（原票）の記載事項に
6337 係る変更・修正については、誤記修正の履歴も含め、全て住民票（原票）に
6338 記載するが、住民票の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動
6339 判断で非表示とすることとした。

6340 また、1.1.4（改製）に記載のとおり、特別な事由がある場合、異動履歴及
6341 び留意事項を住民票（原票）に記載し、改製しないが住民票の写し等の証明
6342 書で異動履歴等を記載する場合、デフォルトでは特別な事由の異動履歴等は
6343 記載しないようにすることとした。

6344 そこで、デフォルトでは記載しない「特別な事由」として何を定めるべき
6345 か、構成員・準構成員に意見照会を実施した。

6346 その結果、特別養子縁組については、回答のあった構成員9自治体中8自
6347 治体及び準構成員7社中5社が「特別な事由」に含めるべきと回答し、性別
6348 変更については、6自治体及び5社が「特別な事由」に含めるべきと回答し
6349 たことから、「特別な事由」に含めることとする。また、特別養子縁組の解
6350 消については、「特別な事由」に含めるべきとしたのは2社のみであったが、
6351 8自治体が「特別な事由」に含めるべきとしていることから、「特別な事由」
6352 に含めることとする。そのほか、帰化、離婚による氏の変更、DV支援対象
6353 者に関するステータスの変更、戸籍再製、住居表示、換地、就籍の届出に至
6354 らない者等の住民票を作成した後に出生届が提出された場合についても照
6355 会したが、いずれも「特別な事由」に含めるべきとの回答は、構成員中、準

6356 構成員中いずれも半数に満たなかったことから、「特別な事由」に含めること
6357 ととしない。

6358 なお、実例上、特別養子縁組については、特別養子縁組成立の審判の後に
6359 実親の世帯から養親の世帯に転入した場合、転出地市区町村においては、転
6360 出先住所（予定）及び転出先住所（確定）を空欄とし、転入地市区町村にお
6361 いては、転入前住所を空欄として差し支えない。

6362

6363 20.0.4 異動履歴の記載の修正

6364 【実装すべき機能】

6365 20.0.3（異動履歴の記載）により住民票の写し等の証明書に記載される異
6366 動履歴については、修正できること。

6367 その場合、1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴と別に、
6368 証明書に記載される異動履歴を管理し、これを修正することとし、1.2.1（異
6369 動履歴の管理）により管理される異動履歴は修正しないこと。また、現に住
6370 民票（原票）に記載されている最新のデータも修正しないこと。さらに、1.2.1
6371 （異動履歴の管理）により管理される異動履歴と証明書に記載される異動履
6372 歴がともに画面上で参照できること。

6373

6374 【考え方・理由】

6375 4.2.3.3（誤記修正）に記載のとおり、誤記があった場合も、上書き修正
6376 せず、職権修正として修正することとしており、誤記のあった異動履歴は、
6377 誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持されることとして
6378 いる。

6379 ただし、4.2.3.3（誤記修正）の【考え方・理由】に記載のとおり、住民票
6380 の写し等で記載する証明事項の履歴としては必ずしも全て記載する必要は
6381 なく、20.0.3（異動履歴の記載）に記載のとおり、異動事由が「誤記修正」
6382 である異動履歴は、初期設定としては、証明書には記載しないこととしてい
6383 る（以下の例1～例4を参照）。

6384 もっとも、異動事由が「誤記修正」である異動履歴を記載せず、その他の
6385 異動履歴を記載すると、証明書に記載される異動履歴が誤記を含んだものとな
6386 る場合がある（以下の例3・例4を参照）。そこで、このような場合に備
6387 え、証明書に記載される異動履歴を修正する機能を実装することとする。た
6388 だし、その場合も、4.2.3.3（誤記修正）の考えを踏まえ、実際のシステム上
6389 の異動履歴である1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴は修

6390 正しいこととする。

6391 なお、これらを自動で行う機能については、過去の異動履歴の誤記修正を
6392 行うこと自体の頻度が高くないことから、不要である。

6393

6394 (例1) 青木太郎が住所 A'に転入したと住民票(原票)に記載したが、後
6395 日、住所 A'は誤記であり、正しくは A であることが分かった場合

6396

6397 ○ システム上、管理される異動履歴(抄)

履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日
6399 1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5
6400 2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.2.1	2000.2.1	

6401

6402 ○ 住民票の写し等の証明書に(初期設定で)記載される異動履歴(抄)

6403 **【異動履歴】**
6404 なし

6405 ※青木太郎が住民となってから、誤記修正以外の異動は発生しておらず、異動事由が「誤記修正」
6406 である異動履歴は、20.0.3(異動履歴の記載)に規定のとおり、初期設定としては記載しない
6407 こととしていることから、住民票の写し等の証明書には、異動履歴は(初期設定としては)記
6408 載されない。

6409

6410 (例2) 青木太郎が住所 A'に転入したと住民票(原票)に記載したが、後
6411 日、住所 A'は誤記であり、正しくは A であることが分かり、その後、
6412 住所 B に転居したと記載した場合

6413

6414 ○ システム上、管理される異動履歴(抄)

履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日
6415 1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5
6416 2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.2.1	2000.2.1	
6417 3	B	青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5

6418

6419 ○ 住民票の写し等の証明書に(初期設定で)記載される異動履歴(抄)

6420 **【異動履歴】**
6421 平成13年 1月 1日異動(転居)(平成13年 1月 5日届出)
6422 異動項目:住所
6423 異動前:A
6424 異動後:B
6425 留意事項:
6426

6427

6428 (例3) 青木太郎が住所 A に転入したと住民票(原票)に記載し、その後、

6429 住所 B'に転居したと記載したが、後日、住所 B'は誤記であり、正し
6430 くは B であることが分かった場合

6431

6432 ○ システム上、管理される異動履歴（抄）

履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日
6433 1	A	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5
6434 2	B'	青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5
6435 3	B	青木 太郎	誤記修正	2001.2.1	2001.2.1	

6436

6437

6438 ○ 住民票の写し等の証明書に（初期設定で）記載される異動履歴（抄）

6439

【異動履歴】

平成13年 1月 1日異動（転居）（平成13年 1月 5日届出）

異動項目：住所

6440

異動前：A

6441

異動後：B'

6442

留意事項：

6443

6444

6445 ※ただし、本機能（記載履歴修正機能）を用いて、住民票の写し等の証明書に記載される異動履
6446 歴を以下のとおり修正しても良い（この場合でも、システム上、管理される異動履歴は修正し
6447 てはならない。）。

6448

【異動履歴】

平成13年 1月 1日異動（転居）（平成13年 1月 5日届出）

異動項目：住所

6449

異動前：A

6450

異動後：B

6451

留意事項：

6452

6453

6454

6455

6456 (例4) 青木太郎が住所 A'に転入したと住民票（原票）に記載し、その後、
6457 住所 B に転居したと記載したが、後日、住所 A'は誤記であり、正し
6458 くは A であることが分かった場合

6459

6460 ○ システム上、管理される異動履歴（抄）

履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日
6461 1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1	2000.1.5	2000.1.5
6462 2	B	青木 太郎	転居	2001.1.1	2001.1.5	2001.1.5
6463 3	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1	2001.2.1	

6464

6465 ※異動履歴は、最新のデータの異動履歴のことであり、この場合、A'の誤記が判明したのは A'
6466 が最新のデータとなくなってからであるため、A'の誤記が判明しても最新のデータを書き換
6467 える必要はなく、異動履歴は変わらない。

6468

【異動履歴】

平成13年 1月 1日異動（転居）（平成13年 1月 5日届出）

6469

6470
6471
6472
6473

異動項目：住所
異動前：A
異動後：B
留意事項：

6474

6475 20.0.5 備考の記載

6476 **【実装すべき機能】**

6477 住民票の写し（世帯連記式を含む。）（20.1.1 及び 20.1.2）、住民票の除票
6478 の写し（20.1.3）、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書
6479 （20.1.4）には、備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記
6480 載することを選択した場合、以下のように記載すること。

6481

6482
6483
6484
6485
6486
6487
6488

【備考】

.....
.....
.
.
.

6489

6490

6491 **【考え方・理由】**

6492 1.1.14（統合記載欄）に記載のとおり、1.2.1（異動履歴の管理）に規定す
6493 る異動履歴に紐付かない事項（C類型）について、住民票（原票）の備考と
6494 して記載することとし、住民票の写し等の証明書には、特別の請求があった
6495 場合、プライバシー保護の観点等から市区町村の判断により記載するかしな
6496 いかを選択し、記載を選択した場合、統合記載欄に記載できることとする。

6497 ただし、これまで備考に記載されていたものの多くは異動履歴として管理
6498 できるもの（A類型）であるため、証明書に備考が記載されることは多くな
6499 いと考えられる。

6500

6501

6502

20.1 住民票の写し等

6504

6505 20.1.1 住民票の写し

6506 【実装すべき機能】

6507 住民票の写し（世帯連記式を含まない）について、次に示すレイアウトに
6508 従い、直接印刷により出力できること。また、末尾に認証文を記載でき、住
6509 民の求めに応じ、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」
6510 又は「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」
6511 のいずれかを選択できること。

6512 住民票の写し（世帯連記式を含まない）に記載する項目は以下の通りとす
6513 ること。

- 6514 ・ 氏名（漢字、アルファベットを含む）
- 6515 ・ 旧氏（日本人住民のみ）
- 6516 ・ 通称（外国人住民のみ）
- 6517 ・ 生年月日
- 6518 ・ 性別
- 6519 ・ 世帯主・世帯主との続柄
- 6520 ・ 戸籍の表示（本籍・筆頭者）（日本人住民のみ）
- 6521 ・ 住民となった年月日
- 6522 ・ 住所を定めた年月日
- 6523 ・ 住所（方書を含む）
- 6524 ・ 届出日
- 6525 ・ 転入前住所（国外を含む。）
- 6526 ・ 個人番号
- 6527 ・ 住民票コード
- 6528 ・ 氏名のふりがな（1. 1. 18 参照）
- 6529 ・ 旧氏のふりがな（1. 1. 18 参照）
- 6530 ・ 通称のふりがな（1. 1. 18 参照）
- 6531 ・ 外国人住民となった年月日
- 6532 ・ 国籍・地域
- 6533 ・ 法第 30 条の 45 に規定する区分
- 6534 ・ 在留期間
- 6535 ・ 在留期間の満了の日

- 6536 ・ 在留資格
- 6537 ・ 在留カード等の番号
- 6538 ・ 通称の記載及び削除に関する事項
- 6539 統合記載欄に、1. 1. 14（統合記載欄）と 20. 0. 3（異動履歴の記載）に定め
- 6540 るとおり異動履歴、留意事項及び備考を記載できること。
- 6541

6542 **【実装しない機能】**

6543 転出予定者の住民票の写しについて、転出予定年月日到来前に転出先住所

6544 を含めて発行すること。

6545

6546 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6547

6548

6549 **【考え方・理由】**

6550 ○用語について

6551 項目については基本的には法令の用語を踏襲することとするが、以下の項目
 6552 については、構成員・準構成員意見照会及び分科会等での議論の結果、法律
 6553 上の用語以外の用語を使用することとする。

6554

使用する用語	法律上の用語	法律上の用語を使用しない理由
性別	男女の別	「性別」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。
生年月日	出生の年月日	「生年月日」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。
転居前住所	従前の住所	単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を招く可能性があるため。 また、従前の住所は必ずしも転入届に基づくものだけではないため(例：住所設定(職権記載の一種)では、前住所地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等)、不正確となることがあるが、このようなケースは少なく、通常の場合において紛れのない「転居前住所」を使用することが良いと答える構成員・準構成員が多かったため。

6555

6556 ※留意点：上の表はあくまで証明書に印字する項目名の問題であり、これに
 6557 よって、項目内容が変わるものではない。項目名にかかわらず、
 6558 転居前住所は記載せず(履歴として統合記載欄に記載する)、転入
 6559 届に基づかない職権記載の場合も従前の住所を記載することは
 6560 変わらない。

6561

- 6562 ○ 住民票の写し（日本人住民）のレイアウトの考え方
- 6563 ※ 以降の例で示すレイアウトにおける記載内容は、あくまで各項目における
- 6564 記載方法を示す趣旨で記載していることから、各項目の記載内容が整合しな
- 6565 い場合があり得る。
- 6566 ※ 令第 15 条で住民票の写し等を交付する場合には、当該住民票の写し等の
- 6567 末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない旨規定されており、要領
- 6568 第 2 - 4 - (1) - ① - ウ - (ア) 及び (イ) で、認証文の例が示されている。

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。
【理由】 統一かつ正確な表記を行うため。また、ホストCPU時代と異なり、現在は都道府県や市区町村名を省略せずとも十分な桁数を確保するため。

・本籍は住所より小さい欄となるが、この欄の大きさが良い。
【理由】 本籍は方書が入らず、住所ほどの字数にならないため。

・個人番号・住民票コードについては4桁区切りにしてスペースを入れる
【理由】 分科会での議論の結果、見やすさの観点から自治体のニーズが高いため。

住 民 票

氏名	住民 太郎 (じゅうみん たろう)	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
旧氏		生年月日	平成2年1月1日
世帯主	住民 太郎	性別	男
約柄	世帯主	住民と暮った年月日	令和元年12月4日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	住所を定めた年月日	
本籍	東京都千代田区豊が岡2-1	届出日	令和元年12月6日
転入前住所	東京都千代田区豊が岡2-1-2	筆頭者	住民 太郎
***	***	***	***
***	***	***	***

【異動履歴】
 令和元年6月6日異動(転居) (令和元年6月7日届出)
 異動項目: 住所
 異動前: 東京都港区芝公園5-2-5
 異動後: 東京都港区虎ノ門2-2-2

異動項目: 住所を定めた年月日
 異動前: 平成25年4月1日
 異動後: 令和元年6月6日

以下余白

・住民票の写し(世帯別形式でないものに限る)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合は、ここに示したように、異動日ごと、異動項目ごとに構造化し、異動前後がわかるように記載する。
 ・記載順序は新しいものから順に並べることとする。
【理由】
 ・異動履歴の記載については、統合記載欄に記載する方式(A方式)、各項目に記載する方式(B方式)、異動のたびごとに複製する方式(C方式)の3案を示して構成員・準構成員に意見照会した結果、C方式は構成員・準構成員いずれからも評価が低く、B方式は、「紙票時代の流れを汲んだ考えであり、デジタル時代の時代合わない」、「プログラム制御が最も複雑になる」との意見が準構成員からあり、評価が低かったため、構成員・準構成員いずれからも評価の高かったA方式を採用した。
 ・具体的な記載の方法については、筆頭者から「異動履歴を文章で記録すると職員が自由に手入力でき、データ移行も標準化できないため、異動履歴を構造化してはどうか」との提案があり、一方で筆線を付いた表形式にすると、筆線を可変的に表示することが困難なペナダもあることから、このように表にはしない形で構造化することとした。

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。 正 *** 号
 枚中 枚目

令和●年○月●日

△△△長(職務代理者) ○○ ○○ 印

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・日本人と外国人のいずれも同じ行款、取込のレイアウトを用意し、必要に応じて取込名を差し替え、余る項目欄は取込名も取込内容もアスタリスクで非表示とする。
 ・証明項目だが、該当がない項目は、項目名を記載し、項目内容を空欄とする。
 ・△△△長に規定するデータ経路で保持している除票について、その写し又は記載事項証明書を発行しようとする場合、発行対象者の住民票が削除された時点では法に追加されていない項目があった場合は、項目名(例:旧氏)を記載し、項目内容を「***」とする
【理由】 項目ごと差し替え、空欄となった行を訂める対応は、難易度が高く現実的でないという意見が筆頭者から複数寄せられたため、行わない。
 ・余る項目や該当のない項目、除票において削除された時点で法に追加されていない項目について、項目名や項目内容をアスタリスクで囲めるか、バーで埋めるか、そのまま空欄とするかについては分科会で議論したが、証明項目が該当が無い場合は、空欄にすることで該当がない証明ができることから、空欄とするとし、バーについては、誤数字の「1」と紛れがあることから、アスタリスクで埋めることとする。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・筆頭者欄は他の項目と開始位置がずれるが、この位置でよい。
【理由】 氏名が入る欄であり、開始位置がずれても事務処理のミスにはつながりにくいいため。

日本人住長の例

統合記載欄

・認証文は、一部の世帯員のみが表示されている場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」とし、世帯全員が表示されているときには「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」とする。
【理由】 「原本と相違ない」というのは原本をコピーしていたときの認証文なので、戸籍の認証文を参考に、「登録事項を証明した書面である」という記載をするという提案もあるが、支障を来すレベルではなく、直ちに事務処理業務を改正する必要性はないため、今後必要に応じて検討する可能性は排除しない。

6569
 6570

6571 ○ 住民票の写し（外国人住民）のレイアウトの考え方

住 民 票

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については住民票の写し（日本人住民）のレイアウトを参照。

氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 (ちゃん ゆうりん)	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3
		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2
通称	住民 花子 (じゅうみん はなこ)	生年月日	1 9 9 0 年 2 月 2 日
世帯主	住民 太郎	性別	女
続柄	妻	外国人住民となった年月日	令和元年 1 2 月 4 日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	住所を定めた年月日	令和元年 1 2 月 6 日
		届出日	令和元年 1 2 月 6 日
国籍・地域	マレーシア	***	***
転入前住所	東京都千代田区豊が岡2-1-2		
在留資格	中長期在留者	在留資格	日本人の配偶者等
在留期間の満了の日	2 0 2 2 年 1 月 1 日	在留期間等	5 年
在留カード等の番号	C D 8 7 6 5 4 3 2 1 B A		
【異動履歴】	<p>令和元年 6 月 6 日異動（転居）（令和元年 6 月 7 日届出）</p> <p>異動項目：住所</p> <p>異動前：東京都港区芝公園 5-2-5</p> <p>異動後：東京都港区虎ノ門 2-2-2</p> <p>異動項目：住所を定めた年月日</p> <p>異動前：平成 2 5 年 4 月 1 日</p> <p>異動後：令和元年 6 月 6 日</p> <p>【通称の記載および削除に関する事項】</p> <p>令和元年 5 月 6 日記載、令和元年 8 月 6 日削除</p> <p>通称：住基 花子</p> <p>記載市町村名：大阪府大阪市</p> <p>削除市町村名：東京都千代田区</p> <p>令和元年 8 月 6 日記載</p> <p>通称：住民 花子</p> <p>記載市町村名：東京都千代田区</p> <p>以下余白</p>		

外国人住民の例

統合記載欄

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。氏名、通称氏名、旧氏の後には（ ）でふりがなを付すことができる。氏名欄は全角4.8文字より多い桁数を用意し、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角9.6文字以上とする。

【理由】人口100万人以上の政令市でも、全角4.8文字、半角9.6文字の桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられるとのことだったため、これにふりがなを追記できることを考慮し、それより多い桁数を用意する。（具体的な桁数については全市区町村・ペンダ意見照会を経て様式レイアウトがある程度固まってから決める）外国人は氏名の長い人が多く、準構成員からも英数字を半角とする対応はさほど問題ないという回答が多かったため、全角で桁あふれが生じる場合は英数字を半角とする。なお、ここで決める文字数はあくまでも様式に印字する文字数であり、データ上は住基ネットに合わせ、全角100文字まで持てることとする。

・要領第2-2-(2)-ア、テ(ウ)及びヌ(ウ)では、住民票（原票）の記載事項について、氏名、旧氏及び通称には、できるだけふりがなを付すことが適当であるとしているため、写しについてもふりがなを付す機能を実装してもよい。ふりがなを付す場合は、ずれを防ぐため、記載のように氏名の後ろに（ ）で記載する。

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。 証 号
枚中 *** 枚目

令和●年○月■日

△△△長（職務代理者）

〇〇 〇〇

印

6574 なお、転出予定者に対して、転出先住所を含めた住民票の写しを発行する
6575 機能をカスタマイズ実装している自治体もあるが、技術的基準においては、
6576 「転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定日前にその写しを
6577 交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を省略して交付する
6578 こと」と定められているため、住民票の消除前に転出予定先を含めた住民票
6579 の写しを発行する機能は実装しないこととする。

6580 国外転出予定者については、転出先住所が国外であることを証明する方法
6581 がないため、国外転出者にのみ転出先住所を含めた住民票の写しを発行して
6582 いる自治体もあるが、そもそも転出予定年月日前は、転出「予定」であり、
6583 変わりうるものであることから、その時点で転出先住所を証明するというの
6584 は適切でない。転出予定年月日以後は、住民票の除票の写しによって、転出
6585 先が国外であることが証明できる。

6586

6587

○技術的基準

6588

第5 住民票の写し等の発行

6589

1 住民票及び除票の写しの発行

6590

請求書及び申出書により、住民票の写し（法第一二条第一項に規定する住民票の写しをいう。以下同じ。）及び除票の写し（法第一五条の四第一項に規定する除票の写しをいう。以下同じ。）の交付の請求及び申出があった場合には、その発行に際しては、審査した請求書及び申出書に基づき、端末機画面で該当者を検索し、プリンターから打ち出した書類を認証して交付すること。

6591

6592

6593

6594

6595

6596

転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定日前にその写しを交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を省略して交付すること。

6597

6598

6599

6600

6601 20.1.2 住民票の写し（世帯連記式）

6602 【実装すべき機能】

6603 住民票の写し（世帯連記式）について、次に示すレイアウトに従い、直接
6604 印刷により出力できること。

6605 住民票の写し（世帯連記式）に記載する項目は以下の通りとすること。

- 6606 ・ 氏名（漢字、アルファベットを含む）
- 6607 ・ 旧氏（日本人住民のみ）
- 6608 ・ 通称（外国人住民のみ）
- 6609 ・ 生年月日
- 6610 ・ 性別
- 6611 ・ 世帯主・世帯主との続柄
- 6612 ・ 戸籍の表示（本籍・筆頭者）（日本人住民のみ）
- 6613 ・ 住民となった年月日
- 6614 ・ 住所を定めた年月日
- 6615 ・ 住所（方書を含む）
- 6616 ・ 届出日
- 6617 ・ 転入前住所（国外を含む。）
- 6618 ・ 個人番号
- 6619 ・ 住民票コード
- 6620 ・ 氏名のふりがな（1. 1. 18 参照）
- 6621 ・ 旧氏のふりがな（1. 1. 18 参照）
- 6622 ・ 通称のふりがな（1. 1. 18 参照）
- 6623 ・ 外国人住民となった年月日
- 6624 ・ 国籍・地域
- 6625 ・ 法第 30 条の 45 に規定する区分
- 6626 ・ 在留期間
- 6627 ・ 在留期間の満了の日
- 6628 ・ 在留資格
- 6629 ・ 在留カード等の番号
- 6630 ・ 通称の記載及び削除に関する事項

6631 統合記載欄に、1. 1. 14（統合記載欄）と 20. 0. 3（異動履歴の記載）に定め
6632 るとおり異動履歴、留意事項及び備考を記載できること。

6633

6634 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6635

【考え方・理由】

○ 住民票の写し（世帯連記式）のレイアウトの考え方

住 民 票

・以下の両者成績の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

住所		東京都港区西2-2-1			
世帯主		住民 太郎			

1	氏名	住民 太郎 (じゅうめん たろう)			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	旧氏	住太郎 (じゅうたろう)			住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
	生年月日	平成2年1月1日	性別	男	転入日	令和元年12月4日
	本籍	東京都千代田区豊島2-1			住所を定めた年月日	令和元年12月4日
	転入前住所	東京都千代田区豊島2-1-2			転出日	令和元年12月6日
	****	****	****	****	****	****
	****	****	****	****	****	****

2	氏名	ZHANG YULIN 張 玉琳 (ちゃん ゆうりん)			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3
	旧氏	張 花子 (じょうかんな はなこ)			住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2
	生年月日	1990年2月2日	性別	女	転入日	令和元年12月4日
	本籍	マレーシア			住所を定めた年月日	令和元年12月4日
	転入前住所	東京都千代田区豊島2-1-2			転出日	令和元年12月6日
	転入前住所に規定する区分	転入前住所	在留資格	日本人の配偶者等	在留期間	5年
	転入前住所の満了の日	2022年1月1日	転入前住所の番号	CD8 / 654321BA		

3	氏名	住民 一郎 (じゅうめん いちろう)			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4
	旧氏	住太郎 (じゅうたろう)			住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3
	生年月日	令和元年5月1日	性別	男	転入日	令和元年12月4日
	本籍	東京都千代田区豊島2-1			住所を定めた年月日	令和元年12月4日
	転入前住所	東京都千代田区豊島2-1-2			転出日	令和元年12月6日
	****	****	****	****	****	****
	****	****	****	****	****	****

異動前住所：東京都港区芝公園5-2-5（令和元年6月6日転居）

4	氏名	以下空白			個人番号	
	旧氏				住民票コード	
	生年月日		性別		転入日	
	本籍				住所を定めた年月日	
	転入前住所				転出日	
	****	****	****	****	****	****
	****	****	****	****	****	****

・3名以下の場合は「以下空白」と氏名欄に入力する。
 【注】記載人数によって枚数を調整しない方がシステム的に簡便なため。また、印にすることにより記載漏れでないことが明確であるため。

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

証 教 目
 教 中 教 目

令和●年○月○日

〰〰〰長（職務代理者）

〇〇
〇〇

印

・認証文は、一部の世帯員のみが表示されている場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」とし、世帯全員の表示されている場合には「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」とする。
 【注】「原本と相違ない」というのは源泉をコピーしていったときの認証文なので、戸籍の認証文を参考に、「戸籍事項を証明した書面である」という記載をするという提案もあるが、文庫を基準レベルではなく、直ちに事務処理要件を成す必要性はないため、今後必要に応じて検討する可能性は除外しない。

・住民票の写しと除票の写しを世帯連記式で1枚として出力することはできない。
 【理由】個人票発給においては、除票にならぬ限り、世帯から扱われることとなり、制度上このような証明は想定されていないため。

・本表は個人単位の住民票の写しと同じレイアウトだが、住所及び世帯主については、共通項目として上部に配置。そのため、個人単位の項目については、20.1.1で示したレイアウトから配置が一部ずれている。

・世帯連記式の場合も、直近の異動前住所のみはその他の記載欄に印字して確認できるようにする。このスペースに表示するのは転居（直近のものに限る。）による住所の異動の異動日のみだが、欄や項目は設けず、空白のスペースにこのように印字する。
 【注】転居前住所は住民票記載事項でないため欄を設けるべきではないが、世帯連記式であっても、転居前住所がわかる直近の異動前住所の標準は住民からのニーズが高いため、一人一家形式の様式では版数は元の形に増強化するが、世帯連記式は一枚に4人分表示できることも重要という見解が多かったため、記載のようにシンプルな版数表示とする。

6640 **【実装すべき機能】**

6641 住民票の除票の写しについては、直接印刷により出力できること。
6642 レイアウトは、20.1.1 に規定する住民票の写しのレイアウトに以下の変
6643 更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6644

6645 （変更箇所）

- 6646 ・表題の「住民票」の次に「(除票)」を加える。
- 6647 ・統合記載欄に、除票記載事項を記載する。
- 6648 ・認証文の「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「こ
6649 の写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。」に改める。

6650

6651 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6652

6653

6654 **【考え方・理由】**

6655 ○ 住民票の除票の写し（世帯連記式）及び住民票の除票の記載事項証明書
 6656 （世帯連記式）については、20.0.1（様式・帳票全般）に記載した考え方
 6657 より、出力しないこととする。

6658

6659 ○ 住民票の除票の写しのレイアウトの考え方

6660

住 民 票（ 除 票 ）

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

氏名	住民 太郎（じゅうみん たろう）		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
			住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	
旧氏		生年月日	平成25年1月1日		
世帯主	住民 太郎		性別	男	
続柄	世帯主		住民となった年月日	令和元年12月4日	
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1		住所を定めた年月日	令和元年12月6日	
			届出日	令和元年12月6日	
本籍	東京都千代田区霞が関2-1		筆頭者	住民 太郎	
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2				
***	***		***	***	
***	***		***	***	

【除票記載事項】
 転出先住所（予定）：〇〇県〇〇市〇〇町3-3-3
 転出先住所（確定）：〇〇県〇〇市△△町1-1-1
 届出日：令和〇年〇月〇日
 事由の生じた年月日：令和〇年〇月〇日（消除事由：転出（又は改製、死亡等））
 転入通知年月日：令和〇年〇月〇日
 転出年月日：令和〇年〇月〇日

【異動履歴】
 令和元年6月6日異動（転居）（令和元年6月7日届出）
 異動項目：住所
 異動前：東京都港区芝公園5-2-5
 異動後：東京都港区虎ノ門2-2-2

異動項目：住所を定めた年月日
 異動前：平成25年4月1日
 異動後：令和元年6月6日

以下余白

日本人住民の例

統合記載欄

この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。

証 号
 枚中 枚目

令和●年〇月■日

△△△長（職務代理人）

〇〇 〇〇



6661

6662

6664 **【実装すべき機能】**

6665 住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書について、20.1.1、
6666 20.1.2 及び 20.1.3 に規定する住民票の写し及び住民票の除票の写しの記載
6667 項目のうち、記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力
6668 できること。

6669 また、本籍については、都道府県名のみでの出力選択もできること。

6670 レイアウトは、20.1.1、20.1.2 及び 20.1.3 に規定するレイアウトに以下
6671 の変更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6672

6673 （変更箇所）

6674 ・表題の「住民票」を「住民票記載事項証明書」に、「住民票（除票）」を「住
6675 民票除票記載事項証明書」に改める。

6676 ・記載しない項目は、項目名及び項目内容を「***」表示とする。

6677 ・認証文の「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明す
6678 る。」を「上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ない
6679 ことを証明する。」に、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明
6680 する。」を「上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証
6681 明する。」に、「この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明す
6682 る。」を「上記の事項は、住民票の除票に記載された事項と相違ないこと
6683 を証明する。」に改める。

6684 **【実装しない機能】**

6685 記載しない項目について、ある項目を記載しないことを選択した場合、他
6686 の項目も連動して記載しないこととする。

6687 労働基準法第 111 条代用証明を発行できること。

6688

6689 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6690

6691 **【考え方・理由】**

6692 記載事項証明書については、分科会における議論の結果、記載しない項目
6693 の項目名及び項目内容を「***」表示とした上で、写しと同じ様式を兼用
6694 することとした。

6695 日本人住民について本籍・筆頭者のいずれかを記載しないこととした場合

6696 や、外国人住民について在留資格・在留期間等・満了日のいずれかを記載し
6697 ないこととした場合に、他の項目も連動して記載しないこととする機能をカ
6698 スタマイズ実装している自治体もあるが、これらのうち一部のみを記載しな
6699 いことも制度上、否定されないこと、分科会での議論の結果、片方の項目だ
6700 けを表示させたいというニーズもあるという意見があったため、このような
6701 機能は不要とする。（本機能は画面操作に関する機能であるが、カスタマイ
6702 ズの発生源となっているため、標準仕様書への実装可否の整理対象とする）
6703 都道府県名のみを記載した本籍を証明することについて、実例上容認した
6704 もがあることから、ニーズに応じて都道府県のみを出力する機能を実装す
6705 る。

6706 労働基準法第 111 条代用証明を発行できる機能については、構成員・準構
6707 成員に意見照会をした結果、住民票の写しや住民票記載事項証明書で対応可
6708 能である等の理由から不要との意見が多数であったため、不要と判断した。
6709
6710

20.2 転出証明書等

6711

6712 20.2.1 転出証明書

6713 **【実装すべき機能】**

6714 転出証明書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力で
6715 きること。

6716 転出証明書に QR コードを印字すること。

6717 転出証明書の末尾には、認証文を記載できることとし、複数枚におよぶ場
6718 合には、最終ページ（通称の記載及び削除に関する事項がある場合は、当該
6719 事項も含む。）の末尾に認証文を印字できること。

6720

6721 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6722

6723

【考え方・理由】

6724 ○ 転出証明書のレイアウトの考え方

転 出 証 明 書

再交付

届出日	令和元年12月3日	届出予定年月日	令和元年12月4日
届出住所	東京都港区虎ノ門2-2-1		
届出前住所	東京都千代田区西が国2-1-2		
届出前の世帯主	住民 太郎		

1	氏名	住民 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の留意点等の他、各項目に關する記載上の留意点等については2011を参照。 ・再交付の場合は、右上に「再交付」と印字できるようにする。 【理由】転出証明書は、転出（予定）日を迎え住民票が削除されるまでは、紛失等により再交付することができ、その際、当初交付された転出証明書と区別するため。 ・「転出証明書に伴う証明書」の場合はタイトル変更 ・住所を定めた年月日は住民法上の記載事項となっていないが、項目として記載する。 【理由】英語・漢語の届出を記入処理が完了する前に印刷するため。
	旧氏		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	
	生年月日	平成2年1月1日	住所を定めた年月日		
	本籍	東京都千代田区西が国2-1	特別	既 婚姻 世帯主	
****	****	****	****	****	
****	****	****	****	****	
2	氏名	ZHANG YULIN 張 玉琳	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト作成上、CSから出力される転出確認証明書を参考にしているが、性別や法第30条の4.5に規定的区分等については、位置を変更 【理由】3情報が離れないことや、論理的に情報が並ぶ順番を考慮しつつも、スペースを効率的に使うため。 ・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。ただし、転出証明書においては、氏名・通称氏名、旧氏の後に（ ）でふりがなを付すことはしない。そのため、氏名欄は全角4.8文字、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角とし、半角9.6文字以上とする。 【理由】表演第2-2-2(2)ア、ア(イ)及びイ(イ)では、住民票（原票）の記載事項について、氏名、旧氏及び通称には、できるだけふりがなを付すことが適当であるとされているため、住民票の出しについてはふりがなを付す機能をインストールしてよいこととしたが、転出証明書にはこの業務処理要領は適用されないため、ふりがなは不要。そのため、桁数も氏名の表示に十分（分科会での議論で、入1100万人規模の都市でもこの桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられる）文字数とする。
	通称	江尻 花子	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2	
	生年月日	1990年2月2日	住所を定めた年月日		
	国籍・地域	マレーシア	性別	女 婚姻 妻	
****	****	****	****	****	
****	****	****	****	****	
****	****	****	****	****	
****	****	****	****	****	
3	氏名	江尻 一郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報は世帯全員分をまとめて記載。 【理由】1票になるべく多くの人数を記載するため。 ・「個人番号」下又は住基「下」の項目は次の記載項目ではないが、記載する。 【理由】カード情報の変更の案内を確保を行うため、必要という自治体のニーズがあったため。
	旧氏		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3	
	生年月日	令和元年5月1日	住所を定めた年月日		
	本籍	東京都千代田区西が国2-1	性別	男 婚姻 子	
****	****	****	****	****	
****	****	****	****	****	
****	****	****	****	****	
4	氏名	住民 二郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 5	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報は世帯全員分をまとめて記載。 【理由】1票になるべく多くの人数を記載するため。 ・「個人番号」下又は住基「下」の項目は次の記載項目ではないが、記載する。 【理由】カード情報の変更の案内を確保を行うため、必要という自治体のニーズがあったため。
	旧氏		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 4	
	生年月日	令和元年5月1日	住所を定めた年月日		
	本籍	東京都千代田区西が国2-1	性別	男 婚姻 子	
****	****	****	****	****	
****	****	****	****	****	
****	****	****	****	****	

世帯	国民健康保険		国民年金		児童手当	児童手当	特別養育給付	個人番号カード又は住基カード
	世帯	世帯	世帯	世帯				
1								
2								
3								
4								

上記の欄について、当欄から転出する届の届出があったことを証明する。

令和●年○月●日

〇〇〇〇長（職務代理者）

〇〇 〇〇

印

- ・一人分ずつの情報を格納したQRコードを人数分印刷する。
- 【理由】住民票システムとの連携としては、何らかの方法でCSV形式になったデータを取り込めることを標準機能とし、その方法は問わないが、転出証明書へのQRコードの印字については、QRコードを作成する主体（届出元市区町村）とそれを使う主体（届出先市区町村）が異なり、届出元市区町村でQRコードを印刷しなければ、届出先市区町村でも読み取れないことから、転出証明書にQRコードを印字することを標準とする。QRコードの大きさ・配置、QRコードに入れるべきデータ項目、データ形式等については、今後、APPUIタスクフォースと連携して検討するが、構成員・事務員への意見照会の結果、QRコードが裏面や2頁目に印刷されることは望ましくないという意見が多かったため、1枚目の表面に印字できるように、一人分ずつ情報を分け、QRコードが人さきくなりすぎないようにする。

6725

6726

6727

通称の記載及び削除に関する事項

・転出証明書の通称の履歴は省略できないため、履歴がある場合は2枚目にこの様式で記載。

氏名： JUMIN MARIA 住民 マリア
住民票コード： 2484 6016 224

取得年月日： 令和元年12月3日

No	記録年月日	記録市町村名	削除年月日	削除市町村名	通称
1	平成23年5月6日	大阪府大阪市	令和元年8月6日	東京都千代田区	住基 花子
2	令和元年8月6日	東京都千代田区			住民 花子
3			[以下余白]		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

6728

6729

6730 10.8 (CSV 形式のデータの取込み) に記載のとおり、転入処理を行う際、
6731 CSV 形式で提供された転出証明書に記載のデータを取り込めることとしてお
6732 り、この機能は、転出証明書に印字された QR コードを読み取った CSV 形式
6733 のデータを取り込むことも想定している。

6734 しかし、転出証明書への QR コードの印字については、QR コード化する主
6735 体 (転出地市区町村) とそれを使う主体 (転入地市区町村) が異なり、転出
6736 地市区町村で QR コードを印字しなければ転入地市区町村でも読み取れない
6737 ことから、転出証明書に QR コードを印字することを標準とする。なお、QR
6738 コードリーダーを実装するかどうかは各自治体の判断に委ねられる。

6739

6740

6741 20.2.2 転出証明書に準ずる証明書

6742 **【実装すべき機能】**

6743 転出証明書に準ずる証明書について、直接印刷により出力できること。

6744 レイアウトは、20.2.1 に規定する転出証明書のレイアウトに以下の変更
6745 を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6746

6747 （変更箇所）

6748 ・表題の「転出証明書」を「転出証明書に準ずる証明書」に改める。

6749

6750 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6751

20.3 住民基本台帳の一部の写し

6752

6753 20.3.1 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）

6754 **【実装すべき機能】**

6755 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）について、次に示すレイアウトに従
6756 い、PDF 又は CSV により出力できること。

6757

6758

6759

6760

6761 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6762

20.4 住民票コード通知票等

6769

6770 20.4.1 住民票コード通知票

6771 **【実装すべき機能】**

6772 住民票コード通知票について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷によ
6773 り出力できること。

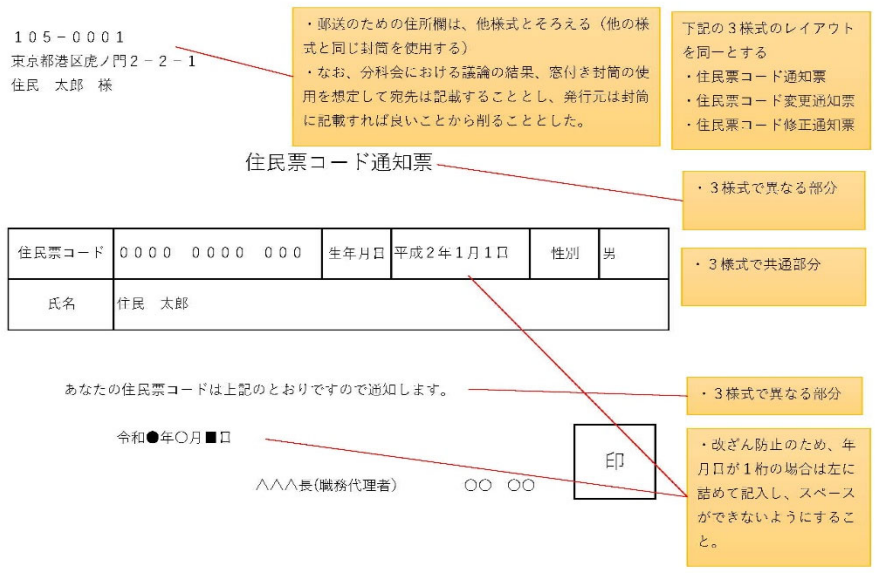
6774

6775 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6776

6777 **【考え方・理由】**

6778 ○ 住民票コード通知票のレイアウトの考え方



6779

6780 20.4.2 住民票コード変更通知票

6781 **【実装すべき機能】**

6782 住民票コード変更通知票について、直接印刷により出力できること。

6783 レイアウトは、20.4.1 に規定する住民票コード通知票のレイアウトに以
6784 下の変更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6785

6786 (変更箇所)

- 6787 ・表題の「住民票コード通知票」を「住民票コード変更通知票」に改める。
- 6788 ・通知文の「あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。」
6789 を「あなたの変更後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。」
6790 に改める。

6791

6792

6793 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6794

6795 20.4.3 住民票コード修正通知票

6796 **【実装すべき機能】**

6797 住民票コード修正通知票について、直接印刷により出力できること。

6798 レイアウトは、20.4.1 に規定する住民票コード通知票のレイアウトに以
6799 下の変更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6800

6801 (変更箇所)

6802 ・表題の「住民票コード通知票」を「住民票コード修正通知票」に改める。

6803 ・通知文の「あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。」

6804 を「あなたの修正後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。」

6805 に改める。

6806

6807

6808

6809 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6810

20.5 その他

6811

6812 20.5.1 支援措置期間終了通知

6813 **【実装すべき機能】**

6814 支援措置期間終了通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷に
6815 より出力できること。(3.4 (支援措置) 参照)

6816 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6817

6818

6819

6820

6821

6822 【考え方・理由】

6823 ○ 支援措置期間終了通知のレイアウトの考え方

6824

(記号) 第 号
令和●年○月■日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
○○ ○○ 様

△△△長(職務代理者) ○○ ○○ 印

支援措置期間終了通知

行政市ドメスティック・バイオレンス等の被害者支援に関する住民基本台帳事務の要綱第N条に規定する支援措置について、下記支援措置の期間経過後に終了日をもって支援措置を終了しますので通知します。

記

1 支援対象者 ○○ ○○
(併せて支援実施中の者 ○○ ○○)

2 支援措置の期間 令和●年○月■日 ~ 令和●年○月■日

3 支援措置の範囲

✓	住民票の写しの交付(現住所地)
	住民票の除票の写しの交付(前住所地)
	戸籍の附票の写しの交付(本籍地)
	戸籍の附票の除票の写しの交付(前本籍地)

・各市区町村において、DV等支援措置について規定している条例や要綱等の名称を記載すること。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・機能要件の3.4により管理している項目から記載する。

※支援措置の期間終了の1か月前から支援措置の延長の申出を受け付けます。
 ※延長の申出がない場合、支援措置の期間経過後に支援を終了します。
 ※既に手続き済である場合、行き違いですので御容赦ください。

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >
 < 住 所 >
 < 電 話 >

6825 20.5.2 世帯主変更通知書

6826 **【実装すべき機能】**

6827 世帯主変更通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により
6828 出力できること。(4.0.4 (世帯主不在となる場合の処理) 及び 4.0.5 (世帯
6829 主変更依頼通知書) 参照)

6830

6831 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6832

6833

6834 【考え方・理由】

6835 ○ 世帯主変更通知書のレイアウトの考え方

(記号) 第 号
令和●年○月■日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
住民 太郎 様

△△△長 (職務代理人)

○○ ○○

印

世帯主変更通知書

住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第12条第1項に基づき、職権により下記のとおり変更いたしましたので通知します。

世帯主が異なる場合は、お手数ですが、御連絡あるいは最寄りの窓口まで御来庁くださるようお願いいたします。

記

・職権により世帯主の変更をした理由を簡潔に記載する。

もとの世帯主	住民 花子
新しい世帯主	住民 太郎
変更事由	
変更日	令和元年12月3日

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・職権による変更後の世帯主が実態と異なる場合は、本通知を受けた世帯主等から連絡を受け、さらに、世帯変更届を行わせることなどにより、実態に合わせて世帯主を変更する必要がある。

(お問い合わせ先)

- < 担当課名 >
- < 住 所 >
- < 電 話 >

6836

6837

6838 20.5.3 世帯主変更依頼通知書

6839 **【実装すべき機能】**

6840 世帯主変更依頼通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷に
6841 より出力できること。(4.0.5 (世帯主変更依頼通知書) 参照)

6842

6843 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6844

6845 【考え方・理由】

6846 ○ 世帯主変更依頼通知書のレイアウトの考え方

(記号) 第 号
令和●年○月■日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
住民 太郎 様

△△△長(職務代理者) ○○ ○○



世帯主変更依頼通知書

現在、あなたの世帯は、世帯主変更の手続きが必要な状態です。
つきましては、世帯主変更の届出を行っていただきますようお願いします。

手続きに際しては、窓口に来られた方の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示をお願いしていますので、必ず御持参ください。

また、国民健康保険に加入されている方は、保険証の内容を訂正する必要がありますので、国民健康保険被保険者証をあわせてご持参ください。

現在の住民票の世帯主	住民 太郎
世帯主変更が必要となる事由	

・身分証明書等の届出の際の持参書類は、例示であり、要領や各市区町村のHPでの案内等を踏まえ、必要に応じて詳細な案内を同封するなど、適切に対応すること。

※この通知が到着する前に届出をされた場合は、行き違いですのでご了承下さい。

・本通知を受け取った者が、世帯主変更が必要となる理由がわかるように、当該理由を簡潔に記載する。

(お問い合わせ先)

- < 担当課名 >
- < 住 所 >
- < 電 話 >

6847
6848

6849

6850 20.5.4 住民異動届受理通知

6851 **【実装すべき機能】**

6852 住民異動届受理通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷によ
6853 り出力できること。(4.1.0.3 (住民異動届受理通知) 参照)

6854

6855

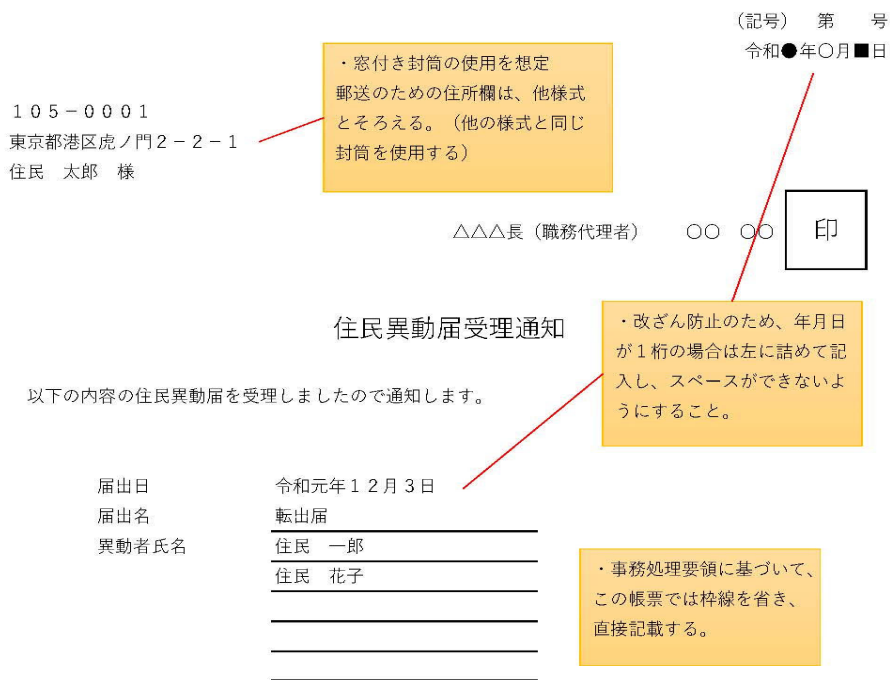
6856 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6857

6858

6859 【考え方・理由】

6860 ○ 住民異動届受理通知のレイアウトの考え方



この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしているものです。この通知に疑義のある方は、以下まで御連絡ください。

(お問い合わせ先)
< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

6861

6862 20.5.5 転入通知情報取込エラー一覧表

6863 **【実装すべき機能】**

6864 転入通知情報取込エラー一覧表について、次に示すレイアウトに従い、
6865 XLSX 形式、CSV 形式、PDF 形式又は直接印刷のいずれかによって出力できる
6866 こと。(4.1.3.1.2 (CS から受信した転入通知の受理) 参照)

6867

6868 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6869

6870

6871 **【考え方・理由】**

6872 ○ 本様式について、ペーパーレス対応が可能かどうか構成員・準構成員に意見
6873 照会した結果、住基ネットが示す転入通知があれば、エラー対象者を把握す
6874 るための資料は画面上で確認すれば足りるというペーパーレス化に積極的な
6875 意見があった一方、繁忙期は端末を占有することが難しく、紙照合が必要な
6876 場面もあるとの意見もあったため、基本はペーパーレス対応を推奨するが、
6877 繁忙期に備えて直接印刷機能も実装することとした。

6878

6879 ○ 転入通知情報取込エラー一覧表のレイアウトの考え方

6880

6883 20.5.6 転入通知未着照会書

6884 **【実装すべき機能】**

6885 転入通知未着照会書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷によ
6886 り出力できること。(4.1.3.1.4 (転入通知未着照会書及び転入通知未着者一
6887 覧の作成) 参照)

6888

6889 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6890

6891 【考え方・理由】

6892 ○ 転入通知未着照会書のレイアウトの考え方

(記号) 第 号
令和●年○月■日

〇〇長 〇〇 〇〇 様

△△△長 (職務代理者) 〇〇 〇〇

印

転入通知未着照会書

様記について、転入通知が未着となっている住民票があるため、お手数ですが、下記の者の転入の有無を御確認のうえ、御回答下さるようお願いいたします。

記

届 出 日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日
転 出 先 住 所 (予 定)	東京都港区虎ノ門2-2-1		
転 出 前 住 所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
	氏 名	生 年 月 日	性 別
1	住民 太郎	平成2年1月1日	男
2			
3			
4			
5			
備 考			

・転出届に記載された転出予定年月日を記入

・転出届に記載された転出先(予定)を記入

*転入しているときは、転入通知を御送りください。

(お問い合わせ先)

- < 担当課名 >
- < 住 所 >
- < 電 話 >

6893

6894

6895 20.5.7 転入通知未着者一覧

6896 **【実装すべき機能】**

6897 転入通知未着者一覧について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力
6898 できること。(4.1.3.1.4(転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成)
6899 参照)

6900 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6901

6902 【考え方・理由】

6903 ○ 転入通知未着者一覧のレイアウトの考え方

転入通知未着者一覧

令和●年○月■日作成
○○○/○○○頁

抽出期間 令和●年○月■日～令和●年○月■日

項番	転出予定年月日 又は職権消除日	氏名	住民種別	個人番号	住民票コード
	転出先住所（予定）				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

・転出届に記載された転出予定年月日又は職権消除日を記入

・転出届に記載された転出先（予定）を記入

6904

6905

6906 20.5.8 職権記載等通知書

6907 **【実装すべき機能】**

6908 職権記載等通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により
6909 出力できること。(4.2.0.1 (職権による住民票の記載等) 参照)

6910

6911 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6912

6913 【考え方・理由】

6914 ○ 職権記載等通知書のレイアウトの考え方

(記号) 第 号
令和●年○月■日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
住民 太郎 様

△△△長 (職務代理者) ○○ ○○



職権記載等通知書

ここに職権記載等の事由等の記載

- (記載例1)
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に居住している事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、令和〇年〇月〇日にあなたの住民票を記載しましたので、同令第12条第4項の規定により通知します。
- (記載例2)
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に不居住である事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、令和〇年〇月〇日にあなたの住民票を削除しましたので、同令第12条第4項の規定により通知します。
- (記載例3)
令和〇年〇月〇日にあなたの世帯主が変更したことにより、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、令和〇年〇月〇日にあなたの住民票の記載を修正し、あなたの続柄は下記のとおりとなりましたので、同令第12条第4項の規定により通知します。

記

(住民票の記載事項、削除した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項)

氏名	住民 太郎	個人番号	0000 0000 0000
		住民票コード	0000 0000 000
旧氏		生年月日	平成2年1月1日
世帯主	住民 太郎	性別	男
続柄	長男	住民となった年月日	令和元年12月4日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	住所を定めた年月日	
		届出日	令和元年12月6日
本籍	東京都千代田区霞が関2-1	筆頭者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

(お問い合わせ先)

- < 担当課名 >
- < 住 所 >
- < 電 話 >

6915

6916

6917 20.5.9 出入国在留管理庁長官通知更新リスト

6918 **【実装すべき機能】**

6919 出入国在留管理庁長官通知更新リストについて、次に示すレイアウトに従
6920 い、直接印刷により出力できること。(4.5.6 (出入国在留管理庁長官通知に
6921 基づく修正及び削除) 参照)

6922

6923 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6924

6925

6926 **【考え方・理由】**

6927 本様式について、ペーパーレス対応が可能かどうか構成員・準構成員に意
 6928 見照会した結果、住民記録システムに画面上又はテキスト形式で表示された
 6929 インプット件数、アップデート件数、取り込めなかった件数を取り込み、画
 6930 面との照合で内容を確認することでペーパーレス化が可能という意見があ
 6931 った一方、繁忙期は端末を占有することが難しく、紙照合が必要な場面もあ
 6932 るとの意見もあったため、基本はペーパーレス対応を推奨するが、繁忙期に
 6933 備えて直接印刷機能も実装することとした。

6934

6935 ○ 出入国在留管理庁長官通知更新リストのレイアウトの考え方

6936

99-4 出入国在留管理庁長官通知更新リスト

出入国在留管理庁長官通知更新リスト

令和●年○月●日作成

出入国在留管理庁長官通知情報				現居住民基本台帳情報	
氏名	異動事由			個人番号	
歩出発生年月日				住民票コード	
異動事由 1				外国人住民となった年月日	
異動事由 2				住所を定めた年月日	
異動事由 3				開港日	
郵便番号				住所	
英字氏名				氏名	
(旧情報)				性別	
漢字氏名				生年月日	
(旧情報)				国籍・地域	
生年月日	性別				
(旧情報)				性別	
在留カード等の番号	国籍・地域			在留カード等の番号	
(旧情報)				国籍・地域	
決着事由に該当する区分	在留資格別号			国籍・地域	
(旧情報)				決着事由に該当する区分	
在留期間満了日				在留資格	
(旧情報)				在留期間等	
その他				在留期間の満了の日	
				転入先住所	

・ 出入国在留管理庁長官通知の情報を自動で取り込んだ状態を表示する。「旧情報」は、自動取込み前の状態も表示する。

・ 出入国在留管理庁長官通知の自動取込結果の確認のため、自動取込み前の現存の住民基本台帳情報を表示する。

6937

6938

6939 20.5.10 個人番号カード交付申請書

6940 **【実装すべき機能】**

6941 個人番号カード交付申請書について、別に規定するレイアウト（参考まで
6942 にレイアウトを次に示す。）に従い、直接印刷により出力できること。
6943 （7.1.1.3（カード管理状況）参照）

6944

6945 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（省略）

6946

6947 **【考え方・理由】**

6948 ○ 個人番号カード交付申請書については、既に別途、通知カード及び個人番号
6949 カードの交付等に関する事務処理要領において形式が指定されている。

6950

6951 20.5.11 成年被後見人異動通知

6952 **【実装すべき機能】**

6953 成年被後見人異動通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷に
6954 より出力できること。(9.4 (成年被後見人) 参照)

6955

6956 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6957

6958 【考え方・理由】

6959 ○ 成年被後見人異動通知のレイアウトの考え方

(記号) 第 号
令和●年○月■日

○○長 ○○ ○○ 様

△△△長(職務代理者) ○○ ○○



成年被後見人異動通知

標記の件につきまして、下記のとおり貴○○へ転出する旨の届出がありましたので平成12年2月23日付け自治振第16号「印鑑の登録及び証明に関する事務に係る成年被後見人の取り扱いについて」に基づき通知いたします。

記

氏 名	住民 太郎		
生 年 月 日	平成2年1月1日	性別	男
本 籍	東京都千代田区霞が関2-1-2		
筆 頭 者	住民 太郎		
転出先住所 (予定)	東京都港区虎ノ門2-2-1		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
届 出 日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日

- ・ 除票に記載されている内容と同一の内容を記入
- ・ 除票の住所(転出前の住所)を記入

(お問い合わせ先)

- < 担当課名 >
- < 住 所 >
- < 電 話 >

6960

6961

6962 20.5.12 住居表示決定通知書

6963 **【実装すべき機能】**

6964 住居表示決定通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷によ
6965 り出力できること。(9.7 (住所一括変更) 参照)

6966

6967 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6968

6969 【考え方・理由】

6970 ○ 住居表示決定通知書のレイアウトの考え方

(記号) 第 号
令和●年○月■日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
住民 太郎 様

△△△長(職務代理者)

○○ ○○

印

住居表示決定通知書

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居について、住居表示を実施し、下記のとおり街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

住所	実施前	東京都千代田区霞が関1番地の2
	実施後	東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
実施年月日	令和元年12月3日	

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >
< 住所 >
< 電話 >

6971

6972

6973 20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知

6974 **【実装すべき機能】**

6975 区画整理に伴う住所変更通知について、次に示すレイアウトに従い、直接
6976 印刷により出力できること。(9.7 (住所一括変更) 参照)

6977

6978 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入 (省略)

6979

6980 【考え方・理由】

6981 ○ 区画整理に伴う住所変更通知のレイアウトの考え方

(記号) 第 号
令和●年○月■日

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
住民 太郎 様

△△△長(職務代理者) ○○ ○○

印

区画整理に伴う住所変更通知

・各市区町村における事業の名称を記載すること。

この度、行政市土地区画整理事業の換地処分に伴い、下記のとおり地番が変更されますので、お知らせいたします。

記

・変更内容を簡潔に記載する。

住所	実施前	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号 霞が関ハイツ101号
	実施後	東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 霞が関ハイツ101号
実施年月日	令和元年12月3日	

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >
< 住所 >
< 電話 >

6982

20.6 住民基本台帳関係年報の調査様式

6983

6984 20.6.1 住民基本台帳関係年報の調査様式第1表、第1の2表及び
6985 第1の3表

6986 **【実装すべき機能】**

6987 住民基本台帳関係年報の調査様式である第1表、第1の2表及び第1の3
6988 表について、別に指定するレイアウト(参考までにレイアウトを次に示す。)
6989 に従い、XLSX形式により出力できること。(6.1(統計)参照)

6990

6991 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入(省略)

6992

6993 **【考え方・理由】**

6994 住民基本台帳関係年報の調査様式である第1表、第1の2表及び第1の3
6995 表については、既に別途、形式が指定されている。

6996

6997

6998

6999

7000

7001

7002

7003

7004

7005

7006

7007

7008

7009

第5章 データ要件

7011 **【実装すべき機能】**

7012 住民記録システムにおいて管理するデータについて、別添（※）において
7013 示す標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）に従った最
7014 新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、
7015 標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。

7016 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システ
7017 ム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来 of データ構造及びデータ
7018 を保持・運用することをも許容する。

7019

7020 ※ 今後、中間標準レイアウト仕様及び履歴等の機能要件の整理を踏まえ、
7021 示すこととする。

7022

7023 **【考え方・理由】**7024 **1. データ構造の標準化の方針**

7025 我が国の自治体が多長期的な人口構造の変化に直面する中においても、
7026 住民サービスを維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広域ク
7027 ラウド化等を通じた自治体の職員負担の削減、ベンダの負担の削減やベン
7028 ダ間での円滑なシステム更改等を通じた自治体の財政負担の削減を進め
7029 る必要がある。

7030 自治体内システム間データ連携の標準として「地域情報プラットフォーム
7031 標準仕様」が、また、システム更改の際のデータ移行時のデータ形式の
7032 標準として「中間標準レイアウト仕様」が定められているが、両仕様とも、
7033 氏名・住所等の基本的なデータについては規定されているものの、必ずし
7034 も住民記録システムにとって必要なデータ項目が全て網羅されているわ
7035 けではなく、結果として自治体・システムベンダごとにデータ構造が異な
7036 っている。そのため、システム間データ連携のためのカスタマイズが生じ、
7037 また、システム更改の際のデータ移行時には自治体の人的・財政的負担が
7038 新たに生ずることから、ベンダロックインの原因ともなっている。

7039 データ構造の共通化は、システム改修に短期的には多大な負担を生じさ
7040 せるが、多長期的な視野に立った場合、システム間データ連携やデータ移
7041 行の度に生ずる自治体・ベンダの負担を解消させることとなり、今後、飛
7042 躍的・加速度的に進む新技術の導入の際に、より広域的に、シームレスに

7043 対応していけるための基盤整備として必要なものである。
7044 そのため、住民記録システム標準化の目的である「(目的1) カスタマイズを原則不要にする」及び「(目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を
7045 可能にする」を踏まえ、住民記録システムのデータ構造についても標準化
7046 を進めることとする。
7047
7048

7049 2. 経過措置

7050 「標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運
7051 用することをも許容する」とした理由は、現行では、各ベンダの既存パッ
7052 ケージシステムは、それぞれのデータ構造に対応したものとなっており、
7053 これを改修することは膨大な作業量とコストを要することが予想される
7054 ことを踏まえ、標準データ構造への移行を円滑かつ合理的に実施し、標準
7055 データ構造の早期実現に伴う期間・改修コストをできるだけ抑制しながら、
7056 「(目的1) カスタマイズを原則不要にする」及び「(目的2) ベンダ間での
7057 円滑なシステム更改を可能にする」を実現しようというものである。

7058 具体的には、例えば、他システムとの連携時やシステムの更改時に、標
7059 準データ構造に従った最新のデータを一旦、ベンダ独自のデータ構造に変
7060 換した上で、ベンダの既存パッケージシステムに取り込み、また、ベンダ
7061 の既存パッケージシステムから一旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した
7062 上で、標準データ構造に従った最新のデータを出力することも許容する。

7063 なお、その場合でも、標準データ構造に従ったデータは常に最新にして
7064 おくことが求められる。この方法はあくまで経過措置であり、将来的には、
7065 例えばパッケージシステムのバージョンアップ時等に、標準データ構造ベ
7066 ースでのパッケージへとバージョンアップされることを期待する。

7067 他システムとの連携について、標準データ構造の中の具体的にどの項目
7068 をどのシステムと連携させるかは別途検討する。
7069

7070 30.2 文字

7071 *(No. 10 (共通/文字情報基本要件))*

7072 **【実装すべき機能】**

7073 住民記録システムで用いるデータの文字セット(※1)はJIS X 0213:2012、
7074 文字コードはISO/IEC 10646:2017 (※2、※3)、通信インタフェースの文字
7075 符号化方式はUTF-16 とすること。ただし、氏名、旧氏、通称、世帯主、住所、
7076 方書、転入前住所、本籍及び筆頭者の項目(以下「氏名等」という。)の文字

7077 セットについては、「文字情報基盤」として整備された文字全てが利用できる
 7078 よう（※4）、JIS X 0213:2012 及び ISO/IEC 10646:2017 附属書 A（※3）に
 7079 規定されている以下の組とすること。

- 7080 ・ 390 MOJI-JOHO-KIBAN IDEOGRAPHS-2016
- 7081 ・ 1042 KANA SUPPLEMENT のうち、U+1B001～U+1B0FF
- 7082 ・ 1115 KANA EXTENDED-A

7083

7084 ※1 字形を含む。以下同じ。

7085 ※2 Amd. 1:2019 及び Amd. 2:2019 による追補後のもの。以下同じ。

7086 ※3 ISO/IEC 10646:2017 に準拠した JIS X 0221:2020 の発効後は、「ISO/IEC
 7087 10646:2017」を「JIS X 0221:2020」に置き換える。

7088 ※4 そのため、UTF-16 においてサロゲートペア（ISO/IEC 10646 の文字符号
 7089 化方式の UTF-16 で用いられる 4 バイトで 1 文字を表す符号化拡張方法）
 7090 又は IVS（字形選択子／漢字字形指示列）への対応が必要となる文字への
 7091 対応も必須とする。

7092

	氏名等以外	氏名等
文字セット・字形	JIS X 0213:2012	JIS X 0213:2012 + ISO/IEC 10646:2017 附属書 A の一部
文字コード	ISO/IEC 10646:2017	ISO/IEC 10646:2017
通信 I/F の 文字符号化方式	UTF-16	UTF-16

7093

7094 なお、現行の文字セット・文字コード・文字符号化方式（以下「文字セット
 7095 等」という。）からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜
 7096 上、経過措置として、第 1 段落に規定する文字セット等（以下「文字情報基盤
 7097 文字」という。）によるデータ（内字（※1）のみならず、外字（※2）を含
 7098 む。以下同じ。）とともに、以下①～⑥を条件として、これらに変換できるベ
 7099 ンダ独自の文字セット等（以下「変換可能文字」という。）によるデータ（内
 7100 字のみならず、外字を含む。以下同じ。）を併用することも許容する。変換可
 7101 能文字の文字セット等については規定しない。

7102

7103 ※1 内字……当該文字セット等において、標準で収録されている文字をい
 7104 う。

7105 ※2 外字……当該文字セット等において、標準では収録されておらず、自

7106 治体が個別に追加した文字をいう。

7107

7108 ① 文字情報基盤文字によるデータを保持し、いつでも他システム連携等のた
7109 めに出力できること。

7110

7111

(留意点)

7112

- 文字情報基盤文字によるデータ（第1段落※4に記載のとおり、サロゲートペア・IVSを含む。）を持つ限りにおいて、別途、変換可能文字によるデータを持つことは妨げられない。文字情報基盤文字上、区別されていない文字について、引き続き、変換可能文字によるデータにおいて区別しておくことや、文字情報基盤文字上、内字である文字について、引き続き、変換可能文字によるデータにおいて外字としておくことも差し支えない。

7113

7114

7115

7116

7117

7118

7119

7120 ② 変換可能文字によるデータにおける内字は、いつでも文字情報基盤文字に
7121 よるデータの内字に変換できること。

7122

変換可能文字によるデータにおける外字は、いつでも文字情報基盤文字に
7123 よるデータの内字又は外字に変換できること。外字とする場合は、外字とし
7124 て字形を保持した上で変換できること（文字化けさせないこと）。

7125

7126

(留意点)

7127

- 変換可能文字で内字であるものについては、文字情報基盤文字の内字として必ず変換できること。文字情報基盤文字の範囲で何らかの同定（縮退を含む。）を行い、必ず内字とすること。

7128

7129

7130

7131

- 変換可能文字でも外字であるものについては、文字情報基盤文字との同定を可能な限り行うこととする。

7132

7133

7134

- 「変換可能文字によるデータにおける内字は、いつでも文字情報基盤文字によるデータの内字に変換できること。」とは、変換可能文字によるデータにおいて、文字情報基盤文字上の区別を維持することを求めるものではない。必要に応じて、変換の際に縮退させて差し支えない（ただし、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持せずに、可逆的な変換を行うことで仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態を実現しようとする場合には、縮退させると可逆的とならないおそれがある。）。また、もちろん、変換可能文字によるデータ

7135

7136

7137

7138

7139

7140

7141

7142 において、サロゲートペア・IVS の使用を求めるものではない。(ただし、
7143 文字情報基盤文字による情報を保持することは必要)

7144
7145 ③ 文字情報基盤文字によるデータにおける内字及び外字は、いつでも変換可
7146 能文字によるデータの内字又は外字に変換できること。外字とする場合は、
7147 外字として字形を保持した上で変換できること（文字化けさせないこと）。

7148
7149 ④ ある文字について、変換可能文字によるデータにおける字形・文字コード
7150 と文字情報基盤文字によるデータにおける字形・文字コードを簡易に確認で
7151 きること。

7152
7153 ⑤ 変換可能文字で外字となるが、文字情報基盤文字で内字となる文字につい
7154 て、何らかの方法（例：文字コードによる入力、コピー&ペーストによる入
7155 力、別ツールによる入力）により文字情報基盤文字として入力できること。

7156
7157 ⑥ 以上については、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持する方法
7158 のほか、仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状
7159 態（※）を実現する方法が許容される。

7160
7161 ※ 例えば、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持せずに、「仮想
7162 的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態」を実現
7163 するためには、他システム連携等のため、変換可能文字によるデータから
7164 文字情報基盤文字によるデータを即時に完全に復元できる必要があるが、
7165 以下の方法により実現可能であると考えられる。

7166 ・ 文字情報基盤文字によるデータを変換可能文字によるデータに変換す
7167 る際に縮退させず、可逆的な変換とする（必要に応じて、変換可能文字
7168 によるデータにおいて、文字情報基盤文字によるデータへ変換可能な外
7169 字を自動で作成する）。

7170 ・ 変換可能文字によるデータから単純に復元できるデータは文字情報基
7171 盤文字によるデータで重複しては保持せず、変換可能文字によるデータ
7172 から単純には復元できないデータに限って、その旨のフラグを立てた上
7173 で、文字情報基盤文字によるデータを保持する。

7174
7175 EUC 等によるデータ出力（ディスプレイや紙等への出力及び XML 形式や CSV
7176 形式、PDF 形式でのファイル出力等）の際は、「MJ 文字集合」と約 1 万文字の
7177 JIS X 0213（JIS 第 1 水準～第 4 水準）の文字（「JIS 文字集合」との結びつ

7178 きを整理した「MJ 縮退マップ」を活用した縮退変換にも対応すること。この
7179 場合、JIS X 0213 に準拠したフォントを用いた出力に対応できること。その
7180 他、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの
7181 利用が可能となるよう、情報システム及びサービスの開発において、行政機関
7182 がその行政活動において使用する文字の取扱いを標準化するための実践ガイ
7183 ドブックである「文字環境導入実践ガイドブック（内閣官房情報通信技術（IT）
7184 総合戦略室）」を踏まえた文字の取扱いとすること。

7185 文字情報基盤文字によるデータにおいて（なお書きによる経過措置におい
7186 ては、物理的又は仮想的な文字情報基盤文字によるデータ及び変換可能文字
7187 によるデータにおいて）、ISO/IEC 10646 の私用領域に外字を定義でき、これ
7188 らの外字が住民記録システム上から利用できること。

7189 変換可能文字によるデータにおける外字を、文字情報基盤文字によるデー
7190 タにおける内字とするため、文字情報基盤文字と手動又は自動で同定するツ
7191ールを提供すること。

7192 なお、住基ネットや「在留カード等発行システム」で使用している外字につ
7193いては、自動変換（同定）が可能であること。

7194 住民記録システムのシステム移行時は、現行システムで使用している外字
7195 が正確に移行できること。また、住民記録システムと連携している他システム
7196 への外字移行も同様にできること。

7197 以上の機能については、実装の有無を自治体が選択するのでなく、標準準拠
7198 パッケージ全てに機能として実装すること。（その他全ての機能（【実装して
7199 もしなくても良い機能】と記載している機能を除く。）についても同様だが、本
7200 項目については特に明記する。）

7201

7202 ●本機能要件については、住民記録システムとしては一旦この内容とした
7203 後、今後、住所地側で管理される他システム側に同様の機能要件を設けるかを
7204 確認し、その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討する。●

7205

7206 【考え方・理由】

7207 1. 文字を標準化する目的

7208 「世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）」において、
7209 「文字等の標準化・共通化を行うこと」及び「今後整備する情報システムにお
7210 いては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする」と述
7211 べられた。

7212 ※ 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針（総務省）」において
7213 は、指針6及び参考資料（指針6）に「国の動向を参考とした、文字環境
7214 の整理」の参考として、文字情報基盤の活用も紹介されている。

7215

7216 また、「デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）」で
7217 は、行政データ連携標準の普及や、文字情報基盤の活用等による文字環境の整
7218 備・普及（KPI：地方公共団体の調達における文字情報基盤参照割合）、データ
7219 連携等を容易に行える文字環境の整備を掲げている。

7220 これらで述べられている文字情報基盤とは、文字情報基盤推進委員会にお
7221 いて整備されたものであり、同委員会は、平成22年度に、内閣官房情報通信
7222 技術（IT）担当室（現IT総合戦略室）、総務省、法務省、経済産業省、文化
7223 庁などの関係府省や専門家、産業界関係者が参加し、独立行政法人情報処理推
7224 進機構を事務局として設置されたものである。現在、その成果として、以下が
7225 公表されている。（参照：「文字情報基盤導入ガイド ver. 1.0」平成26年3月
7226 18日）

7227

7228 (1) IPAmj 明朝フォント

7229 文字情報基盤で整備された文字（戸籍統一文字の漢字：55,270文字、住
7230 民基本台帳ネットワークシステム統一文字の漢字：19,563文字を整理した
7231 結果）約60,000文字を収録したフォントであり、IPAフォントライセンス
7232 v1.0により、無償公開されている。ISO/IEC 10646に準拠して符号化され
7233 ている。

7234

7235 (2) 文字情報基盤 文字情報一覧表（MJ 文字情報一覧表）

7236 文字情報基盤で整備された文字について、

7237 ・文字図形、各種文字コードとの対応関係

7238 ・読み、画数、部首等の漢字属性情報

7239 ・SVGフォーマットによる文字図形イメージ情報

7240 等を収録し、文字の「見える化」を図る一覧表である。クリエイティブ・
7241 コモンズ・ライセンス 2.1「表示、継承」により無償公開されている。

7242

7243 「文字情報基盤」は、行政機関や行政機関内のシステムごとに外字を作成し
7244 ていた文字の相互参照を可能とすることによって、行政事務の効率向上及び
7245 外字管理コストの削減を目的としている。利用シーンとしては、既に持っている
7246 外字の字形同定作業の基準として、組織内の複数システム間の連携の基準
7247 として、他の行政機関との情報交換時の補足情報として、追加の外字として、

7248 また、印刷にも活用することが想定されている。
7249 (参照：「行政機関向け文字情報基盤の公開について」)

7250 <https://www.ipa.go.jp/files/000008967.pdf>

7251 <https://www.ipa.go.jp/files/000008968.pdf>

7252

7253 後述のとおり、総務省が平成23年度に実施した「市区町村が使用する外字
7254 の実態調査」では、総務省が全国の1,386の市区町村から収集した1,166,536
7255 文字の外字情報のうち、95.52%が「文字情報基盤」と同定された。そのため、
7256 住民記録システムにおいて、「文字情報基盤」を導入することは、外字の数を
7257 大幅に減らすことができ、外字作成・管理の負担が削減できるとともに、以下
7258 のような様々な側面でのインタフェースにおける文字情報の流通の円滑化の
7259 効果が期待できる。

7260

- 7261 ・システム更改時における円滑なデータ移行や、移行コストの削減（中間標
7262 準レイアウト仕様の補完）
- 7263 ・庁内他システムとの連携や、そのためのコスト縮減（地域情報プラットフ
7264 ォーム標準仕様の補完）
- 7265 ・JIS X 0213に縮退（MJ縮退マップ）による官民連携コストの削減、オー
7266 プンデータの取組への基盤作り
- 7267 ・高付加価値サービスの提供に向けたステップ
7268 ーQRコードからの縮退文字（JIS X 0213）の読み取り（民間）
7269 ー住民側スマートフォン／パソコンからの異動申請（申請ワンストップ等）
7270 等

7271

7272 2. 目指すべき方向性

7273 以上を踏まえ、将来的には、以下を目指すべきである。

7274

7275 ○ 住民記録システム及び戸籍システムを含む自治体の基幹系システムにおい
7276 て、これまで外字が存在してきた氏名等について、文字情報基盤文字によって
7277 データが内字として保持され（外字ができる限り抑制され（※））、庁内外のシ
7278 ステム間でも文字情報基盤文字が用いられている状態

7279

7280 ※ 「文字情報基盤導入ガイド ver. 1.0」（平成26年3月18日）では、「将
7281 来的には文字情報基盤が整備した文字図形以外の文字図形を全く使用しな
7282 いことにするという選択肢も有り得るが、本ガイドでは、そのような選択肢

7283 は想定せず、こういった文字については、図形（イメージ）情報として 8.4
7284 に示したような方式に則って交換可能とすることを目標とする。」(p.9) と
7285 しつつ、「必要に応じ、文字情報基盤で整備された文字図形以外の文字図形
7286 を、「外字」等として利用することが有り得るが、できる限り文字情報基盤
7287 の文字範囲に収まるよう、調整することが望ましい。」(p.6) としている。
7288

7289 3. 課題と現状を踏まえた本仕様書における標準機能

7290 「2. 目指すべき方向性」を実現するためには、大きく、以下の3つを実現
7291 することが必要である。

7292

- 7293 ① 変換可能文字の内字を、文字情報基盤文字に置き換えること
- 7294 ② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えること
- 7295 ③ 住民記録システムアプリケーションを文字情報基盤文字に対応させる
7296 こと。

7297

7298 JIS X 0213 では、第3水準漢字および第4水準漢字の一部を、UCS 第2面に
7299 割り当てており、これらを扱う場合には、「サロゲートペア (ISO/IEC 10646 の
7300 文字符号化方式の UTF-16 で用いられる 4 バイトで 1 文字を表す符号化拡張方
7301 法)」に対応しなければならない (既存パッケージ製品の一部には未だこの範
7302 囲の漢字が扱えないものが存在する。)

7303 また、「文字情報基盤」として整備された「MJ 文字集合 (MJ 文字/MJ 文字
7304 図形の集合)」並びに「MJ 文字情報一覧表」及び「MJ 文字情報一覧表 変体仮
7305 名編」では、UCS 符号位置が 16 ビット (2 バイト) の範囲 (U+0000~U+FFFF
7306 (16 進数)。10 進数では、0~65,535) の中で、約 24,000 文字の漢字を割り当
7307 てている。そのほか、UCS 符号位置が 16 ビット (2 バイト) を超える文字 (約
7308 28,000 文字) も割り当てている (上述のとおり、サロゲートペア対応が必要)。
7309 さらに、通常の文字符号に加え、Variation Selector (VS。JIS の「字形選択
7310 子 (IVS)」) と呼ばれる枝番を付加することで文字を特定する方式を採用して
7311 いる文字 (国際規格である ISO/IEC 10646:2003 の追補版 3 (2008 年) で加え
7312 られた規格に割り当てられた約 6,000 文字) も存在する。

7313 これらのことから、サロゲートペア・IVS を含めた全ての「文字情報基盤」
7314 をそのまま適用するためには、データベース上、これらに対応するとともに
7315 (①・②)、OS 及びミドルウェアも含め、住民記録システムアプリケーション
7316 がこれらに対応する必要がある (③)。

7317

7318 「① 変換可能文字の内字を、文字情報基盤文字に置き換えること」について

7319

7320 これについては、同一ベンダのパッケージであれば自治体を通じて同じで
7321 あることから、基本的にベンダごとの対応となる。

7322

7323 変換可能文字の内字と、住民基本台帳ネットワーク統一文字との変換テー
7324 ブルは既に存在しており、住民基本台帳ネットワーク統一文字と文字情報基
7325 盤文字の対応表は「文字情報基盤」として整備された「MJ 文字情報一覧表」
7326 において提供されていることから、変換可能文字と文字情報基盤文字との変
7327 換テーブルを作成することも容易である（※）。

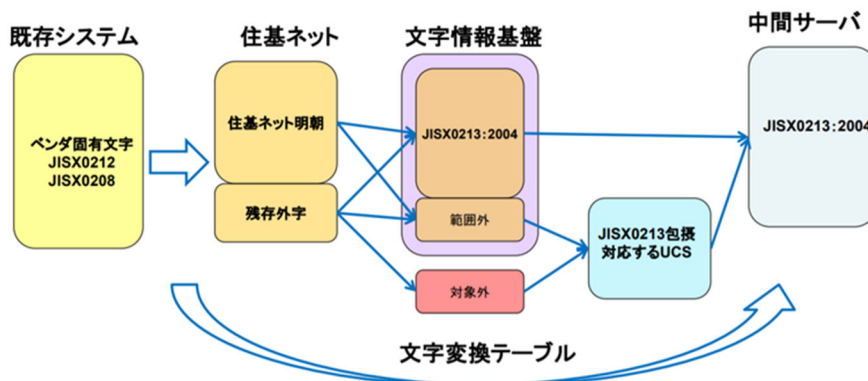
7328

7329 ※ なお、これらの成果を活かせば作業は相当省力化されるはずであるが、
7330 変換可能文字を住民基本台帳ネットワーク統一文字に変換するに際し
7331 ては、変換可能文字の内字を外字（画像）として変換している場合もあ
7332 り、この変換テーブルと「MJ 文字情報一覧表」をそのままつなぎ合わせ
7333 れば、本仕様書が求める変換可能文字と文字情報基盤文字との変換テー
7334 ブルになるとは限らないことに留意が必要である。例えば、変換可能文
7335 字の内字が住民基本台帳ネットワーク統一文字では外字（画像）になっ
7336 たとしても、当該文字が文字情報基盤文字において存在するのであれば、
7337 変換可能文字の内字と文字情報基盤文字の内字を対応させなければなら
7338 ない。

7339

文字情報基盤を活用した変換例

- ・すべての自治体は住基ネット明朝との変換テーブルが存在する。
- ・文字情報一覧表では住基ネット明朝との変換テーブルの作成が可能
- ・自治体クラウド推進事業で残存外字とIPAMJ明朝との同定を行っている



7340

※対象外文字は主に、変体仮名(ひらがな変換)、中国簡体字、記号等

7341

<https://mojikiban.ipa.go.jp/contents/2014/06/20140613-4.pdf>

7342
7343
7344
7345
7346
7347
7348
7349
7350
7351
7352
7353
7354
7355
7356
7357
7358
7359
7360

そのため、本仕様書では、仮に変換可能文字を用いる場合でも、文字情報基盤文字との変換を機能要件とすることとした。

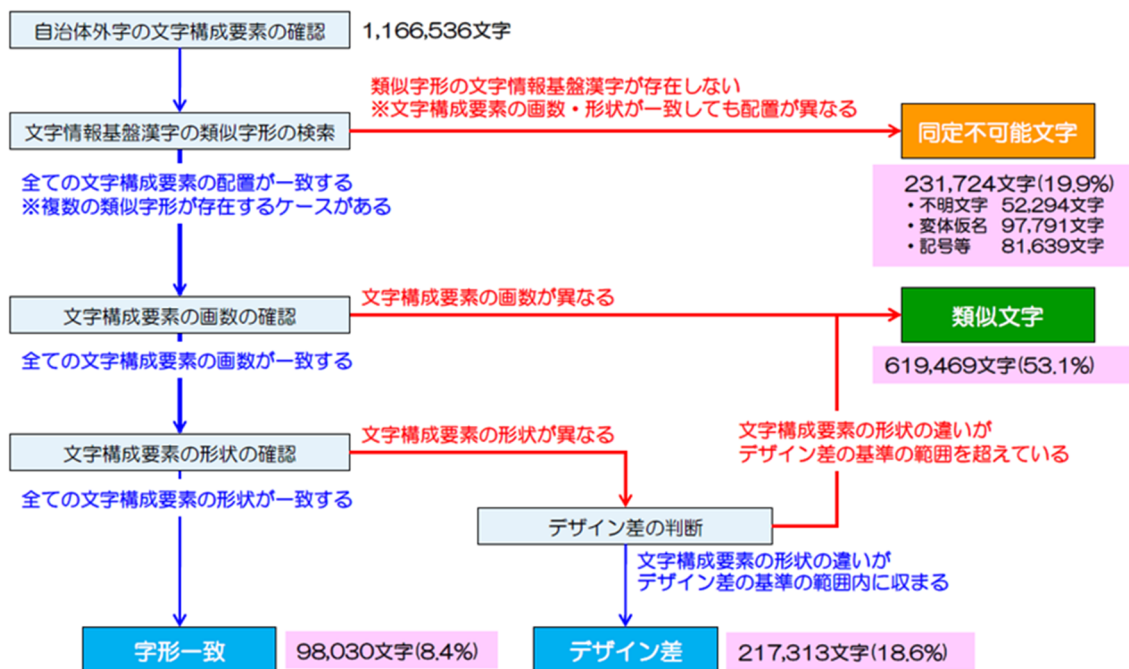
「② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えること」について

これについては、外字は同一ベンダのパッケージであっても自治体ごとに異なることから、基本的に自治体ごとの対応となる。

総務省が平成 23 年度に実施した「市区町村が使用する外字の実態調査」では、総務省から全国の市区町村に対して、外字情報の提出を任意に依頼した。1,386 の市区町村から、1,166,536 文字の外字情報を収集し、「文字情報基盤」の漢字と字形レベルでの同定を実施した。その結果、文字情報基盤と同定不明漢字は漢字の 4.48% (52,294/1,166,536 文字) となり、95.52% が同定できた。

(参照：「市区町村が使用する外字の実態調査」報告書 (平成 24 年 3 月))

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000021.html



7361
7362
7363
7364

本調査の成果物として、各自治体における住基ネット残存外字（各市区町村外字コード）と、「文字情報基盤」として整備した「MJ 文字図形」との同

7365 定結果が、各自治体に対して配布済みであり、この同定結果の活用方法も「外
7366 字実態調査の活用方法」として提供されている（「文字情報基盤導入テクニ
7367 カルスタディ」等も参照）。

7368 <https://mojikiban.ipa.go.jp/contents/2014/03/study.1.0.pdf>

7369 これらを踏まえると、少なくとも、「市区町村が使用する外字の実態調査」
7370 に参加した 1,386 自治体は、比較的容易に、変換可能文字の外字を、文字情
7371 報基盤文字に置き換えることも可能であると考えられる。

7372 しかしその一方、日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録
7373 がされている氏名等を記載（字体も同一にする。）することとされており（要
7374 領第 2 の 1 (2) ア）、文字については、下流側の住民記録システムは、上流側
7375 の戸籍システムに大きく影響を受ける。「外字実態調査の活用方法」の p. 17
7376 では、次のように述べる。

7377

7378 類似文字として判定した漢字約 62 万文字には、戸籍電算化を行った
7379 場合に正字などに置き換えられる文字が約 40 万文字と多数存在してい
7380 ます。

7381 電算化後の戸籍に記載されている氏名等に使用されている誤字の多
7382 くは、平成 6 年 11 月 16 日付け法務省民二第 7005 号・第 7006 号通達に
7383 より、既に解消されていると考えられます。

7384 住基ネット残存外字に残っている誤字は、住民票の最新氏名の記載は
7385 更正されているが過去の履歴内に外字が残っているために削除されて
7386 いないケースや、本籍が住所地以外にあることから住民票の更正そのも
7387 のが行われていないケース、または戸籍そのものが未電算となっている
7388 ケースなどが考えられます。

7389 よって、この約 40 万文字は、戸籍電算化の進展、戸籍の氏名に合わせ
7390 た文字への住民票氏名の更正及び期間経過による住民票の改製により、
7391 その多くが解消できると期待できます。

7392

7393 したがって、上流側の戸籍システムにおいて、文字情報基盤文字に対応す
7394 る等によって外字が抑制されない限り、本籍地がその自治体以外の住民が転
7395 入すれば、転入するたびに同定作業が発生し、既に上記の 1,386 自治体にお
7396 いても、新たな外字が発生していると考えられる。また、仮に今後、戸籍シ
7397 ステムが文字情報基盤文字に対応することとなった場合、下流側の住民記録
7398 システムとしては、上流側の戸籍システム側の同定結果に合わせることを求
7399 められることが想定される（平成 29 年 7 月公開の戸籍システム検討ワーキ
7400 ンググループ最終とりまとめ「第 4 個別課題の検討 8 デジタルガバメン

7401 トの構築に向けて」においては、以下のとおり、文字情報基盤の活用に言及
7402 している。)

7403 <http://www.moj.go.jp/content/001236230.pdf>

7404

7405 ○戸籍システム検討ワーキンググループ最終取りまとめ（平成 29 年 7 月）
7406 （抄）

7407 第 4 個別課題の検討

7408 8 デジタルガバメントの構築に向けて

7409 戸籍事務における文字の利用の効率化を図るため、市区町村間で解釈の異
7410 なる文字の取扱いに一定の基準を設け、将来的に国際標準に準拠した I P A
7411 文字情報基盤の文字コード体系を備えた「新戸籍統一文字」（戸籍の記録に
7412 使用されている全ての文字に対して文字同定を実施し、これにより作成され
7413 た統一的な文字集合）に収れんできることが望ましい。このため、例えば、
7414 文字コードを統一化した文字の整備作業終了から一定期間経過後は、これに
7415 反するような新規の字形作成を抑制するといったことが考えられる。

7416

7417 もっとも、今後、その自治体において外字を管理する必要性が大きく縮減
7418 することや、仮にその後の異動があったとしても「市区町村が使用する外字
7419 の実態調査」による配布済みの同定結果をかなりの部分活用できることが見
7420 込まれること、転入のたびに同定作業は外字作成作業やその後の外字管理コ
7421 ストを考えればそれほど大きいとは考えられないことを考えれば、標準準拠
7422 システムの導入を機に、従来の外字もできる限り文字情報基盤文字と同定し、
7423 内字として取り込むことが強く推奨される。ただし、先述のように、上流側
7424 の戸籍システムの対応もあることから、必須とすることは求めない。

7425

7426 「③ 住民記録システムアプリケーションを文字情報基盤文字に対応させる
7427 こと」について

7428

7429 これについては、同一ベンダのパッケージであれば自治体を通じて同じで
7430 あることから、基本的にベンダごとの対応となる。

7431

7432 住民記録システムアプリケーションが、文字情報基盤文字に対応するため
7433 には、OS 層、ミドルウェア（データベース製品や文字入力サポートソフト
7434 ウェア等）層、アプリケーション（住民記録システムや各種パッケージシス
7435 テム等）層の全てが、サロゲートペア及び IVS に対応する必要があること
7436 になる。

7437 そもそも、住民記録システムを含む基幹系システムのアプリケーション
7438 (パッケージシステム)の多くは、2000年以前から販売されてきた。サロゲ
7439 ートペア自体は、ISO/IEC 10646 (1996年版以降)に規定されていたが (IVS
7440 は、ISO/IEC 10646 (2008年版以降)に規定されている。)、2000年以前は、
7441 サロゲートペア非対応 OS が全盛であり、(2バイトの番号に対応する文字
7442 が割り当てられた) UCS-2 の範囲で文字入力が行われており、UTF-16 の符号
7443 化によるサロゲートペアの対応を行う必要がなかった。国内ベンダでは、OS
7444 が提供する標準の文字関連機能 (OS 標準フォントや文字入力サポートソフ
7445 トウェア) だけでは、戸籍や住民記録の業務で必要となる文字数が足りない
7446 という認識の下、より広い文字に対応するため、(必要に応じて独自の文字
7447 入力サポートソフトウェア等も提供する) 文字関連機能 (OS とパッケージ
7448 製品の中間的処理を行う文字関連のミドルウェア) を開発してきた。2000年
7449 より以前の文字セット (JIS X 0208 など) においては、サロゲートペアで
7450 符号化する文字の入力が一般的ではなかったため、国内ベンダが開発したミ
7451 ドルウェア及び基幹系システムアプリケーション文字を2バイト (16 ビッ
7452 ト=2の16乗) 固定長のみで処理しても問題がなかった。

7453 しかし、2000年には新たに、符号化文字集合の国内規格である JIS X 0213
7454 が制定され (その後2004年、2012年に改正)、第三水準漢字及びと第四水
7455 準漢字等が新しく規定された。それに伴い、JIS X 0213 の文字のうち、
7456 ISO/IEC 10646 に収録していなかった文字の一部が、UTF-16 ではサロゲート
7457 ペアを要する符号位置に追加された。

7458 2000年以降の OS では、JIS X 0213 に対応するため、標準フォントに追加
7459 漢字の字体を追加し、また、標準の文字入力サポートソフトウェアでの JIS
7460 X 0213 対応も行い、JIS X 0213 の追加漢字を含んだ文字変換にも対応して
7461 きており、更に IVS へも対応し、現在、OS 層においては、サロゲートペア
7462 及び IVS への対応がほぼ完了していると言える。

7463 また、ミドルウェア層においても、OS が提供する標準の文字関連機能 (OS
7464 標準フォントや文字入力サポートソフトウェア) では、OS と併せてサロゲ
7465 ートペアや IVS に対応し、データベース製品においても対応が完了しつつ
7466 ある。国内ベンダの開発した文字入力サポートソフトウェアの中でも、これ
7467 らに対応するものが出てきている。

7468 他方、アプリケーション層においては、今後、これらに順次対応していく
7469 ことが期待されるものの、既存の住民記録システムアプリケーション (パッ
7470 ッケージシステム) の一部が未だに現在、これらに対応していないことから、
7471 経過的に、文字情報基盤文字とともに、変換可能文字を併用することも許容
7472 することとした。この場合でも、他システム連携等の様々な側面でのインタ

7473 フェースでは、文字情報基盤文字を用いることを想定しており、「文字情報
7474 基盤」の導入の目的である、様々な側面でのインタフェースにおける文字情
7475 報の流通の円滑化は達成可能である。

7476

7477 仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態を実現
7478 する方法が許容することについて

7479

7480 本要件について、準構成員に意見照会を実施したところ、経過措置によっ
7481 た場合、文字情報基盤文字に基づくデータと変換可能文字に基づくデータを
7482 ともに持つこととなり、2つのデータを持つことは冗長でデータサイズが大
7483 きくなるため、変換可能文字に基づくデータと、連携等の際に動的に変換可
7484 能文字に基づくデータを文字情報基盤文字に基づくデータに変換する仕組
7485 みさえあれば、文字情報基盤文字に基づくデータを保持しておく必要はない
7486 のではないかとの意見があった。

7487 しかし、文字情報基盤文字に基づくデータを変換可能文字に基づくデータ
7488 に変換する際には、一定の縮退を許容しているため、無条件にこの案を認め
7489 ることは、変換可能文字に基づくデータに変換した時点で文字情報基盤文字
7490 に基づくデータが保持していた情報が失われ、変換可能文字に基づくデータ
7491 から文字情報基盤文字に基づくデータを復元できないおそれがあることから、
7492 適切でない。

7493 その一方、文字情報基盤文字に基づくデータを復元するためには、必ずし
7494 も、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持する必要はないことから、
7495 仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態を実
7496 現する方法を許容することとした。準構成員からは、具体的な方法として、
7497 以下が挙げられた。

7498 ・ 文字情報基盤文字によるデータを変換可能文字によるデータに変換す
7499 る際に縮退させず、可逆的な変換とする（必要に応じて、変換可能文字
7500 によるデータにおいて、文字情報基盤文字によるデータへ変換可能な外
7501 字を自動で作成する）。

7502 ・ 変換可能文字によるデータから単純に復元できるデータは文字情報基
7503 盤文字によるデータで重複しては保持せず、変換可能文字によるデータ
7504 から単純には復元できないデータに限って、その旨のフラグを立てた上
7505 で、文字情報基盤文字によるデータを保持する。

7506

7507 4. 本仕様書において文字についての標準機能を規定する効果

7508 いま見たように、「3. 課題と現状を踏まえた本仕様書における標準機能」
7509 は、「2. 目指すべき方向性」の全てを直ちに標準機能として位置付けるもの
7510 ではない。具体的には、「② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置
7511 き換えること」及び「③ 住民記録システムアプリケーションを文字情報基盤
7512 文字に対応させること」を強く推奨しつつも、必須としていない。
7513 しかし、それでも次のような効果が期待される。

7514

- 7515 ・様々な側面でのインタフェースにおいて、文字情報基盤文字に基づき、情
7516 報のやり取りをすることができ、システム更改時における円滑なデータ移
7517 行や、庁内他システムとの連携の円滑化に資する。
- 7518 ・自治体が、変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えようとす
7519 る場合、そうできるようになる。(これまで、自治体側がその意志を持
7520 ったとしても、アプリケーション側の問題で、そうできないことがあった。)

7521

7522 5. 他システム連携

7523 (1) 住所地側で管理される他システムとの連携

7524 ある住民の氏名に外字が含まれる場合、本籍地と住所地それぞれの市区町
7525 村において外字を管理する必要があるが、住民記録システムは、住所地側の
7526 様々な基幹系システムの最も上流に位置する。

7527 本機能要件により、他システム連携等の様々な側面でのインタフェースに
7528 において、文字情報基盤文字を用いることができるようになるが、他システム連
7529 携をどのような文字セット等で行うかは、本仕様書というより、地域情報プラ
7530 ットフォーム標準仕様の領域である。

7531 もっとも、現在、地方税分野、社会保障分野等、様々な分野でのシステム標
7532 準化が検討されており、これら住民記録システムから下流側に位置する他シ
7533 ステムにおいても、本機能要件と同様の機能要件が設けられれば、当該他シ
7534 ステムと住民記録システムとの連携に文字情報基盤文字の活用が可能となる。

7535 本機能要件については、住民記録システムとしては一旦この内容とした後、
7536 今後、住所地側で管理される他システム側に同様の機能要件を設けるかを確
7537 認し、その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討する。

7538

7539 (2) 本籍地側で管理される他システムとの連携

7540 他方、本籍地側では、戸籍システムにおいて外字が管理されている。

7541 本籍地の市区町村と住所地の市区町村は、データ連携でなく、紙のやり取り
7542 がされていることも多いことから（ただし、今後、附票ネットワークによりデ
7543 ータ連携がなされる予定）、現段階では、戸籍システムが文字情報基盤文字に
7544 対応しないままに、住民記録システムを含む住所地側で管理されるシステム
7545 において文字情報基盤文字に対応しても、通常、システム間連携において支障
7546 を生じることはない。

7547 もっとも、3②で述べたように、上流側の戸籍システムにおいて、文字情報
7548 基盤文字に対応する等によって外字が抑制されない限り、本籍地がその自治
7549 体以外の住民が転入すれば、転入するたびに同定作業が発生し、また、仮に今
7550 後、戸籍システムが文字情報基盤文字に対応することとなった場合、下流側の
7551 住民記録システムとしては、上流側の戸籍システム側の同定結果に合わせる
7552 ことが求められることが想定される。

7553

7554 6. Q&A

7555

7556 Q 1 文字情報基盤文字では、4バイトで1文字の「サロゲートペア文字」が一
7557 部利用されているため、導入時に文字長チェック機能等の追加や、画面レイ
7558 アウトやデータベースレイアウト変更が必要なのではないかと。

7559

7560 A 1 なお書きにある経過措置によった場合、引き続き変換可能文字を用いる
7561 ことも許容されることから、住民記録システムアプリケーションとしての
7562 改修規模は抑制できると考える。

7563

7564 Q 2 住民記録システムのみ導入しても戸籍システムへの導入がなされなけれ
7565 ばメリットがなく、住民基本台帳担当課の窓口においてトラブルの要因と
7566 なるのではないかと。

7567

7568 A 2 仮に、外字を禁止する方針とした場合、上流側の戸籍システムにおいても
7569 外字を禁止しなければ、下流側の住民記録システムにおいて外字を禁止す
7570 ることはできず、また、住民記録システムだけ外字を禁止すれば、住民基本
7571 台帳担当課の窓口においてトラブルの要因となることもあり得る。

7572 しかし、そもそも外字を禁止する方針とはしておらず、戸籍上、そう記載
7573 されている等の理由で、どうしても文字情報基盤文字と同定できない文字
7574 があつた場合は、外字を作成することも可能である。

7575 また、戸籍システムも同時に文字情報基盤文字に対応した方がより「文字

7576 情報基盤」の導入効果が生まれやすいことはもちろんであるが、仮に戸籍シ
7577 ステムが文字情報基盤文字に対応していなくても、住民記録システムを始め
7578 とする住所地側の様々な基幹系システムが文字情報基盤文字に対応すれ
7579 ば、住所地側での外字作成・管理の負担の削減や、システム更改時における
7580 円滑なデータ移行、庁内他システムとの連携の円滑化等の効果は得られる。

7581

7582 Q 3 文字情報基盤文字を導入した場合、既存外字が文字情報基盤文字のどれ
7583 になるか等の突合作業が新たに発生し、全ての連携システム側の変換テー
7584 ブルの変更や検証作業が発生するのではないか。

7585

7586 A 3 既存外字について、文字情報基盤文字との突合作業を行うことは強く推
7587 奨しつつも、必須としておらず、文字情報基盤文字によるデータで外字のま
7588 まとしておくことも許容している。

7589 その一方、既存内字については、パッケージの機能として、文字情報基盤
7590 文字によるデータの内字に変換できることとしている。これにより、様々な
7591 側面でのインタフェースにおいて、文字情報基盤文字に基づき、情報のやり
7592 取りをすることができることとなり、システム更改時における円滑なデー
7593 タ移行、庁内他システムとの連携の円滑化等の効果が期待される（※）。

7594 ※ 本機能要件については、住民記録システムとしては一旦この内容とし
7595 た後、今後、住所地側で管理される他システム側に同様の機能要件を設
7596 けるかを確認し、その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討す
7597 ることとしている。

7598

7599 Q 4 ベンダが開発した文字入力サポートソフトウェアでは、「文字情報基盤」
7600 による文字セット約 60,000 字よりも多くの文字に対応しており、「文字情
7601 報基盤」を導入すれば、新たな外字が発生するのではないか。

7602

7603 A 4 まず、扱う文字数は、多ければ多いほど良いというものではなく、区別す
7604 る必要のない文字は1つの文字として扱い、誤字は訂正するなどして、その
7605 文字を用いる目的に応じて最も適当な文字セットとすることが重要である。

7606 その上で、文字情報基盤文字の範囲で何らかの同定（縮退を含む。）を行
7607 い、必ず内字とすることとすれば、新たな外字が発生することとはならない。

7608 なお、なお書きにある経過措置によった場合、文字情報基盤文字とともに、
7609 これらに変換できる変換可能文字を併用することも許容される。

7610 この場合も、（留意点）にもあるように、変換可能文字で内字であるもの
7611 については、文字情報基盤文字の範囲で何らかの同定（縮退を含む。）を行

7612 い、文字情報基盤文字の内字として必ず変換できることを求めており、新た
7613 な外字が発生することとはならない。

7614

7615 Q 5 今後、どの自治体も、「文字情報基盤」による文字セット約 60,000 字を使
7616 い分けなければならないことになるのか。

7617

7618 A 5 「文字情報基盤」による文字セット約 60,000 字を使い分ける必要がない
7619 自治体は、本要件が実装された後も、使い分ける必要はない。

7620

7621

7622

7623

(参考)

7624

7625 ○ なお書きにある経過措置によった場合、文字情報基盤文字に基づくデータ（ α ）と変換
7626 可能文字に基づくデータ（ β ）が存在することとなる。

7627

7628 【現状】

7629

7630

7631

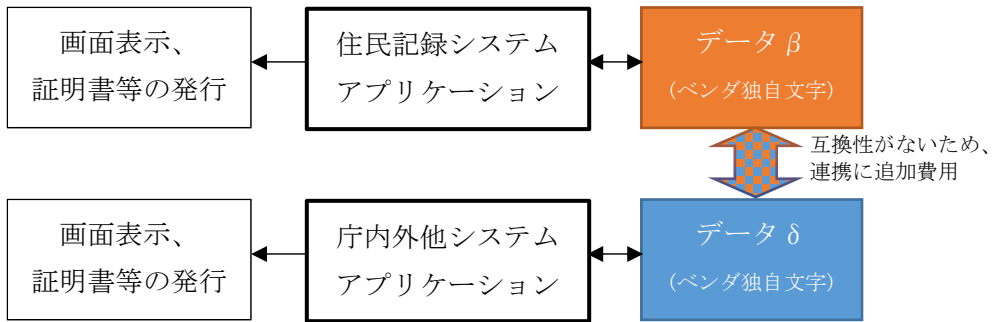
7632

7633

7634

7635

7636



7637

【経過措置】

7638

7639

7640

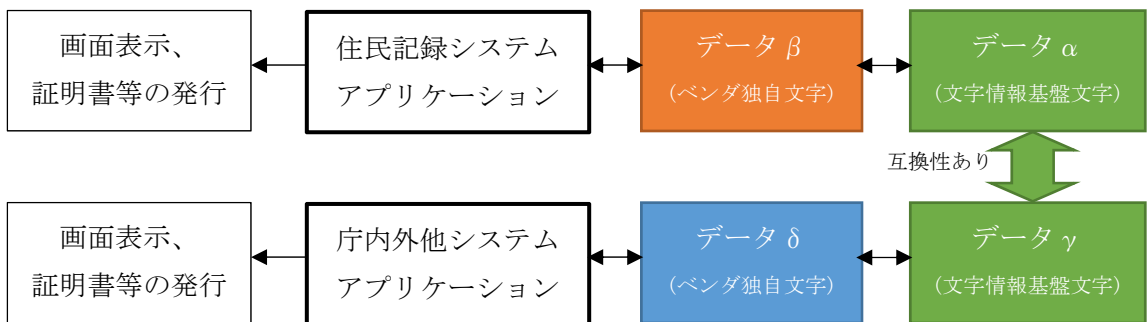
7641

7642

7643

7644

7645



7646

【本則（目指すべき姿）】

7647

7648

7649

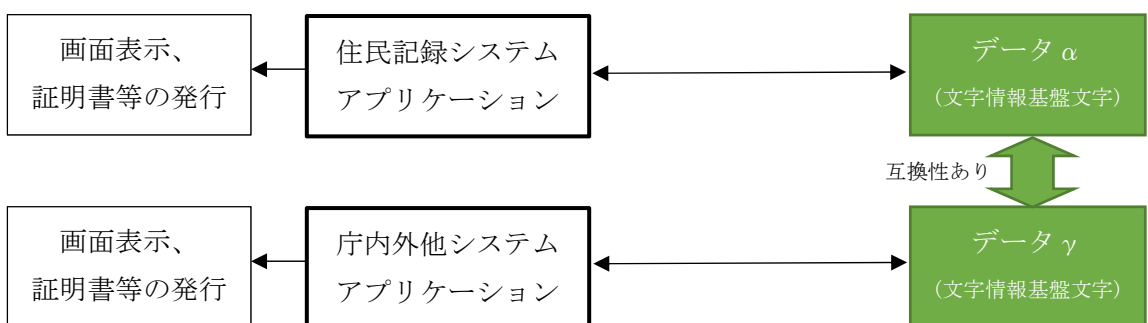
7650

7651

7652

7653

7654



7655 ※ 庁内外他システムとも、通常、住民記録システムアプリケーションを介して連携する
7656 ことになるが、この図では分かりやすくデータを直接連携させるように記載している。

7657

7658

7659 ($\beta \rightarrow \alpha$ 変換について)

7660 ・ β の中で外字である文字 (X) は、文字情報基盤文字と同定し、 α の中で内字 (A) と
7661 することが推奨されるが、同定作業の負担を勘案し、当面、外字のまま (X) とするこ
7662 とも許容する。ただし、外字のままとした場合は、 β から α に外字の字形を移行できる
7663 こととすること (α を出力したときに文字化け (・) させないこと)。

7664

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	A

7665

7666

又は

7667

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	X

7668

7669

ただし、

7670

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	・

7671

7672 ・ β の中で内字である文字 (A) は、 α の中で外字 (X) としてはならない。文字情報基
7673 盤文字の範囲で何らかの縮退を行い、必ず内字とすること。

7674

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	?	A	X

7675

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	?	A	A or A'

7676

7677

7678 ・変換可能文字で区別されている文字（A と A'）が、文字情報基盤文字でも区別されて
 7679 いる（A と A'）とき、 α の中で A と A'の区別を保持することとし、A'を A に縮退さ
 7680 せてはならない。

7681

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A'	A'	A'	A

7682

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A'	A'	A'	A'

7683

7684 ・変換可能文字で区別されている文字（A と A'）が、文字情報基盤文字で区別されてい
 7685 ない（A）とき、 α の中で A'を A に縮退させること。ただし、 β の中で A と A'の区別
 7686 を保持することは差し支えない。

7687

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A'	A	A'	A

7688

7689 ・変換可能文字で区別されていない文字（A）が、文字情報基盤文字で区別されている（A
 7690 と A'）とき、 α の中で A と A'を区別する必要はない。

7691

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A	A'	A	A

7692

7693

7694 ($\alpha \rightarrow \beta$ 変換について)

7695 ・ α の中で外字である文字 (X) は、変換可能文字による文字と同定し、 β の中で内字 (A)
7696 とし、更に α の中においてそれに対応した内字 (A) とすることが推奨されるが、同定
7697 作業の負担を勘案し、当面、外字のまま (X) とすることも許容する。

7698

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
X	?	X \Rightarrow A	A

7699

7700

又は

7701

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
X	?	X	X

7702

7703 ・ α の中で内字である文字 (A) は、必要に応じて縮退等を行い、 β の中でも内字とする
7704 ことが推奨されるが、外字 (X) とすることも許容する。ただし、外字とした場合は、
7705 α から β に外字の字形を移行できることとすること (β を出力したときに文字化けさ
7706 せないこと)。

7707

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	A or A'

7708

7709

又は

7710

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	X

7711

7712

ただし、

7713

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	.

7714

7715

7716 ・文字情報基盤文字で区別されている文字（A と A'）が、変換可能文字でも区別されて
 7717 いる（A と A'）とき、 β の中で A と A'の区別を保持することとし、A'を A に縮退さ
 7718 せてはならない。
 7719

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	A	A	A
A'	A'	A'	A

7720

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	A	A	A
A'	A'	A'	A'

7721

7722 ・文字情報基盤文字で区別されている文字（A と A'）が、変換可能文字で区別されてい
 7723 ない（A）とき、住民記録システムの処理上、 β の中で A'を A に縮退させて処理（画
 7724 面表示・印字を含む。）して差し支えない。ただし、 α の中では、A と A'の区別を保持
 7725 しなければならない。
 7726

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	A	A	A
A'	A	A'	A

7727

7728 ・文字情報基盤文字で区別されていない文字（A）が、変換可能文字で区別されている（A
 7729 と A'）とき、 β の中で A と A'を区別する必要はない。
 7730

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	A	A	A
A	A'	A	A

7731

7732

7733

7734

7735

7736

7737

7738

7739

7740

第 6 章 非機能要件

7741

7742 「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」（令和元年 12 月 19 日）及び「デ
7743 ジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）において、市
7744 町村の 17 業務に係るシステムが地方公共団体の業務プロセス・情報システム
7745 の標準化の検討の対象とされている。これらのシステムに共通する非機能要件
7746 の標準については、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省において
7747 検討することとされている。

7748

7749 各市町村が 17 業務に係る情報システムを調達する際は、この標準を開発ベ
7750 ンダに対して示すこととなる。

7751

7752 各業務システムの標準仕様書において、標準よりもレベルの高い非機能要件
7753 を定める場合には、当該標準仕様書の非機能要件部分が優先され、また、標準
7754 仕様書を策定する過程において、他のシステムに影響がでないように、標準の
7755 非機能要件のレベルと調整を行う必要がある。

7756

7757 本標準仕様書における非機能要件については、内閣官房及び総務省が定めた
7758 標準に従うものとするが、一部の非機能要件については、「第 3 章 機能要
7759 件」に盛り込まれている。

7760

7761 例えば、「10.3 操作権限管理」において、二要素認証に対応することとして
7762 いるが、この要件は他のシステムに影響を与えないものであり、標準の非機能
7763 要件よりレベルの高い要件を定めている。

7764

7765

7766

7767

7768

7769

7770

7771

7772

第7章 用語

7773 以下では、本仕様書についての解釈に紛れが生じないように、用いられている用語の定
7774 義を示した。ここで示す定義はあくまで本仕様書における定義であり、用語によっては、本
7775 仕様書の外では別の意味で用いられていることもある。

7776

7777

7778

7779

あ

7780

7781 **RFI【あーるえふあい】** ……情報提供依頼書 (request for information)。情報システムの導入や業
7782 務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に情報提供を依頼すること。調達条件などを決定す
7783 るために必要な情報を集めるために発行するもので、一般的にはこれを基に RFP (提案依頼
7784 書) を作成し、具体的な機能要件の提案業者に求めて発注先の選定に移る。総務省自治行政局
7785 地域情報政策室「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のため
7786 のガイドライン」(平成 31 年 3 月 29 日) より。

7787 **RFP【あーるえふぴー】** ……提案依頼書 (request for proposal)。情報システムの導入や業務委託
7788 を行うに当たり、発注先候補の業者に具体的な提案を依頼する文書。必要なシステムの概要や
7789 構成要件、調達条件が記述されている。総務省自治行政局地域情報政策室「自治体クラウド導
7790 入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」(平成 31 年 3 月
7791 29 日) より。

7792 **RPA【あーるぴーえー】** ……Robotic process automation の略。人間がコンピュータ操作にて行
7793 う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作により代替するもの。

7794 **IaaS【あいあーす】** ……Infrastructure as a service の略。住民記録システム等の稼動に必要な仮
7795 想サーバ、機材やネットワーク等のインフラを、「総合行政ネットワーク (LGWAN)」やイン
7796 ターネット上のサービスとして提供する形態のこと。自治体クラウドを含むクラウドコンピ
7797 ューティングの利用形態は、「SaaS (software as a service)」、「PaaS (platform as a service)」、
7798 「IaaS (infrastructure as a service)」の 3 つに分類できる。

7799 住民記録システムが提供する機能については、「総合行政ネットワーク (LGWAN)」上のサ
7800 ービス等として遠隔利用できる。

7801 **ISO/IEC 10646【あいえすおーあいいーしーいちぜろろくよんろく】** ……国際標準化機構 (ISO)
7802 と国際電気標準会議 (IEC) の合同委員会による文字セット等の国際標準の 1 つ。UCS
7803 (Universal Coded Character Set) を規定している。

7804 ISO/IEC 10646:2017 では、「文字情報基盤整備事業」で推進していた漢字約 60,000 文字の
7805 国際規格化が反映された。

7806 **IC カード【あいしーかーど】** ……個人番号カード等、情報 (データ) の記録や演算をするために
7807 集積回路 (integrated circuit) を組み込んだカードのこと。

7808 **ID【あいでいー】** ……システムの利用時に個人を特定するための番号や文字列等のこと。

7809 「操作者 ID」も参照のこと。

7810 **IPAmj 明朝フォント【あいぴーえーえむじゅーみんちょうふおんと】** ……文字情報基盤で整備さ
7811 れた文字（戸籍統一文字の漢字：55,270 文字、住民基本台帳ネットワークシステム統一文字
7812 の漢字：19,563 文字を整理した結果）約 60,000 文字を収録したフォントであり、変体仮名も
7813 利用できる。IPA フォントライセンス v1.0 により無償公開されており、ISO/IEC 10646 に準
7814 拠して符号化されている。

7815 なお、本仕様書は、文字セット・文字コード・文字符号化方式については規定しているが、
7816 特定のフォントを用いることは規定していないため、本仕様書で規定する文字セットが扱え
7817 るフォントであれば、IPAmj 明朝フォントと異なるフォントを用いることも差し支えない。

7818 **IVS【あいぶいえす】** ……Ideographic variation sequence/selector の略。文字としては同一視され
7819 る漢字の、細かな字形の差異を特別に使い分けるための仕組みであり、ISO/IEC 10646（2008
7820 年版以降）に規定されている。また、IVS と、それに対応する字形の一覧は、Unicode コンソ
7821 ーシアムから IVD（Ideographic Variation Database）として公開されており、ISO/IEC 10646
7822 から正規の規格として参照されている。

7823 「文字コード」も参照のこと。

7824 **あいまい検索【あいまいけんさく】** ……検索条件が完全に一致しないものの、対象を一定のルー
7825 ルに基づき抽出する検索方法のこと。

7826 **アクセス【あくせす】** ……ソフトウェアやシステム、アプリケーションに格納されている情報へ
7827 到達（接続）すること。また、通信回線やネットワークを介して別のコンピュータや機器の操
7828 作、格納されている情報を取得、閲覧、編集できるようにすること。

7829 **アクセスログ【あくせすろぐ】** ……住民記録システムや端末、ソフトウェアに対して、人間や外
7830 部のシステムからの操作や要求などを一定の形式で時系列に記録したもの。

7831 **宛名番号【あてなばんごう】** ……市区町村内において業務ごとに個人、法人を一意に識別するた
7832 めに付番した番号のこと。「個人番号」、「住記個人番号」と呼ばれることもあるが、番号法に
7833 基づく「個人番号」（いわゆるマイナンバー）と混同されかねないため、本仕様書上は「宛名
7834 番号」と呼ぶ。

7835 **アラート【あらーと】** ……論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の
7836 表示を経た上で、当該入力等を確定できるものこと。論理的に成立し得ない入力その他の抑
7837 止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）で
7838 きないエラーとは区別される。

7839 **EUC【いーゆーしー】** ……End user computing の略。非定型業務（住民記録システム標準仕様で
7840 当該機能が提供されていない業務）に対して利活用できる機能。

7841 住民記録システムが保有するデータ（住民基本台帳の情報、その他住民記録システム内で管
7842 理する情報等）の二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリ
7843 ストへの出力・印刷等の機能を有する。

7844

7845

い

7846

7847 **一時庇護許可者【いちじひごきよかしや】** ……船舶等に乗っている外国人で、出入国管理及び難
7848 民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 18 条の 2 第 1 項に基づき、一時庇護のための上陸の
7849 許可を受けた者のこと。

7850 **一部【いちぶ】** ……世帯の一部の世帯員のこと

7851 異動についていう場合は、①当該世帯の一部の世帯員を異動者とすること（例：一部転出、
7852 一部死亡）又は②対象者が既存の世帯の一部の世帯員となること（例：一部転入、一部出生）
7853 の 2 つの意味がある。①と②は別の概念であり、転居の場合は、ある世帯全員が転居し、新た
7854 な世帯を構成する場合（全部全部転居）、ある世帯全員が転居し、既にある別の世帯の世帯員
7855 となる場合（全部一部転居）、ある世帯の一部の世帯員が転居し、新たな世帯を構成する場合
7856 （一部全部転居）、ある世帯の一部の世帯員が転居し、既にある別の世帯の世帯員となる場合
7857 （一部一部転居）がある。

7858 「全部」も参照のこと。

7859 **一括登録【いっかつとうろく】** ……複数件のデータの登録を 1 回の操作で完了させること。登録・
7860 変更内容を記載した CSV ファイル等を取り込んで登録する等の方法がある。

7861 **一括メンテナンス【いっかつめんでなんす】** ……複数ユーザの登録及び権限の変更等の処理を、
7862 （1 件ごとに登録するのではなく、登録・変更内容を記載した CSV ファイル等を読み込むこ
7863 とで）1 回の操作で完了させること。

7864 **一般市区町村【いっばんしくちょうそん】** ……人口 20 万未満の市区町村のこと。

7865 **イベント【いべんと】** ……住民記録システムを構成するサーバ内で発生する事態のこと。

7866 **イベント駆動型【いべんとくどうがた】** ……プログラミング言語において、ユーザや OS などか
7867 ら入出力などの要求が発生した時点で実際の処理を実行するプログラムの動作方法。

7868 **イベントログ【いべんとろぐ】** ……住民記録システムのシステムイベント（住民記録システムを
7869 構成するサーバ内で何らかの事態が発生した場合のシステム管理者等へのメッセージ通知）
7870 の履歴、情報を記録したもの。

7871 システムイベントに関わる日時、システムイベントの内容及び関わるデータの中身などが
7872 記録される。

7873 **インフラ【いんふら】** ……プログラムを稼働させるハードウェアやネットワークのこと。

7874 ディスク装置の容量、メモリ容量、計算速度、ネットワーク速度等の制約のために一括処理
7875 の件数に制限が設けられることがある。

7876

7877 う

7878

7879 **ウィザード【ういざーど】** ……システムの操作にあたり、システムの発する質問に順次回答して
7880 いくことによって操作を行う方式のこと。

7881 **Web アプリケーション【うえぶあぷりけーしょん】** ……Web サーバのうち、ソフトウェアの実行
7882 環境や連携機能などを持つもの。

7883 **Web サーバ【うえぶさーば】** ……Web システム上で、利用者側のコンピュータに対しネットワ
7884 ークを通じて情報や機能を提供するコンピュータ及びソフトウェアのこと。

7885

7886

え

7887

7888 **XML【えっくすえむえる】**……Extensible Markup Language の略。インターネット上で使用され
7889 る各種技術の標準化推進団体である W3C（World Wide Web Consortium）から勧告が出され
7890 た言語の仕様であり、文書やデータの意味や構造を記述するために拡張可能なマークアップ
7891 言語である。利用者が自由にタグを定義でき、文書中の文字列に意味付けができる言語構造を
7892 持ち、文書処理から電子商取引にいたるまでネットワーク上のデータ処理において広く活用
7893 されている。

7894 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が策定した地域情報プラットフォーム標
7895 準仕様書においては、プラットフォーム通信標準のメッセージ定義仕様に採用されている。

7896 **エラー【えらー】**……論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべ
7897 き原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないものこと。論理的には成立
7898 するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定でき
7899 るアラートとは区別される。

7900 エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、本仕様書においては、
7901 その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エ
7902 ラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えな
7903 いこととしている。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録
7904 段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容
7905 している。

7906 **エラーコード【えらーコード】**……プログラムの起動または実行が不可能である場合、その内容
7907 や原因を表示するためのコード。

7908 **LGWAN【えるじーわん】**…… Local Government Wide Area Network の略。行政支援ネットワ
7909 ークのこと。LGWAN-ASP サービス提供者及び府省庁、地方自治体が利用する行政専用のセ
7910 キュアなネットワークで、主に電子メールや電子データの送受信に使用される。

7911

7912

お

7913

7914 **OCR【おーしーあーあーる】**……Optical character recognition の略。活字の文書画像（通常イメ
7915 ージスキャナーで取り込まれる）を文字コードの列に変換するソフトウェアのこと。光学文字
7916 認識ともいわれる。

7917 **OS【おーえす】**……Operating system の略。基本ソフトウェアともいわれ、コンピュータを作動
7918 させるために不可欠なシステムの入出力や同時並行処理などを管理する複数のプログラムの
7919 集合体こと。制御プログラム、言語プロセッサ、ユーティリティーから構成される、基本的な
7920 操作環境を提供するソフトウェアの総称。

7921 **オープンデータ【おーぷんでーた】** ……何らかの権利に基づく制限がなく、誰でも自由に入手、
7922 加工、利用、再配布などができるように公開されたデータのこと。ソフトウェアで取得・加工
7923 したり、他のデータと組み合わせたりして分析可能な汎用的なデータ形式で提供される。
7924 **オペレーション【おぺれーしょん】** ……操作者による操作、処理のこと。

7925

7926

か

7927

7928 **外字【がいじ】** ……各ベンダが提供する文字セット等において、標準では収録されておらず、自
7929 治体が個別に追加した文字のこと。

7930 JIS等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も「外字」と呼
7931 ぶことがあるが、パッケージ標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されて
7932 いるため、本仕様書上は「内字」として扱う。

7933 「内字」も参照のこと。

7934 **カスタマイズ【かすたまいず】** ……自治体の業務に合わせて、ベンダがパッケージの機能への追
7935 加・変更・削除を行うこと。

7936 **方書情報【かたがきじょうほう】** ……市区町村、大字や小字、地番に続く、アパートやマンショ
7937 ン、寮等の住所情報のこと。

7938 **仮滞在許可者【かりたいざいきよかしや】** ……在留資格未取得外国人で、出入国管理及び難民認
7939 定法（昭和26年政令第319号）第61条の2の4第1項に基づき、仮に本邦に滞在すること
7940 の許可を受けた者のこと。

7941 **仮登録【かりとうろく】** ……「仮登録状態」とは、異動情報がシステムに入力され、その内容が
7942 いったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、
7943 住民票（原票）にまだ記載されていない状態のこと。異動処理が確定されておらず、異動履歴
7944 とならない状態であり、システム上は保存されていることから、単なる入力途中の状態とは区
7945 別され、また、住民票（原票）にまだ記載されていないことから、本登録とも区別される。

7946 「本登録」も参照のこと。

7947 **管理【かんり】** ……データの設定・保持・修正ができること。

7948

7949

き

7950

7951 **帰化【きか】** ……日本国民でない者が、国籍法第4条から第10条までの規定に基づき、法務大
7952 臣の許可又は国会の承認を得て日本国籍を取得すること。

7953 「国籍取得」も参照のこと。

7954 **旧氏【きゅううじ】** ……その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた
7955 戸籍に記載又は記録がされているもののこと（令第30条の13）。

7956 **機関別符号【きかんべつふごう】** ……情報ネットワークシステムと情報照会者間で個人を一意に
7957 特定する番号。住民票コードをもとに生成され情報保有機関ごとに番号が異なる。

7958

7959

く

7960

7961 **区間異動【くかんいどう】** ……指定都市のみで使用される用語であり、現在の住民票（原票）の
7962 ある区から、同じ市内の別の区へ異動すること。

7963 指定都市においては、法第 38 条により、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の
7964 区域と、区長及び総合区長を市長とみなすこととされていることから、区間異動も転居ではな
7965 く転出入となる。

7966 **クラウド【くらうど】** ……自治体が情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通信
7967 回線を経由して利用すること。

7968 「自治体クラウド」及び「広域クラウド」も参照のこと。

7969 **グループ利用【ぐるーぷりよう】** ……利用者個人ではなく、所属部署や担当業務など複数の職員
7970 で同一 ID、パスワードを使用すること。

7971

7972

け

7973

7974 **軽微な修正【けいびなしゅうせい】** ……常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載
7975 の修正、文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正、行政区画、郡、区、市町村内の町
7976 若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正、地番の変更に伴う住所に
7977 係る記載の修正、住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正、共同住宅、寄宿舍、
7978 下宿等の建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正などを行った場
7979 合の記載の修正の事由

7980 **検索【けんさく】** ……個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッ
7981 チするものを探す操作のこと。

7982 「照会」も参照のこと。

7983

7984

こ

7985

7986 **広域クラウド【こういきくらうど】** ……近隣自治体に止まらない全国規模のクラウドのこと。

7987 「自治体クラウド」も参照のこと。

7988 **更改【こうかい】** ……既存システムを再構築すること。バージョンアップともいう。

7989 **公用請求【こうようせいぎゅう】** …… 法第 12 条の 2 に基づき、国又は地方公共団体の機関が、
7990 法令で定める事務の遂行のために必要である場合に行う住民票の写し又は住民票記載事項証
7991 明書の請求のこと。

7992 **国籍取得【こくせきしゅとく】** ……日本国民でない者が、国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）第
7993 3 条又は第 17 条の規定に基づき、認知等により日本国籍を取得すること。出生（国籍法第 2
7994 条）や帰化（同法第 4 条から第 10 条まで）も国籍取得の形態の一種だが、本仕様書において
7995 は、これらを除いた限定した意味で用いる。

7996 「帰化」も参照のこと。

- 7997 **国籍喪失【こくせきそうしつ】** ……日本国民が、国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）第 11 条から
7998 第 12 条までの規定に基づき、外国籍取得等により日本国籍を失うこと。
- 7999 **個人番号【こじんばんごう】** ……番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを
8000 変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別する
8001 ために指定されるもののこと。いわゆるマイナンバー。
- 8002 **個人番号カード【こじんばんごうカード】** ……氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載
8003 され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項等が電磁的方法により記録されたカードの
8004 こと。いわゆるマイナンバーカード。なお、「マイナンバーカードの呼称について」（平成 28
8005 年 2 月 5 日付け内閣府大臣官房番号制度担当室・総務省自治行政局住民制度課事務連絡）では、
8006 国民に広く周知される媒体における個人番号カードに係る表記については、原則として「マイ
8007 ナンバーカード」を使用することとしている。
- 8008 **戸籍統一文字【こせきとういつもじ】** ……戸籍のオンライン手続（戸籍に関する届出又は戸籍に
8009 関する証明書の交付申請をインターネットを利用したオンラインにより行うこと）に使用す
8010 ることを目的として整理した文字（漢字 55,270 文字を含む。）のこと。
- 8011 **戸籍届出【こせきとどけで】** ……戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に基づく届出（例：出生届、
8012 死亡届）のこと。戸籍法に基づく届出は、本仕様書上は、「届出」ではなく、「戸籍届出」と呼
8013 ぶ。
8014 「届出」、「申出」も参照のこと。
- 8015 **戸籍の表示【こせきのひょうじ】** ……本籍地及び筆頭者の情報のこと。法第 7 条に規定された住
8016 民票の記載事項の 1 つ。ただし、特別の請求がない限り住民票の写し等では省略できることと
8017 なっている。
- 8018 **固定長【こていちょう】** ……データ格納方式の種類。
8019 固定長は、桁が少ないデータには空白文字や 0 を補うことで一様な長さのデータとして記
8020 録する。
8021 可変長は、桁が少ないものはそのまま記録する。
- 8022 **コマンド【こまんど】** ……職員からコンピュータ又は機器間、ソフトウェア間における実行すべ
8023 き処理の指示や依頼のこと。
8024
- 8025 さ
- 8026
- 8027 **サービス基盤【さーびすきばん】** ……地域情報プラットフォーム標準仕様に定められた、通信機
8028 能を提供するための基盤のこと。PF 通信機能、BPF 機能、共通機能等を提供している。
- 8029 **再転入【さいてんにゅう】** ……かつて、ある市区町村の住民であった者が、元の市区町村に転入
8030 すること。
8031 概念上は、住民でなくなってから何年経過しても再転入である。
- 8032 **サロゲートペア【さろげーとぺあ】** ……ISO/IEC 10646 の文字符号化方式の UTF-16 で用いられ
8033 る 4 バイトで 1 文字を表す符号化拡張方法のこと。
8034 「文字コード」も参照のこと。

8035 **参照【さんしょう】** ……データが入力されたテーブルへ必要なデータを問い合わせる操作。

8036

8037

し

8038

8039 **CS【しーえす】** ……Communication server（コミュニケーションサーバ）の略。各市区町村の既
8040 存住民記録システムと住基ネットを接続するためのサーバのこと。

8041 **CSV【しーえすぶい】** ……Comma-separated values の略。テキストデータにおいて各項目のデー
8042 タをカンマで区切ったファイル形式のこと。

8043 **支援対象者【しえんたいしょうしゃ】** ……配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐
8044 待及びこれらに準ずる行為の被害者で、市区町村に対して住民基本台帳事務における DV 等
8045 支援措置を申し出た者。加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票
8046 を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっ
8047 ても、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。

8048 **J-LIS【じえーりす】** ……地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構
8049 法（平成 25 年法律第 29 号）に規定された地方共同法人である。出資金は地方公共団体から
8050 出資され、法の規定による事務を地方公共団体に代わって行うとともに、情報システムの開発
8051 及び運用、教育及び研修、調査研究等の業務を行う。

8052 **磁気ディスク【じきでいすく】** ……金属やガラスなどの薄い円盤型のディスクの表面に磁気対応
8053 均等に塗布した記憶媒体。ハードディスクなどの外部記憶装置がこれに当たる。

8054 **市区町村【しくちょうそん】** ……市町村及び特別区のこと。指定都市の総合区や行政区について
8055 は、本仕様書では、法令で指定都市の区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長と見なさ
8056 れる場合は、法令と同様の扱いとしている。

8057 **JIS X 0213【じすえっくすぜろにいちさん】** ……日本語用の文字セット等を規定する日本産業規
8058 格（JIS 規格）のうち、「7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化拡張漢字集合」
8059 のこと。JIS X 0208 を拡張したもの。

8060 **JIS X 0221【じすえっくすぜろにいち】** ……日本語用の文字セット等を規定する日本産業規格
8061 （JIS 規格）のうち、「国際符号化文字集合（UCS）」のこと。ISO/IEC 10646 の国際一致規格
8062 （国内規格）。ISO/IEC 10646:2017 に準拠した JIS X 0221:2020 の発効が予定されている。

8063 **システムログ【しすてむろぐ】** ……システムが記録する動作履歴であり、OS の稼働中に発生し
8064 たイベントなどを時系列で記録したもの。

8065 **失踪【しっそう】** ……職権消除を行う原因の1つ。不在者の生死が7年間明らかでないとき等、
8066 家庭裁判所は申し立てに基づき失踪宣告をすることができるが、住民票については、失踪届に
8067 基づく本籍地市区町村からの法第9条第2項の通知により、職権消除することとなるため、本
8068 仕様書では「失踪宣告」を異動事由としていない。

8069 **自治体クラウド【じちたいくらうど】** ……自治体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、
8070 データなどを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運
8071 用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組（いわゆる「クラウド化」）
8072 であって、かつ、複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を行っているものをいう。

8073 「広域クラウド」も参照のこと。

8074 **自動【じどう】** ……入力、登録、区別、判断、確定等の処理時に、取り込んだ情報を職員の手を
8075 介さず処理できる機能のこと。

8076 **住基ネット【じゅうきねっと】** ……住民基本台帳ネットワークシステムの略。

8077 住民の基本情報を地方自治体共同の本人認証基盤で管理する方式に整備して、住民基本台
8078 帳業務を全国共通で行うために、各市区町村のシステムをネットワーク化したもの。

8079 住基ネット全国サーバ、都道府県サーバ、住基ネット CS（市町村 CS）から構成される。

8080 **住所【じゅうしょ】** ……住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第 10 条の住民としての
8081 住所と同一であり、各人の生活の本拠をいう。

8082 **住所設定【じゅうしょせってい】** ……新たに住民となった者の前住所地が不明で確定できない場
8083 合、その者を現住所とともに住民票（原票）に記載すること。職権記載の一種であり、転入前
8084 住所欄には「不明」と記載する。

8085 **住民基本台帳ネットワークシステム統一文字【じゅうみんきほんだいちょうねっとわーくしすて
8086 むとういつもじ】** ……住基ネットで使用される文字（漢字 19,563 文字を含む。）のこと。

8087 **住民票【じゅうみんひょう】** ……住民票（原票）のこと。住民票の写しを単に「住民票」と呼ぶ
8088 こともあるが、本仕様書では、単に「住民票」と言った場合は、住民票（原票）のことを指す。
8089 本仕様書では、できるだけ紛れがないよう、違和感のない限り「住民票（原票）」のように記
8090 載している。

8091 **住民票コード【じゅうみんひょうコード】** ……規則第 1 条により、無作為に作成された 10 桁の
8092 数字と 1 桁の検査数字を組み合わせて定められた数字のこと。他の住民とは重複しない番号
8093 である。

8094 **縮退【しゅくたい】** ……障害発生時に一部の機能、システムの運用を省略や停止して必要最低限
8095 の機能を維持させること。「縮小退避」ともいう。

8096 **縮退サーバ【しゅくたいさーば】** ……縮退運転／縮退運用（フォールバック）のためのサーバの
8097 こと。

8098 通常使用するサーバが正常に機能しなくなったとき、機能や性能を制限したり別のサーバ
8099 に切り替えたりするなどする。このように、限定的ながら使用可能な状態を維持するために切り
8100 替えるサーバのこと。また、複数サーバで処理実行するシステムにおいては、いくつかのサー
8101 バに障害が発生した場合に残存サーバのみで処理を継続する。

8102 縮退サーバでは、可用性は確保されるが単位時間あたりの処理能力は減少する。

8103 **照会【しょうかい】** ……既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い
8104 合わせる操作のこと。

8105 「検索」も参照のこと。

8106 **静脈認証【じょうみやくにんしょう】** ……手のひらや指等の静脈の形状パターンを読み取り、あ
8107 らかじめ登録された本人の情報と照合して認証すること。

8108 **私用領域【しりょうりょういき】** ……ISO/IEC 10646 における外字を定義できる領域のこと。基本
8109 多言語面の一部(U+E000~U+F8FF)、第 15 面及び第 16 面のほぼ全部(U+F0000~U+FFFFD、
8110 U+100000~U+10FFFFD) がこれに当たる。基本多言語面の一部 (U+E000~U+F8FF) を用
8111 いれば外字を 6,400 個、第 15 面及び第 16 面(U+F0000~U+FFFFD、U+100000~U+10FFFFD)

8112 を用いれば外字を 65,534 個ずつ計 131,068 個作成でき、合計で 137,468 個作成できる。ただ
8113 し、第 15 面及び第 16 面を用いるためには、UTF-16 であれば、サロゲートペア対応が必要と
8114 なる。

8115 **除票【じょひょう】** ……削除された住民票又は改製前の住民票のこと（法第 15 条の 2 第 1 項）。
8116 中核市市長会ひな形では、「改製原住民票」という用語が用いられているが、改製された住
8117 民票（原票）は、制度上、除票に包含されるものであることから、本仕様書においては、「改
8118 製原住民票」という用語は用いず、「除票」に統一する。

8119 **シリアル番号【しりあるばんごう】** ……電子証明書において一意に識別するための番号のこと。
8120

す

8121
8122
8123 **スケジューラ【すけじゅーら】** ……ある処理を、条件が成立したタイミング（特定時刻の到来・
8124 他の処理の終了等）で自動的に実行させる仕組み。

せ

8125
8126
8127
8128 **生体認証【せいたいになしゅう】** ……あらかじめ登録された指紋・掌紋、虹彩、眼球、顔、声紋
8129 など、固有の身体的または行動的情報と照合して認証すること。

8130 **生年月日【せいねんがっぴ】** ……法第 7 条第 2 項の「出生の年月日」のこと。「生年月日」の方が
8131 一般的であり、広域交付住民票でも使用されていることから、本仕様書においては、「生年月
8132 日」を使用する。

8133 **性別【せいべつ】** ……法第 7 条第 3 号の「男女の別」のこと。「性別」の方が一般的であり、広域
8134 交付住民票でも使用されていることから、本仕様書においては、「性別」を使用する。

8135 **制御【せいぎょ】** ……データの演算処理を行う以外の処理をコントロールすること。メモリや
8136 ディスプレイ・画面媒体との入出力やデータの入出力、キーボードやマウスからの操作、ディ
8137 スプレイやプリンタへの出力を正常に作動させる目的のための操作。

8138 **世帯番号【せたいばんごう】** ……各市区町村がシステムで独自に世帯を管理するために付番する
8139 番号のこと。同一の世帯に属する住民には同一の世帯番号が振られ、異なる世帯に属する住民
8140 には異なる世帯番号が振られる。

8141 **世帯変更【せたいへんこう】** ……新たに世帯を設けた場合、他の世帯に属することとなった場合
8142 及び世帯主を変更した場合で、住所の異動を伴わない場合の異動事由であり、本仕様書では世
8143 帯分離、世帯合併、世帯変更及び世帯主変更の 4 つに分類している。世帯変更等があった場合、
8144 法第 25 条に基づき、その変更があった日から 14 日以内に、その氏名、変更があった事項及
8145 び変更があった年月日を市町村長に届け出なければならない。

8146 **セットアップ用データ【せつとあっぷようでーた】** ……システムを稼働（本番稼働、テスト実行）、
8147 バージョンアップするためのデータのこと。

8148 **前住所【ぜんじゅうしょ】** ……「転入前住所」を参照のこと。

8149 **全部【ぜんぶ】** ……世帯主を含む世帯員全員のこと。

8150 異動について言う場合は、①当該世帯の全員を異動者とすること（例：全部転出、全部死亡）又
8151 は②対象者のみで新たな世帯を構成すること（例：全部転入、全部出生）の2つの意味がある。
8152 ①と②は別の概念であり、転居の場合は、ある世帯全員が転居し、新たな世帯を構成する場合
8153 （全部全部転居）、ある世帯全員が転居し、既にある別の世帯の世帯員となる場合（全部一部
8154 転居）、ある世帯の一部の世帯員が転居し、新たな世帯を構成する場合（一部全部転居）、ある
8155 世帯の一部の世帯員が転居し、既にある別の世帯の世帯員となる場合（一部一部転居）がある。

そ

8156

8157
8158 **操作権限ポリシー【そうさけんげんぼりしー】**……操作者等を単位とした利用権限を設定する際
8159 の方針のこと。

8160 **操作者 ID【そうさしゃあいでいー】**……住民記録システム利用者の特定に用いられる一意の識別
8161 子（利用者、登録者を識別するユーザ名やアカウント名）。

8162 また、当該利用者に対するシステム利用を管理・制約するための識別子でもある。

8163 なお、「個人番号カードアプリケーション搭載システム」では、ID・パスワード方式による
8164 オペレーター認証時の識別子のこと。

8165 **操作ログ【そうさろぐ】**……住民記録システムの利用状況や利用者操作の履歴、情報を記録した
8166 もの。

8167 操作が行われた日時と、行われた操作の内容や操作に関わるデータの中身などが記録され
8168 る。

8169 **SOAP 通信【そーぷつうしん】**……異なるコンピュータ上で動作するプログラム同士がネットワ
8170 ークを通じてメッセージを伝え合い、連携して動作するためのプロトコル（規約）の1つであ
8171 る SOAP を用いた通信。メッセージの記述に XML、データ伝送に（主に）HTTP を用いてお
8172 り、Web サービスの提供や利用に適している。SOAP は Simple Object Access Protocol の略。
8173

8174

た

8175 **ダイアログ【だいらろぐ】**……入力したワードやメッセージを確認するために操作時に一時的に
8176 開かれる小さいウィンドウのこと。ダイアログボックスの略。

8177 **単純連番【たんじゅんれんばん】**……住民記録システムが取り扱う各種番号（宛名番号や世帯番
8178 号等）に付番する際、順番に当該番号に1を加える操作（インクリメント）により、機械的に
8179 （単純に）新たな番号を付番すること。または、既に付番された当該番号のこと。

8180 **団体内統合宛名システム【だんたいないとうごうあてなしすてむ】**……自治体内の業務システム
8181 が個別に保有する個人、法人の宛名情報（氏名・性別・住所・生年月日）を統一的に管理する
8182 システム。番号制度における情報連携にあたって必要な符号の取得に係る機能、宛名情報を団
8183 体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し、管理する機能、中間サーバからの要求に応じ
8184 て宛名情報を通知する機能等を有する。

8185 情報連携を行うため、中間サーバにおいて、各地方公共団体の保有する個人情報と符号（情
8186 報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、個人の特定のために用いられる見
8187 えない番号）を紐づけて管理することになるが、セキュリティ確保の観点から中間サーバでは

8188 個人番号そのものは保有できず、各地方公共団体において一意に特定の個人を識別する番号
8189 (団体内統合宛名番号) と符号を紐づけて管理することとしている。

8190 各種事務において情報連携を行うためには、別途、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付け
8191 を管理するシステムが必要となり、団体内統合宛名システム等がこの役割を担う。

8192 **団体内統合宛名番号【だんたいないとうごうあてなばんごう】**……既存業務システムが個別に保
8193 有している宛名情報(氏名・住所などの基本4情報や送付先住所など)を統合・管理し、さら
8194 に自治体内で個人を一意に特定できる番号。団体内宛名統合システムにおいて個人番号と紐
8195 付けて管理される。

8196 番号制度導入以前に自治体が保有していた宛名番号は、同一人に対してそれぞれの業務シ
8197 ステムで異なる番号が付番されているケースが多かったため、番号制度の導入にあたり、既存
8198 の宛名番号を統一し「団体内統合宛名番号」として管理する必要があった。

8199

8200

ち

8201

8202 **地域情報プラットフォーム標準仕様【ちいきじょうほうぷらっとふぉーむひょうじゅんしょう】**

8203 ……自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業
8204 務システム間の情報連携を可能とする標準仕様のこと。総務省事業として策定し、一般財団法人
8205 全国地域情報化推進協会(APPLIC)において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」と
8206 して公開し、運用中である。自治体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等27業務の基幹
8207 系情報システム(防災、教育等の基幹系以外の業務を含めると32業務)について情報連携の
8208 標準が定められている。

8209 **チェックデジット【ちえっくでじっと】**……数字列の誤りを検出するために付加される検査用の
8210 数字のこと。

8211 **中核市等【ちゅうかくしとう】**……中核市又は人口20万以上の市区(指定都市を除く。)のこと。

8212 **中間サーバ【ちゅうかんさーば】**……番号制度における各機関間の情報連携に伴い、番号法別表
8213 第2等で情報連携できると規定した副本データの連携を目的とするサーバのこと。

8214 これらのサーバで、行政機関等において、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の提供
8215 を管理するために、総務大臣が設置・管理するシステムである「情報提供ネットワークシステ
8216 ム」と、「団体内統合宛名システム」を含む番号法別表第2等の情報(データ)を扱う「住民
8217 記録システム」等の業務システム間におけるデータ受け渡しをする「自治体中間サーバ」を指
8218 す。

8219 なお、番号制度においては、社会保険診療報酬支払基金が運用する「医療保険者等向け中間
8220 サーバー」も中間サーバと呼ばれることがあるが、本仕様書においては、「自治体中間サーバ」
8221 を指す。

8222 **中間標準レイアウト仕様【ちゅうかんひょうじゅんれいあうとしょう】**……市区町村の情報シス
8223 テム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、そ
8224 の他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様。平成24年6

8225 月に総務省から公開され、平成 25 年度から、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) が維持
8226 管理を担っている。

8227 **中長期在留者【ちゅうちょうきざいりゅうしゃ】** ……本邦に在留資格をもって在留する外国人の
8228 うち、3 月以下の在留期間、短期滞在の在留資格又は外交若しくは公用の在留資格が決定され
8229 た者（これらに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。）以外の者のこと（出入国管理
8230 及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3）。中長期在留者には、出入国在留管
8231 理庁から在留カードが交付される。

8232

8233

つ

8234

8235 **通称【つうしょう】** ……外国人住民の氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用し
8236 ていることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが認められる
8237 もの（令第 30 条の 26 第 1 項）。なお、通称名／併記名の区分は旧外登法時代の名残であり、
8238 現行法ではないため、本仕様書においてはこれらの用語を用いない。在留カード等にローマ字
8239 氏名と漢字氏名が併記されている場合であれば、いずれも氏名として住民票の氏名欄に記載
8240 するものである。

8241 **通信ログ【つうしんろぐ】** ……住民記録システムの通信状況や通信の履歴、情報を記録したもの。
8242 通信が行われた日時、行われた通信の内容や通信に関わるデータの中身などが記録される。

8243 **続柄【つづきがら】** ……世帯主とその世帯員との関係を示したもの。妻、子、父、母、妹、弟、
8244 子の妻、妻（未届）、妻の子、縁故者、同居人等と記載する。

8245

8246

て

8247

8248 **DFD【でいーえふでいー】** ……機能情報関連図（Data flow diagram）の略。DMM の作成を通
8249 じて洗い出された業務の「機能」それぞれの間を流れる「情報」明らかにするためのもの。
8250 表記方法は対象業務の範囲を点線の楕円で示し、その業務が外部の組織・ひと・もの・システム
8251 とどう繋がっているかを表す。

8252 **DMM【でいーえむえむ】** ……機能分析表（Diamond mandala matrix）の略。業務を構成する「機
8253 能」の階層構造を示した表。9 個のマスを 1 つの単位として真ん中に分析の対象とする業務の
8254 機能を置き、その周囲の 8 個のマスには当該業務を構成する機能洗い出し、機能を徐々に詳細
8255 化（分割・階層化）していくことで、その業務を構成する機能の階層構造を明らかにするもの。。

8256 **データベースサーバ【でーたべーすさーば】** ……データベースソフトウェアを稼働させるサーバ
8257 のこと。

8258 **テキストデータ【てきすとでーた】** ……文字コードで表現できる文字だけで構成されるファイル
8259 のこと。文字を編集する機能のみを持つテキストエディタアプリケーションにより、ファイル
8260 の読み込み、文字の入力、挿入、消去、異動、複写等が可能である。

8261 **デジタル手続法【でじたるてつづきほう】**……情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係
8262 者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報
8263 通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）のこと。

8264 **転出確定【てんしゅつかくてい】**……転入通知の受理の処理と転出予定者の住民票の消除の処理
8265 をまとめた概念として用いられることがあるが、転入通知の受理が想定されない国外への転
8266 出についても「転出確定」という用語が用いられるなど、意味に紛れがあるため、本仕様書で
8267 は、「転出確定」の用語は用いず、転入通知の受理の処理（4.1.3.1）と転出予定者の住民票の
8268 消除の処理（1.1.5 及び 4.0.2）と分けて記載している。

8269 **転出取消【てんしゅつとりけし】**……本仕様書上は、この用語を用いない。転入、転居、転出、
8270 職権記載、職権消除、職権修正等、全ての異動処理は、処理が誤っていることが分かった場合
8271 や、虚偽の届出であると分かった場合等のため、取り消す処理を行う。

8272 **転出予定者【てんしゅつよていしゃ】**……転出届を行ったが、転出予定年月日及び転入通知に記
8273 載された転入日が到来していないため住民票（原票）が消除されていない者のこと。

8274 **転入前住所【てんにゅうまえじゅうしょ】**……当該住民がその市区町村の区域内に住所を定める
8275 前の（他市区町村における）住所のこと。法第7条第8号では、住民票（原票）の記載事項と
8276 して、「新たに市区町村の区域内に住所を定めた者については、……従前の住所」を挙げており、
8277 本仕様書においては、当該従前の住所を指して「転入前住所」という。転入後、転居した場合
8278 も、転居前の（当該市区町村における）住所でなく、転入前の（他市区町村における）住所を
8279 指す。

8280 また、新たに市区町村の区域内に住所を定めた者についての従前の住所は必ずしも転入届に
8281 基づくものだけではないため（例：住所設定（職権記載の一種）では、前住所地が不明で確定
8282 できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等）、「転入前住所」では不正確となるこ
8283 とがあるが、このようなケースは少なく、また、「新たに市区町村の区域内に住所を定めた者につ
8284 いての」という留保なしに単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を
8285 招く可能性があるため、通常の場合において紛れのない「転入前住所」を使用することが良
8286 いと答える構成員・準構成員が多かったことから、本仕様書においては、「転入前住所」の呼
8287 称を用いることとした。

8288

と

8289

8290

8291 **同期連携【どうきれんけい】**……複数の主体間でデータ通信の周期やタイミング、内容などを一
8292 致させる仕組みのこと。Web ブラウザからサーバにすべての情報を通信しているためレスポ
8293 ンスがかえってくるくまで他の作業をすることが不可能。

8294 **特定個人情報【とくていこじんじょうほう】**……個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に
8295 代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）を
8296 その内容に含む個人情報のこと（番号法第2条第8項）。

8297 **特別永住者【とくべつえいじゅうしゃ】**……平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫
8298 で、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平

8299 成3年法律第71号)第3条から第5条までの規定に基づき、本邦で永住することができる者
8300 のこと。

8301 **特例転入【とくれいてんにゆう】**……法第24条の2による「転入届の特例」を利用した転入の
8302 こと。

8303 住民基本台帳カード又は個人番号カードを利用し、転出時に転出証明書の交付に代わり、住
8304 基ネットを通じて転出証明書情報を転入地市区町村へ通知し、転入手続の際に住民基本台帳
8305 カード又は個人番号カードを提示し暗証番号を入力することで転入届が可能となる。

8306 **特例転入を利用した転出【とくれいてんにゆうをりようしたてんしゅつ】**……法第24条の2によ
8307 る「転入届の特例」による転入を利用した転出のこと。

8308 「特例転出」の用語が用いられる場合があるが、本仕様書では、この用語は用いない。

8309 **届出【とどけで】**……法に基づく届出(法第4章。例:転入届、転出届)のこと。本仕様書では、
8310 単に「届出」と言った場合は、戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく届出(例:出生届、
8311 死亡届)を含まない。戸籍法に基づく届出は、本仕様書上は、「届出」ではなく、「戸籍届出」
8312 と呼ぶ。

8313 「戸籍届出」、「申出」も参照のこと。

8314

8315

な

8316

8317 **内字【ないじ】**……各ベンダが提供する文字セット等において、標準で収録されている文字のこ
8318 と。

8319 JIS等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も、パッケージ
8320 標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されているため、本仕様書上は「内
8321 字」として扱う。

8322 「外字」も参照のこと。

8323

8324

に

8325

8326 **二要素認証【にようそにんしょう】**……正規の利用者を認証する手段のうち、知識、所有、生体
8327 のうち2つの異なる属性を併用する認証方法(2つ以上を併用する認証は、多要素認証とい
8328 う)。

8329 具体的な認証方式としては、パスワードとUSBトークン、指紋と暗証番号等、2つの異な
8330 る原理の認証手段を組み合わせることで、精度と安全性を高める等がある。

8331 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、「情報シ
8332 ステム全体の強靱性の向上」として、「マイナンバー利用事務系においては、原則として、他
8333 の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多
8334 要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。」とある。

8335 **認証ログ【にんしょうろぐ】**……住民記録システムにおける利用者認証の履歴、処理内容を記録
8336 したものの。

8337 認証が行われた日時と、行われた認証の内容や認証に関わるデータの中身などが記録され
8338 る。

8339

8340

は

8341

8342 **バージョン【ばーじょん】** ……製品等の改訂、更新を識別するための番号や符号のこと。通常、
8343 番号（数字）が大きいほど新しい製品であることを意味する。

8344 **ハードコピー【はーどこぴー】** ……画面表示された情報を（画像データなどの形式で）そのまま
8345 記録すること。

8346 **バイト【ばいと】** ……本仕様書では、8ビット（16進数では、00～FF）のこと。

8347 「文字コード」、「ビット」も参照のこと。

8348 **バックアップ【ばっくあっぷ】** ……住民記録等で管理するデータを外部記憶装置等の媒体へ複製
8349 して保管すること。

8350 **バックグラウンド処理【ばっくぐらうんどしより】** ……操作者の画面処理とは別に実行されるシ
8351 ステム内部での処理のこと。

8352 **パッケージ【ぱっけーじ】** ……特定の地方自治体の業務内容、運用を対象に開発したものではな
8353 く、業務に共通して必要な機能を汎用品（既製品）として販売しているシステム（住民記録シ
8354 ステム等）のこと。

8355 **バッチ処理【ばっちしより】** ……一括処理を行う処理方式のこと。複数の手順からなる処理にお
8356 いて、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式等、複数のパ
8357 ターンがある。

8358 **バッチスケジュール管理【ばっちすけじゅーるかんり】** ……自動的に実行する一連の処理の単位
8359 を、日次、週次、月次等の日時イベントの実行を管理する機能のこと。

8360 **パラメータ【ぱらめーた】** ……住民記録システムの挙動に影響を与える、各種静的・動的な設定
8361 のこと。

8362

8363

ひ

8364

8365 **BPMN【びーびーえむえぬ】** ……Business Process Model and Notation の略。国際標準化機構(ISO)
8366 と国際電気標準会議 (IEC) の合同委員会による、業務プロセスをワークフローとして視覚的
8367 に表記する方法の国際標準の1つである ISO/IEC 19510:2013 (Object Management Group
8368 Business Process Model and Notation) のこと。

8369 **ビット【びつと】** ……コンピュータプログラムにおける2進数の1桁（0又は1）のこと。

8370 「文字コード」、「バイト」も参照のこと。

8371 **非機能要件【ひきのうようけん】** ……情報システムやソフトウェアの開発時に定義される要件の
8372 うち、機能面以外の要件全般をいう。システムの性能や機能の信頼性、拡張性、運用性、セキ
8373 ュリティなどに関する要件のこと。

8374 **非同期連携【ひどうきれんけい】** ……データを転送する際に送信側と受信側のタイミングを合わ
8375 せずに通信や処理を行う仕組みのこと。データの転送効率は下がるが、任意のタイミングでデ
8376 ータの送信が可能のため、送受信に障害が発生することが生じない。

8377 Web ブラウザから一部の情報をリクエストするため、サーバからレスポンスが返ってこな
8378 くても他の作業をすることが可能。

8379

8380

ふ

8381

8382 **Fit&Gap 分析【ふいっとあんどぎゃっぶぶんせき】** ……事業者の提供するパッケージソフトの機
8383 能が、利用者として求める要件に適合 (fit) している点と乖離 (gap) している点を明らかに
8384 し、事業者の提供するパッケージソフトと利用者として求める要件との適合性を判断する分
8385 析手法。総務省自治行政局地域情報政策室「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけ
8386 るカスタマイズ抑制のためのガイドライン」(平成 31 年 3 月 29 日) より。

8387 **フォント【ふおんと】** ……JIS 規格 (JIS X 0213 等) のようにコンピュータ (情報システム) に表
8388 示や印字される文字セット等の図形について、同じ特徴・様式で一揃いの文字の形状をデザイ
8389 ンしたもの。また、コンピュータなどで文字を表示・印刷できるように、文字形状をデータと
8390 して表したもの。

8391 本仕様書は、文字セット・文字コード・文字符号化方式については規定しているが、特定の
8392 フォントを用いることは規定していないため、本仕様書で規定する文字セットが扱えるフォ
8393 ントであれば、IPAmj 明朝フォントと異なるフォントを用いることも差し支えない。

8394 **符号【ふごう】** ……(番号制度の文脈で) 情報提供ネットワークシステムと情報照会者等間で、
8395 個人を一意に特定する番号。住民票コードを元に生成され、情報保有機関ごとに番号が異なり、
8396 情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携する際に、安全性確保の観点から個人番号
8397 に代わって用いられる。個人番号を用いて住基ネットから情報提供ネットワークシステムを
8398 介して取得し、情報提供ネットワークシステム及び情報保有機関において情報連携を行う際
8399 の個人の識別子となる。番号法施行令第 20 条において、「情報提供用個人識別符号」と定義さ
8400 れているものと同一である。

8401 文字の文脈での「符号」は、「文字コード」を参照のこと。

8402 **符号位置【ふごういち】** ……「文字コード」を参照のこと。

8403 **附票【ふひょう】** ……住所地で作成される住民票を本籍地で作成される戸籍に関連させ、住民票
8404 と戸籍の共通記載事項について住民票の記載内容を戸籍の記載内容に一致させて、住民基本
8405 台帳の記録の正確性を確保するための帳票。

8406 **附票ネットワーク【ふひょうねっとわーく】** ……戸籍の附票情報をデジタルネットワーク化する
8407 ものであり、デジタル手続法により、整備が予定されている。住民基本台帳ネットワークと同
8408 様に全市区町村と全都道府県、J-LIS との間で構築される。国の機関等に対し、国外転出者の
8409 本人確認情報を提供することや、国外転出者の個人番号カード・公的個人認証の発行等に本人
8410 確認情報を利用するために活用される予定である。

8411 **プログラム【ぷろぐらむ】**……電子計算機（コンピュータ）に動作をさせるために、順序手順を
8412 記載した一連の命令語の集合のこと。

8413

8414

へ

8415

8416 **ベンダ【べんだ】**……ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこ
8417 と。

8418 **ベンダロックイン【べんだろっくいん】**……特定ベンダ独自の技術・仕様等に依存することで、
8419 他ベンダの提供する同種のシステム、サービス、製品等への乗り換えが困難になること。

8420

8421

ほ

8422

8423 **法第 30 条の 47 届出【ほうだいさんじゅうじょうのよんじゅうななどけで】**……法第 30 条の
8424 47 に基づく、中長期在留者等でない外国人住民が中長期在留者等となった場合の届出のこと。

8425 **法第 30 条の 46 転入【ほうだいさんじゅうじょうのよんじゅうろくてんにゅう】**……法第 30 条
8426 の 46 に基づく、中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例のこと。

8427 **本登録【ほんとうろく】**……異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステ
8428 ム上に保存されており、法上、住民票（原票）に記載されている状態。異動処理が確定され、
8429 異動履歴となる。また、確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映
8430 される。「仮登録」も参照のこと。

8431 **本人通知制度【ほんにんつうちせいど】**……本人通知を希望する者に対し、住所や本籍のある市
8432 区町村に登録し、代理人や第三者からの住民票の写し等の交付を行った場合、本人に交付した
8433 ことを通知する制度のこと。

8434 法令に基づくものではなく、各市区町村が独自に要領等を定めて実施している業務である。

8435

8436

み

8437

8438 **未届転入【みとどけてんにゅう】**……甲市区町村で転出届をし、乙市区町村に住所を移したが、
8439 転入届を行わないまま、丙市区町村に転入してきた者についての丙市区町村における処理の
8440 こと。未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のもの（乙市区町村における
8441 住所）を記載し、その末尾に（未届）と記載する。

8442 転入届に最終登録住所地の市区町村長が交付した転出証明書等が添えられた場合、転入と
8443 なる。これに対し、転出証明書等が添えられていない場合、転入届として受理することは適当
8444 ではなく、転入届の書類に記載された事項等を資料として、住民票（原票）に記載すべき事実
8445 を確認の上、職権で住民票（原票）を作成することになるため、職権記載となる。

8446 **ミドルウェア【みどるうゑあ】**……現在の住民記録システムのパッケージ製品の多くはオープン
8447 システムである。そして、セキュリティが高く、管理もし易いこと等から「Web（ウェブ）サ

8448 ーバ]、「AP サーバ (アプリケーションサーバ)」、「DB サーバ (データベースサーバ)」から
8449 構成される「Web 三層構造」が採用されている。

8450 「ミドルウェア」とは、これらの「Web 三層構造」の各層で用いられるアプリケーション
8451 と OS の中間的な処理を行うソフトウェアのことをいう。

8452

8453

も

8454

8455 **申出【もうしで】**……法に基づく届出 (法第 4 章。例：転入届、転出届) ではなく、職権による
8456 住民票の記載等の参考とする申出のこと。例えば、転出をした日から 14 日を経過して転出届
8457 がなされた場合、転出届として受理することは適当ではなく、転出届の書類に記載された事項
8458 等を資料として、職権で住民票 (原票) を消除することになるが、この場合の転出届の書類の
8459 提出が「申出」に当たる。

8460 「届出」、「戸籍届出」も参照のこと。

8461 **文字溢れ【もじあふれ】**……入力した文字がテキストエリアに表示できる文字数を上回った時に、
8462 対象エリアからはみ出している状態のこと。

8463 **文字コード【もじこーど】**……コンピュータプログラムは、0 と 1 の列 (「ビット組合せ」 (bit
8464 combination) という。) から成り立っている。そのため、コンピュータプログラムが文字
8465 (character) を扱う場合、そのプログラムが扱える文字の範囲と、文字とビット組合せの対応
8466 関係が決まっている必要がある。このうち、文字の範囲のことを「文字セット」 (character set)
8467 といい、文字とビット組合せの対応関係を示したものを「文字コード」 (character encoding)
8468 という (「文字コード」を、文字セットをも含めた概念として用いることがあるが、本仕様書
8469 では、文字セットとは別のものとして定義する。また、個々の文字に振られた値やビット組合
8470 せのことを「文字コード」と呼ぶこともあるが、これとも区別する。)

8471 文字コードの決め方は、ISO/IEC 10646 では、文字に直接ビット組合せを割り当てるので
8472 なく、文字に一意的値 (「符号位置」 (code point) という。) を振ったうえで、その値とビット
8473 組合せを結び付ける方法を別途定義している。文字集合と符号位置の対応関係を示したもの
8474 を「符号化文字集合」 (coded character set) といい、符号位置とビット組合せの対応関係を示
8475 したものを「文字符号化方式」 (character encoding scheme) という。上記の「文字コード」
8476 の定義に従えば、「文字コード」は、「符号化文字集合」と「文字符号化方式」を結び付けたも
8477 のとなる。「文字符号化方式」には、UTF-8、UTF-16 等がある。

8478

8479

8480

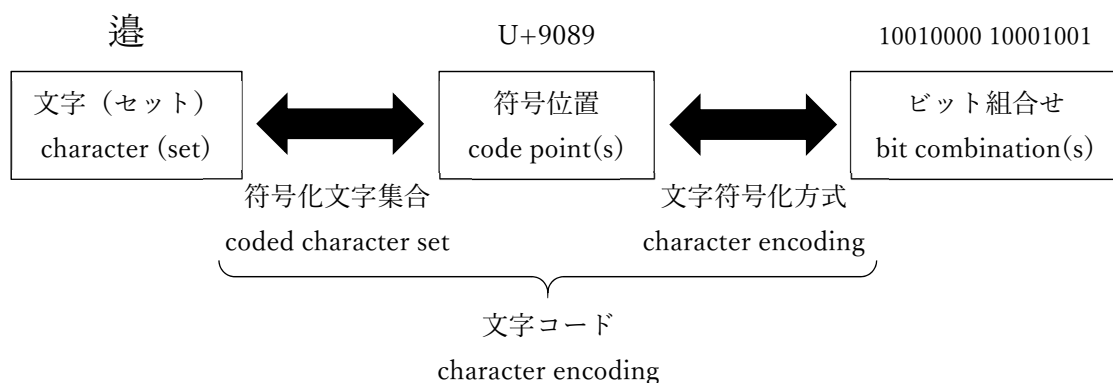
8481

8482

8483

8484

8485



8486

8487

8488 以上について具体例で説明すると、例えば、「J」、「邊」の文字は、ISO/IEC 10646 では、符
8489 号位置としてそれぞれ、U+004A、U+9089（いずれも 16 進数）が振られている。これが、文
8490 字符号化方式の 1 つである UTF-8 ではそれぞれ、01001010、11101001 10000010 10001001
8491 （16 進数ではそれぞれ、4A、E9 82 89）、UTF-16 ではそれぞれ、00000000 01001010、10010000
8492 10001001（16 進数ではそれぞれ、00 4A、90 89）のビット組合せが割り当てられている。こ
8493 の例で示したように、一般に、UTF-8 では、英数字が 1 バイト（8 ビット）、仮名や漢字が 3
8494 バイト（24 ビット）となり、UTF-16 では、英数字・漢字とも 2 バイト（16 ビット）となる
8495 ことが通常であることから、仮名や漢字を扱うことが多い住民記録システムについては、デー
8496 タサイズを抑制するため、通信インタフェースの文字符号化方式を UTF-16 とすることとし
8497 た。

8498 UTF-16 では、通常用いられる漢字は 2 バイトであるが、2 バイトの組合せを 2 つ用いて
8499 （すなわち 4 バイトで）表される文字もあり、この表現を「サロゲートペア」という。例えば、
8500 「邊」の文字は、ISO/IEC 10646 では、符号位置として U+2B7EA（16 進数）が振られてお
8501 り、UTF-16 では 11011000 01101101 11011111 11101010（16 進数では D8 6D DF EA）の
8502 ビット組合せが割り当てられている。なお、UTF-8 では 11110000 10101011 10011111
8503 10101010（16 進数では F0 AB 9F AA）のビット組合せが割り当てられている。

8504 上の例において、「邊」（符号位置：U+9089）と「邊」（符号位置：U+2B7EA）は別の文字
8505 として扱われているが、「邊」と「邊」は字形がわずかに異なるものの、単なるデザインの差
8506 であるとして区別されていない。しかし、氏名を扱う場合等、実務上、区別する必要がある場
8507 合がある。そこで、文字としては同一視される漢字の、細かな字形の差異を特別に使い分ける
8508 ための仕組みとして IVS（ideographic variation sequence/selector。字形選択子／漢字字形指
8509 示列）があり、「邊」でいうと、「邊」（符号位置：U+9089）の後に、符号位置が U+E011B で
8510 ある IVS を付加することで、「邊」とは異なる「邊」の字形を指し示すこととしている。この
8511 場合、UTF-16 によるビット組合せ（16 進数）は、「邊」が 90 89、上記 IVS が DB 40 DD 1B
8512 であることから、「邊」は 90 89 DB 40 DD 1B となる。

8513 **文字情報基盤【もじじょうほうきばん】**……文字情報基盤推進委員会による、人名等を正確に表
8514 記する必要のある行政業務で用いられる漢字約 6 万文字を整備して国際標準化を行う事業、
8515 また、同事業により整備された一連の成果物をいう。同委員会は、平成 22 年度に、内閣官房
8516 情報通信技術（IT）担当室（現 IT 総合戦略室）、総務省、法務省、経済産業省、文化庁など
8517 の関係府省や専門家、産業界関係者が参加し、独立行政法人情報処理推進機構を事務局として
8518 設置されたものである。行政機関や行政機関内のシステムごとに外字を作成していた文字の
8519 相互参照を可能とすることによって、行政事務の効率を向上し、外字管理コストを削減するこ
8520 とを目的としている。

8521 文字情報基盤では、国際規格化を進めることを目的に作成が開始された「IPAmj 明朝フォ
8522 ント」、MJ 文字集合（約 6 万文字）の文字に関する各種データを集めた「MJ 文字情報一覧表」、
8523 MJ 文字集合と JIS X 0213 の範囲にある漢字（約 1 万文字）との結びつきを整理した「MJ 文
8524 字縮退変換マップ」、MJ 文字情報一覧表の文字を様々な条件で検索できる「検索システム」、

8525 MJ 文字情報一覧表等の文字情報をより活用しやすい形にデータベース化した「文字情報基盤
8526 DB」、その他、「文字情報基盤導入ガイド」、「文字情報基盤導入テクニカルスタディ」、「参考：
8527 変体仮名一覧」、「導入事例」、「調達仕様書記載例」等が提供されている。

8528 **文字セット【もじせつと】**……文字の集合のこと。コンピュータに密接に関係する文字集合とし
8529 ては、JIS 規格等がある。コンピュータに密接に関係しない文字集合としては、『常用漢字（常
8530 用漢字表』（平成 22 年内閣告示第 2 号）、常用漢字に含まれない文字からなる『人名用漢字』
8531 （戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）別表第 2）等がある。
8532 「文字コード」も参照のこと。

8533 **文字セット等【もじせつととう】**……文字セット・文字コード・文字符号化方式のこと。

8534 **文字符号化方式【もじふごうかほうしき】**……文字の集合をコンピュータで扱うために、文字に
8535 割り当てた番号とコンピュータで扱うための符号へ変換する対応表の方式のこと。「文字コー
8536 ド」を参照のこと。

8537 **モジュラス 11【もじゅらすいれぶん】**……桁数の多い数字を扱う場合等の入力及び読み取りの誤
8538 り検知用に付加されるチェックデジット（検査番号）の算出方法の 1 つ。

8539 各番号の右から順番に「2、3、4、5、6、7」の係数を掛けて（係数が不足の場合は 2
8540 に戻る）、番号と係数を掛け合わせた合計を 11 で割り算した答えの余りをチェックデジット
8541 とする方法のこと。

8542

8543

ゆ

8544

8545 **UCS【ゆーしーえす】**……Universal Coded Character Set の略。国際標準化機構（ISO）と国際
8546 電気標準会議（IEC）の合同委員会による文字セット等の国際標準の 1 つである ISO/IEC
8547 10646 のこと。

8548 **UTF-16【ゆーていーえふじゅうろく】**……ISO/IEC 10646 で規定された文字符号化方式の 1 つ。
8549 一般に、UTF-16 では、英数字・漢字とも 2 バイト（16 ビット）となることが通常である。
8550 「文字コード」も参照のこと。

8551 **UTF-8【ゆーていーえふえいと】**……ISO/IEC 10646 で規定された文字符号化方式の 1 つ。一般
8552 に、UTF-8 では、英数字が 1 バイト（8 ビット）、仮名や漢字が 3 バイト（24 ビット）となる
8553 ことが通常である。

8554 「文字コード」も参照のこと。

8555 **郵便番号マスタ【ゆうびんばんごうますた】**……郵便番号マスタとは、日本郵便株式会社が提供
8556 する郵便番号データ等を基に作成された住所や事業所と郵便番号との対応情報のこと。

8557 郵便番号マスタによって、住所や事業所からの郵便番号特定及び郵便番号からの住所や事
8558 業所特定といったことが実現できる。

8559 **ユニーク【ゆにーく】**……重複がなく、一意であること。

8560 **Unicode【ゆにこーど】**……米国の非営利法人である Unicode コンソーシアムによる文字セット
8561 等の業界規格のこと。

8562 Unicode コンソーシアムは、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）とは直
8563 接関係はないものの、連携をしながら規格を策定しており、Unicode は ISO/IEC 10646 と概
8564 ね互換となっているが、本仕様書では、業界規格である Unicode ではなく、国際標準である
8565 ISO/IEC 10646 によって文字要件を規定することとした。

8566

8567

り

8568

8569 **リカバリ【りかばり】** ……不具合が発生したシステム、サーバ、アプリケーションなどを復旧、
8570 修復、復元すること。外部記憶装置においては、媒体の破損等でデータが正常に取り出せなく
8571 なった場合、可能な限りデータを取り出して保全したり、残りの装置からデータを復元したり
8572 する。ソフトウェアにおいては、正常に作動しなくなった OSなどを消去し、再インストール
8573 して初期状態に戻す。

8574 **利用権限【りようけんげん】** ……業務区分、職位等に基づいた利用権限のこと。

8575

8576

る

8577

8578 **ルーティン処理【るーていんしより】** ……繰り返し行われる定型的な処理のこと。

8579

8580

ろ

8581

8582 **労働基準法第 111 条代用証明【ろうどうきじゅんほうだいひやくじゅういちじょうだいようしよ**
8583 **うめい】** ……労働基準法第 111 条では、労働者及び労働者になろうとする者並びに使用者が、
8584 戸籍の記載事項の証明を無料で請求できることが規定されている。一部の自治体においては、
8585 （戸籍の記載事項を含む）住民票（原票）の記載事項の証明を住民記録システムから出力し、
8586 戸籍の記載事項の証明の代用として無料で交付している。しかし、労働基準法第 111 条はあ
8587 くまで戸籍についての条文であり、また、住民票の写しや住民票記載事項証明書で対応可能で
8588 あることから、本仕様書上は、不要とした。なお、手数料については、どのような場合に徴収
8589 するかを含め、各自治体の条例によって定められることから、手数料の有無については、住民
8590 記録システムからこうした証明を出力できる必要がある理由にはならない。

8591 **ログ【ろぐ】** ……住民記録システムの利用状況やデータ通信等の履歴、情報の記録を取ること。
8592 またその記録そのものを指す。

8593 操作やデータの送受信が行われた日時と、行われた操作の内容や送受信されたデータの中
8594 身などが記録される。

8595 データ通信の履歴等については、自治体クラウド等によりデータセンターを利用している
8596 場合、データセンター事業者によって情報が記録されている。このような場合、SLA とセッ
8597 トでログの運用・管理を実施する等が求められる。

8598 「アクセスログ」、「イベントログ」、「操作ログ」、「通信ログ」、「認証ログ」も参照のこと。

8599 **ログイン【ろぐいん】** ……コンピュータやネットワーク、オンライン処理で業務を行う際に、操
8600 作者の識別情報を入力し、あらかじめ登録された情報との照会を行い利用を開始すること。
8601
8602
8603
8604
8605
8606
8607
8608
8609